当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

出身国に関する報告書

バングラデシュ

2010 年 8 月 20 日

UK Border Agency　英国国境局
出身国情報サービス

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

序文

最近の出来事

2010年7月1日から8月19日までにバングラデシュで起きた出来事

2010年7月1日から19日までに発行、または初めて入手された報告書

項目

背景事情

1. 地理的条件 1.01
祝祭日 1.05
地図 1.06
2. 経済 2.01
3. 歴史 3.01
独立前の時代 3.01
シェイク・ムジブル・ラフマン政権：1972～1975年 3.02
ジアウル・ラフマン政権：1975～1981年 3.03
ホッサイン・モハマド・エルシャド政権：1982～1990年 3.04
カレダ・ジア政権：1991～1996年 3.05
シェイク・ハシナ政権：1996～2001年 3.06
カレダ・ジア政権：2001～2006年 3.07
暫定政府および非常事態下：
2006年10月～2009年1月 3.08
2008年12月29日総選挙 3.10
総選挙で議席を争った政党 3.11
総選挙の結果 3.13
選挙結果に対する反応 3.14
国外のオブザーバーによる報告 3.16
選挙後の暴力行為 3.20
シェイク・ハシナ：2009年～現時点 3.21
違法地方選挙 3.23
バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱 3.24
4. 最近の動き：2009年～現在 4.01
1971年に行われた戦争犯罪 4.06
ボンゴボンドゥ・シェイク・ムジブル・ラフマンの殺人者の裁判 **4.07**
自然災害 **4.14**
5. 憲法 5.01
6. 政治体制 6.01
暫定政府 6.04
地方自治 6.07
選挙の監視 6.09

人権問題

The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7. 序論 7.01
8. 治安部隊 8.01
警察および準軍事的組織 8.02
兵力 8.05
その他の政府軍 8.06
軍事情報総局（DGFI） 8.06
治安部隊による人権蹂躙 8.08
恣意的な逮捕と拘留 8.08
拷問 8.11
Odhikar 拷問防止プロジェクト 8.15
超法規的な殺人 8.16
アカウンタビリティ（説明責任）と刑事免責 8.21
法律の執行機関に見られる汚職 8.23
警察改革計画 8.24
苦情を申し立てる方法 8.27
9. 兵役義務 9.01
10. 非政府系武装集団による犯行 10.01
11. 司法機関 11.01
組織 11.04
特別法廷 11.08
真実と説明責任に関する委員会 11.09
非公式の司法制度：村の裁判制度とシャリシ（Shalish） 11.10
独立性 11.11
公正な裁判 11.15
司法機関に見られる汚職 11.18
12. 逮捕および拘留 – 法的権利 12.01
予防的な拘留と法的な枠組み 12.02
刑事訴訟法（CrPC）：第 54 節 12.04
特別な権限に関する法律（SPA） 12.05
審理前拘留 12.10
保釈 12.11
13. 刑務所の環境 13.01
14. 死刑 14.01
15. 政治的所属 15.01
政治的表現の自由 15.01
結社および集会の自由 15.02
野党勢力と政治活動家 15.04
政治的な暴力 15.04
主要な政党の指導者に対する容疑および制限的な措置 15.06
16. 言論および報道の自由 16.01
ジャーナリスト（記者）の処遇 16.06
17. 人権機関、組織、および活動家 17.01
国家人権委員会（NHRC） 17.03
人権問題に取り組む NGO に対する処遇 17.07
18. 汚職 18.01
汚職防止委員会（ACC） 18.02
汚職およびその他の容疑で逮捕される高官 18.07

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

19. 信教の自由 19.01
家族法 19.05
ファトワー 19.11
ヒンズー教徒 19.14
仏教徒 19.20
アフマディヤ共同体（アフマディー教、カディヤニ、クアディアニとも呼ばれる） 19.24
キリスト教徒 19.28
20. 民族集団 20.01
チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族 20.02
ビハリ族 20.05
背景 20.05
国民として認知されたビハリ族の人々 20.07
キャンプ地での生活環境 20.12
21. レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダーの人々 21.01
法律上の権利 21.03
国家の扱いと態度 21.08
警察官とマスタンによる虐待行為 21.08
社会的な扱いと態度 21.12
ヒジュラー 21.14
医療・福祉サービスの利用 21.15
22. 障害を持つ人々 22.01
23. 女性を取り巻く環境 23.01
概要 23.01
法律上の権利 23.05
政治に関する権利 23.07
社会的および経済的な権利 23.09
女性に対する暴力 23.13
家庭内暴力 23.16
レイプ 23.19
酸を使用した攻撃 23.23
自警行為 23.31
家庭内暴力の被害者に対する政府と NGO 団体からの支援 23.32
健康に関する問題 23.35
24. 子どもを取り巻く環境 24.01
概要 24.01
法律に関する基本的な情報 24.06
法律上の権利 24.09
子どもに対する暴力 24.11
児童就労 24.16
子どものケアと保護 24.25
教育 24.30
マドラサ（イスラム神学校） 24.34
健康と福祉 24.35
書類 24.37
25. 人身売買 25.01
26. 医療問題 26.01
医療行為と医薬品の利用可能性に関する概要 26.01

 The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

HIV/AIDS − 抗レトロウイルス治療 **26.06**
腎臓透析 **26.08**
メンタル・ヘルス **26.09**
27. 移動の自由 **27.01**
28. 国内避難民となった人々（**IDP**） **28.01**
29. 外国からの難民 **29.01**
ロヒンギャ族の難民 **29.04**
30. 市民権と国籍 **30.01**
31. 出国と帰国 **31.01**
子ども **31.03**
32. 公文書の偽造および不正取得 **32.01**
33. 雇用される者の権利 **33.01**

付録

付録 **A** − 年表
付録**B** − 政治組織
付録**C** − 著名な人々
付録 **D** − 略語一覧
付録**E** − 参考文献

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

序文

i この「出身国に関する報告書（COI 報告書）」は、亡命および人権に関する問題について決断を下すためのプロセスに従事する政府職員が使用することを目的に英国国境局（UKBA）の COI サービスにより作成されている。本報告書は、英国において亡命および人権の分野で最も広く提起されている問題に関する一般的な背景事情を示している。本報告書の本文には、2010 年 6 月 30 日までに入手できた情報が含まれている。「最近の出来事」の節では、さらに 2010 年 7 月 1 日から 8 月 19 日までに入手できた出来事と報告に関する要旨を伝えている。本報告書は 2010 年 8 月 20 日に発行された。

ii 本報告書は広く認知されている外部の情報元が作成した資料のみを基に作製されており、UKBA の意見や方針は一切反映されていない。本報告書の本文全体に含まれるすべての情報は、亡命および人権に関する問題について決断を下すプロセスに従事する職員に対して公開された原資料に基づいている。

iii 本報告書は、亡命および人権の分野で提起される主要な問題に焦点を当て、原資料として特定された資料の要旨を伝えることを目的としている。したがって、本報告書は詳細な、または包括的な調査結果を伝えることを目的とはしていない。より詳細な情報については、該当する原資料を直接参照するべきである。

iv COI 報告書の構成と書式は、電子的な手段を使用して特定事項に関する情報を迅速に入手する必要があり、目次のページを使用して必要な情報を直接入手する UKBA の意思決定者およびアピール提示担当者が用いる方法を反映している。主要な課題については、特定の節である程度詳細に論じているが、他の節においても短く言及されている場合がある。このため、本報告書の構成上、内容の重複が見られる場合があることにご留意いただきたい。

v この COI 報告書に記載される情報は、原資料で特定できるものに限定されている。特定の主題についてあらゆる側面から論じることに努めているが、必ずしも該当する情報が入手できるとは限らない。このため、本報告書に含まれる情報は、実際に言及される内容を超えて解釈されるべきではないことにご注意いただきたい。例えば、ある法律が可決されたとの言及があっても、実際に記述がない限りその法律が施行されたものと解釈されるべきではない。

vi 上に説明するように、本報告書は数多くの信頼性のある情報元が作成した資料の内容をまとめたものである。本報告書を編纂する際、複数の原資料に示される情報間に見られる相違点を解消することに努力を払っていない。例えば、原資料により個人、場所、政党などの名称や名称の綴りが異なる場合がしばしばある。COI 報告書は名称の綴りの一貫性を保つことを目指しておらず、原資料で使用されている綴りを忠実に反映させている。同様に、原資料に記載されている数値が異なる場合があるが、この場合も原資料の内容をそのまま反映させている。本報告書では、引用した原文に存在する綴りの誤りや誤植を指摘するために「原文のまま」という言葉を挿入しているが、この言葉は資料の内容に関して注釈を行うことを意図していない。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

vii 本報告書は、実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づき執筆されている。しかし、それらの資料には記されていない該当情報を含んでいるより以前の原資料の内容も採用されている場合がある。すべての原資料には、本報告書が発行された時点で重要性があると判断された情報が含まれている。

viii COI 報告書とこれに付属する原資料は公用文書である。すべての COI 報告書は英国内務省のウェブサイトにある RDS のセクションで公開され、本報告書の原資料の大部分は公知の情報として利用することが可能である。本報告書で言及される原資料が電子形式で利用可能な場合、該当するウェブサイトのリンクをそのリンクにアクセスした日付と共に記載している。政府機関や購読サービス機関が発行するものを含む、入手困難な原資料のコピーは、COI サービスに求めることで入手することが可能である。

ix COI 報告書は、上位 20 の難民受入国で定期的に発行されている。COI 重要資料は、下位の難民受入国で業務上の必要性に応じて発行されている。UKBA の職員はまた、具体的な調査を実施するために情報要求サービスに常にアクセスすることができる。

x この COI 報告書を発行するにあたり、COI サービスは入手した原資料の正確で公正な要約を提供することに努めた。本報告書に関する意見や他の原資料の提起を歓迎するので、UKBA の以下の連絡先にお寄せいただきたい。

Country of Origin Information Service（出身国情報サービス）
UK Border Agency 英国国境局
St Anne House CR0 9XB クロイドン
20-26 Wellesley Road ウェルズリー通り 20-26
Croydon CR0 9XB セントアンハウス
United Kingdom 英国
電子メール：**Email:** cois@homeoffice.gsi.gov.uk
ウェブサイト： http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国別情報に関する独立諮問機関

xi 国別情報に関する独立諮問機関（IAGCI）は、UKBAが発行する出身国情報に関する資料の内容について英国国境局の調査責任者に提言する機関として、2009 年 3 月に同責任者により設立された。IAGCIはUKBAのCOI報告書、COI重要資料、および出身国に関するその他の情報資料に関する意見を受け付けている。IAGCI の作業に関する情報は、調査責任者のウェブサイト http://www.ociukba.homeoffice.gov.ukに記載されている。

xii IAGCIは作業を遂行することで、選択されたUKBAによるCOIの文書の内容を検証し、それらの文書に関連した助言と一般的な助言を行う。IAGCIまたは国別情報に関する諮問機関（2003 年 9 月から 2008 年 10 月までの間にUKBAが発行したCOIの文書の内容を監督した独立組織）により検証されたCOI報告書およびその他の資料の一覧は、ウェブサイト http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/で閲覧することができる。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

xiii 注意：IAGCI は UKBA が発行する資料や手順を承認する権限を持っていない。この機関が検証する資料には、非猶予アピール（NSA）一覧への指定、または指定の提言がなされた国々に関するものがある。こうした場合、機関の作業が特定の国を NSA に指定することの決定または提言の承認、あるいは NSA のプロセスそのものの承認を暗示するものと解釈されるべきではない。

Independent Advisory Group on Country Information,
Independent Chief Inspector of the UK Border Agency
5th Floor, Globe House
89 Eccleston Square
London, SW1V 1PN

国別情報に関する独立諮問機関
英国国境局 独立調査責任者
SW1V 1PN ロンドン
エクルストン広場 89
グローブハウス 5 階

電子メール： chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk
ウェブサイト： http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

最近の出来事

2010 年 7 月 1 日から 8 月 19 日までにバングラデシュで起きた出来事

8 月 18 日

バングラデシュ内務省は [2010 年 8 月 18 日] 水曜日、全国の刑務所の過密問題を解決することを目的として、ほぼ 1,000 人の受刑者を釈放すると発表した。大半のバングラデシュの刑務所は現在、想定した収容人員の 3 倍の受刑者を収容している。女性刑務所は過密問題の影響を最も受けており、一部の施設は定員の 4 倍を収容している。
2010 年 8 月 18 日付 「JURIST Legal News and Research Services, Inc.」より
http://jurist.org/paperchase/2010/08/bangladesh-to-release-1000-inmates-to-relieve-prison-overcrowding.php
2010 年 8 月 18 日にアクセス

（第 13 節：刑務所の環境も参照。）

8 月 10 日

バングラデシュのある裁判所は、活動を禁止されたイスラム過激派のジャマアト＝ウル＝ムジャヒディーン（Jamaat-ul Mujahideen Bangladesh）の活動家 5 人に終身刑を宣告した。それらの活動家は 2005 年、ボーグラ（Bogra）北地区での爆破事件に関与したとして有罪判決を受けた。
2010 年 7 月 19 日付「BBC News」：バングラデシュで体罰の中止を命じる
http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-10929743
2010 年 8 月 8 日にアクセス

（第 15 節：野党勢力と政治活動家および付録 B も参照。）

8 月 8 日

前日午後、Ghatail 郡（upazila）の Chandtara 村で激怒した村人がアフマディー教団員を襲撃、10 人に怪我を負わせた。アフマディーイスラム教団バングラデシュ（Ahmadiyya Muslim Jama'at Bangladesh）は、Akandapara のモスク建設の竣工式後の午後 2 時に襲撃を受けた。
2010 年 8 月 8 日付「The Daily Star」：アフマディー教団員が襲撃され、10 人負傷
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=149886
2010 年 8 月 8 日にアクセス

（第 19 節：信教の自由も参照。）

8 月 3 日

最高裁判所の命令があるにもかかわらず、政府は前日、原則として宗教政党を禁止しないことに決定した。最高裁判所はその重大な判決の中で、政府に対し宗教政党を禁止するよう命じた。･･･宗教政党の禁止した場合、秘密政治が始まり、国に混乱をもたらす恐れがあるため、政府は宗教政党を禁止できなかったと思われる。
2010 年 8 月 3 日付「The Daily Star」：政府が宗教政党を禁止せず
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=149233
2010 年 8 月 3 日にアクセス

（第 15 節：野党勢力と政治活動家および第 19 節：信教の自由および付録Bも参照。）

The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

8月2日

与党アワミ連盟（Awami League）およびその他の 17 の政党は、政党登録法に違反して選挙管理委員会（EC）に年次財務諸表を提出しなかった。「人民の代表に関する命令」（RPC）に従って、3 年連続で年次財務諸表を EC に提出しなくても、政党の登録は取り消すことができない。

8月2日付「The Daily Star」：18 政党が 報告書を提出せず
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=149063
2010年8月2日にアクセス

（第 15 節：野党勢力と政治活動家および付録 B も参照。）

7月31日

最近の官報が認知していないように、29 もの先住民族が「公式には」先住民族の資格を失った･･･先住民族の専門家や指導者は先住民族は 50 近くあると述べているのに対し、官報に載っているのは 27 のみである。

2010年7月31日付「The Daily Star」：多くの先住民族が認知されず
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=148822
2010年7月31日にアクセス

（第 20 節：民族集団も参照。）

7月23日

政府は木曜日、警察に対しパブナ（Pabna）および周辺の遠隔地の法と秩序を強化するため、過激派を掃討するよう命じた。その命令は、パブナ県ベラ（Bera）郡の遠隔地で極左集団の活動家によるとされる警察官 3 人の殺害が起こった後に発せられた。

2010年7月23日付の日刊紙「New Age」：政府が過激派の一掃を命じる
http://www.newagebd.com/2010/jul/23/front.html#3
2010年7月23日にアクセス

（第 15 節：野党勢力と政治活動家および付録 B も参照。）

7月19日

バングラデシュの高等裁判所は、政府に対し学校での体罰を中止するよう命じた。その命令は、10 歳の少年が教師に殴打されたとされ、先週自殺した後に発せられた。

2010年7月19日付「BBC News」：バングラデシュで体罰の中止が命じられる
http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-10687875
2010年7月23日にアクセス

（第 24 節：子供を取り巻く環境も参照。）

7月16日

今年の上級中等教育修了証（HSC）および同等の試験で 86.55%という驚くべき合格率を確保した 10 の教育委員会の中で、マドラサ教育委員会（Madrasa Education Board）は 5 年連続で合格率 1 位を占めた。同委員会の平均合格率は、昨年に比べ今年は 2%以上上昇した。

2010年7月16日付「The Daily Star」：マドラサが合格率 1 位に、ファトワーは違法、資金洗浄で告発される
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=146929
2010年7月16日にアクセス

（第 24 節：子供を取り巻く環境 – 教育も参照。）

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7 月 12 日

バングラデシュ史上初めて、裁判所は前日、「十字砲火」で若者を殺害した罪でシングラ（Singra）警察署の署長および 10 人の警察官に実刑判決を下した。高等裁判所裁判官が拘留中の死亡に関して法執行官を非難した 6 日後に、ナトーレ（Natore）県の地方およびセッションズ判事裁判所（Court of the District and Sessions Judge）が命令を下した。
2010 年 7 月 12 日付「The Daily Star」：11 人の警察官が「十字砲火」で有罪判決を受ける、ファトワーは違法、資金洗浄で告発される
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=146375
2010 年 7 月 12 日にアクセス

（第 8 節：治安部隊 - 超法規的な殺人も参照。）

7 月 9 日

前日の判決で高等裁判所は、地方仲裁制度のファトワーの名においてなされた刑罰も含め、あらゆる種類の超法規的な刑罰を非合法であると宣言した。高等裁判所は関係当局に対し、女性へのファトワー（fatwa）の強要に関与した者に対して処罰措置を講じるよう指示した。そのようなファトワの判決または死刑執行に関与した、立ち会った、または参加もしくは支援した場合、いかなる者も刑法に基づいて犯罪に該当し、刑罰を受けると、高等裁判所は述べた。
2010 年 7 月 9 日付「The Daily Star」：ファトワーは違法、資金洗浄で告発される
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=146004
2010 年 7 月 9 日にアクセス

（第 19 節：信教の自由 – ファトワーも参照。）

7 月 7 日

汚職防止委員会（ACC）は前日、資金洗浄容疑でバングラデシュ民族主義党（BNP）タリク・ラフマン（Tarique Rahman）上席副議長、およびその共同事業者であるギアスディン・アルマムン（Giasuddin Al Mamun）を告発した。ACC 副委員長モハマッド・イブラヒム（Mohammad Ibrahim）は、両氏を 2003 年から 2007 年に 2 億 410 万タカを資金洗浄したとして告発し、ダッカ特別市治安判事裁判所（Chief Metropolitan Magistrate's Court in Dhaka）に告発状を提出した。
2010 年 7 月 7 日付「The Daily Star」：資金洗浄で告発される
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=145676
2010 年 7 月 7 日にアクセス

（第 18 節：汚職行為も参照。）

7 月 1 日

バングラデシュ民族主義党が率いる連立政権下の 2001 年から 2006 年の 5 年間に 14 人のジャーナリストが犯罪者によって殺害されたと、シェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）は木曜日、議会で述べた。
2010 年 7 月 1 日付の日刊紙「New Age」：BNP とジャマアテ・イスラミの連立政権下にジャーナリスト 14 人が殺害されるとハシナが言及
http://www.newagebd.com/2010/jul/01/front.html#5
2010 年 7 月 1 日にアクセス

（第 16 節：言論と報道の自由も参照。）

The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

7月1日	バングラデシュ・セイクムジブ医科大学（BSMMU）の 38 名の教官および事務官は、採用および昇進不正疑惑に関するシンジケート委員会の検証報告に続いて、一時的に停職処分を受けた。･･･同報告書によると、それらの職員の採用は規則に従って行われなかった。･･･停職処分を受けた医師は 2001 年から 2006 年に採用されたが、その大半は BNP 支持の医師であった。 *2010 年 7 月 1 日付「The Daily Star」：BSMMU 職員の不自然な採用、医師と事務官 38 人が停職処分に* http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=144881 2010 年 7 月 1 日にアクセス

（第 26 節：医療問題も参照。）

7月1日	ジャマアテ・イスラミ（Jamaat-e-Islami）のモティウル・ラーマン・ニザミ（Motiur Rahman Nizami）党首、アリ・アーサン・ムハンマド・ムジャヒード（Ali Ahsan Mohammad Mojahid）書記長、およびデルワル・ホサイン・サイディ（Delwar Hossain Sayedee）副党首は前日、戦争犯罪関連の 4 件を含む多くの事件に関与した容疑で逮捕された。3 名はまたそれぞれ 16 日間再勾留された。その動きは、国のイスラム教徒の宗教心を傷つけた事件に関連してダッカ裁判所に出廷しなかったため逮捕された日の翌日に起こった。 *2010 年 7 月 1 日付「The Daily Star」：ジャマアテ・イスラミの三人組が多くの事件に関与* http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=144880 2010 年 7 月 1 日にアクセス

（第 4 節：最近の動きおよび第 15 節：政治的所属も参照。）

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2010 年 7 月 1 日から 8 月 19 日までに発行、または初めて入手された報告書

アムネスティ・インターナショナル
バングラデシュ治安部隊が強制捜査で過剰な武力を使用
http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/bangladeshi-security-forces-used-excessive-force-during-raid-2010-07-01
2010 年 **7** 月 **1** 日発行

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

背景事情

1. 地理的条件

1.01 バングラデシュ人民共和国は南アジアに位置し、南東部に位置するビルマ（ミャンマー連邦）との小さな国境地帯とベンガル湾に面する南部の海岸線を除き、国境のほぼ全体をインドと接している。首都はダッカである。（CIA 世界白書（CIA World Factbook））**[62]** この国の面積は約 144,000 平方キロメートル（56,000 平方マイル）である。（Europa の国別統計（Country Statistics）、2009 年 12 月 14 日アクセス） **[1b]**

1.02 行政区画では、バングラデシュは 6 つの管区（Division）、64 の県（District）、6 つの市法人（City Corporation）、308 の市（Municipality）、481 のウポジラ（Upazilla、副県）、599 のタナ（Thana、郡）、および 4,484 のユニオン（Union）に区分されている。（外務省ウェブサイト、2009 年 12 月 14 日アクセス）**[77a]** 一つの地名が複数の地理学的実体を指し示す場合がある。例えば、チッタゴン市はチッタゴン県の中に位置し、チッタゴン県はチッタゴン管区の中に存在している。本報告書で言及する「チッタゴン丘陵地帯（CHT）」は、チッタゴン管区に位置する 3 つの県で構成される。（Bangladesh Guide Map 2003） **[25]**

1.03 2007 年 7 月 5 日にバングラデシュ統計局（BBS）が発行した国勢調査概要によれば、バングラデシュの総人口は 1 億 3,050 万人（統計学的に調整済み）である。**[43b] (p1)** 米国国勢調査局は、2009 年 7 月までにバングラデシュの人口が 1 億 5,610 万人に到達すると予測している。（CIA 世界白書、2009 年 11 月 27 日更新）**[62]** 2001 年に実施された国勢調査によれば、人口の 76.5%が農村地帯に居住しているという。**[43b] (p2)** 2001 年におけるダッカ都市部の人口は 970 万人で、それに続く他の主要都市（「統計上の都市部」）の人口はチッタゴンが 330 万人、クルナが 120 万人、およびラジシャヒが 70 万人であった。（BBS、都市部別の調査） **[43d]** 領土の面積が 1,200 平方キロメートル未満の国々を別にすれば、バングラデシュは世界で最も人口密度が高い国である。（Europa : Statistics、2009 年 12 月 14 日アクセス） **[1b]** バングラデシュ統計局が発行した「バングラデシュ国勢調査の結果のまとめ」に示されているように、2001 年に実施された国勢調査では、人口の 89.6%をイスラム教徒、9.3%をヒンズー教徒、0.6%を仏教徒、0.5%をキリスト教徒または「その他」として分類している。**[43b] (p5)**

1.04 全人口の約 95%が公用語であるベンガル語を話し、残りのほとんどは部族方言を使用している。（Europa : Statistics、2009 年 12 月 14 日アクセス） **[1b]** 国内北東部のシレット管区で主に話されている*シレット語*は、発音、単語の構成、および語彙の面で標準のベンガル語とは大きく異なるものの、一般的にはベンガル語（バングラ語）の一方言であると定義されている。（ハンプシャー州議会、2009 年 4 月 21 日アクセス） **[110]** バングラデシュには、約 300 万人の先住民族（*アディヴァシ*）がおり、彼らの多くは独自の言語または方言を使っている。45 の民族のうちの 11 の民族はチッタゴン丘陵地帯に集中して居住し、彼らはジュマ民族と総称される。国内にはまた、ウルドゥ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

一語を話す人々がおよそ 30 万人おり、彼らは「ビハリ族」として知られる（第 22 節を参照）。（FCO、2007 年 11 月 6 日） **[11k]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

祝祭日

1.05 以下は 2009 年 1 月から 2010 年 12 月までの祝祭日の一覧である。

2009 年

1 月 1 日	元日
2 月 21 日	国際母語の日
3 月 9 日	イーデミラドゥンヌビ（Eid-e-Milad-un Nabi、ムハンマド生誕祭）
3 月 26 日	独立記念日
4 月 14 日	バングラデシュの元日
5 月 1 日	メーデー
5 月 9 日	仏誕祭
7 月 20 日	シャベ・バラット（Shab-e Barat、ムハンマド昇天祭）
9 月 21 日	イード・アル・フィトル（Eid al-Fitr、ラマダン明けの祭り（3 日連続））
10 月 2 日	ドゥルガー・プージャ（Durga Puja（Dashami））
10 月 20 日	シャベ・カダール（Shab e-Qadr（運命の夜））
11 月 7 日	国家革命記念日
11 月 28 日	イード・ウル・アズハ（Eid ul-Adha、犠牲祭）（3 日連続）
12 月 16 日	戦勝記念日（Bijoy Dibosh）
12 月 18 日	イスラム暦の元日

2010 年

1 月 1 日	元日
2 月 21 日	国際母語の日
2 月 26 日	イーデミラドゥンヌビ（Eid-e-Milad-un Nabi、ムハンマド生誕祭）
3 月 26 日	独立記念日
4 月 14 日	バングラデシュの元日
5 月 1 日	メーデー
4 月 28 日	仏誕祭
7 月 9 日	シャベ・バラット（Shab-e Barat、ムハンマド昇天祭）
10 月 2 日	ドゥルガー・プージャ（Durga Puja（Dashami））
10 月 20 日	シャベ・カダール（Shab e-Qadr（運命の夜））
10 月 2 日	イード・アル・フィトル（Eid al-Fitr、ラマダン明けの祭り（3 日連続））
11 月 7 日	国家革命記念日
11 月 17 日	イード・ウル・アズハ（Eid ul-Adha、犠牲祭）（3 日連続）
12 月 16 日	戦勝記念日（Bijoy Dibosh）
12 月 29 日	イスラム暦の元日

注記：
「(a) イスラムの祝祭は、様々な月相を現地で観測してその時期が決められるので、上記の日付は近似である。イード・アル・フィトル前のラマダン月の間、日中は断食、夜間は祝宴で通常の業務取引が妨げられる場合がある。多くのレストランは日中は閉店し、喫煙と飲酒も制限される。混乱は一部、イード・アル・フィトルに及ぶ場合もある。イード・アル・フィトルおよびイ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ード・ウル・アズハは、地域によって異なるが、何らかの形で 2 日から 10 日続く。（b）仏教の祝祭は現地の天文観測に基づいて宣言されるが、正確にその祝祭日を予測することはできない。（iExplore - First Choice Holidays、2009 年 12 月 17 日アクセス） **[118]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

地図

1.06 バングラデシュの主要な都市と町、および管区を示す地図（国連地図製作部門：地図番号 3711、参照番号 2、2004 年 1 月：シレット管区を示すことを目的とした COI サービスによる編集）

Map No. 3711 Rev. 2 UNITED NATIONS
January 2004

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

バングラデシュのその他の地図

テキサス大学ペリー・カスタネダ図書館地図コレクション所蔵の各種地図を閲覧可能。 http://lib.utexas.edu/maps/bangladesh.html

バングラデシュ・アジア協会：*Banglapedia*

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

http://www.banglapedia.org/httpdocs/Atlas/bangladesh.htm

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2. 経済

2.01 「Economist Intelligence Unit」誌が掲載した「2008年におけるバングラデシュの実情」（EIU 国別プロフィール 2008）という記事によると、2007 年の国民一人あたりの国内総生産（GDP）はインドが 1,033 米ドル、パキスタンが 871 米ドル、およびスリランカが 1,650 米ドルであったのに対し、バングラデシュは 427 米ドルであると見積もられた。**[40n] (p24)** 「EIU 国別プロフィール 2008」は BBS による別の調査結果を引用し、2005 年までに国内人口の約 40%が貧困ラインを下回る水準の生活を強いられたと指摘している。（ここでいう貧困ラインとは、一日に 2,122 カロリーの摂取を可能にする食料を買うことができる生活水準として定義されている。）**[40n] (p19) [43e]** 2008-2009（7-6 月）財政年度の通年データによると、財政赤字は GDP 比で 2007-2008 財政年度の 6.1%に比べ 4%であったため、EIU は、2009-2010 および 2010-2011 財政年度にバングラデシュの財政赤字は減少すると予測している。実質 GDP 成長率は鈍化し、前年の 6%から 2009-2010 年度は 5.7%と予想される。2010-2011 年度は 5.9%に加速すると見込まれる。（EIU 国別報告書、2009 年 12 月） **[40c]**

2.02 農業（漁業を含む）は全就業人口の半分以上を占めるが、2006-2007 年度の対 GDP 比では 19%である。バングラデシュは実質的に食糧を自給している。しかし、洪水や干ばつなど、予測できない天候不順が続き、生産計画が頓挫し、目標が達成できなくなる場合が頻繁にあり、結果的に経済が混乱し、この国は食料の供給を輸入に頼ることを余儀なくされている。バングラデシュは世界最大のジュート輸出国であり、その他にも冷凍食品、魚介類、皮革、茶などの農業製品を輸出している。2006-2007 財政年度まで、既製品衣料が国の輸出総収入の 75%以上を占めていた。（EIU 国別プロフィール 2008）**[40n] (p18-26)** バングラデシュの主要な輸出市場が不況から回復しつつあるという兆候は見られたが、2009-2010 財政年度の第 1 四半期では、総輸出は前年比で 11.7%減少した。全輸出の 80%を占める衣料輸出は、国際的小売業者からの注文が減ったままの 3 カ月間の対前年比で 10%減少した。最近の衣料輸出の不振は、バングラデシュの衣料産業がアジアの競合相手の競争力を削ぐことに成功した過去 5 年間に輸出が順調な伸びを見せた後に起こった。冷凍食品、ホームテキスタイル、皮革および履き物などその他の製品の輸出額もまた、急落した。（EIU 国別報告書、2009 年 12 月） **[40c]**

2.03 EIU は 2008 年 2 月に発行した「国別報告書」の中で、この国の主食である米の価格が 2007 年 1 月以降、約 2 倍にまで上昇したと伝えている。特に 2007 年 7 月から 8 月にかけて起きた洪水と 2007 年 11 月にこの地を襲ったサイクロンによる被害の影響で米の生産量が減少し、深刻な食糧不足がもたらされた。**[40l] (p7,11,13)** しかし、2009 年 3 月 24 日付の「*Daily Star*」は米の価格が安定したと伝えている。例えば、前年には小売価格が 1 キロあたり 30～33 タカ（BDT）であった玄米価格は、1 キロあたり 23～25 タカ（BDT）に落ち着いている（2.07 に示す通貨の説明を参照）。**[38c]** 2009 年 4 月、食糧計画監視委員会は、卸売市場の価格を農業経営者にとって実現可能な水準に維持することに貢献する目的で、2009 年 5 月から 9 月までにかけて政府が特定の品種の米を固定価格で大量に調達すると伝えた。（UNB、2009 年 4 月 27 日）**[39az]** 2009 年 1 月 7 日に首相に就任したシェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）は、国民の生活にとって欠かせない消費財の価格を下げることが政府が取り

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

組むべき最優先の課題であると表明している。（2009 年 1 月 7 日付「*The Daily Star*」）**[38dk]** しかし、EIU の 2009 年 12 月国別報告書によると、砂糖と米の価格が上昇し続けたため、年間食品物価インフレ率は 2009 年 9 月に 5%になった。消費者価格は 2009 年 2 月以降、毎月上昇を続けた。 **[40c]**

2.04 「EIU 国別プロフィール 2008」は、「莫大な額の送金が非公式なルートを経由して行われていると考えられるため、バングラデシュ経済に対するこうした送金の重要性は公式なデータに示されているものよりも遥かに大きい可能性がある」と指摘している。**[40n] (p23)** 2009 年 6 月 4 日付の BBC News の記事によれば、2009 年現在、ペルシャ湾岸諸国で就労しているバングラデシュ人の数は 600 万人を超えているが、世界的な不況による建設事業の衰退により数千人が祖国に戻っているという。**[21f]**

2.05 2009 年 12 月に発行された EIU 国別報告書には以下のように記されている。

「海外で働く推定 600 万のバングラデシュ人労働者による送金額は、前年比で 21.2%増加し、2009-2010 財政年度の最初の 4 カ月で 36 億米ドルに達したが、上昇率としては、送金額が 36.5%急増した前年同期に比べやや鈍いものとなった。労働者による海外からの送金額は 10 月に特に大きく、前年比で 41%急増し、9 億 1,100 万米ドルに達した。海外の労働市場低迷の現状を考慮すると、送金の急増は注目に値するが、公式なルート経由での送金が普及しつつあること、および総送金額の一部は海外に永住するバングラデシュ人コミュニティーからのものであるという実態を反映していると考えられる。人材雇用訓練局（BMET）によると、2009 年の最初の 11 カ月間に海外に職を見つけたバングラデシュ人は 44 万 1,590 人を数えたが、これは前年同期の総数のほぼ 2 分の 1 に過ぎない。」**[40c]**

2.06 バングラデシュの通貨単位は「タカ」（BDT）で、この単位はさらに 100 ポイシャ（パイサ）に分けられる。（Europa）**[1b]** 2010 年 6 月 11 日現在の為替レートは 1 ポンド＝106.105 バングラデシュ・タカである。（xe.com）**[22]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

3. 歴史（1947～2009 年）

本節では、東パキスタンとして知られていた 1947 年に英国から独立して以降のバングラデシュの歴史を概略する。バングラデシュの近現代史の詳細については、議会図書館の連邦研究計画（Federal Research Program）：国別研究：バングラデシュ（A Country Study: Bangladesh）で参照できる。**[9a]**

独立前の時代：1947～1971 年

3.01 2009 年 12 月 17 日にアクセスした国際戦略研究所（IISS = International Institute for Strategic Studies）の武力紛争データベース（ACD = Armed Conflict Database）（日付不詳）には、以下の記載がある。

「英国によるインド統治が 1947 年に終わると、東と西のパキスタンからなるイスラム教徒が圧倒的多数を占める国家がインドの東西に樹立された。その結果、新たに樹立された国は、地理的に 2 つの領土に分離した形で存在した。東パキスタンは西パキスタンよりも小さいため、政治的に優位に立つ西パキスタンとの軋轢はまもなく明確になった。東パキスタンは、西パキスタンが支配する中央政府に搾取されていると感じていた。疎遠感は、2 つのパキスタンの言語的民族的な違いによってさらに深まった。ベンガル人の独立への思いは、1949 年のアワミ連盟（AL = Awami League）の結成に集約され、同党はより大きな自治権を求めて運動を開始した。次に軋轢を生む早期の兆候は 1950 年に見られた。この時、西側はウルドゥー語を国語と定めようとしたが、東側はこれを拒絶した。

「1971 年、緊張関係は頂点に達した。その前年、サイクロンは東パキスタンを壊滅させ、50 万人の人命を奪った。西パキスタンの中央政府による対応は鈍く、強い批判を浴びた。1970 年後半、アワミ連盟は東パキスタンで行われた選挙で勝利し、これによって同党は国会で過半数の議席を占め、党首シェイク・ムジブル・ラフマン（ムジブとも呼ばれる）は一気に著名な存在に押し上げられた。西パキスタンの政権はその選挙結果を認めなかったため、ダッカの街々で暴動が起こった。ヤーヤ・カーン（Yahya Khan）大統領の戦略はムジブを逮捕し、1971 年 3 月 25 日に東パキスタンを侵略することであった。その結果起こった内戦は、バングラデシュ人に多大な犠牲を強い、死傷者数は数十万から 3 百万人に及んだと推計されている。西パキスタン軍が実行したとされる大虐殺から逃れるために、約 1 千万人の難民がインドに避難した。

「インドはその紛争で決定的な役割を果たした。1947 年以降、インドは東と西のパキスタンに挟まれた状況に極めて不快な思いを抱いていた。こうした理由から、さらに大量の難民流入の対応を突然強いられることになったことから、インドは 1971 年 12 月、東パキスタンのために介入を決めた。12 月 16 日、西パキスタン軍は降伏を宣言した。西パキスタン軍の敗北によって投獄されていたムジブは解放され、憲法に基づいて議会制民主主義によって統治されることになった、新たに樹立された独立国バングラデシュの首相に就任した。翌年 3 月、バングラデシュとインドは友好条約に調印した。**[116b]**

目次に戻る

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

出典一覧に進む

シェイク・ムジブル・ラフマン政権：1972～1975 年

3.02 2010 年 5 月に更新された米国国務省「背景情報：バングラデシュ編」は、1971 年 12 月 16 日について、「･･･バングラデシュ（「ベンガル国」の意）は誕生した。新国家は 1972 年憲法に基づいて議会制民主主義国となった。初代政府は･･･アブ・サイード・チョードリー（Abu Sayeed Choudhury）判事を大統領、シェイク・ムジブル・ラフマン（「ムジブ」）を･･･首相としてダッカに樹立された」と記載している。同報告書はさらに続く。

「ムジブは圧倒的な個人的人気を得て首相になったが、この国民からの支持を政府の長としての役割を果たすのに必要な政治力に変えることに苦労した。1972 年 12 月に施行された新憲法に基づいて、首相は強い執行兼を付与され、大統領の地位は原則として儀礼的職務を行うものとされ、司法は独立が保証され、立法府は英国議会制を模範として一部修正を加えた一院制となった。1972 年憲法は民族主義、世俗主義、社会主義、民主主義というアワミ連盟（AL）の 4 つの基本原則を国家政策として採用した。

「1972 年憲法に基づく第 1 回国政選挙は 1973 年 3 月に実施され、アワミ連盟は圧倒的多数の議席を占め勝利した。バングラデシュの創生期には、広範な層に訴える力、党員の構成、組織力の面でアワミ連盟に匹敵する、または挑戦することができる政党はなかった。経験豊富な役人とアワミ連盟の党員に大きく依存しながら、新バングラデシュ政府は経済と社会の救済、再生および再建に重点的に取り組んだ。しかし、経済状況は相変わらず不安定であった。ムジブは 1974 年 12 月、止まらない経済悪化と市民暴動の拡大に対し強い措置を講じることに決定した。非常事態を宣言した後、ムジブは国会で多数を占めている議席を用いて、立法府と司法府の権限を制限する憲法改正を図るとともに、執行兼を有する大統領制を確立し、バングラデシュ・クリシャク・スラミーク・アワミ連盟（BAKSAL）による一党独裁体制を定めて、すべての国会議員（および政府高官と軍高官）が党員になることを義務付けた。

「経済状況は 1975 年前半に多少の改善が見られたが、約束された政治改革の実施は遅れがちで、政府の政策への批判は徐々にムジブに集中していった。1975 年 8 月、ムジブとその家族の大半が陸軍の中堅将校によって暗殺された。ムジブの娘のシェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）とシェイク・レハナ（Sheikh Rehana）は国外にいて無事であった。ムジブの同僚であったカンデカル・モシュタク（Khandakar Moshtaque）の率いる新政府が樹立された。」**[2e]**

ジアウル・ラフマン政権：1975～1981 年

3.03 「一連の軍事クーデターの後、陸軍参謀総長のジアウル・ラフマン（Ziaur Rahman）（「ジア」）大将が絶対的指導者として登場した。ジアは、サエム（Sayem）大統領兼最高裁長官が率いる文民政府を陸軍が支持することを

約束した。ジアの命令で、サエムは議会を解散し、1977 年に新たに選挙を行うことを約束して戒厳令を敷いた。

「ジアは戒厳政権（MLA）の背後にいて、政府の政策と統治を進めようとした。引き続き政党を禁止する一方、新経済計画を開始し、家族計画を重視するため、混乱した官僚機構を復活させせようとした。1976 年 11 月、ジアは戒厳司令長官（CMLA）になり、その 5 カ月後のサエムの大統領退任とともに、1978 年に国政選挙を実施することを約束して大統領に就任した。

「大統領としてジアは経済改革の 19 ポイント計画を発表し、MLA の解体を開始した。選挙を実施する約束を守り、ジアは 1978 年 6 月に選挙を実施し、76%の票を獲得して任期 5 年の政権の座に就いた。1978 年 11 月、ジア政権は 1979 年 2 月の国政選挙に合わせて政党活動に対する残りの制限を撤廃した。バングラデシュの政府を MLA から民主的に選ばれた立憲政府に変革するというジアの試みは、30 以上の政党によって争われた国政選挙によって頂点に達した。AL、およびジアが結成したバングラデシュ民族主義党（BNP）が二大政党を形成することとなった。

「1981 年 5 月、ジアはチッタゴンで軍隊内の反対派によって暗殺された。クーデターはチッタゴン市外に広がることなく未遂に終わり、主犯の共謀者は拘束されるか、殺害された。憲法に従って、副大統領のアブドゥス・サッタル（Abdus Sattar）判事が大統領代理に就任した。サッタルは新たに国家非常事態を宣言し、6 カ月以内に新しい大統領を選ぶ選挙を呼び掛け、サッタルは BNP の候補者として選挙に勝利した。サッタル大統領は前任者の政策を引き継ごうとして、実質的に同じ閣僚を留任させたが、陸軍が再び介入した。」[2e]

ホッサイン・モハマド・エルシャド政権：1982～1990 年

3.04 「陸軍参謀長のホッサイン・モハマド・エルシャド（Hossain Mohammad Ershad）中将は 1982 年 3 月、無血クーデターで権力を掌握した。エルシャドは憲法を停止し、まん延する汚職、役に立たない政府、および経済政策の失敗を理由に戒厳令を発令した。翌年、エルシャドは陸軍参謀長と CMLA に留まったまま、大統領に就任した。ほぼ 1984 年を通して、エルシャドは野党に対し、戒厳令下で地方選挙に参加するよう求めた。しかし、野党が参加を拒否したため、エルシャドはその計画を放棄せざるを得なかった。エルシャドは 1985 年 3 月、政権に対する国民の支持を求めて、彼の統率力の有無を問う国民投票を行った。投票率は低かったが、エルシャドは圧倒的多数で支持された。2 カ月後、エルシャドは地方議会の議長選挙を実施した。親政府派の候補者が議長職の大多数を占め、大統領の野心的な地方分権化計画が始動した。政治活動に対する制限は 1986 年始めにさらに解除され、大規模な大衆集会を開く権利など、さらに広範な政治的権利の回復が図られた。同時に、戒厳令政治からの脱却というエルシャドの政治を具現化するための道具として考えられたジャティヤ（Jatiya）党（国民党）が結成された。

「ジア元大統領の未亡人ベグム・カレダ・ジア（Begum Khaleda Zia）が率いる BNP が棄権したにもかかわらず、国政選挙は 1986 年 5 月に予定通り実施された。ジャティヤ党は国民議会 300 議席のうち過半数を上回る議席を獲

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

得した。故ムジブ元大統領の娘であるシェイク・ハシナ・ワゼド（Sheikh Hasina Wajed）が率いるアワミ連盟が参加したため、広範に投票不正疑惑があったにもかかわらず、選挙は一定の信頼性を得た。

「エルシャドは陸軍参謀長を辞任し、10 月に予定された大統領選挙に備えて軍役から退いた。戒厳令がまだ有効であることに抗議して、BNP と AL の両党は大統領選に候補者を立てることを拒否した。エルシャドは投票数の 84%を獲得し、他候補者を大きく引き離した。エルシャド政権は、投票率は 50%を上回ったと主張したが、野党党首および多くの外国報道機関は、投票率はそれよりはるかに低いと見積もるとともに、不正投票があったと主張した。

「エルシャドは引き続き戒厳令を撤回するという公約を維持した。エルシャド政権は 1986 年 11 月、憲法を改正し、戒厳政権のこれまでの活動を承認するのに必要となる 3 分の 2 の議員を召集して国民議会を開いた。大統領が次に戒厳令を撤回すると、選挙で選ばれた野党勢力の議員が国民議会に出席した。

「しかし、1987 年 7 月、政府が地方行政議会に軍隊の代表を入れるという議論の的になった法案を性急に通過させると、野党はそれに抗議して議会から退場した。同法案の通過によって、反対派の運動に火が点いて急速に勢いが増し、バングラデシュの野党勢力は初めて 1 つにまとまった。国の 1974 年特別権限法（Special Powers Act of 1974）に基づいて、政府は多数の反対派活動家の逮捕に乗り出した。こうした逮捕にもかかわらず、野党は引き続き抗議デモや全国ストを組織した。非常事態宣言を発した後、エルシャドは議会を解散した。さらに 1988 年 3 月に新たに選挙を実施する予定を述べた。

「主要な野党はすべて、その選挙への参加を求める政府提案を拒否し、政府には自由公正な選挙を実施する能力がないという主張を保持した。野党勢力の選挙不参加にもかかわらず、政府は選挙の実施を進めた。与党ジャティヤ党は 300 議席のうち 251 議席を獲得した。反対派によって正当性がないと見なされていた議会は予定通り開会され、イスラム教をバングラデシュの国教とする議論の的になった憲法改正、ダッカ以外の主要都市にも高等裁判所の法廷を設ける条項を含め、多数の法案を通過させた。イスラム教は国教のままであるが、高等裁判所部門を地方に分散させる条項は最高裁判所によって無効にされた。

「国内の政治状況は 1988 年までには沈静化していたように見えた。その地方国政選挙は一般に、それまでの選挙に比べ暴力との関わりが少なく、自由公正に行われたと、海外のオブザーバーからは見られていた。ところが、エルシャドの支配に対する反対運動が再び勢いを取り戻し始め、1990 年末までにゼネストの頻繁な発生、キャンパス内での抗議活動や大衆集会の増加、法と秩序の全般的な崩壊といった状況の中で激化した。

「1990 年 12 月 6 日、エルシャドは辞意を表明した。市民暴動の拡大から 2 カ月後の 1991 年 2 月 27 日、大統領代理シャハブッディン・アーメド（Shahabuddin Ahmed）最高裁長官が率いる暫定政府は選挙を実施、監視したが、その選挙はそれまでに行われた国政選挙で最も自由公正なものであったと大抵のオブザーバーが考える選挙であった。**[2e]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

カレダ・ジア政権：1991～1996 年

3.05 「中道右派の BNP は選挙で過半数を獲得し、イスラム原理主義政党ジャマアテ・イスラミ（Jamaat-e-Islami）の支持を得て、ジアウル・ラフマンの未亡人であるベグム・カレダ・ジア（Begum Khaleda Zia）が首相に就任した。1991 年の国政選挙で 10 以上議席を獲得した政党は、カレダ・ジア（Khaleda Zia）首相が率いる BNP、シェイク・ハシナが率いる AL、グーラム・アザム（Ghulam Azam）が率いるジャマアテ・イスラミ（JI = Jamaat-I-Islami）、およびミザヌル・ラフマン・チョウドフリ（Mizanur Rahman Choudhury）議長代行が率いるジャティヤ党（JP）の 4 党のみであった。JP の創設者エルシャド元大統領は汚職の罪で実刑判決を受けていた。有権者はバングラデシュの最初の 1972 年憲法のように、議会制度の正式な再構築、首相への統治権限の返還など、憲法のさらなる変更を承認していた。1991 年 10 月、議会は新国家元首としてアブドゥル・ラフマン・ビスワス（Abdur Rahman Biswas）を大統領に選出した。

「1994 年 3 月、議会補欠選挙を巡る論争（野党側は政府が選挙結果を不正に操作したと主張）がきっかけとなって、全野党は議会への出席を無期限に拒否した。野党側はまた、カレダ・ジア政権が総辞職し、暫定政府の監視の下に総選挙を実施するよう求めて、ゼネストを繰り返し行う計画を開始した。英連邦事務局（Commonwealth Secretariat）の仲介の下でその論争を収めようとしたが、その試みは失敗に終わった。話し合いによる解決を目指した別の試みが 1994 年 12 月末に失敗すると、野党側国会議員は総辞職した。野党側は次に、政府を総辞職させるためにデモ行進やストライキなどの運動を続けた。アワミ連盟のシェイク・ハシナを始めとする野党側は、1996 年 2 月 15 日に予定された国政選挙に参加しないことを誓った。

「カレダ・ジアは 2 月、3 つの主要野党が参加せず、不公正であるとして糾弾した選挙で大勝して再任された。激化するばかりの政治的混乱が続いた後の 1996 年 3 月、開会中の議会は、中立的な暫定政府が権限を掌握し、新たに国政選挙を実施することを認める憲法改正を成立させた。元最高裁長官のモハメッド・ハビブル・ラフマン（Mohammed Habibur Rahman）が暫定政府の主席顧問（Chief Adviser、首相に相当する地位）に任命された。新国政選挙は 1996 年 6 月に実施され、アワミ連盟が過半数を獲得し、権力を追われたエルシャド元大統領が率いるジャティヤ党の支持を得て政府を樹立し、党首のシェイク・ハシナが首相に就任した。**[2e]**

シェイク・ハシナ政権：1996～2001 年

3.06 「シェイク・ハシナは 1996 年 6 月、ジャティヤ党と、極めて小さい極左政党である国家社会主義党（Jatiyo Samajtantric Dal）からそれぞれ 1 名の大臣を内閣に迎え、「国民合意の政府」と自ら呼ぶ政府を樹立した。ジャティヤ党は正式に連立に加わることはなく、党総裁の H・M・エルシャドは 1997 年 9 月に政府への支持を取り下げた。1996 年の国政選挙で 10 以上議席を獲得した政党は、アワミ連盟、BNP、ジャティヤ党の 3 党のみであった。ジャティヤ党のエルシャド総裁は 1997 年 1 月、保釈金を支払って刑務所から釈放された。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「国内外の選挙オブザーバーは 1996 年 6 月選挙が自由公正であることを認定し、最終的には、BNP は新しい議会に参加することを決定した。BNP はまもなく、警察とアワミ連盟の活動家は大がかりな嫌がらせと反対派活動家の投獄に関与していると非難した。1996 年末、BNP はこの問題やその他の義憤を理由に議会を退席したが、与党との 4 点合意に基づいて 1997 年 1 月に議会に復帰した。BNP はこの合意は実行されなかったと主張し、1997 年 8 月に再び議会から退席した。BNP は 1998 年 3 月に議会に復帰した。

「1999 年 6 月、BNP とその他の野党は再び議会への出席を取り止めるようになった。野党勢力は、1997 年の合計 6 日から 1999 年の 27 日へと全国規模のゼネストの回数を増やしていった。1999 年初頭に結成された 4 党による野党連合は、選挙の公正さを確保するために野党勢力が要求した措置を政府が講じない限り、議会補欠選挙や地方選挙に参加しないと発表した。政府は野党の要求する措置を講じなかったため、野党勢力は、1999 年 2 月の市国政選挙、いくつかの議会補欠選挙、2000 年 1 月のチッタゴン市法人選挙を始めすべての選挙に参加しなった。

「2001 年 7 月、アワミ連盟政権は、暫定政府が国政選挙を統括することを認めて退陣した。アワミ連盟政権の在任期間に増加した政治的暴力事件は、その後も選挙の直前の段階まで夏を通じて増加し続けた。カレダ・ジアとシェイク・ハシナは 8 月のジミー・カーター元大統領の訪問時に、選挙結果を尊重し、勝敗に関係なく議会に参加し、政治的道具として hartal（極めて強制的なストライキ）の使用を断固として否定し、組閣に成功した場合は、議会で野党にも有意義な役割を与えることに同意した。暫定政府は暴力を抑えることに成功したことにより、2001 年 10 月 1 日に無事に議会総選挙を実施することができた。**[2e]**

カレダ・ジア政権：2001～2006 年

3.07 「BNP が主導する 4 党連合は国政選挙で 3 分の 2 を超える議席を獲得した。ベグム・カレダ・ジアは 2001 年 10 月 10 日、自身 3 回目となる首相に就任した（1 回目は 1991 年、2 回目は 1996 年 2 月 15 日の選挙後）。

「カレダ・ジアの 2001 年 8 月の公約、および選挙は自由公正であったとすべての選挙監視機関が宣言したにもかかわらず、シェイク・ハシナは選挙を糾弾し、その結果を拒否し、議会への参加を取り止めた。しかし、2002 年、シェイク・ハシナは自党の議員を議会に復帰させたが、国務大臣の 1 人によるハシナに対する軽蔑的な発言、および党派的と疑われる議会議長の役割に抗議して、アワミ連盟は 2003 年 6 月に議会から議員を引き上げさせた。2004 年 6 月、AL はその要求が受け入れられなかったにもかかわらず、議会に復帰した。AL はその後、不規則的に議会に出席したが、2005 年 6 月の予算審議への参加には完全に欠席すると発言した。

「2005 年 8 月 17 日、64 の行政県のうち 63 県でほぼ一斉に手製爆弾が主要な政府ビルを標的にして爆発、2 人が殺害された。イスラム過激派組織 Jama'atul Mujahideen Bangladesh（JMB）は、世俗的な法制度をイスラム教のシャリア法廷に代える要求をさらに押し進めることを目的として、同時爆

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

破を行ったとする犯行声明を出した。いくつかの県では、この後の裁判所に対する攻撃で、裁判官、弁護士、および裁判所を護衛する警察官など 28 人が殺害された。政府によるイスラム教過激派撲滅運動を通じて、JMB 上級幹部や中級幹部が数百人規模で逮捕された。JMB の最高指導者 6 人が 2 人の裁判官の殺害に関与したとして裁判にかけられ、死刑宣告され、別の指導者 1 人も同じ事件で欠席裁判にかけられ、死刑宣告された。

「2006 年 2 月、AL は議会に復帰し、早期に選挙を実施するよう要求し、さらに与党連立政権によって次の選挙で不正投票が行われると疑われるような動きを阻止するため、選挙管理暫定政治体制の大幅な変更を要求した。野党指導者に対して世間の耳目を集めた攻撃を複数行ったとして、AL は BNP を非難するとともに、BNP はシェイク・ハシナとアワミ連盟を有望な勢力として排除することしか考えていないと、AL は主張した。BNP を始めとする連立与党は、開発と経済の問題に対する政府の実績に嫉妬するあまり、国内外でバングラデシュの評判を貶めたとして、AL を非難した。主要な与野党の書記長間の対話では、選挙改革問題は解消されなかった。[2e]

暫定政府および非常事態下：2006 年 10 月～2009 年 1 月

3.08 USSD の「背景ノート」には以下の記載がある。

「国会会期が 2006 年 10 月 28 日に終了すると、憲法の第 13 回目改正に基づいて、大統領は最高裁判所前長官 K・M・ハサン判事に主席顧問の地位を与えることが求められた。ハサン判事はその地位を辞退し、暴力的な抗議行動が 2 日間続いた後、イアジュディン・アハメド（Iajuddin Ahmed）大統領は暫定政府の主席顧問にも就任した。

「2007 年 1 月 3 日、アワミ連盟は 1 月 22 日の国政選挙の参加を見合わせると発表した。アワミ連盟は、一連の全国規模のゼネストおよび交通封鎖を計画した。

「2007 年 1 月 11 日、イアジュディン・アハメド大統領は非常事態宣言を発し、主席顧問を辞任し、国政選挙を無期限に延期した。2007 年 1 月 12 日、元バングラデシュ銀行総裁のファクルディン・アハメド（Fakhruddin Ahmed）が新主席顧問に就任するとともに、10 人の顧問（大臣）が新たに任命された。非常事態に関する規定に基づいて、政府は憲法によって保証された一定の基本的権利を一時凍結し、汚職その他の犯罪への関与の疑いのある多くの政治家やその他の人々を拘束した。2008 年 1 月、暫定政府の改造が行われ、行政府の機能を監視する立場の特別補佐も任命された。

2007 年 7 月 16 日、政府はアワミ連盟総裁兼元首相のシェイク・ハシナを首相在任中における強要の容疑で逮捕した。ハシナは 2008 年 6 月に仮釈放され、治療を受けるため米国へ出国することが許された。ハシナに対する訴訟は続いた。2007 年 9 月 3 日、政府は汚職容疑で BNP 議長兼元首相のカレダ・ジアを逮捕した。2008 年秋の国政選挙活動でそれぞれの党を率いるため、シェイク・ハシナは外国から帰国し、カレダ・ジアは釈放された。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

市会議員選挙は 2008 年 8 月 4 日、13 の市法人および都市で実施された。これらの選挙は国内外の選挙オブザーバーによって自由公正であったと評価された。選挙管理委員会は、2008 年 12 月 29 日に実施される国政選挙に向けて 8,000 万人を上回る有権者の登録を行った。アワミ連盟が地滑り的な勝利を収め、国内外の選挙オブザーバーはその選挙を自由公正な信頼できる選挙であったと表明した。暫定政府は、アワミ連盟のシェイク・ハシナ総裁が首相に就任した 2009 年 1 月 6 日に解散した。**[2e]**

3.09 大統領が完全に非常事態を終了する命令に署名したことが、2008 年 12 月 17 日に発表された。（BBC News） **[20eh]**

2008 年 12 月 29 日総選挙

3.10 国連開発計画（UNDP）は、2008 年 12 月 25 日付の報道発表で以下の通り報告している。

「バングラデシュは 7 年振りの国政選挙のための準備を整える一方で、新しいデジタル化された有権者リストに対し全国規模で独立した監査が行われた結果、名簿に記載されたすべての名前は正当な有権者の名前であり、ほぼすべての有権者の名前が名簿に記載されているとの結論が出された。バングラデシュで初めて採用されたデジタル処理された写真付き有権者リストには 8,000 万人を超える人々の顔写真が掲載され、完成までに 11 カ月の期間を要した…。ワシントンに拠点を置く国際選挙制度財団（IFES）が独立的に実施したこの有権者リストの監査では、全国規模の調査が 2 回行われ、投票権が与えられる年齢に達した国内の約 17,000 人の個人を対象にサンプリングが行われた。この調査の結果、同財団はこの有権者リストは「高い精度」をもって編纂されていると結論付けた。同財団は、2008 年に作成されたこの写真付きの有権者リストに「架空の有権者」は記載されていないことを確かめた。」**[108b]**

総選挙で議席を争う政党

3.11 選挙管理委員会は各政党に対し、2008 年 10 月 20 日までに総選挙に参加するための登録を行うよう要求した。100 を上回る政党が登録申請したが、「2008 年の人民の代表に関する法令」とその修正条項が定める基準を満たしたのは 39 の政党のみで、その 39 政党のうち 38 政党が実際に候補者を立てた。さらに、148 人の個人が無所属候補者として立候補した。（*Daily Star*、2009 年 1 月 1 日）**[38do]**（2008 年の人民の代表に関する法令）**[16d]**

3.12 アワミ連盟（AL）とバングラデシュ民族主義党（BNP）は、2008 年の総選挙を戦うために数々の他の政党と同盟関係を築いた。具体的には、AL が主導する 14 党の連合「*Mohajot（大連合）*」と BNP が主導する「4 党連合」である（以下に示す総選挙の結果を参照すること）。（BBC News、2008 年 12 月 12 日）**[20en]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

総選挙の結果

3.13 バングラデシュ選挙管理委員会のウェブサイトに掲載された選挙結果（「非公式」と表示）は以下の通りである（2009 年 1 月 13 日にアクセス）。

			獲得議席数
アワミ連盟主導の「大連合」：			
	アワミ連盟	230	
	ジャティヤ（国民）党 – エルシャド	27	
	Jatiya Samajtantrik Dal（JSD）	3	
	自由民主党	1	
	労働党	2	263
BNP 主導の「4 党連合」：			
	バングラデシュ民族主義党（BNP）	30*	
	ジャマアテ・イスラミ	2	
	バングラデシュ・ジャティヤ党（BJP）	1	33
無所属の候補者			4
合計			**300**

*2009 年 1 月 12 日に発表されたノアーカーリ 1 区の結果を含む。**[16c]**

選挙結果に対する反応

3.14 アワミ連盟が収めた勝利の大きさは、多くの評論家にとって意外なことであった。こうした選挙結果がもたらされた一つの要因として、これまで保守的な政党と考えられていた AL が提示した実際的で将来を見据えた一連の政策が若者や初めて投票をする人々を引き付け、BNP とその同盟関係にある政党がネガティブ・キャンペーンに力を注いだことが指摘されている。（Economist Intelligence Unit 誌、2008 年 12 月 30 日）**[40v]**

3.15 2008 年 12 月 30 日、BBC News は BNP のカレダ・ジア党首が「我々は全国の多くの投票所で不正投票やその他の不正行為が行われたとの報告を確認している…。我々はさらに多くの不正行為に関する情報を収集しており、数日中にその内容を報道機関や該当する機関に提出するつもりだ」と述べ、選挙結果を認めないと発言したと報じた。**[20em]** しかし、2009 年 1 月 7 日に BNP の幹部は、「民主主義と国の利益のため、および民主的なプロセスを継続させるために」新しい国会の第一回の審議に同党の国会議員が出席することを確約した。（BBC News、2009 年 1 月 12 日）**[20ek]**

国外のオブザーバーによる報告

3.16 2008 年 12 月 30 日付の BBC News の記事によれば、この総選挙は 2,500 人に上る国外からのオブザーバーを含む 20 万人のオブザーバーにより監視されたという。**[20ei]**

3.17 2009 年 1 月 11 日の報道発表の中で、UNDP は以下のように言及した。

「潘 基文（パン・ギムン）国連事務総長が設立した国連の高官と選挙の専門家で構成されるハイレベル委員会（High-Level Panel）は、極めて高い投票率

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

と少数民族による積極的な投票が見られた一方、選挙管理委員会が信頼性と公正さを確保した得票計算を行ったと指摘した。投票日にバングラデシュ国内に配置された 20 万人に上る国内のオブザーバーと 500 人の国外からのオブザーバーたちも、選挙は平和的に行われ、透明性と信頼性が確保された民主的な性質の高い選挙となったと評している。」**[108c]**

3.18 バングラデシュ国内に 70 名のオブザーバーを配置した「自由な選挙のためのアジアネットワーク（Asian Network for Free Elections／ANFREL）」は、選挙は信頼性の高い方法で行われており、選挙法の個別の違反が開票プロセス全体に影響を与えたとは考えていないと報告している。（United News of Bangladesh、2008 年 12 月 31 日）**[39bf]** 英連邦オブザーバーグループ（Commonwealth Oberver Group）は記者会見の中で、BNP が主張する重大な不正行為の存在を裏付ける証拠は認められなかったと伝えている。（UNB、2008 年 12 月 31 日）**[39bg]** 同様に、欧州連合選挙監視ミッション（European Union Election Observation Mission）も BNP が主張する「選挙での操作」の存在を裏付ける証拠は認められなかったとしている。彼らは、今回の選挙が自由かつ公正で透明性が確保され、平和的な環境の中で行われ、高い投票率を達成したと報告している。（*Daily Star*、2009 年 1 月 1 日）**[38dw]**

3.19 国連開発計画（UNDP）は 2009 年 1 月 11 日の記者会見で、「バングラデシュの第 9 回国政選挙はこれまでで最も透明性と信頼性の高い平和な選挙として支持されている」と指摘した。**[108c]**

選挙後の暴力行為

3.20 報道によると、ダッカを拠点にする人権 OGO「Odhikar」は、2009 年の最初の 3 カ月間で様々な政党の支持者の間で暴力行為が発生し、62 人が死亡し、4,000 人以上が負傷したと述べた。**[46s]** 死者の多くはアワミ連盟、BNP、およびジャマアテ・イスラミ（Jamaat-e-Islami）とそれに関連する学生組織の支持者と活動家の間の衝突、および AL の学生組織であるバングラデシュ学生連盟の 2 つの派閥に所属するメンバー間の抗争において命を落としている。多くの場合、暴力行為には学生が関与し、国内の複数の大学および単科大学で発生している。（Odhikar）**[46s]** 例えば 1 月初旬、ダッカ中心部から 30 km 離れた場所にあるジャハーンギル・ノゴール大学で AL と BNP のそれぞれの学生組織が衝突し、この衝突が各地に飛び火した結果、他の数多くの高等教育機関が一時的に閉鎖される事態となった。Economist Intelligence Unit 誌によれば、「［ジャハーンギル・ノゴール大学で起きた］学生同士の衝突は、複数の学生が特定の学生寮の「支配権を確保」しようとしたことに端を発した」という。（EIU、2009 年 2 月）**[40r]**

シェイク・ハシナ：2009 年～現時点

3.21 2009 年 1 月 6 日、アワミ連盟の指導者シェイク・ハシナが首相として宣誓を行った。（BBC News、2009 年 1 月 6 日）**[20ej]** 彼女は閣僚を選出する際、*Daily Star* が形容しているように「大胆で斬新で性別を意識したバングラデシュの政府」を築くために女性から 4 人、少数民族から 3 人の入閣を含め、平均年齢の若い「大胆な」組閣人事を達成しようと、党内の「保守派」には目

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

を向けなかった。新内閣には汚職の容疑をかけられた経歴を持つ者は 1 人もいなかった。（*Daily Star*、2009 年 1 月 7 日および 12 日）**[38dr] [38ds]**

3.22 2010 年 5 月に更新された USSD の「背景ノート」には、以下の記載がある。

「･･･BNP が主導する野党勢力は国会の開会式には出席したが、その後、侮辱とも取れる与党による言動に抗議して審議への参加拒否は増えていった。両陣営は対立的な政治を共有してきた歴史を打破しようと苦闘しており、民主主義を強化するのに必要な主要な機関は相変わらず脆弱なままである。新政府は安定するかに見えたが、2009 年 2 月 25 日と 26 日に国境警備隊による反乱が起き、50 名以上の陸軍将校が殺害され、新政府の権威は大きく揺らいだ。

「ハシナ首相は国際舞台でバングラデシュの存在感を増そうと努めた。気候変動の影響を最も受けやすい国の 1 つの指導者として、ハシナは、2010 年 1 月のコペンハーゲン合意（Copenhagen Accord）に沿う形で、先進国と発展途上国の両陣営による緩和と適応を積極的に進めようとする提唱者である。これまでの政府からの急激な転換を見せたハシナ政権は、国境内にテロリストのネットワークや活動の場を与えないために、積極的に暴力的な過激派組織と対決してきた。アワミ連盟とインドの国民会議派は同時期に選挙が行われ勝利したことで、両国間に新たに設けられた二国間交渉の場はテロ対策で連携することによって改善された。2010 年 1 月、ハシナはニューデリーに赴き、インドのシン（Singh）首相と会談し、刑事事件、受刑者の移送、テロ対策、組織犯罪、違法薬物取引における刑事共助に関する 3 件の協定、並びにエネルギー分配計画および文化交流計画に関する 2 件の覚書に調印した。」**[2e]**

地方選挙

3.23 ウポジラポシャド（upazila parishad、ウポジラ（副県もしくは郡）議会）の選挙は 2009 年 1 月 22 日に実施された。

「1 月 24 日に発表された暫定的な結果によると、475 のウポジラの議長職のうち 306 議席がアワミ連盟の支持する候補者によって占められた。混乱または不正行為が生じたため、いくつかのウポジラでは当局が投票を中止させた。BNP が支持する候補者は 79 議席を獲得し、次にイスラム系の政党であるジャマアテ・イスラミが 20 議席、ジャティヤ党が 20 議席、およびその他の政党の候補者が 44 議席獲得した。国政選挙とは異なり、地方選挙は暴力行為、および不正投票疑惑や投票者への脅迫疑惑にまみれ、選挙後に起こった暴力行為で 3 人以上が死亡、150 人が負傷した･･･。選挙管理委員会は国政で与党の立場にある AL が権力を乱用して選挙のプロセスに干渉したケースがいくつか存在すると伝えた。BNP は選挙では「著しい不正行為が行われた」と主張し、ウポジラの選挙結果を受け入れなかった…。新しい政権は、前政権のときよりも強い地方に対する影響力を国会議員に持たせるために法律を改正する意思があることをすでに示している。」（EIU の国別報告書、2009 年 2 月）**[40r]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱

3.24 2009年2月25日、ダッカのピルカナ地区にあるバングラデシュ国境警備隊の兵舎で反乱が起きた。原因は給与と待遇面での言い争いであると思われる。翌日、戦車が兵舎を取り囲んだことで反乱を起こした兵士たちは投降した。（BBC News、2009年2月27日）**[20eo]** 3月2日、兵舎の中では、殺害された57名の陸軍将校と17名のその他の者の遺体が発見された。（陸軍将校たちは国境警備隊の指揮所に出向していた。）700名近くの警備隊員（*jawans*）の身柄が拘束され、反乱の扇動から殺人にまでいたる容疑がかけられた。警察は2月25日から行方が分からなくなっている他の数百名に上る警備隊員と「共犯者」を今も捜している。（BBC News、2009年3月2日）**[20ep]**

3.25 3月10日、捜査官たちはそれまでに反乱には約450名の警備隊員が関わっていたことを示す証拠を見つけていると伝えた。（Daily Star、2009年3月10日）**[38ec]** 3月11日付のBBC Newsは、スコットランドヤードの捜査チームが今回の捜査を支援する目的でバングラデシュに到着したと報じた。BBC Newsは、シェイク・ハシナ首相が今回の事件に対する彼女の対応と「クーデターを回避したこと」についてバングラデシュ国民から「賞賛を得ている」と伝えている。彼女はこの事件の後、すぐに2,000名の陸軍将校と会合を開いたが、彼らの多くは反乱が起きたとの知らせが届いた後、政府が直ちに部隊を派遣しなかったことに怒りをあらわにした。**[20eq]** 4月21日、*Daily Star*は反乱に関わった容疑でそれまでに1,079名の警備隊員、および20名のその他の容疑者が逮捕されていると報じた。捜査官たちはビデオ映像や「様々な情報源からの情報」を利用し、容疑者の特定に努めた。政府は、どのような法律で被告たちを裁判にかけることができるか法律の専門家と協議しているという。**[38ed]**

3.26 2009年3月25日の報道の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が拘留されていた5名の国境警備隊員と1名のイスラム教指導者の計6名が死亡したと伝えた。これらの者は自殺をしたか、心臓発作で死亡したとする当局の談話が報じられたが、死亡したある者の親族はその者が拷問を受けて死亡したのだと主張した。**[10m]** 3月27日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の報告ではこれらの死亡者のうち4名の死について、「拷問を受けたことが原因で死亡したことを示唆する信憑性の高い報告が存在する」と伝えている。AIの報告では、彼らが警察に拘束されているときに死亡したのか、軍により拘束されているときに死亡したのかは定かではないとされている。**[7v]** HRWは、「拘留され拷問を受けたと見られる他の複数の国境警備隊員が病院に収容されたとする確かな情報」を入手したと主張している。HRWは政府に対し、すべての容疑者を弁護士と面会させ、国際的な基準に則って公正な司法手続きを経た裁判を受けさせるように求めた。バングラデシュ国境警備隊は国防省ではなく内務省の管轄下にあるため、HRWは裁判を軍事法廷で行うことは不適切であると強く主張した。**[10j]**

さらに詳細な歴史については、World HistoryのWHKMLA – Bangladeshに掲載されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

4. 最近の動き：2009 年～現在

4.01 Economist Intelligence Unit（EIU）誌が 2009 年 12 月に更新したバングラデシュに関する国別報告書には、以下のように記述されている。

「与党アワミ連盟（AL）が治安部隊の支援を確保しているとすれば、同党は 2008 年国政選挙で地滑り的大勝利を確実にした後の数年間に議事進行を独占することが予想される。同党は現在、議会の全 300 議席のうち 230 議席を占め、野党の抵抗を受けることなく憲法改正を通過させるのに必要とされる 3 分の 2 以上の議席を議会で確保している。議会で支配的な立場にあるということは、AL は同党主導の「大連合」（14 党の連合）に参加している他の政党の支援を受けずに国政を進めることができるということでもある。」**[40c] (p4)**

4.02 同じ報告書には以下の記述もある。

「政府の最大の課題はその在任期間、治安部隊、特に陸軍と国境警備隊（BDR、自警武装集団の 1 つ）の支援を保持できるかどうかである。2 月の BDR の隊員によって行われ、その結果、約 70 人の陸軍将校と民間人が死亡した反乱は、2 つの治安部隊間の関係を危ういものにした。加えて、反乱に加わった者の起訴に陸軍法（反逆者に対する死刑を規定）を適用することを陸軍が主張したことも、陸軍と政府の関係を悪化させる恐れがあった。政府は抜け目なく、陸軍法に基づいて反乱に加わった者を起訴するかどうかの決定を最高裁判所に委ね、起訴すべきでないと、最高裁は 9 月に決定した。その問題に関する最高裁の意見を求めることで、政府は BDR からも陸軍からも偏見があると非難されることを回避することができた。政府はまた、大量処刑という厄介な政治問題を避けることにも成功した。**[40c] (p4)**

4.03 2009 年 5 月 15 日付の *Daily Star* は、反乱が起きた理由を突き止めることを指示された軍事委員会が決定的な結論を出すことができなかったと報じた。委員会は、警備隊員が複数の不満を持っていたこと、およびこの事実が反乱の発生前に明らかとなっていたことを認めたが、「外部の組織」が兵士たちの不満を利用し、恐らく政治的な理由で反乱を扇動したとの見方もある。委員会は、民間人の発言を記録する権限がないため、より強い権限を持つ調査機関を組織して捜査を続行することを推奨した。また委員会は、警備隊員たちを軍法に従って裁判にかけることを提案した。*Daily Star* は、5 月 10 日以降に扇動の容疑でさらに 750 名の警備隊員が逮捕されたと報じている。**[38ek]**

4.04 2009 年 2 月に反乱に加わった容疑で告訴された BDR の第 1 団の隊員約 3,500 人に対する裁判は、2009 年 11 月 24 日に開始された。オブザーバーは、政府にとって裁判はいくつかの理由で重要であると指摘した。まず、政府は反乱に加わった者を裁判にかけたいと考えていたからである。次に、2 年間の非常事態の終了後の 2008 年 12 月に政治的権力を放棄したとはいえ、依然として影響力のある陸軍との関係を良好に保つ必要が政府にはあったからである。最後に、政府は公正な裁きを行うことができると見なされたいと考えていたからである。（EIU 国別報告書、2009 年 12 月）**[40c] (p9)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

4.05 EIU の同じ報告書はまた、反乱に加わった容疑で起訴、拘束された者のうち 48 人もの者が[2009 年]3 月以降、拘留中に死亡していること、および残りの拘留者が裁判期間を制限する議論の的になった迅速裁判法（Speedy Tribunal Law）に基づいて起訴されていることを指摘している。**[40c] (p10)**

バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱を参照。

1971 年に行われた戦争犯罪

4.06 Economist Intelligence Unit（EIU）誌の 2010 年 5 月の国別報告書には、以下のように記述されている。

「政府は最近、パキスタンからの 1971 年の独立戦争中に行われた残虐行為を調査する戦争犯罪法廷を設置することを決定したが、その後、その法廷がまもなく開始するという兆しは見られない。裁判の審理が今年、開始されるとすれば、2014 年に AL の在任期間が終わる前に裁判は結審すると、楽観視しているオブザーバーもいる。40 年前に行われた戦争犯罪の証拠を立証することは、時間のかかる作業である。3 月後半に設置された戦争犯罪法廷は、ゼロからの始まりである。少なくとも当初は、法廷は他の者が照合した証拠を検証しているが、その一部は極めて異論の多いものである。ダッカを拠点とする非政府組織である戦争犯罪事実究明委員会（WCFFC）は、1971 年に行われた残虐行為に関する信頼できる証拠を照合してきた、バングラデシュにある唯一の独立機関であると広く認識されている。同委員会は 4 月、人道に対する犯罪、大量殺人およびその他の戦争犯罪を行ったと同委員会が主張する 500 人の容疑者一覧を発行した。WCFFC 委員長 M・A・ハサンはその一覧に基づいて、20 人以上の悪名高い犯罪者を拘束することができると述べた。しかし、1973 年国際戦争犯罪裁判法に基づいて、裁判官は犯罪行為で告発された個人に対してのみ逮捕状を発行することができる。捜査結果報告書がまだまとめられていないため、裁判では起訴に持ち込まれていない。**[40w]**

ボンゴボンドゥ・シェイク・ムジブル・ラフマンの殺人者の裁判

4.07 2010 年 1 月 27 日付の Reuters.com の記事には、次のように記載されている。「･･･一般にムジブとして知られたムジブルはバングラデシュの初代大統領である。ムジブルは 1975 年、陸軍の反乱で家族の多くとともに殺害され、南アジアのその国の最初の民主主義の時代は終焉し、数十年にわたる軍事政権の時代が始まった･･･。反乱後に設置された政府は、殺人犯に訴追免除を与える 1975 年 11 月の法令を発布した。」**[93a]**

4.08 同じ報告書には以下の記載がある。

「ムジブの娘であるシェイク・ハシナは 1996 年に首相に選出され、父親を殺害した犯人を裁判にかけることを誓った。政府は 1996 年の免責法令を廃止するとともに、20 人の容疑者を認定するよう警察に申し立てを開始し、暗殺者とクーデター首謀者を裁判にかける道を開いた。1998 年、ダッカの裁判所は 20 人の容疑者のうち 15 人に死刑を宣告し、そのうち 4 人のみが拘留された。彼らはその有罪判決に対して高等裁判所に控訴した。これは一連の控訴の最初であった。控訴が繰り返され、2001 年から 2009 年始めにかけて政権

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

を外れていたハシナほど裁判に関心が薄い政府が続く中で、有罪判決を受けた者は投獄されたままであった。**[93a]**

4.09 報告書はさらに続く。

「長期に及ぶ審理の後、2009 年 11 月に最高裁判所は 5 人、およびまだ逃亡中で、おそらく国外にいると考えられている他の 6 人に対する有罪判決を支持した。死刑判決が支持された他の 1 人は外国で死亡した。しかし、多くの控訴は今月、最高裁判所の決定をもって司法手続きの終結を迎えた。

「バングラデシュ法に基づいて、死刑判決は大統領が恩赦を与えない限り、その決定後から 3 週間から 4 週間内に執行されなければならない。ジルル・ラフマン（Zillur Rahman）大統領は、有罪判決を受けた男たちによる恩赦の訴えを棄却した･･･。2010 年 1 月 27 日、バングラデシュ独立の指導者シェイク・ムジブル・ラフマンを殺害した罪で有罪判決を受けた 5 人はダッカ刑務所で処刑された。」**[93a]** および **[93b]**

4.10 6 人の「亡命者」については、NEWKERALA.COM の 2010 年 1 月 29 日付の記事に次の記述がある。「ある大臣は、建国の父であるシェイク・ムジブル・ラフマンを殺害した 6 人の亡命者をバングラデシュに連れ戻す努力は継続中であると述べた･･･。6 人の亡命者は、（免職された）カンダカール・アブドゥル・ラシッド（Khandaker Abdur Rashid）中佐、（解任された）シャリフル・ハク・ダリム（Shariful Haque Dalim）中佐、（退役した）ヌル・チョウドリー（Nur Chowdhury）中佐、（退役した）A・M・ラシド・チョウドリー（A.M. Rashed Chowdhury）中佐、アブドゥル・マジド（Abdul Mazed）大尉、およびリサルデル・モスレウッディン（Risalder Moslehuddin）大尉である。**[119a]**

第 3 節：歴史 – シェイク・ムジブル・ラフマンも参照。出来事年表については、*Daily Star*の記事Long Road to Justiceを参照。**[38eo]**

4.11 2009 年 2 月 12 日、アワミ連盟の指導者を務める 79 歳の Md. ジルル・ラフマン（Md. Zillur Rahman）がバングラデシュの大統領として国会で（全会一致で）選出された後、宣誓を行い就任した。これに伴い、彼は国会議員を辞職した。5 年間の任期が 2007 年 9 月に切れたイアジュディン・アハメド前大統領は、新しい国会の選挙が終わるまで大統領職に留まっていた。バングラデシュにおける大統領の地位は、総じて儀礼的な地位に過ぎない。（*Daily Star*、2009 年 2 月 12 日）**[38el]**

4.12 2009 年 3 月 25 日、ボーラ県南部のイスラム系の宗教学校（マドラサ）に大規模な武器の隠し場所と爆弾を製造するための装置が発見されたと報じられた。この学校施設は英国を拠点にする慈善団体「Green Crescent（緑色の新月）」により運営されているという。（BBC News）**[20er]**

4.13 2009 年 4 月 20 日、野党指導者カレダ・ジアは 15 日以内にダッカの野営地（軍事基地）に持つ住居からの立ち退きの通告を受けた。彼女は、自身の夫であるジアウル・ラフマン元大統領が 1981 年に暗殺されて以来、その地に居住していた。政府は、ジアの夫が暗殺された後、彼女はダッカのグルシャン

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

県に住居を与えられており、彼女がその住居を貸し出しながらダッカの野営地にある住居に居住することは違法であると主張した。ジアの支持者たちは、その通告には彼女に対し政治的に復讐しようとする意思が働いていると考え、裁判で争うことに決めた。（EIU、2009 年 5 月）**[40s]** *Daily Star* の 5 月 28 日付の記事によると、高等裁判所は 3 回目の立ち退きの通告を（3 カ月間）延期させ、政府に対し、その通告が違法であると宣告されない理由を説明するように命じた。**[38eh]** さらに *Daily Star* の報道では、政府が違法性の質問に答えなかったとして、政府の 3 回目の通告をさらに 4 カ月延期させる命令が出されたという。**[38en]**

自然災害

4.14 2009 年 5 月 25 日、サイクロン「*アイラ（Aila）*」がバングラデシュを襲い、同国南部の沿岸地域に大きな被害をもたらした。5 月 29 日、UNB は公式の死亡者数が 155 人に達し、7,000 以上の人々が負傷し、50 万軒以上が破壊されたか部分的な損傷を受けたと報告した。**[39bj]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

5. 憲法

5.01 2009 年 12 月 14 日にアクセスした Europa には、バングラデシュ人民共和国の新憲法は 1972 年 12 月 16 日に発効されたと記載されている。1982 年 3 月 24 日の軍事クーデターの発生後、憲法の効力が停止され、国内には戒厳令が敷かれた。1986 年 11 月 10 日、戒厳令が解除され、憲法が再び発効した。**[1a]** Economist Intelligence Unit（EIU）誌による 2007 年度国別プロフィールには、憲法の修正には国会の 3 分の 2 の賛成が必要とされると伝えられている。**[40j] (p8)**

5.02 Europa は、1972 年に制定された憲法が国家主義、社会主義、民主主義、および世俗主義の原理に基づいていると指摘している。憲法は法の支配、基本的人権、および自由、正義と平等がすべての国民によって確保される搾取のない社会の確立を目指すものだった。すべての国民は法の下に平等であり、法律による保護を受ける権利を持つ。恣意的な逮捕や拘束、人種、年齢、性別、出生、身分、または宗教による差別、および強制労働は憲法の下、禁じられている。法律、社会的秩序、および道徳に従い、すべての国民には移動の自由、集会の自由、および結社の自由が保障される。また憲法は、良心の自由、言論の自由、出版の自由、および信教の自由を保障することも目的としている。**[1a]** Europa は、イスラム教の教えをより強く反映させるため、1977 年に憲法が修正されたと記録している。「世俗主義」という言葉も前文から削除された。1988 年に定められた修正条項は、イスラム教を国教として定めている。**[1a]**

5.03 「バングラデシュにおける人間の安全保障」と題される 2002 年 9 月に国連開発計画（UNDP）が発行した報告書には、「憲法は基本的権利と矛盾する既存のあらゆる法律は無効であると宣言されるものと定め、国が基本的権利と矛盾する法律を定めることを禁じる…。しかし、権利の享受は、国家、社会的秩序、公衆衛生、道徳、または良識のために法律により課せられる「合理的」な制約を受ける」と記されている。UNDP の報告書は、「合理的」とは相対的な意味を持ち、ある状況において合理的であっても別の状況においては合理的にはならない可能性があると指摘している。**[8b] (p15)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6. 政治体制

6.01 米国国務省が 2009 年 3 月 13 日に発行した「2008 年度の人権問題に関する国別報告書」（USSD 、2008 年）は、バングラデシュが多党制による議会民主主義の国家であり、無記名投票による選挙が国民参政権に基づき実施されると記している。**(第 3 節)** 2008 年 12 月 29 日に実施された国政選挙では不正行為や暴力行為が散発的に発生したものの、国外および国内のオブザーバーたちにより自由で公正な選挙であったと評価された。**[2b]**（序論）国会（Jatiya Sangsad）は一院制の立法機関であり、国会議員は個別の選挙区で参政権を持つ成人により 5 年の任期で直接的に選出される。すなわち、各選挙区において単純多数を得た候補者が「比較多数得票主義」に基づいて国会議員として選出される。投票権は 18 歳以上のすべての者に与えられる。（Europa）**[1a]** 2004 年 5 月 16 日、BBC News はその日に国会により承認された憲法の修正条項により国会（Jatiya Sangsad）の議席数が 10 年間、300 から 345 に増やされることになった。女性議員のために新たに 45 議席が追加されるためである。**[20ae]**

6.02 Europa は、憲法の上では大統領が国家元首であり、5 年の任期で国会（Jatiya Sangsad）により選出されると指摘している。執行権は閣僚を率いる首相が持っている。**[1a]**

6.03 フリーダムハウスが 2008 年の出来事について記述し、2009 年 9 月に発行した報告書「世界の自由度 2009：政治的権利と市民的自由（*Freedom in the World 2009: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*）」には、以下のように記されている。

> 「バングラデシュの軍部が支援する暫定政府は、最終的には [2008 年] 12 月 29 日に実施された国政選挙の土台となった 2008 年の大幅な選挙改革を監視した。しかし、政府は汚職防止活動を実施し、2 つの主要政党の権力と人気を抑え込むことにあまり成功しなかった。市民的自由と政治活動の範囲に対する制限など、有事規制は選挙運動期間の直前まで有効のままであった。自由公正であると広く見なされた選挙は、野党のアワミ連盟が圧勝して政権に復帰した。政治的環境は大幅に開放されたが、超法規的な死刑を始めとする人権侵害は相変わらず問題として残っていた。」**[65a] (p1)**

暫定政府

6.04 Economist Intelligence Unit が発行した「国別プロフィール 2007 バングラデシュ編」には、1996 年 3 月に議会を通過した憲法の 13 回目の修正条項に基づき、政党によらない暫定政府は総選挙に先立ち最長 3 カ月間政権に就くと記されている。この政権は国会の解散後 15 日以内に政権に就き、国会の解散後 90 日以内に総選挙を実施しなければならない。この政権は首相の座に就く主席顧問により率いられ、主席顧問は主席顧問の助言に基づき大統領により任命された最大 10 名の他の顧問と共に政権を運営する。**[40j] (p9-10)** 憲法第 58 条 c (7)は、顧問は政党または政党に関係する団体に所属する者であってはならないと定めている。**[4]** 暫定政府は選挙管理委員会に対し、「国会議員の総選挙を平和的かつ公正および平等に実施するために必要なあらゆる支援と援助」を提供しなければならない。（EIU 国別プロフィール 2006）**[40a] (p9)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6.05 憲法第 58 条 c (3)には、「大統領は、すでに退職しているバングラデシュ司法長官（最高裁判所長官）の中から最近退職し、本条項に基づき顧問として指名されるために相応しい能力を持つ者を主席顧問に指名するものとする…」と定められている。憲法第 58 条 c (4)と(5)では、最近退職した司法長官（最高裁判所長官）を主席顧問のポストに指名することが不可能である場合における他の退職者の指名手順について規定している。また憲法第 58 条 c (6)では、「本章で規定される内容に関わらず、項目(3)、(4)、および(5)の規定を実行できないときは、大統領が憲法に基づく大統領としての機能に加え政党によらない暫定政府の主席顧問としての機能も果たすものとする」と規定されている。 **[4]**

6.06 ハドソン研究所のマネエザ・ホサイン（Maneeza Hossain）は 2007 年 6 月に、「別の国でも類似した政権が樹立されているが、バングラデシュにとっては新しいモデルなのである。この政権により暫定内閣の概念が憲法が発効していない時間枠にまで拡張されるため、半合憲の政権であると説明することができる」と書いている。**[95] (p2)** 次の選挙を監視する暫定政府は 2013 年 12 月に任命され、それから 90 日以内に選挙を実施する必要がある。（EIU 国別報告書 2009）**[40c] (p23)**

地方自治

6.07 「EIU 国別プロフィール 2007」には以下のように指摘されている。

「バングラデシュは 64 の県に分割され、各県には県議会が置かれている。県の下には 460 の郡と 4,480 のユニオン議会［union *parishad*］が存在し、これらは現在、バングラデシュ国内において政府の最下層を形成している。2003 年末頃、政府は政府機関の第 4 層として 40,392 の村の自治体（*gram sarkar*）を組織した。この機関は選挙によらない草の根レベルの団体で、1970 年代末頃に大統領であったジア中将により導入された。彼が大統領であったとき、エルシャド中将は 1980 年代中頃に選挙による地方自治体である*ウポジラ*（*upazila*、地方議会）を導入した。村の自治体は地元の人々による地元の発展を目的としている。憲法は地方自治のあらゆる階層に選挙による団体を定めているが、ユニオン議会と自治体（多くが郡と県の行政機関）の第 3 層のみが選挙で選ばれており、その他は行政的に管理されている。バングラデシュにはダッカ、チッタゴン、クルナ、バリサル、ラジシャヒ、およびクルナという 6 つの管区とダッカ、チッタゴン、ラジシャヒ、およびクルナという 4 つの主要な市法人（municipal corporation）が存在する。市法人の市長は直接選挙により選ばれ、強い権限を有している。」**[40j] (p9)**

6.08 2005 年 8 月 2 日、バングラデシュの United News と BBC News は、高等裁判所が憲法に定められた選挙に基づく民主主義の基本原則に違反していることを根拠に、任命されたメンバーで構成される村の自治体（*Gram Sarkar*）の存在を違法かつ違憲であると宣言したと報じた。**[20bf] [39x]** 2008 年 4 月 21 日、*Daily Star* は政府が「2008 年の Gram Sarkar（廃止）に関する法令」を承認し、Gram Sarkar という村の自治体を廃止した。**[38di]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

選挙の監視

6.09 Europa は、憲法の下に組織された団体であるバングラデシュ選挙管理委員会（BEC）が国政選挙と大統領選挙を監視していると指摘している。BEC は選挙区を定め、選挙人名簿を作成する。BEC は大統領により任命された選挙管理委員長およびその他の委員により構成される。BEC は独立した機能を有する。**[1b]**

第 17 節：政治的所属も参照。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

人権問題

7. 序論

7.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が 2010 年 1 月 20 日に発行した、2009 年の出来事に関する「2010 年度世界報告書」には、以下の指摘がある。

「バングラデシュは 2009 年に民主的統治に戻った。2007 年と 2008 年の大部分の期間、停止されていた憲法上保証された権利は回復し、選挙で選ばれたシェイク・ハシナ首相率いる政府は、重大な複数の人権問題に取り組むことを強く公約した。しかし、超法規的な死刑、拘束中の拷問、および治安部隊の隊員に対する刑事免責は継続している。バングラデシュ国境警備隊（BDR）内で起こった残忍な反乱の後、数千の隊員が逮捕されて、多くが拷問を受け、中には拘置中に殺害された者もいた。」**[10n]**

7.02 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した、2009 年の出来事に関する「2009 年度の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」（USSD、2008 年）の序論には、以下のように記述されている。

「政府の人権に関する実績は、民主的に選ばれた政府が復活し、非常事態宣言が撤廃されたため、幾分改善された。治安部隊による超法規的な殺害数はやや増加し、超法規的な殺害、拘束中の死亡、恣意的な逮捕と拘留、およびジャーナリストへの嫌がらせなど、深刻な人権侵害事件は続いていた。選挙で選ばれた政府の復活とともに、政治的動機による暴力行為の報告数は 3.3% 上昇した。バングラデシュ国境警備隊（BDR）で反乱を起こしたとされる者が拘束中に死亡した問題も含め、治安部隊による超法規的な殺害を厳密に捜査することに失敗したことは、重大な問題として残った。治安部隊の一部の隊員は罰を受けることなく、肉体的精神的な拷問を行った。女性および子どもに対する暴力行為は、人身売買と同様に深刻な問題として残った。宗教的少数派や少数民族に対する暴力行為は政治的もしくは経済的な動機に基づいており、宗教的信仰や所属にのみ起因しているとは限らないと、多くの政府や市民団体の指導者は述べているが、そうした暴力行為は相変わらず起こっていた。**[2t]**

7.03 バングラデシュは、国連による主要な国際人権規約の多くに署名している。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のウェブサイト（2009 年 6 月にアクセス）によれば、バングラデシュは以下をはじめとする国際人権規約に署名している。

- 「経済的、社会的、および文化的な権利に関する国際規約（CESCR）」、1999 年 1 月 5 日加盟
- 「市民的および政治的な権利に関する国際規約（CCPR）」、2000 年 12 月 6 日加盟
- 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（CERD）」、1979 年 7 月 11 日加盟

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

- 「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」、1984 年 12 月 6 日加盟
- 「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約の選択議定書（CEDAW-OP）」、2000 年 12 月 22 日批准
- 拷問および他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約（CAT）、1998 年 11 月 4 日加盟
- 子どもの権利条約（CRC）、1990 年 9 月 2 日批准；武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書（CRC-OP-AC）、2002 年 2 月 12 日批准；児童売買、児童買春、および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（CRC-OP-SC）、2002 年 1 月 18 日批准
- すべての移住労働者およびその家族構成員の権利の保護に関する国際条約（MWC）、1998 年 10 月 7 日署名のみ**[8a]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

8. 治安部隊

8.01 バングラデシュ国内の治安維持体制は主に警察、およびバングラデシュ国境警備隊（BDR）、緊急行動部隊（RAB）、Ansar、および農村部防衛隊という 4 つの補助的な（準軍事的組織の）部隊により構成されている。これらはいずれも国により設立され、内務省の管轄下に置かれている。（バングラデシュ内務省、2010 年 1 月 11 日にアクセス）**[33]**

対外安全保障については、第 11 節：兵役義務も参照。

警察および準軍事的組織

8.02 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した、「2009 年度の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」には、以下のように指摘されている。

「警察は内務省（MOHA）の下、全国規模で組織され、国内の治安、および法と秩序を維持する権能を持つ。近年の歴代政権の下では、警察は総じて有効性を発揮することができず、与党に関係する人物について捜査を行うことに消極的であった。政府は、非常事態下の 2007 年に組織された、警察、RAB、軍隊の一員、およびその他の治安組織で構成された統合部隊による安全保障体制の使用を終了した。前年と異なり、軍情報機関である軍事情報総局（DGFI）は、非常事態宣言下にあった時のように法と秩序の維持を主導しなかった。
[2b] (第 1 節 d)

8.03 バングラデシュ警察は国内の警察署に配属された 123,000 人の要員で構成され、内務省の管轄下に置かれている。（バングラデシュ警察のウェブサイト、2009 年 5 月）**[98b]** 緊急行動部隊のウェブサイト（2009 年 6 月にアクセス）によれば、バングラデシュにおける警察官と人口の数の割合は 1：1,200 であるのに対し、インドの場合は 1：728、パキスタンの場合は 1：625 である。 **[70]**

（注意：「コブラ（Cobra または Kobra）」と「チータ（Cheetah または Chita）」という組織は、バングラデシュ警察の内部組織である。**[38aa]**）

8.04 補助的な役割を持つ様々な準軍事的組織に関する以下の情報は、緊急行動部隊**[70]**、バングラデシュ国境警備隊**[72]**の各ウェブサイト、および非政府系ウェブサイトのバングラデシュ軍**[71]**（すべてのウェブサイトに 2010 年 1 月 11 日アクセス）、ジェーンズ情報グループ**[83a]**（2010 年 4 月 28 日にアクセス）から入手したものである。

緊急行動部隊（RAB）：緊急行動部隊は、2004 年 3 月に武装犯罪組織に対応する能力を持つ特殊犯罪取締部隊として組織された。この組織は内務省の管轄下で機能し、主として警察と軍隊から徴用された人員で構成される。**[70] [71] [83a]** 国内の主要な都市部に 12 の RAB 大隊が配置され、総勢で約 9,000 人の人員を抱える。RAB の部隊は特殊部隊からの訓練を受け、近代的な兵器を装備している。（ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）、2009 年 5 月 18 日）**[10l]**（第 **III** 節）**[70]** 「2007 年度 岐路にさしかかる国々」と題するフリ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ーダム・ハウスが発行した報告書には、「この部隊はこれまで対処できなかった暴力集団、凶悪犯、および犯罪者の取り締りで成果を上げたことが一因となって国民の広い支持を集めているが、無実の人々を拷問にかけ、容疑者を十字砲火に巻き込むことで殺害しているとの非難を受けている」と記されている。**[65a]** NGO 団体である Odhikar は、2008 年の間に 65 人が「十字砲火、遭遇戦、銃撃戦、あるいは撃ち合い」に巻き込まれて命を落としていると報告している。**[46r]** USSD が発行した 2008 年の報告書では、「RAB が国連開発計画、英国政府、および地元の NGO 団体である BSEHR から訓練を受けている。［2008 年にも］RAB は重大な人権侵害を複数回犯したが、RAB が引き起こした事件の数は前年度よりも減少している」と指摘されている。**[2b] (第 1 節 d)**

（以下の拷問、超法規的な殺人、およびアカウンタビリティ（説明責任）の項を参照すること。）

バングラデシュ Ansar および農村部防衛隊（VDP）：これらの有志による部隊は内務省の Ansar と VDP 理事会の下で結成されている。これらの部隊はバングラデシュの農村部の安全と治安を維持する任務を持ち、災害時の管理に協力し、社会と経済の発展に寄与し、非常時や戦争の勃発時には軍の管轄下で作業に従事する。これらの部隊は、Ansar Bahini、Ansar 大隊、および VDP という 3 つの構成部分に分けられる。Ansar Bahini は各郡に 100 名の男性兵士による中隊と 32 名の女性兵士による小隊を配し、さらに各ユニオンに 32 名の兵士を配している。Ansar 大隊は、男性兵士からなる 35 の大隊と女性兵士からなる 1 つの大隊で構成されている。VDP は全体で約 560 万人の要員で構成され、そのうちの半数は女性で占められる。国内の多くの村には VDP が配置されている一方、都市部に合わせた都市部防衛隊という VDP が配置されている。（バングラデシュの軍組織、2010 年 6 月 11 日にアクセス）**[71]**（HRW、2010 年 2 月 8 日にアクセス）**[10l]**（**第 III 節**）

バングラデシュ国境警備隊（BDR）：この準軍事的組織の主な任務は、密輸や人身売買に対する取締活動を含む国境の警備である。**[71]** BDR はまた、不法な武器の回収や選挙時における投票所の警備など、「国内で行われる」様々な活動に取り組む警察の支援を行うように要請されている。**[72]** BDR は 67,000 名の人員を擁し、内務省の管轄下に置かれ、主として軍から派遣された将校が指揮官を務めている。**[10l]**（**第 III 節**）

第 4 節：バングラデシュ国境警備隊（BDR）の反乱を参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

兵力

8.05 バングラデシュ軍の兵員総数は 135,000 人で、内訳は陸軍 120,000 人、海軍 8,500 人、空軍 6,500 人である（2009 年 12 月 14 日に更新された Jane の「*Sentinel Country Risk Assessment*」の「兵力」）。**[83g]** USSD「バングラデシュに関する背景ノート（Background Note, Bangladesh）」には、以下のように記されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「バングラデシュ陸軍、海軍および空軍は志願兵で構成されている。従来の防衛の役割に加え、軍隊は災害救援や国内治安のために文民政府への支援を行うよう要請される場合が多い。2007 年 1 月から 2008 年 12 月に及ぶ非常事態宣言下の期間、軍隊は汚職撲滅運動や有権者の登録を含む政府の主要な戦略の策定と実施において中心的な役割を果たした。**[2e]**

その他の政府軍

軍事情報総局（DGFI）

8.06 DGFI はバングラデシュの主要な軍諜報機関で、下位部門は軍隊のあらゆる部隊のために諜報活動を行っている。1977 年に設立されたこの機関は、首相の直属の機関で、国内のすべての県と副県もしくは郡に支局を構えている。（HRW、2009 年 5 月 18 日）**[10l]**（**第 III 節**）2009 年 5 月 18 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書によれば、DGFI は以下の通り。

「･･･は 2007 年 1 月 11 日に権力を掌握した軍事政権を背後から支えている部門として広く認識されており、汚職撲滅の取り組みにおいて中心的な役割を果たした。この機関は多数の財界人、党幹部、記者、および学者を脅迫し、逮捕し、独断的に拘束し、彼らをダッカの軍野営地にある不法な拘留施設に収容した。彼らは拘留した者の多くに自白を強要し、他者を犯罪者に仕立て上げるため、身体的および精神的な拷問を行った…。非常事態宣言が施行されていた間、DGFI は報道機関の統制を長期間にわたり行った。」**[10l]**（**第 III 節**）

8.07 2009 年の米国国務省報告書には、「前年と異なり、軍情報機関である軍事情報総局（DGFI）は、非常事態宣言下にあった時のように法と秩序の維持を主導しなかった」と記されている。**[2t] (第 1 節 d)**

治安部隊による人権蹂躙

恣意的な逮捕と拘留

第 14 節：逮捕と拘留 － 法的権利、および第 17 節：野党グループと政治活動家も参照すること。

8.08 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「憲法は恣意的な逮捕および拘留を禁止しているが、法律は当局が治安判事の命令、または令状のないままに犯罪容疑者を逮捕、拘留することを認めている。2008 年 12 月、大統領は 2007 年の非常事態宣言を解除するための「非常権限（撤廃）法令」を公布した。非常事態宣言の下で、政府は当局に告訴や特定の訴えの手続きをとることなく国民を拘留する権限を与える「非常権限に関する規則（EPR）」を公布した。非常事態宣言を解除した時、非常権限法令は、EPR の下でもたらされた事件については引き続き有効とする一方、継続中の事件については伝統的な規則と法律に基づいて扱うことを規定している。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

公式な政府統計によると、警察はその 1 年間に 50,787 人を逮捕した。そのうち 15,894 人は逮捕令状を提示されないまま、または有罪判決を受けないままに拘束された。**[2t] (第 1 節 d)**

8.09 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が 2008 年 1 月に発行した報告書は、「政府は拘束した者に関する正確なデータを公表しておらず、公式な拘留場所への立ち入りは制限されているほか、治安部隊はダッカにあるバングラデシュ軍情報総局（DGFI、または軍事情報部）の本部など、非公式な場所に人々を拘留している。このため、逮捕された人々の数や現在も拘留されている人々の数を正確に把握することは不可能である」と伝えている。HRW の報告書は、非常事態宣言のもとでは逮捕令状なしで逮捕が行われた場合が多かったと伝えている。**[10h] (p3)**

8.10 2008 年 5 月 28 日から 6 月 12 日の間には、18,000～25,000 人もの人々を警察および「統合軍」は「異端者、犯罪者、および法律により指名手配された者」を取り締る目的で逮捕した。逮捕された者の中には、県、郡、市等を中心として活動する（両方の主要政党に所属する）政治指導者や活動家が含まれていた。その後、何名が釈放されたかは定かではない。（*New Age*、2008 年 6 月 9 日）**[96f]**（Odhikar、2008 年 6 月 12 日）**[46q]**

拷問

8.11 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「憲法は拷問、および残酷で非人道的、または人の尊厳を汚す刑罰を禁じているが、RAB、軍隊、および警察を含む治安部隊は逮捕や尋問の際に身体的および精神的に過酷な扱いを頻繁に行っている。人権問題に取り組む組織が提供するデータによれば、そうした手段が採用されるケースは 2008 年に減少したが、2009 年には増加した。こうしたケースでは、具体的には脅し、殴打、および電気ショックが行われている。人権問題に取り組む組織によれば、治安部隊は 68 人以上を拷問したという。政府がそうした虐待行為を行った者を訴追し、有罪とし、あるいは罰することは稀で、刑事免責が適用される風土が RAB、警察、および軍によるそうした行為を助長させている。」**[2t] (第 1 節 d)**

8.12 2009 年、人権問題に取り組む NGO 団体 Odhikar は法律の執行機関による拷問の事例を 68 件把握した。しかし、Odhikar はすべての事件が報告されたわけではないため、実際の数はさらに多いと指摘する。（Odhikar による 2008 年度人権報告書）**[46w] (p17)**

8.13 2009 年 5 月 18 日に発行されたヒューマン・ライツ・ウォッチによる*「処刑と拷問がある事実を無視して…」*と題される報告書の中ではさらに、「国家機関が行っている拷問の程度に関して信頼できる統計データは存在していないが、バングラデシュの非政府組織や記者たちはこれまでに無数の事例を文書に記録し、報告している」と指摘されている。**[10l]（第 II 節）**

8.14 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の 2010 年 1 月 20 日付「2010 年度世界報告書」（2009 年に起きた出来事を扱う）によると、以下の通り。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「犯罪捜査で自白や金銭を強要するために、拷問は相変わらず法律の執行機関の職員によって使用されている。RAB および警察により殺害された者の身体には、通常、拷問を受けたことを物語る痣や傷が残っている。

「2009 年 2 月の BDR の反乱後に拘束された数人の者が不審な状況下で死亡した。多くの拘留者が殴打や電気ショックを含む身体的拷問を受けた。拘束された後に死亡した、BDR 隊員の 1 人であるモバラク・ホサイン（Mobarak Hossain）の親戚は、ホサインは拷問を受けて死亡したと主張している。ダッカ医科大学の死体安置所の関係者は、ホサインの手首、腕、膝および肩は腫れ上がり、体にはひどい打撲傷ができていたと報道機関と人権運動家に語った。政府は 5 月、拘留中における BDR 隊員の死について調査するために委員会を設置したと発表した。委員会の調査結果は 15 日以内に報告書として提出されることになっていたが、これを書いている時点ではまだ公表されていない。

「10 月 22 日、New Age 紙の記者である F・M・マスム（F.M. Masum）が RAB の将校により拘束され、拷問された。マスムは New Age 紙に、超法規的な殺害への関与を含め、準軍事組織に関する記事を数本書いていた。

「恣意的な逮捕および拘留に対する基本的な防衛措置を除去するか、弱めることによって拷問を促進する法律は、「特別な権限に関する法律（SPA）」や新たに採用された反テロリスト法を含め、効力を有したままである。」 **[10n]**

Odhikar 拷問防止プロジェクト

8.15 ダッカを拠点とする人権問題に取り組む NGO 団体 Odhikar は、2010 年 1 月 1 日に発行した 2009 年度人権報告書で、以下のように伝えている。

「政府は、Odhikar が人権擁護者に訓練を行い、民衆の意識向上を図る計画を実行することを目指して進めている拷問防止プロジェクトを唐突に終わらせた。首相府所轄の NGO 局は 2009 年 4 月 28 日、その計画を承認し、「バングラデシュにおける人権擁護者訓練および支援計画」と題するプロジェクトを開始する許可を与えた。許可を付与された後、Odhikar は、拷問に対する民衆の意識向上を図る方法に関する訓練を提供するとともに、拷問を攻撃的な犯罪として処罰の対象とする国内法を制定し、政府に対し拷問等禁止条約選択議定書を締結するよう働き掛ける支援計画を実行するために、人権を守る方法、人権侵害を防止する方法、拷問された者を援助する方法に関して人権擁護者に対し訓練を行った。

「･･･その後、NGO 局から拷問防止計画を終了するよう命じる 2009 年 8 月 17 日付の書簡が Odhikar に送られた。同書簡は 2009 年 8 月 31 日に Odhikar に届けられた。NGO 局により署名捺印された書簡には、内務省が反対を表明したためにプロジェクトは中止されたと記されていた。プロジェクトの中止についての事前通知も有効な理由も政府からは示されていない。

「Odhikar は、政府によるプロジェクトの中止に異議を唱えるため、令状申請（No. 6550）を申し立てた。2009 年 10 月 11 日、バングラデシュ最高裁判所

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

の高裁部は政府に反対する規則を発令するとともに、NGO 局の異議申し立てを受けた命令の執行を遅らせた･･･。」**[46w] (p29)**

超法規的な殺人

8.16 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「治安部隊の隊員は数多くの超法規的な殺人を犯した。警察、BDR、軍隊、および緊急行動部隊（RAB）は時に不当な破壊的武器を使用した。

「政府の統計によると、すべての治安部隊要員による殺人数は 3%上昇し、政府は「徹底した不寛容」の立場を取り、高官も治安部隊によるすべての超法規的な殺人を十分に調査すると公式に声明を発表したにもかかわらず、こうした事件を調査する包括的な措置を講じなかった。警察および合同治安部隊による殺人数もまた増加した。報道機関および人権問題に取り組む団体によれば、こうした事件が刑事処分に結び付いたことは一度もなく、政府が容疑をかけ、有罪になった場合でも、行政処分が課されることがほとんどであるという。

「報道機関の記事、国内外の人権問題に取り組む団体、および政府によれば、2009 年の 1 年間に RAB は 41 人を殺害、前年の 68 人から 40%近く減少した。それらの平均殺人数は、2008 年の 1 カ月あたり 6 人から 2009 年の 1 カ月あたり 6 人に減少した。しかし、RAB 隊員と警察からなる合同治安部隊は、2009 年の間に 25 人を殺害した。それらの殺人は、異常な状況下での殺人も含め、強制捜査中、逮捕中、およびその他の法律執行活動中に起こったが、容疑者が拘留中に起こる場合もあった。政府はしばしば、こうした事件について RAB または警察と犯罪者の集団との間で起きた「十字砲火」、「銃撃」、または「遭遇」によるものであると説明している。**[2t] (第 1 節 a)**

8.17 NGO 団体 Odhikar は 2009 年 5 月 31 日付の報告の中で、2009 年 1 月 6 日にアワミ連盟が政権に就いて以来、警察と治安部隊による「超法規的な殺人」の犠牲者が 29 人に上っていると述べている。2 月 3 日に開かれた人権委員会での演説で、外務大臣は超法規的な殺人、拷問、および獄中死に対して「徹底した不寛容」の立場を取ることを表明した。**[46t]**

8.18 ダッカを拠点とする人権問題に取り組む NGO 団体である Odhikar は、2009 年度人権報告書（2010 年 1 月 1 日発行）の中で、報道によれば 2009 年に法律の執行機関により 154 人が殺害され、そのうち 129 人は「十字砲火、遭遇戦、銃撃戦、撃ち合い」によるものだったと指摘している。さらに、21 人の死は拘留中に拷問を受けた後に起きたものと報告されている。死亡した 154 人のうち、38 人は緊急行動部隊（RAB）、63 人は警察、および残りの人々は統合部隊またはその他の団体の手によるものであった。**[46w] (p21)** NGO 団体 Ain o Salish Kendra（ASK）は 2008 年の年次報告書の中で、彼らの記録によれば、2008 年に法律の執行機関の手で殺害された者は 175 人で、そのうちの 82 人は RAB、72 人は警察、および 21 人は統合部隊の手によるものであった。死亡した 175 人のうち、48 人は拘留中に死亡している。175 人のうち 9 人は拷問を受けることで死亡している。**[109a]**（**第 4 章**）

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

8.19 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が 2009 年 5 月 18 日に発行した*「処刑と拷問がある事実を無視して…」*と題する報告書には、以下のように記述されている。

「拘留中における殺人という長きにわたり存在する問題は、準軍事的な法律の執行機関である緊急行動部隊（RAB）が 2004 年に設立されて以来、絶えず起きるようになった。RAB は、犠牲者（RAB が「指名手配された犯罪者」または「最重要テロリスト」と呼ぶ者たち）が逮捕を拒否した場合や RAB と犯罪者の集団との間で武力衝突が起きたときに彼らが十字砲火に巻き込まれて起きた正当性のある殺人、または偶発的な殺人であると当局者が主張するいわゆる『十字砲火に巻き込まれての死亡事件』のように見える超法規的な殺人に手を染めるようになった。しかし、警察も同様の手段を採用するようになった。2004 年 6 月以降、警察、RAB、およびその他の治安部隊により殺害された人々の数は 1,000 人を大きく超えている。広く信じられているように、実際、こうした事件の多くは、しばしば拷問を通して行われる処刑にほぼ等しい。」**[10l]（第 II 節）**

8.20 ヒューマン・ライツ・ウォッチによる 2010 年の報告書には、以下のように記述されている。

「2009 年中に数回、政府は保安部隊の隊員による超法規的な処刑という重大な問題を終結させることを約束した。ところが、精鋭集団であり準軍事的な法律執行機関である緊急行動部隊（RAB）と警察は、当局が「十字砲火」、「遭遇戦」、および「銃撃戦」と呼ぶ方法で人々を引き続き殺害したが、実際は、超法規的な処刑にほぼ等しいものであった。･･･2009 年後半には、こうした事件大幅に増加したことが示唆するように、政府がいったん権力を掌握すると、治安部隊と対峙しょうとする姿勢がなくなる。非合法化された左翼政党の党員であると疑われた者は特に標的にされる。野党の立場にあった時のアワミ連盟によって厳しく批判されてきた歴代政府の声明を反映して、政府は法律の執行機関は自衛権のみを行使できると主張した。」**[10n]**

以下のアカウンタビリティ（説明責任）と刑事免責も参照すること。

アカウンタビリティ（説明責任）と刑事免責

8.21 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2010 年 1 月 20 日に発行した「2010 年度世界報告書」のバングラデシュ編には、以下のように指摘している。

「2009 年、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、治安部隊の隊員が殺人、拷問行為、または不法な拘束の罪で有罪判決を受けて投獄された事件を確認できなかった。政府は、前暫定政府による汚職撲滅運動中に軍事情報総局（バングラデシュで最も重要な軍諜報機関）によって行われた人権侵害に関与した個人数名をその地位から解任した。

「治安部隊の隊員およびその他の公務員を訴追から守る伝統的な法律の規定は、犯罪行為を開始する際に政府の承認を求めることで、効力を有したままである。」**[10n]**

8.22 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「警察は内務省（MOHA）の下、全国規模で組織され、国内の治安、および法と秩序を維持する権能を持つ。近年の政権下では、警察は総じて有効性を発揮することができず、与党に関係する人物について捜査を行うことに消極的であった….。政府は広く横行している警察組織内の汚職と教育と規律の欠如に対処するための対策を講じた。警察の監察長官は警察官の教育、汚職への対応、およびより強い責任感を持った警察部隊の編成を目的とした新しい戦略の実施を海外からの資金協力を部分的に受けながら続行した…。人々は、訴訟手続きが長期にわたること、および報復を受ける恐れがあることを理由に警察に対して刑事事件に関して訴えを起こすことは稀である。人々が警察を相手取ることに消極的であることが、警察が罪を免れやすい環境の形成を助長しているのである。**[2t] (第 1 節 d)**

法律の執行機関に見られる汚職

8.23 2006 年から 2007 年にかけてトランスペアレンシー・インターナショナル（TI）が実施した調査の中で、法律の執行機関との関わりがあった回答者のうち 64.5%が賄賂を渡したと回答している。TI に代わり 2006 年に公表された「ベースライン」調査の結果によると、すべての回答者の 90%以上が「金銭の支払いや影響力の行使なしでは、警察に守ってもらうことはできない」という文章を肯定する回答を示している。**[42e] (p58)**

苦情を申し立てる方法も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

警察改革計画

8.24 司法制度の平等な利用を実現し、災害や犯罪の被害者となりやすい人々のニーズにより的確に対応するための能力とプロ意識を向上させる上でバングラデシュ警察を支援することを目的に策定された警察改革計画（PRP）が 2005 年に実行に移され、暫定政権下でより早いペースで進展している。2006 年には国民の意識のベースラインに関する包括的な調査が実施され、2007 年 1 月に調査結果が提示された（以下の「苦情を申し立てる方法」の項を参照すること）。**[97c] [97a]** 2008 年 4 月までに、警察改革計画に基づき設計された 11 のモデル *thana*（警察署）が国内の様々な地域に設置された。そして職員は人権、性別に対する意識、およびアカウンタビリティ（説明責任）に関する教育を受けた。**[97c] [97a]**

8.25 警察改革計画に基づき、法令の草稿（1861 年の警察法に代えて施行する「2007 年のバングラデシュ警察に関する法令」）が準備された。この法令は警察の役割と責任を再定義することを目的としていた。またこの法令は、警察署の職員に対する給与と手当ての改善を推奨し、警察官に向けた専門的な教育訓練について定めている。（*New Age*、2007 年 6 月 10 日）**[96d]**（PTI、2007 年 5 月 10 日）**[56b]** 法令の草稿では、警察苦情委員会の設置と、権限の乱用や不正行為を働いたことで起訴された警察官に対する判決が迅速に下されるようにすることを目的とした簡易裁判所の設置が提起された。（*Daily Star*、2007 年 6 月 20 日）**[38cw]** 2008 年 8 月 26 日付の *Daily*

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

Star に掲載された記事は、2007 年の警察に関する法令がまだ実施されていないものの、当事者たちの意見が求められたと指摘している。**[38cx]** 2009 年 2 月 16 日、政府はまだ国会に承認させるための法令の草稿を選択しかねていると報じられた。（*Daily Star*）**[38dm]**

8.26 2009 年 2 月、バングラデシュ警察により国内初となる犯罪被害者支援センターがダッカに設立された。訓練を受けた 17 名の女性警察官がスタッフとして勤務し、医療関係者、ソーシャル・ワーカー、弁護士、NGO スタッフのネットワークにより支えられている。国連開発計画の国別責任者シュテファン・プリースナーはセンターの開所式で、「近年の警察署の意識に起きた大きな変化」が反映されていると述べた。（内務省、警察改革計画に関する報道発表、2009 年 2 月 17 日）**[97c]**

以下の苦情を申し立てる方法の項、第 9 節：犯罪、および第 20 節：汚職も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

苦情を申し立てる方法

8.27 2006 年 12 月にヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が発行した報告書によれば、「警察に苦情を申し立てようとする者は数多くの障害に直面することになる。第一に報復を受ける恐れがある。苦情を申し立てないように直接的な脅しを受けることもある。被害者の家族が勇気を持って苦情を申し立てたとしても、警察はしばしば訴えを受理しない。バングラデシュの法律では、政府は警察およびその他の治安部隊のメンバーを含む公務員が公務を行う際に関与した不法行為について考慮するように裁判所に認可を与えなければならない」のである。**[10c]**（**第 II 節**）2009 年 5 月 18 日付の HRW の報告書は、警察が苦情を受理することを拒絶した場合、個人が司法機関に直接訴えを起こせば、司法機関は該当する事案について独自の捜査を行うことができると指摘している。**[10l]**（**第 III 節**）

8.28 2006 年に国連開発計画（UNDP）のために実施された国民意識のベースラインに関する調査の結果、以下のことが明らかとなっている。

「回答者のうち過去 12 カ月間で警察に犯罪の発生を報告した者の割合は極めて小さかった（4～7%）。そのうち約 4 分の 3 に相当する者（71～74%）が警察の対応に不満を持っている…。回答者の約半数（49～55%）が報告のしやすさと犯罪の発生を警察に報告する際の正確さに不満を持っている。犯罪の発生を警察に報告する際の問題点として以下の事項が指摘された（重要性の高い順に表示している）。警察がインセンティブや賄賂（金銭）を要求する。警察は多忙で時間的余裕もなく聴取もしない。報告するための書式（印刷物）および用紙（カーボン紙）が用意されていない。警察署に担当の職員が置かれていない。警察が影響力や圧力をかけて訴えを取り下げさせようとする。書式が複雑で理解しにくい。警察は手続きを不必要に複雑化し、遅延させる…。大多数の回答者（82～83%）が、人命に関わる犯罪行為が行われる場合に警察に報告する［可能性が最も高い］と答えている。回答者が警察に報告しようと考える［報告する可能性が最も高い］［その他の］犯罪行為

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

として…身体的な拷問（63%）、財産に関する犯罪（57～63%）、および［名誉に関わる］問題・名誉毀損（29～53%）が挙げられている。［通常、被害者が警察に報告しない］犯罪の一つとして、女性に対する暴力が挙げられた。また性犯罪も警察に報告されない犯罪として、4 分の 3 の女性（77%）によって指摘された。被害者が警察への報告を躊躇するその他の犯罪として、［大きな影響力を持つ人物］または警察そのものによる犯罪、および不必要な嫌がらせ行為が挙げられている。」［「一般的または小規模な犯罪」も報告されないことが多い］。**[97a] (piii) (p51)**

8.29 報告書ではさらに以下のように記述されている。

「［女性の回答者は］警察官が事件現場を偶然に通りかからなければ、犯罪の発生を警察に報告することはほとんどないか、全くない。男性は…極めて頻繁に、または頻繁に警察署を個人的に訪れるか誰かを警察署に向わせることで、電話や手紙を介して、あるいは警察を事件現場に呼ぶことで犯罪の発生を報告している。警察に犯罪の発生を報告しない理由として極めて頻繁に、あるいは頻繁に挙げられたのが、警察に接触することに対する不安感や恐怖心、費用の問題または費用が発生することへの恐れ、警察により嫌がらせを受けることに対する恐れ、犯罪者から嫌がらせを受けることに対する恐れ、名誉を失うことに対する恐れ、警察を信用していないこと、警察が役に立たないこと、共同体の人々や村の理事長が問題を解決してくれること、中立性のある捜査や法律による平等な保護が期待できないこと、および事件が裁判所に直接訴えられていることなどであった。」**[97a] (piii)**

この調査のために面接に応じた警察官は、情報を受けてから犯罪の現場にたどり着くまでに平均で 23～26 時間かかってしまうと試算している。**[97a] (p52)** 多くの回答者は、警察官が酷使されており、十分に休む時間が与えられていないと答えている。しかし、彼らの多くは警察官が上司のための用事に従事し、儀礼的な役割を果たし、VIP を保護し、あるいはインセンティブや賄賂を受け取ることに努力を注ぎ、本来の役目を適切に果たしていないとも認識している。**[97a] (p64-65)**

8.30 ダッカの英国高等弁務団は 2004 年 10 月 1 日付の書簡の中で、警察が特定の苦情について捜査を行うこと、または刑事訴訟を起こすことが却下された場合の手続方法について説明している。それによると、「人権問題に取り組む NGO 団体である Odhikar の顧問弁護士は、そうした場合に裁判官に申し立てを行うことができると助言している。裁判官が訴えの内容に同意すれば、警察に対して訴えを受け入れるように命じることができる。［英国高等弁務団］は、これと同じことを人権問題に取り組む別の NGO 団体であるバングラデシュ少数民族人権会議（Human Rights Congress for Bangladeshi Minorities）からも聞いている」という。**[11h]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

9. 兵役義務

9.01 1952 年のバングラデシュ陸軍法には強制的な兵役義務の導入の可能性が規定されているが、バングラデシュでこれまでに徴兵制が存在したことはない。（国際的な戦争抵抗者の会（War Resisters International）：バングラデシュ編、1998 年 3 月更新、2009 年 5 月にアクセス）**[13]** 2005 年 7 月 14 日付の国連の子どもの権利条約（UN CRC）に関する「State Party Report」には、「バングラデシュの軍隊への強制的な徴兵について定めている規定は存在しない」と記されている。**[52b]**

9.02 子ども兵士徴用廃止を目指す連合（Coalition to Stop the Use of Child Soldiers）」が発行した「2008 年度世界報告書」（2009 年 6 月 15 日にアクセス）によれば、陸軍に志願できる最低年齢は 16 歳、海軍と空軍の場合は 17 歳であるという。バングラデシュ国境警備隊や Ansar を含む準軍事的組織および補助的な部隊に徴用できる最低年齢は 18 歳である。**[35]**（バングラデシュの談話）2005 年 7 月に発行された UN CRC 報告書では、軍隊に新たに徴用された兵士は最初に基礎訓練を受けるため、18 歳に到達する前に実際の軍務や戦闘に投入されることはないと明確に説明されている。**[52b]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

10. 非政府系武装組織による犯行

10.01 2009 年 4 月 28 日に掲載された Jane の「*Sentinel Country Risk Assessment*：バングラデシュ」のエグゼクティブ・サマリーには、以下のように記述されている。

「イスラム教は近年、益々バングラデシュ政治を決定付ける役割を果たすようになっている。バングラデシュにおけるイスラム政治の高まりの結果、治安環境は悪化した。バングラデシュ・イスラム教徒会議（JIB、ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ）とイスラム統一同盟（IOJ、Islami Oikya Jote）を含む BNP 主導の前政府（2001～2006 年）は、2005 年 8 月 17 日に 459 カ所に手製爆弾を仕掛けほぼ一斉に爆発させて 2 人殺害、100 人以上を負傷させた事件に関与したジャマアト・ウル・ムジャヒディーン・バングラデシュ（JMB）などのイスラム過激派組織を密かに支援するよう圧力をかけられていた。裁判官もまた、おそらく世俗主義の象徴であるため、その年に標的にされ、ガジプルとチッタゴンの裁判所は攻撃を受けた。BNP は遅ればせながら、JMB を厳しく取り締まり始めた。これは JIB との間に緊張関係を生んだが、政府はテロ攻撃の首謀者を捕獲し、処刑することに成功した。しかし、2007 年 5 月、3 都市で 3 カ所の鉄道駅がほぼ一斉に爆弾で爆破された。その攻撃は、JMB 活動家を再編成したと思われるザディード・アルカイダという新組織によって起こされた。2005 年の爆弾テロ規模の大規模な攻撃は起こっておらず、また国内の JMB 指導者の逮捕は続いているとはいえ、特に BNP、AL および陸軍は政治的にバングラデシュの様々な準軍事的組織と前与党に加わっていたイスラム教政党との関係を厳密に調査するのに消極的であると考えると、好戦的な状況は相変わらず脅威である。**[83e]**

10.02 紛争管理協会（Institute for Conflict Management）の南アジアのテロリズムに関するポータル（SATP）はその「2010 年におけるバングラデシュの評価」（2009 年に起きた出来事を扱う）の中で以下のように報告している。

「イスラム過激派による破壊活動が政府によって実質的に阻止されるとともに、2009 年に突然、バングラデシュは政治的安定を迎えた。過激派組織は全国に様々な形で存在していたが、イスラム過激派によるテロ攻撃は 2009 年にはまだ記録されていなかった。一方、バングラデシュ当局は左翼過激派とされる集団に対して警戒を強めているが、その警戒に相当するような、比較的暴力的な左翼運動が国内で活発であるという証拠はほとんどない。」**[59g]**

10.03 国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies）の武力紛争データベース（Armed Conflict Database）（発行日付はないが、2010 年 2 月 10 日にアクセス）には、以下のように記されている。

「大学キャンパスでの暴力的なデモを含め、少数の小規模な事件に関与したのは過激派であり、2009 年中の死者は 1 人のみであった。86 人が過激派に関係していない事件で死亡し、そのうち 74 人はバングラデシュ国境警備隊（BDR）による反乱中に死亡した。ただし、紛争中のこの小康状態にもかかわらず、情報筋の報告では、イスラム組織は引き続きバングラデシュ国内で活動するとともに、徴兵を行っていた。逮捕と継続的な治安作戦は、イスラム過激派の爆弾貯蔵庫の捜索を含め、2009 年を通じて行われた。」**[116a]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

10.04 2009 年 12 月 31 日に更新された南アジアのテロリズムに関するポータル（SATP）のデータシート（*Data Sheets*）には、2008 年もしくは 2009 年においてイスラム武装勢力によるテロ攻撃に関連した死者は出ていないと報告されている。その同じ期間に、86 人の左翼過激派（Purba Bangla 共産党の派閥と New Biplobi 共産党のメンバーが多い）と 6 人の民間人が、主に治安部隊との遭遇戦で死亡した。**[59f]**

10.05 紛争管理協会（Institute for Conflict Management）は「2010 年のバングラデシュに関する評価」の中で、「2009 年 11 月 7 日の報告書によると、Purba Banglar 共産党、PBCP（Janajuddha）、PBCP（M-L Red Flag）、PBCP（M-L Communist War）、Biplabi 共産党、新 Biplabi 共産党、Gono Bahini、Gono Mukti Fouz、Banglar 共産党、社会党、Biplabi Anuragi、Chhinnamul 共産党、および Sarbahara 人民の行進、の 13 の左翼過激派（LWE）組織の活動は国内で活発である」と記している。**[59g]**

第 4 節：最近の動きおよび付録Bも参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

11. 司法機関

11.01 憲法第 35 条（3）は、「刑事犯罪で起訴されたすべての者は、法律により設立された独立性と中立性のある裁判所または法廷で迅速な公の裁判を受ける権利を有する」と規定している。また憲法第 27 条は、「すべての国民は法の下に平等であり、法律による保護を平等に受けることができる」と規定している。 **[4]**

11.02 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した *「2009 年度の人権問題に関する国別報告書」*（USSD、2009 年報告書）には、以下のように記述されている。

「法律は司法の独立を規定しているが、実際には、憲法の長期にわたる暫定規定は、下位の裁判所、裁判官の任命、および司法官への報酬に関して行政機関に責任を委ねている。2007 年、暫定政府は前政府が行政機関と司法機関の分離を定めた法を施行し、その法はその年を通じて効力を持ち続けた･･･。汚職と未処理の事案の累積が司法制度の運営を妨げ、通常、裁判は長期間にわたり行われ、証人の買収、被害者への脅迫、および証拠の紛失により多くの者が公正な裁判を受けることができない状態にある。人権オブザーバーは、裁判官、弁護士、および裁判所職員が 2007 年、特別な権限に関する法律に基づいて起こされた多くの訴訟で被告から賄賂を要求すると主張している。」**[2t] (第 1 節 e)**

11.03 フリーダム・ハウスが 2009 年 5 月に発行した「世界における自由を取り巻く環境（Freedom in the World）」 *(2009 年に起きた出来事を扱う）には*、以下のように記述されている。

「裁判制度では、汚職と深刻なほど未処理の事案のままに置かれる傾向が大きく、裁判前の拘留は長期に及び、多くの被告は法廷弁護士の面会を受けられない状態にある。貧困者は裁判所を通して司法制度を利用することはあまりできない。2009 年 8 月、政府は、従来の裁判所の環境外で紛争を解決し、法制度への圧力を軽減するために 500 の農村地域の地方公共団体で小規模な裁判所を設置する取り組みに着手した。**[65d]**

組織

11.04 2009 年の USSD 報告書には以下のように指摘されている。

裁判所は、下級裁判所と最高裁判所という 2 つの層で成り立っている。両裁判所は、民事訴訟と刑事訴訟の審理を行う。司法機関が行政機関から切り離された後、政府は下級裁判所で裁判長を務めていた行政裁判官に代えて司法裁判官を任命した。行政裁判官はまだ存在しているが、その権限は制限され、特定の環境でのみ任命される。例えば、行政裁判官は、食品への不純物の混入や食品品質の問題を検証する移動裁判所を運営するよう任命された。最高裁判所は、高等裁判部と上訴部に分けられる。高等裁判部は主に憲法の問題に関する裁判を行い、下級裁判所から送られた事案を検証する。上訴部は高等裁判部が下した判決、法令、命令、または刑罰に対する訴えについて審理を行う。上訴部が下す判断は、他のすべての裁判所に対して拘束力を持つ。」**[2t] (第 1 節 e)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

11.05 上訴裁判所の決定は、高等裁判所を含むその他のすべての裁判所に対して拘束力を持つ。最高裁判所の両部門の裁判官は、憲法の条項に従って大統領によって任命される。[バングラデシュ憲法、2010 年 3 月 15 日にアクセス] **[4]**

11.06 バングラデシュの民事訴訟制度は、英国の制度をモデルにし（USSD による背景ノート、2008 年 8 月）**[2e]**、1908 年の民事訴訟法に基づき施行されている。訴訟の手続きを早め、長期間にわたる不必要な遅延の発生を避けるために、いくつかの修正条項が加えられた。（*Daily Star*、2005 年 7 月 16 日）**[38ag]**

11.07 1976 年に法律委員会が設置された。この機関はもはや時代遅れとなった、または基本的な権利との整合性が失われた既存の法律の廃止や修正の推奨、新しい法律の制定の推奨、司法制度を近代化するための改革の推奨を行うことを役目とする。この委員会は、引退した最高裁判所長官により率いられる。（バングラデシュ法律委員会（ウェブサイト）、2010 年 3 月 15 日にアクセス）**[84]**

特別法廷

11.08 2007 年 3 月に発行された USSD による「2006 年の人権問題に関する国別報告書」には、治安維持法、法律と秩序を乱す犯罪を裁く迅速な裁判に関する法律（以下を参照）、および女性と子どもに対する抑圧を防ぐ（第 25 節：女性を取り巻く環境）法律の規定に基づき、特別法廷が事案の審理を行い、判決を下すと記されている。これらの法律に基づく事案は、特定の時間枠内で捜査され、裁判にかけられなければならない。しかし、これらの法律は与えられた期間内に事案の処理が完了しなかった場合の措置について明確には定めていない。**[2l] (第 1 節 e)**

真実と説明責任に関する委員会

11.09 NGO 団体「*Ain o Salish Kendra*（ASK）」が発行した 2008 年度年次報告書の中で、以下のように指摘されている。

「2008 年の自主的に開示する権利に関する法令」に従い、［2008 年］8 月 3 日、「真実と説明責任に関する委員会」が設置された。この委員会は、国民が不労所得について自主的な開示を行い、これを委員会に寄託することで、収監を回避できるようにするための機関である。委員会の存続期間は 2009 年 1 月 2 日末までと設定された。11 月までに、政府高官と中堅の財界人をはじめとする人々が自主的開示を申請した。彼らのうちの 259 人が約 27.79 カロール（2 億 7,790 万タカ）に上る既知の収入源以外の資産の所有を認められ、14.46 カロール（1 億 4,460 万タカ）が国庫に寄託された。しかし、11 月 13 日、高等裁判所は公共の利益に関する訴訟で法令、委員会の組織、およびその機能が違法かつ違憲であるとの判断を下した。裁判所は、法律に違反した者を司法機関を通さずに、裁判を受けさせることなく責任を免除しているとして委員会の存在を違憲とする意見を述べた。裁判所の命令を請願した者は、委員会による私的な審問の実施、自己を有罪に導く証拠への依拠、および私的財産の没収を認めた法令の条項は、憲法第 35 条が定める公正な裁判の保護に違反すると考えている。［2008 年］11 月 16 日、上訴部は高等裁判所

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

の命令を 1 カ月間延期させ、その間、委員会の活動を認めた。しかし、高等裁判所の命令が発効する前に、委員会はすべての審問を完了し、この命令に従って行政上機能したに過ぎなかった。」**[109a]**（第 **6** 章）

非公式の司法制度：村の裁判制度と*シャリシ（Shalish）*

11.10 UNDP が発行した 2002 年の報告書は、発生したすべての紛争の 3 分の 2 は正式な裁判には持ち込まれず、地元の指導者や村の司法制度に委ねることで解決されたか、未解決の状態で放置されていると指摘している。*シャリシ（またはグラメン・シャリシ）*と呼ばれる地元の伝統的な仲裁機関が紛争解決のための代替的な方法を提供する。この機関は地元コミュニティの指導者で構成され、彼らが個人的に、または集団で仲裁と紛争解決のための協議を行う。1996 年に 2 つの県で行われた*シャリシ*に関する調査の結果、扱われる紛争の多くは家族法、慰謝料、再婚、持参金、および土地所有権に関するものであったことが示された。UNDP が発行した 2002 年の報告書によると、調停による和解は、女性や貧しい者により特に好まれる選択肢であるという。**[8b] (p91-100)** シャリシ（*Shalish*）は法律的に刑事訴訟を扱うことはできない。すべての刑事訴訟手続きは刑事訴訟法、または国会で成立された具体的な法律により規定されなければならない。（UNB、2009 年 3 月 20 日）**[39bi]** 村の裁判所は民事と刑事の事案を扱う。これらの裁判所は証人を召喚し、侮辱罪には罰金を科す権限を持つ。村の裁判所で裁判を行うのは「ユニオン（行政村）議会」（バングラデシュに 4,448 存在する地元の政府当局）の議長と議員で、彼らは通常、地元の共同体における有力者である。しかし、村の裁判所は外部からの影響を受けやすい。そうした影響を与えるのは地元の政治指導者、共同体の指導者、富裕層、および村のその他の有力者である。村の裁判所は通常、地元の警察と連携して機能している。**[8b] (p91-100)**

目次に戻る
出典一覧に進む

独立性

11.11 憲法第 94 条（4）は、「この憲法の規定に従い、司法長官（最高裁判所長官）とその他の裁判官は独立して司法上の権能を行使するものとする」と定めている。憲法 96 条は、憲法に規定される理由以外の理由で裁判官を解任することはできないと定めている。 **[4]**

11.12 2009 年の USSD 報告書には以下のように指摘されている。

「裁判所は、下級裁判所と最高裁判所という 2 つの層で成り立っている。両裁判所は、民事訴訟と刑事訴訟の審理を行う。司法機関が行政機関から切り離された後、政府は下級裁判所で裁判長を務めていた行政裁判官に代えて司法裁判官を任命した。行政裁判官はまだ存在しているが、その権限は制限され、特定の環境でのみ任命される。例えば、行政裁判官は、食品不純物混和や食品品質の問題を検証する移動裁判所を運営するよう任命された。最高裁判所は、高等裁判部と上訴部に分けられる。高等裁判部は主に憲法の問題に関する裁判を行い、下級裁判所から送られた事案を検証する。上訴部は高等裁判部が下した判決、法令、命令、または刑罰に対する訴えについて審理を

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

行う。上訴部が下す判断は、他のすべての裁判所に対して拘束力を持つ。」**[2t] (第 1 節 e)**

11.13 NGO 団体である Odhikar は、2009 年 1 月 15 日に発行した「2008 年度人権報告書」の中で、司法機関を行政機関の管轄下から外したことは、暫定政府が行った大きな成果の一つであると見なされると記している。しかしこの報告書は、政府は依然として裁判官の採用について一定範囲の権能を行使しており、具体的には法務省を通して公務委員会により裁判官の採用が行われていると指摘している。**[46r] (p26)**

11.14 アジア人権委員会（AHRC）は、「2009 年のバングラデシュにおける人権状況（The State of Human Rights in Bangladesh 2009）」（発行日なし）の中で、以下のように伝えている。

「バングラデシュ政府は、国連人権理事会への加盟のための再選挙申請の一環として行われた国際社会への誓約を含め、司法機関は行政機関から分離され、独立的に機能すると公式に声明を発表している。しかし、同じ政権が 2009 年に刑事訴訟法の修正を行い、「行政判事裁判官」が適切と見なす事件に関する裁判を恣意的に引き継ぐことができるようにした。そのため、特に国家が犯したと疑われる人権侵害の事件に関して、司法機関の独立という概念を大いに損なった。」**[66b] (p63)**

公正な裁判

11.15 ワシントン DC にあるバングラデシュ大使館のウェブサイトに指摘されているように（2006 年 10 月 8 日にアクセス）、「政府は貧しい訴訟当事者に法律的な支援を提供する目的で、61 の県の裁判官により主導される法律支援委員会を設置した。これらの県レベルの委員会は、国家法律支援委員会のもと作業を続けている。」 **[85]**

11.16 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「法律は被告人に対し、弁護士の弁護を受ける権利、起訴書類を閲覧する権利、証人を呼ぶか証人に質問する権利、判決を不服として上訴する権利を与える。判決は陪審員ではなく、裁判官により下され、裁判は公開されるものとする。実際、国選弁護人が被告人に充てられることは稀である。被告人は無罪の推定を受け、上訴を行う権利を持ち、法廷に出廷する権利を持ち、政府が提示する証拠を閲覧する権利を持つ。」この報告書はさらに、「汚職と未処理の事案の累積が司法制度の運営を妨げ、通常、裁判は長期間にわたり行われ、証人の買収、被害者への脅迫、および証拠の紛失により多くの者が公正な裁判を受けることができない状態にある」と続けている。**[2t] (第 1 節 e)**

11.17 アジア人権委員会（AHRC）は、「2009 年のバングラデシュにおける人権状況（The State of Human Rights in Bangladesh 2009）」（発行日なし）の中で、以下のように伝えている。

「バングラデシュの刑事司法制度では公正な裁判を開き、国民に正義をもたらすことができない。法の支配を確立するために、国は直ちに、恐れたり誤魔化されたりすることなく有効に苦情を訴える仕組みを国民に平等に提供す

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ることができるようになる必要がある。犯罪捜査は効率的かつ公平で、通常の警察業務から独立していることが求められる。検察機関は独立的かつ恒久的な機関である必要があり、どの政党が政権にあっても、現在のような政治色の強い解雇と採用が行われてはならない。司法機関の様々な部門に従事する裁判官は能力と法律的技能を発揮するとともに、十分な資源を活用する必要がある。」**[66b] (p65)**

司法機関に見られる汚職

11.18 アジア・リーガル・リソース・センター（ALRC）は 2010 年 2 月発行の「政治 – バングラデシュにおける汚職問題の核心：司法統治への影響に関する実証的研究（Politics – Corruption Nexus in Bangladesh, An Empirical Study Of The Impacts On Judicial Governance）」の中で、以下のように述べている。

「バングラデシュの司法機関で行われる汚職の形態がどのようなものであれ、政治的要因は汚職の原点、発展および実践に関して大きな役割を果たしている。政府は、そうした問題に対して全体的な手法を採用し、これ以上遅れることなく既存の制度を徹底的に再構築する必要がある。バングラデシュの下級裁判所は、現体制下では有効な制度として今後発展することが必要であり、これは特に、国家機構の行政機関から法律上分立した場合にそうである。下級裁判所は国家の機関で最もなおざりにされてきた機関の 1 つであり、最低限の施設しか揃っていない。法の支配を維持し、法と秩序を保ち、基本的人権を保護し、抑制と均衡の制度を国家の機関の間で構築するには、脆弱的な状態から司法機関を直接的かつ速やかに救出しなければならない。」**[76a] (p111)**

11.19 上記の ALRC の発行物では、以下を含む複数の問題領域に焦点が当てられている。

1. 地元の有力者や既得権益のある者は、司法参加することなく、自身の個人的な利益と引き替えに日常的に人を搾取することが可能である。
2. 無実の者が虚偽の事件において、特に事件に反論した場合に政治的指導者または活動家の犠牲にされる。
3. 終わりのない嫌がらせを警察から受けるため、人々はあらゆる手段を使って、警察署内で苦情を訴えることを避ける。
4. 政治的に考慮したため、あるいは金銭の要求を拒絶されたため、警察は本当の訴えを記録に取らない。**[76a]**

11.20 アジア人権委員会（AHRC）は、「2009 年のバングラデシュにおける人権状況（The State of Human Rights in Bangladesh 2009）」（発行日なし）の中で、以下のように伝えている。

「様々な汚職の形態が犯罪捜査の大半の段階で発見される。警察は捜査事件と裁判事件での汚職に重要な役割を果たす。警察署で犯罪事件に苦情を申し立てることは困難である。また、治安判事認知裁判所で苦情を申し立てることは困難である･･･。提訴から犯罪事件の処理に至るまであらゆる段階の業務で、裁判所職員が賄賂を期待するのは不可避である･･･。逮捕された容疑者が常に、逮捕後 24 時間以内に最も近くにある治安判事裁判所に出廷していると

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

は限らない。裁判事案で最も汚職のある領域は保釈金に関係している。利害関係者の多くが直接的間接的を問わず関与しているからである。裁判所は自白の調書に際して厳格な法的手続きを守っていない。」**[66b] (p31)**

第 20 節：汚職行為も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

12. 逮捕と拘留 ― 法的権利

第 10 節：逮捕と拘留 ― 法的権利、および第 17 節：野党グループと政治活動家も参照すること。

12.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した *「2009 年の人権問題に関する国別報告書」*（USSD、2009 年報告書）に記述されているように、「憲法は恣意的な逮捕と拘留を禁止しているが、法律は当局が犯罪行為に関与した疑いのある者を裁判官の命令または令状なしに逮捕および拘留することを認めている。」また、2008 年 12 月、大統領は 2007 年の非常事態宣言を解除するための「非常権限（撤廃）法令」を公布した。非常事態宣言の下で、政府は当局に告訴や特定の訴えの手続きをとることなく国民を拘留する権限を与える「非常権限に関する規則（EPR）」を公布したと、USSD は指摘してもいる。非常事態宣言を解除した時、非常権限法令は、EPR に基づいて起こされた裁判については引き続き有効とする一方、係争中の裁判は伝統的な規則と法律に基づいて行われることを規定している。**[2t] (第 1 節 d)**

予防的な拘留と法的な枠組み

12.02 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「法律は、特定の場合において令状を行使することなく逮捕を行えると規定している。刑事訴訟法第 54 節とダッカ都市警察に関する法令の第 100 節は、犯罪行為に関与した疑いのある人物を裁判官の命令または令状なしで拘留することを認めている。予防的および恣意的な逮捕件数は、非常事態宣言が有効であった前年から低下した。」**[2t] (第 1 節 d)**

12.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、2009 年 5 月 18 日付の報告書の中で、「将来的に犯罪行為が発生する可能性をなくす目的で人の自由を奪う権限を当局に与える法律が、英国による植民地支配の時代以降、インド亜大陸で初めて制定された。犯罪を実行していない状態であるため、これらの法律は有罪であると証明されるまで無罪であると見なされる権利、および恣意的に拘留されない権利と本質的に相容れない」と記している。**[10l]**（**第 V 節**）

刑事訴訟法（CrPC）：第 54 節

12.04 CrPC 第 54 節は、警察官に対し、「裁判官の命令または令状なしに…裁判権内にある不法行為に関与した人物、または合理的な訴えが起こされている人物、または不法行為に関与したことを示す信憑性の高い情報が得られている、または合理的な疑いが存在する人物…」を逮捕する権限を与える。CrPC の第 54 節は、逮捕が行われた後に遵守されるべき特定の手順を定めている。例えば、被告人は 24 時間以内に裁判官の前に出頭しなければならず、警察が容疑者の拘留期間を延長したい場合は、裁判官の許可を事前に得なければならない。しかし、こうした防衛措置が存在しているものの、第 54 節は、警察がいかなるときでも具体的な理由なく誰でも逮捕することを効果的に認めている。この規定は、バングラデシュの法律体系において最も安易に乱用されている規定の中の一つである。（カナダ IRB、1998 年 9 月）**[3f] (p4)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

特別な権限に関する法律（SPA）

12.05 1974 年に制定された「特別な権限に関する法律（SPA）」は政府に対し、正式な容疑、あるいは具体的な訴えが存在しなくても、「詐害行為」が行われることを防ぐ目的で、いかなる者でも最大 30 日間拘留する権限を与えている。詐害行為とは、「国家、国家の安全、治安、または国の経済的あるいは財政的な利益に関わる主権または保護を…損ねる可能性がある…行為」であると広く定義されている。（カナダ IRB、1998 年）**[3f] (p5)**

12.06 2003 年の USSD による報告書には、以下のように記述されている。

「裁判官は、15 日以内に拘留された者に対し拘留された理由を説明しなければならず、内務省は提示された拘留理由について 30 日以内に同意するか、同意しなければ拘留された者を釈放しなければならない。政府は拘留された者に制定法上の犯罪で容疑をかけてはならない。しかし実際には、これらの者はより長い期間拘留されることがある。拘留された者は、拘留されていることに申し立てを行い、政府は早期の釈放を行うことができる…。拘留された者は弁護士との面会が許されているが、多くの場合、起訴されるまでは弁護士に面会することができない。しかし、彼らは諮問委員会に弁護士を代理人として出席させることはできない。拘留された者は訪問者の面会を受けることができる。」**[2o] (第 1 節 d)**

12.07 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように明記されている。

「特別な権限に関する法律に従い、政府または県の裁判官は国家の安全を脅かす可能性がある行為を行うことを防止するために対象者の 30 日間の拘留を命じることができる。しかし、実際には当局はこの期間を超えて拘留を行っている。裁判官は拘留された者に対し拘留の理由を説明しなければならず、諮問委員会は拘留後 4 カ月経過した時点で拘留された者の事案を検証しなければならない。拘留された者は上訴を行う権利を有する…。しかし、特別な権限に関する法律に基づき逮捕された者は代理人を立てる権利を有していない。政府が国選弁護人を充てることは稀であり、拘留された者に金銭的な支援を行うための法律支援制度はほとんど存在していない。特別な権限に関する法律に基づき汚職の容疑で逮捕された多くの者は比較的に高い収入を得ていたため、法的な支援を受けることが認められないのが通例である。通常、弁護士が顧客と面会することを政府が認めるのは、裁判所に対し正式に起訴が行われた後である。しかし、実際に起訴が行われるのが逮捕後、数週間から数カ月後である場合もある。」**[2b] (第 1 節 d)**

12.08 2009 年 5 月 18 日付の HRW の報告書は、拘留後 120 日経過した時点、およびその後は 6 カ月経過毎に拘留された者の事案を検証するために設置される諮問委員会が高等裁判所の裁判官の資格を有する 2 名の裁判官、および「共和国の公務に携わる 1 名の高官」で組織されると伝えている。会議の前に実施される手続きは機密事項となっている。**[10l]（第 V 節）**

12.09 2009 年 5 月 18 日付の HRW の報告書には、以下のように記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「裁判所の記録によれば、1974 年から 1995 年 3 月までに拘留に関する申し立てを行うために最高裁判所の高等裁判部に持ち込まれた 10,372 件に上る人身保護令状のうち、裁判所が有効であると見なした拘留は 9%にも満たなかった。このように、歴史的にこの法律が広い範囲にわたり乱用されてきた事実が明らかとなっている。しかし、最高裁判所がこの法律とその適用について批判的な見方を繰り返してきたにもかかわらず、行政機関はこれを無視し、ほとんど何も措置を講じてこなかった。行政機関は釈放の命令を無視し、裁判所に法廷侮辱罪に関する訴訟手続きを始めるように強要することすらあったのである。」**[10l]**（第 V 節）

目次に戻る
出典一覧に進む

審理前拘留

12.10 2008 年の USSD の報告書には、以下のように記述されている。

「非常事態宣言や汚職防止政策とは関係のない場合を考えてみれば、恣意的に、かつ長期間にわたり行われる審理前拘留が依然として問題となっている。係争中の民事および刑事の訴訟件数は 180 万件を超える。逮捕された多くの者には、該当する犯罪に関して下される最大の刑罰よりも長い期間にわたる審理前拘留が適用されている。国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies）によれば、［2008］年末の時点で刑務所に収容されている者のほぼ 70%は審理前拘留されている状態にある。」**[2b] (第 1 節 d)**

保釈

12.11 2009 年の USSD による報告書には、2008 年では通常の裁判所で保釈制度が機能していたと指摘されている。例えば、裁判所は汚職の罪で告訴された役人と元役人の多くに対して保釈を認めた。**[2t] (第 1 節 d)**

12.12 ALRCは 2010 年 2 月発行の「政治 – バングラデシュにおける汚職問題の核心：司法統治への影響に関する実証的研究（Politics – Corruption Nexus in Bangladesh, An Empirical Study Of The Impacts On Judicial Governance）」の中で、以下のように述べている。

「バングラデシュの司法制度で最も汚職が横行し、極めて議論を呼ぶ領域は、起訴された者の保釈問題の領域である。保釈は権利として認められており、逮捕された者により、または自首した容疑者により保釈を求められた場合、裁判所は保釈の要請を却下することはできない。残念ながら、弁護士は全体的には、保釈が許されるような事件で逮捕された顧客から多額の費用を要求する傾向がある。弁護士は、容疑をかけられた犯罪に対する裁判所の考え方について否定的に詳細に説明する。弁護士は担当裁判官の名の下に金銭を受け取る。弁護士はその活動に信頼性が得られるように、顧客の前で裁判所に対し長々とした不必要な書類を提出する。

「警察に逮捕されるか、拘留されると、あるいは裁判所によって容疑者に対して逮捕令状が発行されると、直ちに保釈の問題が持ち上がる。多くの事案

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

では、保釈が適用される場合でさえ、被告人またはその血縁者は費用がいくらかかっても保釈を得ようとする。この保釈において、地元の有力者、政治指導者、弁護士および司法役人は多額の金銭を貯め込むことができる。」
[76a] (p39)

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

13. 刑務所の環境

13.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した*「2008 年の人権問題に関する国別報告書」*（USSD、2008 年）によれば、「刑務所は過密状態で、適切な設備が存在せず、適切な衛生状態も維持されておらず、極めて劣悪な環境にある。地元の人権オブザーバーは、こうした環境が拘留中に命を落とす者が出る一因となっていると指摘している」という。さらに以下のように報告されている。

「刑務所の中は過密状態であるため、多くの場合、受刑者たちは交代で就寝し、適切な浴室も完備されていない…。2007 年、刑務所監察官（IGP）は刑務所に関する法規を改め、汚職と刑務所内での薬物の取引の防止に努め、懲罰を与える以外の理由で受刑者に完全な拘束具を使用することを制限し、食事の質を改善し、受刑者のための職業訓練と識字能力の育成の機会を増やし、刑務所の職員の意識向上を図るなど、刑務所システムの改善を目指した取り組みを行った…。NGO 団体は、こうした改革は有益であるが、適切に継続されておらず、この年の改革の速度は前年と比較して緩やかなものであったと指摘している。こうした改革の一環として、女性専用の刑務所の新たな建設、受刑者を対象にした衣料品の製造方法に関する小規模な教育プログラムの開始、およびテレビ機器やファンの設置など、物理的な改善があった。この年、IGP は刑犯罪者に限り刑務所内で障壁などの物理的制約を受けることなく家族や友達と面会することを認めることで、受刑者の意識改善に取り組んだ。」**[2b] (第 1 節 c)**

13.02 ロンドンのキングズ・カレッジにある国際刑務所研究センター（International Centre for Prison Studies）（ICPS）は、この機関が発行する「刑務所ブリーフィング（Prison Brief）」（2010 年 5 月 7 日にアクセス）の中で、国内の刑務所行政によると、2008 年 9 月 19 日の時点で受刑者の総数は約 83,000 人であるのに対し、国内に存在する 67 の刑務所の公式の合計収容可能人数は 27,451 人であると伝えている。ICPS は、受刑者の 69%が審理前拘留および再拘留が適用された者で占められていると指摘している。**[78a]** 2008 年 7 月 26 日、*Daily Star* は受刑者の数が 87,011 であると伝えた。2008 年 7 月の時点でダッカ中央刑務所に収容された受刑者の数は 9,000 人から 10,000 人ほどであったが、実際の収容可能人数はわずか 2,600 人であった。このため、受刑者は交代で就寝し、長蛇の列を作って風呂やトイレを利用することを余儀なくされた。**[38cu]** バングラデシュ刑務所総局は、国内の刑務所が収容可能な受刑者数は 27,368 人であるが、2009 年 2 月 28 日の時点で実際に収容されている受刑者の数は 75,521 人に上っていると報じた。**[112a]**

13.03 NGO 団体である Odhikar は、2010 年 1 月 1 日付の*「2009 年度人権報告書」*の中で、2009 年において刑務所で死亡した受刑者は 50 人に上ったと指摘している。**[46w] (p39)** 同報告書には以下の指摘もある。

「バングラデシュの各刑務所は、受刑者の状況の改善に妨げとなる様々な問題を抱えている。主要な要因の 1 つは刑務所の建物の状態である。収容室は狭苦しく、衛生状態は劣悪で換気も不十分である。建物の多くは老朽化しており、収容能力を上回る受刑者の収容、劣悪な食事の提供、不十分な医療設

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

備、犯罪、様々な病気の拡大、拷問がすべて、長年にわたってバングラデシュにおける受刑者の死亡の原因となってきた。」**[46w] (p39)**

13.04 2008年9月の時点で、女性の受刑者は全体の3.7%を占めた。（ICPS、2008年9月1日）**[78a]** 2007年、政府はガジプル県に女性のための刑務所を新たに開設した。（USSD、2008年）**[2b]**（**第1節c**）2006年10月3日、国会は特定の範疇に属する女性の受刑者の仮釈放、および特定の条件を満たした場合における完全な釈放を認める法律を成立させた。（USSD 2006年）**[2l]**（**第5節**）

13.05 USSDが発行した2008年の報告書には、「通常、政府は赤十字国際委員会を含む独立した人権監視機関による訪問を許可していない。政府が任命した著名な民間人による委員会が、刑務所が存在する地域毎に設置され、刑務所の監視活動を毎月行っているが、調査結果は公表されていない。各県に配属された裁判官が刑務所を訪問することはあるが、その際の調査結果も公表されることはほとんどない」と記されている。**[2b] (第1節c)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

14. 死刑

14.01 アムネスティ・インターナショナル（AI）が 2010 年 5 月 26 日に発行した 2010 年度の年次報告書（2009 年の出来事を扱う）には、バングラデシュに死刑が存在していることが指摘されている。この報告書によれば、2009 年に死刑が言い渡された者は 64 人以上で、少なくとも 3 人については死刑が執行されている。**[7a]**

14.02 世界規模での死刑廃止を目指す取り組みを続けているイタリアの NGO 団体ハンズ・オフ・ケイン（Hands Off Cain）は、バングラデシュに関する国別報告書（2010 年 6 月 11 日にアクセス）の中で以下のように記述している。

「バングラデシュでは［2002 年の法律と秩序を乱す行為に関する法律のもと設置された迅速な審理を行う法廷］が導入されたことで、死刑が言い渡されるケースが著しく増えた。法律・司法・議会省の公式の情報によると、国内に存在する迅速な審理を行う法廷は、これが設立された 2002 年 10 月から 2005 年 6 月 30 日までの間に 650 件の事案を扱ったという。これらの法廷では 311 名に対して死刑が言い渡された。これに対し、2001 年から 2005 年 6 月 30 日までに国内の法廷裁判官による裁判で死刑が言い渡されたのは 123 名のみであった。バングラデシュが独立してから 2001 年までに、国内の様々な裁判所で死刑が言い渡された被告の合計人数は 221 名であった。これに対し、2002 年には 80 名に対し死刑が言い渡され、2003 年には 162 名、2004 年には 112 名、および 2005 年（6 月 30 日まで）には 80 名に対して死刑がそれぞれ言い渡されているという…。2005 年 6 月 30 日、法律・司法・議会省は、死刑が言い渡され、国内の刑務所に収監されている者の数は 655 名であると伝えた。死刑囚を収容する部屋については、各室に死刑囚を 1 名ずつ収容するのが原則となっているのに、政府は 53 室しか用意していなかった。バングラデシュでは、事実上の 3 年間の中断期間の後、2001 年から死刑の執行が再開されている。その年の 2 月から 3 月までの間に 2 人が、さらに 11 月に 1 人が死刑を執行された。2002 年には 1 人の死刑が執行され、2003 年には 2 人が死刑を執行された。2004 年には少なくとも 13 人が絞首台に送られ、2005 年には 5 人以上、2006 年には 4 人以上、2007 年には 6 人以上がそれぞれ絞首台に送られた。2007 年 12 月 18 日、バングラデシュは国連総会で死刑の適用に関するモラトリアム（一時停止）の決議案に反対票を投じた。」**[73a]**

14.03 バングラデシュでは、殺人、扇動、および麻薬の売買などの罪について死刑が適用されている。1998 年 3 月、バングラデシュ政府内閣は、人身売買やレイプなど、女性や子どもに対する犯罪への死刑の適用を承認した。1997 年には、ハイジャックや妨害工作も死刑の適用対象になる罪として定められた。（ハンズ・オフ・ケイン）**[73a]** 2002 年、酸攻撃についても死刑の適用が可能になった。（女性差別撤廃委員会（CEDAW）の締約国による報告書、2003 年 1 月 3 日付）**[47a] (p20)** 2008 年 3 月、暫定政府はテロ行為で有罪になった者に対する最高刑を死刑と定める規定を含む反テロ法令を承認した。2010 年 2 月 14 日時点で、5 人の死刑が執行されており、25 人が死刑宣告され、1020 人が死刑囚監房に入っている。（ハンズ・オフ・ケイン）**[73a]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

14.04 アムネスティ・インターナショナルは 2006 年 9 月 28 日付の声明の中で、「バングラデシュにおいて死刑の判決が言い渡された被告については、自動的に高等裁判所において上訴の審理が行われる。これらの被告は追加的な上訴を高等裁判所に対して行うことも可能である。彼らはさらに、最高裁判所に上訴し、その後、大統領に対して特赦を訴える権利を持つ。これらの訴えがすべて却下された後、死刑が執行されることになる」と述べている。**[7p]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

15. 政治的所属

第 18 節：言論と報道の自由、および第 6 節：政治体制も参照すること。

政治的表現の自由

15.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年度の人権問題に関する国別報告書」には、以下のように記述されている。
国民は一般的に政府に対して批判的な意見を持っていたが、新聞は収入のかなりの割合を政府の広告に依存していた。その結果、新聞はいくつかの問題について自己検閲を行っていた。
「独立系の日刊紙や週刊誌は数百ある。前年は大幅な改善が見られたが、政府に批判的な新聞は政府から圧力を受けていた。政府に批判的と見られたジャーナリストや野党とつながっているジャーナリストは治安部隊の不特定な組織や与党の党員から嫌がらせを受けたと主張した。」**[2t] (第 2 節 a)**

結社および集会の自由

15.02 USSD が発行した 2009 年の報告書に指摘されているように、「憲法は集会の自由と結社の自由を規定し、政府は総じて実際にそれらの権利を尊重している。2008 年 12 月、非常事態宣言を解除し、国民に対するこれらの権利を回復した。**[2t] (第 2 節 b)**

15.03 USSD が 2009 年に発行した報告書には、さらに「法律は、公序良俗または治安を維持するために『合理的な制限事項』に従い政治的な結社を組織する権利をすべての国民に与えており、政府は総じてこの権利を尊重している。個人が私的集団に参加することは自由である」と記されている。**[2t] (第 2 節 b)**

野党勢力と政治活動家

政治的な暴力

15.04 バングラデシュでは、主要な政党に所属する学生組織のメンバーが関わる暴力行為が頻発している。こうした行為は全国規模では行われていないが、多くの場合、「地域の覇権」を狙う大学、単科大学、または地域の学生の小さな組織が関わっている。過去数年間では、アワミ連盟に属する学生組織「バングラデシュ学生連盟（Bangladesh Chhatra League（BCL））」と BNP の「Jatiyabadi Chhatra Dal（JCD）」および（または）ジャマアテ・イスラミの「イスラム学生シビール（Islami Chhatra Shibir'（ICS））」の間で衝突が起きている。（南アジアにおけるテロリズムに関するポータル、2009 年 6 月にアクセス）**[59d]**

15.05 フリーダム・ハウスは 2010 年 5 月に発行した 2010 年の報告書「世界における自由を取り巻く環境（Freedom in the World）- バングラデシュ」の中で、「2009 年、政治的な暴力は比較的高い頻度で発生しており、地元の人権団体の Odhikar は、2009 年 1 月の地方自治体の選挙を頂点にその年に起こった政

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

党内または政党間の衝突で 251 人の死者と 15,000 人以上の負傷者を記している。」**[65d] [46w] (p9)**

主要な政党の指導者に対する容疑および制限的な措置

15.06 2008 年 5 月 28 日、アワミ連盟と BNP は、両党の指導者が拘留状態から解放されるまでは、総選挙に先立ち暫定政府との話し合いには応じないと宣言した。（BBC News、2008 年 5 月 28 日）**[20dv]** 2008 年 6 月 9 日、特別法廷はシェイク・ハシナは彼女の 4 つの事案について彼女の弁護人が弁護を行っている間は法廷に出席する必要はないとの判断を下した。これにより、彼女は裁判が進行中に拘留状態から解放されることになった。裁判所は彼女のパスポートを返却することになった。（BBC News）**[20ea]**（UNB）**[39av]** 彼女は保釈され、緊急的に治療を受ける必要があることを理由に「行政命令」のもと出国することも許された。**[109a]（第 6 章）** 2008 年 6 月 12 日、シェイク・ハシナは米国に渡った。（BBC News、2008 年 6 月 12 日）**[20eb]**

15.07 2008 年 6 月 9 日、BBC News は、政府はシェイク・ハシナの解放に対応する形で、依然として拘留された身にあったカレダ・ジアに対しても直ちに、関節炎と膝の疾患の治療を受けるために出国する機会を与えたと報じた。**[20ec]** ジアは条件付の申し出を拒絶し、代わりに再拘留されている二人の彼女によると、二人の息子は健康状態が悪く、治療を必要としているという。息子であるタリク・ラフマンとアラファト・ラフマン・ココの釈放を求めた。（BBC News、2008 年 6 月 9 日）**[20ec]**（UNB、2008 年 6 月 20 日）**[39au]** 2008 年 7 月 17 日、国外での治療を可能にするために、ココは 2 カ月間、仮釈放された。**[38dg]** 強要、脱税、および申し立てられたその他の不法行為を含む 13 の事案で裁判にかけられていたカレダ・ジアの長男タリク・ラフマンは 9 月 3 日に釈放され、国外で治療を受けることが許された。（UNB、2008 年 9 月 12 日）**[39ba]** 2008 年 9 月 11 日、カレダ・ジアは議会建物にある仮設の刑務所から保釈された。彼女は 2007 年 9 月 3 日からその刑務所に拘留されていた。（UNB）**[39bb]**

第 14 節：逮捕および拘留 ― 法的権利も参照のこと。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

16. 言論と報道の自由

16.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年度の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2009 年）には、以下のように記述されている。

「憲法は言論と報道の自由を規定しているが、政府は実際にはそれらの権利を尊重しない時があった。国民は一般的に政府に対して批判的な意見を持っていたが、新聞は収入のかなりの割合を政府の広告に依存していた。その結果、新聞はいくつかの問題について自己検閲を行っていた。

「独立系の日刊紙や週刊誌は数百ある。前年は大幅な改善が見られたが、政府に批判的な新聞は政府から圧力を受けていた。政府に批判的と見られたジャーナリストや野党とつながっているジャーナリストたちは治安部隊の不特定な組織や与党の党員から嫌がらせを受けたと主張した。国営通信社 1 社に加え、民間通信社が 2 社ある。

「前年と異なり、軍隊間の渉外事務所（ISPR = Inter-Service Public Relations Office）と DGFI は直接的に新聞の所有権や内容を制限することはなかった。しかし、ジャーナリストたちの報道では、特に BDR の反乱後には、軍隊は彼らが政府や軍隊を批判することに対し警告を発していた。Manabzamin の編集長で、2 本のテレビ・トークショーの司会者でもあるモティウル・ラフマン・チョウドリー（Matiur Rahman Chowdhury）は英字紙 New Age で、BDR の反乱時に役人から間接的に特定の人物を番組に出演させないよう言われたと述べている。彼女はまた、特定のトークショーについては、そのショーの放送予定時間の数時間前にその録画テープが放送局から持ち出されているとも語っている。

「ベンガル語で時事問題を扱う人気の高いトークショー「議事進行への異議申し立て（Point of Order）」の司会者は、「彼女が反政府、反国家のプロパガンダ」を押し進めるとして警告する DGFI の役人と名乗る複数の者からの電話を受けたと主張した。彼女はまた、彼女の番組のスポンサーに対し番組を支援しないよう求める者もいると語っている。

「国営のラジオ局とテレビ局が 1 局ずつ存在する。国会は、公共テレビ局 BTV が国内唯一の地上波の放送局であることを規定する法律を成立させた。人口の推定 60%は民間の衛星放送を受信できない。民間の衛星テレビ局と衛星ラジオ局はそれぞれ 10 局と 3 局がある。外国を拠点にしたライセンス取得済みの 2 つの衛星テレビ局が国内にニュースを配信している。通常、ケーブル放送局は政府による干渉を受けることなく放送している。政府は、すべての民間放送局に対し、無料で政府が選択したニュース番組および首相の演説を放送するよう要求した。**[2t] (第 2 節 a)**

16.02 2009 年の出来事を扱った、2010 年 5 月に発行されたフリーダム・ハウスの報告書「2010 年世界における自由を取り巻く環境（Feeedom House report 2010）- バングラデシュ」には、以下のように記述されている。

「バングラデシュの報道機関の環境は 2009 年、かなり開放された。2008 年後半には中央政府により、デリケートな問題についての報道を制限し、刊行

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

物や放送番組の検閲を認め、政府に対する「挑発的な」批判を犯罪と見なし、違反に対して5年以下の懲役と重い罰金を含む刑罰を科す「非常権限に関する規則（EPR）」が撤廃された。報道機関は2008年12月の選挙について自由に報道することが許され、検閲を課されることも時にあったとはいえ、活字媒体の報道機関は通常、放送局、特にニュースの24時間放送を行う民間テレビ局よりもデリケートな問題を扱う場合に自由裁量が与えられていた。全国日刊紙Janakanthaの編集長であるモハンマド・アティクッラー・カーン・マスード（Mohammad Atiqullah Khan Masud）は、EPRの下で22カ月拘束された後、2009年1月に釈放された。また、2003年に初めて逮捕されたジャーナリスト兼作家のサラフ・ウッディン・ショアイブ・チョードリー（Salah Uddin Shoaib Choudhury）は、扇動、反逆および冒涜の容疑をかけられていて、裁判は2008年6月に開始され、2009年を通じて係属中であったが、その手続きが続く中で海外に出国することが許された。情報公開法（Right to Information Act）が2009年7月に新たに施行された。報道の自由に取り組む団体Article 19によると、この法律は公共機関が保持するすべての情報に適用され、情報の入手に必要とされる手数料を簡素化し、既存の機密保持法に優先し、この法を監視、促進する責任を負う情報委員会により強力な独立した権限を付与するというものである。**[65d]**

16.03 2010年1月11日に更新されたBBC Newsの*「国別プロフィール：バングラデシュ編」*には、以下のように指摘されている。

「バングラデシュ・ラジオとバングラデシュ・テレビ（BTV）という主要な放送局は国営の放送局であり、親政府的な立場にある。このため、暫定政権下における総選挙の期間中を除き、これらの放送局は野党の立場からの見解についての放送はほとんど行わない。

特に都市部において、テレビは国民に最も浸透した報道媒体となっている。BTVは、バングラデシュに存在する唯一の地上波の放送局である。衛星およびケーブルを使った放送局として、ATN、Channel i、NTV、RTV、Channel One、BanglaVision、およびBoishakhiがある。

特にインドをはじめとする海外のテレビ局からの放送も、ダッカなどの都市で広く視聴されている。

「国営のラジオ局は、バングラデシュのほぼ全土を対象に放送を行っている。英語およびベンガル語によるBBC World Serviceの番組が、ダッカでは100 MHzの周波数で放送されている。

新聞は多様性に富み、民間の立場から様々な意見を発信している。英字新聞は、主に都市部に住む教育水準が高い読者層に受け入れられている。

「憲法は報道の自由を保証しているが、ジャーナリストは警察や政治活動家から嫌がらせを受けがちである。政府は政府機関の広告による影響力を持つ。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「報道の権利に取り組む組織である国境なき記者団（Reporters Without Borders）は、ジャーナリストは逮捕、虐待および検閲の対象にされているとして陸軍を非難している。
「バングラデシュのインターネット利用者は 2008 年 3 月には 50 万人に達し、全人口の 0.3%にあたる（ITU のデータ）。**[20am]**

16.04 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「これまでの数年と異なり、政府は外国の出版物や映画を厳しく検証、検閲することはなかった。政府が管轄する映画検閲委員会は、国内および外国の映画について検証し、国家の治安、法律および秩序、宗教的な感情、猥褻、外交関係、名誉毀損、または盗用に関連した理由で映画を検閲するか、禁止する権限を有していたが、この権限は過去ほど厳格ではなくなっている。実際には、ビデオや DVD のレンタル店には豊富な種類の映画が在庫として確保されており、政府によるこれらのレンタル品に対する検閲の取り組みは散発的であり、効果を上げていない。

「前年と異なり、政府は淫らな写真または猥褻な写真の場合に検閲を行うことも、イスラム教の教義に対する冒涜や中傷、または国の指導者にとって好ましくない意見について気づくことも極めてまれであった。独立系の日刊紙や週刊誌は数百ある。･･･国営通信社 1 社に加え、民間通信社が 2 社ある。」
[2t] (第 2 節 a)

16.05 2009 年 4 月 1 日、NGO 団体 Odhikar は以下のように報告している。

「政府は先頃、バングラデシュ国民による youtube.com を含むいくつかのウェブサイトの閲覧に対し、厳格な検閲制度を適用した。バングラデシュ遠隔通信規定委員会（Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission）は、「国家の安全」を守るとの名目でいくつかの［原文のまま］ウェブサイトの閲覧を禁止した。しかし、政府は「国家の安全」を守るとの名目で禁止されるべきコンテンツと情報の具体的な種類を公式には指定していない。」**[46s]**

目次に戻る
出典一覧に進む

ジャーナリスト（記者）の処遇

16.06 フリーダム・ハウスの報告書には、以下のように指摘されている。

「ジャーナリスト保護委員会によると、ジャーナリストへの嫌がらせは弱まっており、過去 4 年間に殺害されたジャーナリストはいないが、組織犯罪集団、政党活動家、およびイスラム教集団は相変わらず何の罰も受けずにジャーナリストに脅しや攻撃を仕掛けている。2 月、ジャーナリストのファリッド・アルム（Farid Alam）は、イスラム過激派に関する彼の新著に関連して JMB から殺しの脅迫を受けた後に国外に脱出した。政府の準軍事部隊の隊員から 10 月に拷問を受けた New Age 紙の F・M・マスム記者の例も含め、ジャーナリストに対する恣意的な逮捕、長期に及ぶ拘束、および拘留中の拷問の事例が 2009 年に複数報告されている。ジャーナリストたちはまた、否定的な報道をしないように諜報機関から脅しの電話を受けたことがあり、多くは

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

デリケートな問題に対して報じる際に自己検閲を行っていると伝えている。」[65d]

16.07 Odhikar の「2009 年の人権に関する報告書」には、2009 年において負傷したジャーナリストは 84 人以上、逮捕されたジャーナリストは 1 人、襲撃を受けたジャーナリストは 45 人、脅迫を受けたジャーナリストは 73 人に達し、ジャーナリストに対する訴訟事件は 23 件に上ったと報告されている。**[46w] (p27)**

16.08 ジャーナリスト保護委員会は、2010 年 4 月 20 日付の特別報告書「*殺されずに済んだ 2010 年*」の中で、以下のように記述している。

「バングラデシュは膠着状態にある。2005 年以降、ジャーナリストに対する殺害は報告されていないが、汚職、組織犯罪および過激派集団に関する報道をジャーナリストが行ったことに対して報復行為を受けていたそれまでの 5 年間に起こった未解決の 7 件の殺人事件については、いずれも有罪判決は出されていない。新聞記者のガウタム・ダス（Gautam Das）が 2005 年 11 月に自分の事務所で絞殺死体で発見されたのか、ジャーナリストの最新の殺人事件であった。警察はこの事件で数人の容疑者を逮捕したが、現在までに起訴された者はいない。」**[51a]**

16.09 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「ジャーナリストへの攻撃は依然として問題である。政府または与党に関係している個人がジャーナリストを嫌がらせしたり、逮捕したり、襲撃したりする事件が増加している。Odhikar およびマスコミ監視団体によると、その年にジャーナリストは 3 人以上が殺害され、84 人が負傷し、1 人が逮捕され、45 人が襲撃され、73 人が脅迫を受け、ジャーナリストに対する訴訟事件は 23 件に上った。一部のジャーナリストと人権 NGO 団体によれば、ジャーナリストは政府からの報復を恐れて自己検閲を行っているという。**[2t] (第 2 節 a)**

第 7 節：知る権利に関する法令も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

17. 人権機関、組織、および活動家

政治的所属および言論と報道の自由も併せて読むのが望ましい。

17.01 国連による「2004 年の共通国別評価」では、以下のように記述されている。

「市民社会と特に非政府組織（NGO）の成長は、バングラデシュにおける大きな成果の一つである。この国では歴史上、ベンガル語の公用語化運動のように社会運動が盛んに繰り広げられてきたが、NGO 部門の登場は 1970 年代後半に始まった比較的新しい時代の潮流である。今日、NGO は農村部に住む貧しい人々にとって、健康や教育をはじめとする社会的なサービスの重要な供給元になっている。グラミン銀行など、マイクロファイナンスの専門機関（MFI）がマイクロクレジットという制度を考案し、この制度は全世界に広まった。こうして MFI はバングラデシュの貧しい女性に収入を得るための代替的な機会を提供し、かなりの成功を収めている。また NGO の登場は、人間開発指数の向上において重要な役割を果たし、脆弱な市場と国家機関を部分的に支えている。権利を基盤にしたアプローチとして、地元の NGO も貧困者や社会から取り残された人々が教育と医療を受け、安全で持続可能な生活を送るための権利を主張できるように彼らの手助けを率先して行っている。今日では、政府に登録されている NGO の数は 1,000 を大きく超えている。村の協同組合や女性のための団体から、数千人もの職員を抱える国際的に認知された機関にまで至る様々な NGO が設立され、バングラデシュの市民社会は民主主義を復活させて以降、著しい繁栄を遂げている。」**[8d] (p69)**

17.02 報告書ではさらに以下のように記述されている。

「（外国の資金による）NGO のアカウンタビリティ（説明責任）と代表について当然といえる疑問が提起され、NGO の活動を基本的なサービスの提供に限定しようという複数の試みが行われた。顕著な例として、著名な NGO が直接的な党派行動を行っているとして部門の内外から厳しい非難を浴びたことがある。登録や課税など、NGO を取り巻く法的環境を厳しいものにするための法律の制定が検討されている。」**[8d] (p70)**

国家人権委員会（NHRC）

17.03 2007 年 12 月 9 日、諮問委員会は「国内における人権の保護、発展、および制度化を目的とした」国家人権委員会（NHRC）の設立に関する法令を承認した。（UNB、2007 年 12 月 9 日）**[39ak]** 12 月 13 日付の *Daily Star* に指摘されるように、これまでにも数々の政権が国家レベルで人権を取り巻く環境を「監視する」機関を設立することが優先事項の一つであると説明してきたが、今回のこの法令の承認はこうした機関の設立に向けた最初の具体的な行動を示すものであった。**[38cq]**

17.04 *Daily Star* には以下のように記されている。

「この委員会の機能には、あらゆる個人または部門から寄せられる人権侵害に関する訴えを調査する機能が含まれ、この委員会が自発的に権利侵害の事案についての調査を開始することもできる。この委員会は国民により寄せら

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

れる人権侵害の訴え、または委員会による自発的な監視により発見される人権侵害について調査を実施する権限を持つ。人権侵害の存在が証明された場合、NHRC はこれを解決するか、裁判所または該当する機関に回すことができる。」**[38cq]**

17.05 2008 年 2 月 26 日の会議で、人権問題に取り組む様々な NGO 団体の代表者が、この法令が人権委員会の独立性、透明性、アカウンタビリティ（説明責任）、および有効性を確約していないことに懸念を示した。（*Daily Star*、2008 年 2 月 27 日）**[38cr]**

17.06 「2007 年の国家人権委員会に関する法令」は 2009 年 9 月 1 日に発効した。2008 年 11 月 20 日、大統領は元最高裁判所判事であるアミルル・カビル・チョウドリー（Amirul Kabir Chowdhury）裁判官を NHRC の議長に任命し、ニル・クマル・チャクマ（Niru Kumar Chakma）教授とムニラ・カン（Munira Khan）氏を委員にそれぞれ 3 年の任期で任命した。（*Daily Star*、2008 年 11 月 20 日）**[38em]** 2009 年 6 月 7 日、外務省は人権委員会に関する法案が承認を得るため国会に提出されたことを確認した。（*Daily Star*、2009 年 6 月 8 日）**[38eg]** 国家人権委員会に関する法案は 2009 年 7 月 9 日、正式に国会を通過した。（Odhikar が発行した「2009 年度人権報告書」、2010 年 1 月 1 日発行）**[46w] (p13)**

人権問題に取り組む NGO に対する処遇

17.07 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年度の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2008 年）には、以下のように記述されている。

「国内と国外の様々な人権擁護団体が独立して、政府からの規制を受けることなく活動し、人権をめぐる環境について調査を実施し、その結果を公表している。人権擁護団体は決然として政府に批判的になることもよくあるが、それらの団体は自己検閲も行っている。政府は宗教団体を含むすべての NGO に対し、社会福祉省に登録することを求めている。政府が非常事態宣言を出した後、NGO 団体は暫定政府と軍による厳しい監視のもとに置かれた。トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュ（Transparency International Bangladesh）は、いくつかの地元の NGO で汚職が横行していると主張した。」**[2b]**（**第 4 節**）

17.08 HRW が 2009 年の出来事について記述し、2010 年 1 月に発行した「2010 年度世界報告書」には、以下のように指摘されている。

「NGO の活動計画や資金調達について承認を下す NGO 取扱事務局は、外国からの寄付を受けることの許可を求める団体に対しそれを阻止する規定を設けた。2009 年 8 月、NGO 取扱事務局は、内務省が反対したことを理由に Odhikar が実施する継続中の拷問防止計画を中止させた。

複数の人権擁護団体の職員は治安部隊の隊員から嫌がらせを受けていた。バングラデシュ人権研究所（Bangladesh Institute of Human Rights）の弁護士シャハヌル・イスラム・サイコット（Shahanur Islam Saikot）は、陸軍、

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

RAB および警察のメンバーに対し拷問の罪で複数の裁判を起こし、それらの組織に属していると称する者から複数の殺しの脅迫を受けた。」**[10?]**

17.09 フリーダム・ハウスは、2009 年 9 月付の「2009 年の世界における自由を取り巻く環境（Freedom in the World 2009）」の中で次のように記している。

「世界規模で活動する多くの非政府組織（NGO）はバングラデシュでも活動し、教育、医療およびマイクロクレジットなどの分野で基本的なニーズを対応している。しかし、政府に対し政治的な偏見を持っているか、特に人権問題について極めて強く批判していると見なされている NGO は、厳しい政府の監視を受け、時に嫌がらせの対象となっている。アムネスティ・インターナショナルは、2000 年以降、8 人の人権擁護者が暗殺され、また多くの者が犯罪集団や政党の党派によって傷つけられたり脅迫されたりしている。当局によって恣意的に逮捕され、拷問を受ける者もいた。」**[65d] (p7)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

18. 汚職行為

18.01 2009 年 11 月 17 日に発行された 2009 年度の汚職認識指数（CPI）に関して、トランスペアレンシー・インターナショナル（TI）はバングラデシュが世界汚職ランキングの 180 位中 139 位を占め、CPI のスコアが 2.4 であると伝えた。（CPI のスコアは、財界人やアナリストたちが公務員や政治家の間に横行していると考える汚職の深刻度に関連している。**[42k]**

汚職防止委員会（ACC）

18.02 政府は 2004 年 11 月 21 日、正式に汚職防止委員会（ACC）を設立した。ACC は解散した汚職防止局の 950 人の職員を吸収し、退職した高等裁判所裁判官を議長に据えた。（EIU、2005 年 1 月） **[40b] (p15)** 2007 年 3 月、ACC は職員の数を約 1,200 人まで増やすために施設をさらに増やし、第一審裁判所で事案を扱う高名な弁護士の一団を任命し、汚職事件の容疑者の財産を差し押さえる法的な権限を強化するよう政府に求めた。（*Daily Star*、2007 年 3 月 22 日）**[38bh]** それまでに、ACC は汚職および犯罪と闘う国家調整委員会（National Coordination Committee on Combating Corruption and Crime）から調査に関する支援を受けていた。（*Daily Star*、2007 年 4 月 19 日）**[38bi]**

18.03 2007 年 2 月、暫定政府は汚職防止委員会（ACC）の 3 人の委員を交代させ、元陸軍司令官のハサン・マシュード・チョウドリー（Hasan Mashud Chowdhury）中将が新議長に任命された（Aljazera、2007 年 2 月 22 日）。**[91a]**

18.04 様々な部門から批判の声が上がったため、暫定政府は 4 月 9 日に「非常権限に関する法令」についてさらに修正条項を公布し、刑法に定められる特定の場合において保釈請求権の行使を認めた。（*Daily Star*、2007 年 4 月 10 日）**[38bz]**

18.05 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「［非常権限に関する］法令は… 汚職防止委員会に対し、令状なしで容疑者を逮捕する権限、裁判所の命令なしで財産を没収する権限、および令状なしで容疑者を 30 日間拘留する権限を遡及的に与える。主張される違法行為の証拠が収集される間、多くの容疑者が 30 日間にわたり拘留されている。こうした事案のために設置される特別法廷は、弁護士との接触が限られていること、証拠に関する必要条件に欠点があること、および司法の独立性が保たれていないことを理由に公正な裁判に関する国際的な基準を満たさない場合がしばしばある。」**[10i]**

18.06 HRW は 2010 年 3 月 31 日付の報道で以下のように報告している。

「バングラデシュ政府は、与党関係者を含む腐敗した政府役人に対して独立した措置が講じられるよう、腐敗防止委員会の権限を制限する修正案を拒否すべきである･･･。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「バングラデシュの腐敗防止に関する法律を検証するために 2009 年に設立された閣内委員会は、2004 年に法律によって設立された汚職防止委員会は汚職の容疑のある政府役人および国会議員に対して告訴する前に政府から告訴の許可を得るよう求める修正案を提案した。

「政府への信頼を、法の支配、および警察と陸軍などの組織の改革への取り組みを蝕むなど、公共部門の汚職はバングラデシュでは重大な問題である。」･･･「告訴から政府役人を守る法律を作れば、それは政府が汚職と闘うことに熱心でないという明確なメッセージを伝えることになってしまう。」**[10o]**

汚職およびその他の容疑で逮捕される高官

18.07 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年度の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2009 年）には、以下のように記述されている。

「法律は、公務員による汚職行為に対する刑事罰を定めている。しかし、政府はこの法律を効果的に施行しておらず、公務員は汚職を行っても罰則が適用されないケースが多々存在する。2007 年の非常事態宣言が出された後、暫定政府と軍は政府内で横行する汚職行為に対応するため、断固たる措置をいくつか講じた。しかし、4 月 2 日、ACC 議長は辞任した･･･。5 月 2 日、大統領は･･･を ACC の新議長に任命した。

「その年、政府は暫定政権の下で ACC の活動に関して十分に検証を行った。AL が主導する国会の常任委員会は、前 ACC 議長および 2 人の現委員に対し常任委員会に出席し、暫定政府の政権下に政治的指導者に対して行った ACC の一部の処分について説明するよう召喚した。ACC の役人は召喚を拒否し、常任委員会はそれらの役人に対して国会による処分を行うよう勧告した。国会のある委員会もまた、議長、副議長および院内幹事長によるとされる汚職および不正行為に対する調査を実施し、元議長で BNP 指導者のジャミルディン・シルカル（Jamiruddin Sircar）に対する議員資格の剥奪をはじめとして、彼らに対して処分を行うよう勧告した。シルカルは、彼に対してそうした処分を行おうとする委員会の権限に対抗するため、高等裁判所に申し立てを行った。結局、国会はシルカルから議員資格を剥奪するという委員会の勧告を却下した。

「政府および ACC が申し立てた政治的に動機付けられた訴訟を取り下げるよう勧告する、法律、公正および議会担当大臣を長とする検討委員会を政府は設置した。同委員会はその後、シェイク・ハシナに対して申し立てられたすべての訴訟を含め、主に AL 指導者に対して申し立てられた約 1,817 件の訴訟を取り下げるよう勧告した。取り下げるよう勧告された他の訴訟には、BNP 指導者カレダ・ジアの息子のタリク・ラフマンに対するもの、BNP 指導者で元法務大臣モウドゥド・アフメドに対するもの、およびジャティヤ党書記長ルフル・アミン・ハウラダル（Ruhul Amin Howlader）に対するものも含まれる。アフメドは彼に対するすべての訴訟を取り下げるという政府の申し出を拒否し、カレダ・ジアと彼女の息子たちをはじめとする BNP 指導者に対する政治的に動機付けられたすべての訴訟を取り下げるよう要求した。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「その年、当局は ACC に関わる訴訟の被告人の多くを刑務所から保釈し、ACC は政治家や官僚に対してあまり新たな訴訟を起こすことはなかった。3 月 16 日、ACC は BNP 指導者カレダ・ジアの息子アラファト・ラフマン・ココに対し資金洗浄（マネーロンダリング）の罪で訴訟を起こした。それとは別に、ACC はタリク・ラフマンおよびその同僚グアスディン・アル・マムン（Giasuddin Al Mamun）に対し資金洗浄の罪で訴訟を起こした。8 月 5 日、ACC はジア孤児財団（Zia Orphanage Trust）からの資金横領疑惑でカレダ・ジア他に対し告訴した。

「これまでの数年と同様、ACC は収入を開示できなかった公的人物に関わる訴訟を展開することに傾注した。国家歳入庁（National Board of Revenue）は、AL 諮問会議のメンバーで前書記長のアブドゥル・ジャリールに対し脱税容疑で訴訟を起こした。ジャリールの逮捕は、彼がテレビ記者に対し、2008 年の選挙での AL の勝利は暫定政権と軍首脳との合意の結果であると語った直後に起こった。

それまでの数年、暫定政権は、予防的拘留を認める「権限に関する法律」を利用して著名な財界人を拘束した。これらの人物の多くは既存の汚職防止に関する法律に基づき裁かれた。高名な人物が関わる事案の多くは当初、容疑者は保釈を受ける権利や裁判で上訴を行う権利が認められなかった。しかし、最高裁判所は裁定を通して保釈を認める権限を復元し、保釈請求を考慮する権限を行使した。

保釈請求を考慮する権限については、「汚職の容疑がかけられた者の多くが釈放されたため、市民社会からは政府が汚職の撲滅に真剣に取り組んでいないといった批判的な意見が寄せられた･･･」**[2t] (第 4 節)**

第 10 節：警察と準軍事的組織：アカウンタビリティ（説明責任）と刑事免責、第 13 節：司法機関に見られる汚職、および第 35 節：捏造された文書、および不正な方法で取得された文書も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

19. 信教の自由

19.01 米国国務省が 2009 年 10 月 26 日に発行した 2008 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までを対象とする*「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」*（2009 年の信教の自由に関する報告書）には、以下のように記述されている。

「2001 年に実施された国勢調査によれば、スンニー派のイスラム教徒が全人口の 90%を占め、ヒンズー教徒が全人口の 9%を占めている。残りの人口は主にキリスト教徒（大半はローマ・カトリック教徒）と小乗仏教徒で占められている。民族的および宗教的な少数派の人々の共同体はしばしば重複し、チッタゴン丘陵地帯と北部地域に存在している。仏教徒は、専らチッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族（非ベンガル人）の中に見られる。キリスト教を信仰するベンガル人および民族的な少数派の人々は、バリサル市、バリサル県のゴウラナディ、ゴパルガンジュの Baniarchar、ダッカの Monipuripara、モハカールの Christianpara、ガジプルの Nagori、およびクルナ市をはじめとする国内の様々な共同体の中で暮らしている。また少数ではあるが、シーア派イスラム教徒、シーク教徒、バハーイー教徒、精霊信仰者、およびアフマディー教団員も暮らしている。各宗教の信徒の推定人口は、数千人から 10 万人まで様々である。先住ユダヤ人の共同体は存在せず、また移民ユダヤ人もあまりいない。宗教は共同体にとって重要な一部であり、礼拝などの宗教活動に積極的に参加しない人々を含め、国民にとって文化的アイデンティティーを表すものである。」**[2s] (第 1 節)**

19.02 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、「憲法はイスラム教を国教として定めている。憲法は、法律、社会的秩序、および道徳に従うことを前提としてあらゆる宗教を信仰し、実践し、または布教する権利を定めている。また憲法は、すべての宗教的な共同体または宗派が宗教法人を設立し、維持し、運営する権利を持つとも定めている」と記されている。**[2s]（序論）**この報告書には、また以下のように記されている。

「政府は信教の自由を公に支持する一方で、宗教的および民族的な少数派の人々を攻撃しており、これはこの報告書の対象期間中も依然として問題となっている。アフマディヤ・イスラム教徒共同体の協会にデモや攻撃が加えられたという報告はないが、嫌がらせは散発的にではあるが起こっている。アフマディー教団員は非イスラム教徒であるとする宣言を求める動きは散発的に見られるが、政府は多くの場合、アフマディヤ教団員と彼らの財産を守るため、効果的な方策を講じている宗教は政治に大きな影響を及ぼすため、政府は多くの国民の宗教的感情に敏感である。この報告書の対象期間中に政府が信教の自由を尊重する状況に変化は見られない･･･。国民は一般に信仰したい宗教を自由に信仰できる。しかし、警察を含む政府機関は、法律と秩序を守り効果的な方策を講じようとしないことが多く、また宗教的な少数派に属する人々を嫌がらせや暴力行為から積極的に守ろうとしない場合もある。政府と市民社会の多くの指導者たちは、宗教的な少数派に属する人々に対する暴力行為は通常、政治的または経済的な動機によるものであり、一概に宗教の教えや宗派の問題によるものではない…。この報告書が対象とする年において、信仰や宗教活動を理由とした社会的な虐待行為や差別が発生しているとの報告があった。ただし、数字的なデータから判断すると、そのような事

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

件は、前年の報告書の対象期間と比べて大幅に減少している。ヒンズー教徒、キリスト教徒、および仏教徒といった宗教的少数派の人々は、多数派であるイスラム教徒から差別を受けるだけでなく、暴力行為も時に受けることがある。アフマディー教団員への嫌がらせは続いている。」**[2s] (序論)**

19.03 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年度の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2008 年）には、以下のように記述されている。

「憲法はイスラム教を国教として定め、憲法は、法律、社会的秩序、および道徳に従うことを前提として信仰したい宗教を信仰する権利を定めている。政府は、総じてこの権利を尊重している。政府は宗教を基盤としていないが、いくつかの政党は宗教を基盤としている。宗教的な少数派に対する差別は政府の側にも一般社会の側にも存在しており、少数派に属する人々は政府機関、政党、および司法機関に就職する際に不利益を被っている。」**[2b] (第 2 節 c)**

19.04 この報告書はさらに、「政府は様々な宗教に対し、礼拝所の設立、聖職者の教育訓練、宗教的な目的の移動、および国外の宗教関係者との関係性の維持を認めている」と記述している。政府は外国からの伝道者が国内で活動することを認めており、法律は国民が改宗することを許している。**[2b] (第 2 節 c)**

家族法

19.05 USSD が発行した 2008 年の報告書に記されているように、イスラム家族法令は、イスラム教徒の共同体に住む者の相続、婚姻、および離婚に関する伝統的なイスラム法を成文化したものである。ヒンズー教徒およびキリスト教徒の共同体に住む者に対しても、同様の法律が成立している。**[2b]**（**第 1 節 e**）米国国務省が発行した「2008 年の世界の信教の自由に関する報告書」は、この報告書が対象とする期間において*シャリア*法は公式には施行されておらず、イスラム教徒以外の人々には適用されていないと伝えている。婚姻の手続きは、当事者の宗教に応じた家族法により支配され、婚姻の事実は国に登録される。バングラデシュでは、イスラム教徒、ヒンズー教徒、およびキリスト教徒のためにそれぞれの伝統に基づいた家族法が個別に定められている。**[2p]**（**第 II 節**）

19.06 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「シャリア（イスラム法）はイスラム教社会で起きる民事上の問題に大きな影響力を与えているが、公式には実践されておらず、非イスラム教徒に対して適用されていない。例えば、土地の所有権に関連していない家族間の論争を解決するために、個人には裁判外の紛争解決の方法が用意されている。紛争の両当事者の同意のもと、仲裁人はシャリアに見られる原則に従って紛争解決を図っている。加えて、イスラム教の家族法は緩やかな形でシャリアに基づいている･･･。婚姻、離婚および養子に関する家族法は、関係者の宗教的信仰によって微妙に異なっている。それぞれの宗教集団には独自の家族法がある。例えば、イスラム教徒の男性は最高 4 人の妻を持つことができるが、2 人目からの女性と結婚する前に、最初の妻からそれを認める署名を得なけれ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ばならない。社会は一夫多妻制に極めて否定的であるため、それが実践されることはあまりない。一方、キリスト教徒の男性は 1 人の女性としか結婚できない。ヒンズー教の法律では、一夫多妻は無制限で認められており、離婚と法律上の別居に関する規定はないものの、ヒンズー教徒の未亡人は法的に再婚することができる。2 組の当事者の宗教に関する家族法は、婚姻の儀式と手続きを律するが、婚姻の事実もまた国に登録される。異教徒間の婚姻に関しては、いかなる法的制限もない。」**[2s]**（第 II 節）

第 26 節：子どもを取り巻く環境：教育を参照すること。

19.07 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「政府はイマーム（イスラム教聖職者）の養成学校を運営し、イスラム教の祝祭の開催日を宣言するが、説教の内容を指示したり聖職者への支払いを行ったりしない。しかし、政府はイマームを任命したり解任したりする権限、および国立モスク Baitul Mukarram などの政府所有のモスクにおいて説教の内容に対して間接的な影響力をある程度行使する権限を持つ。政府はイスラム教の宗教学校（マドラッサ = madrassah）における宗教教育の内容を監視するとともに、宗教教育の内容を近代化し基盤に据えることなど、カリキュラムの変更に取り組むことを発表した。」**[2s]**（第 II 節）

さらに以下のように報告されている。

「宗教学習は政府の学校ではカリキュラムに組み込まれている。子どもは自分の宗教的信仰を学ぶことのできる授業に出席する。過去には、親は政府が雇った教師、特に少数派の宗教に関する授業を指導する教師はその宗教の信徒でもなければ、その宗教を教える資格もないと主張して教育の質について抗議していた。宗教的少数派の学生が少ない学校では、学校の時間外に地元の教会や寺院で宗教学習の授業を開くよう手配することもよくある。ただし、こうした教会や寺院への交通機関の確保がしばしば問題となっている。マドラッサは 25,000 校以上あり、それらの一部は政府が資金提供している。学校数はその 2 倍以上あると述べるオブザーバーもいる。シンクタンクのバングラデシュ企業研究所（Bangladesh Enterprise Institute）はその数を 33,000 校ほどとした。知り得る限りでは政府が運営するキリスト教系、ヒンズー教系、仏教系の宗教学校はないが、私立であれば、国内各地に存在する。」**[2s]**（第 II 節）

19.08 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「政府は異教徒間の相互理解を促進するための対策を講じている。例えば、宗教的な祝日の前日に政府の指導部が声明を出し、平和を呼びかけると同時に、平和を乱す者に対しては断固たる措置を講じるとの警告を発している。治安の維持をさらに強化し、公式の声明を出すことで、政府はドゥルガー・プジャ、クリスマス、復活祭、Pohela Boisakh（ベンガルの新年）など、キリスト教、ヒンズー教、非宗教的なベンガルの祝祭を平和的に遂行するために取り組んでいる。」**[2s]**（第 II 節）

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

19.09 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、「2001 年以降、政府は過激派の標的になりやすい宗教上の祭典やイベントに警察官等を配置している」と記述されている。**[2s] (第 II 節)** さらに次のように続く。

「この報告書が対象とする年において、信仰や宗教活動を理由とした社会的な虐待行為や差別が発生しているとの報告があった。宗教集団間の衝突が時折起こっている。宗教的少数派の共同体に向けられた暴力行為は、生命と財産の喪失をもたらしてきたが、本当の動機（宗教的な憎悪、犯意、個人的な紛争、または財産争いなのかどうか）が不明確な場合が多い。宗教的少数派は、政界幹部への影響力がかなり限定的であるため攻撃を受けやすい。国民の多くと同様、それらの宗教的少数派の人々は普通、腐敗していて有効的でないと見なしている刑事司法制度に頼ることに積極的ではない。法律と秩序の維持に警察が有効であることはあまりなく、宗教的少数派の人々を救うのに遅れることがある。このため、少数派への暴力行為を罰しないという風潮が高まっている。とはいえ、異なる宗教的信仰に従って活動を行っている人々が互いの祝祭や結婚式などの祝典に参加することはよくある。シーア派イスラム教徒はスンニー派イスラム教徒からの妨害を受けることなく自分たちの信仰活動を行っている。」**[2s]**（第 **III** 節）

19.10 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「宗教省は、イスラム教基金、ヒンズー教福祉信託、および仏教福祉信託という宗教的および文化的な活動を目的とした 3 つの基金を管理している。キリスト教の共同体は、宗教的な事項に関する政府による介入を一貫して拒否し続けている。ヒンズー教福祉信託は、2009 年 6 月までの会計年度で政府から総額 88 万 2,400 ドル（6,000 万タカ）に上る資金を受けている。この資金の大半は、寺院を拠点にした識字教育と宗教教育のプログラムに充てられている。この資金はまた、寺院の修復、火葬に関する作業の改善、および貧困に苦しむヒンズー教徒の家庭に医療サービスを提供することにも充てられた。政府の基金のうち約 43,478 ドル（300 万タカ）は、毎年行われるドゥルガー・プジャの宗教礼拝と祭典に充てられた。1980 年代に設立された仏教福祉信託は、2009 年 6 月までの会計年度で政府から 33,333 ドル（230 万タカ）に上る資金を受けている。仏教福祉信託は僧院を修復し、僧侶の養成プログラムを進め、Purnima と呼ばれる仏教生誕祭を祝うためにその資金を充てている。資金の配分や割り当てられ方について、国民から批判の声は上がっていない。」**[2s]**（第 **II** 節）

ファトワー

19.11 「2009 年の信教の自由に関する報告書」に述べられているように、「2001 年に、高等裁判所はファトワーとして知られるシャリア（イスラム法）に基づくあらゆる法律的な判断は違法であるとの判断を下した。しかし、イスラム教の聖職者の団体が起こした上訴は、［2009 年 6 月、この報告書が対象とする年の］終了時点で係争中であり最終的な判断が下されていないとの理由で、禁止措置は実行されていない。**[2s] (第 II 節)** USSD が 2008 年 9 月に発行した「2007 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「高等裁判所には、ファトワーが違法であるとの判断を下すことで宗教的な指導者により地元の住民に課されている司法管轄外の懲罰や規制を無効化させる思惑があった。しかし、高等裁判所による禁止措置は、祝祭の開催日や婚姻や離婚の宗教的な有効性といった純粋に宗教的な事柄に対する裁定が含まれていた。イスラム教聖職者の団体が上訴を行ってから数週間の後、上訴裁判所は訴えが係争中であるときにファトワーに対して禁止措置を実行できないとして、高等裁判所の判断を保留とした。上訴についての審理がいつ行われるのかは明らかになっていない。」**[2m]**（第 **II** 節）

19.12 「2009 年の信教の自由に関する報告書」は、「イスラム教の法律についての専門知識を持つムフティー *(Mufti)*（宗教学者）のみが正当なファトワーを出すことができると、イスラム教の伝統では定められているが、実際には、村の宗教指導者が個々の事案について裁定を下すことがある。時にこうした裁定が、主に女性が犯した道徳上の罪に対する司法管轄外の懲罰となることがある。」**[2s]**（第 **II** 節）BBC News による 2001 年 2 月 13 日付の記事によると、こうした懲罰行為には名前の公表や公の辱めから身体の切断に至るまで、様々な種類が存在する。**[20g]** USSD による 2008 年の報告書には、（ファトワーを通して）宗教的な指導者が関与する場合もある女性に対する自警行為が 2008 年に複数回発生していると記されている。**[2b]**（第 **4** 節）「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「人権擁護団体および報道記事から、道徳上の罪に問われた女性に対する自警行為は農村地域で、主にファトワーのもとで起こっており、むち打ちなどの懲罰がこれに含まれる。女性の権利に主に取り組む人権擁護団体の Bangladesh Mahila Parishad によると、2008 年中およびこの報告書の対象期間の終了までに、宗教指導者は 37 件のファトワーを発し、むち打ちその他の身体的暴力から家族や共同体の人々による仲間外れに及ぶ懲罰を要求した。」**[2s]**（第 **II** 節）

19.13 バリスターM. A. ムイド・カーン（Barrister M.A. Muid Khan）は 2009 年 3 月 20 日付の記事の中で、ファトワーに基づき懲罰が下された結果、身体的な苦痛や耐え難い身体的損傷が引き起こされた場合、これは刑法に違反することはもちろん、女性と子どもの抑圧に関する法律（特別条項）にも抵触することになり、結果的に長期間にわたる懲役刑の適用対象になると指摘している。しかし、ファトワーを出した者がこうした法律規定に基づき有罪の判決を受けたことはこれまでにない。(UNB) **[39bi]**

第 25 節：女性を取り巻く環境 － 自警行為（Vigilantism）を参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

ヒンズー教徒

19.14 国内避難民監視センター（IDMC）の「バングラデシュ：少数派の人々に避難民となる危険性が増大」という 2006 年の報告書には、バングラデシュの総人口のうちヒンズー教徒は 1947 年に約 25%を占めていたのに対し、1991 年に

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

は約 10.5%にまで低下したと指摘されている。1964 年から 1991 年までの間に、530 万人のヒンズー教徒がバングラデシュを離れたと見積もられる。**[45b]** **(p21)** 国勢調査によれば、2001 年の時点でヒンズー教徒は全人口の 9.34%に留まっている。**[43b]**

19.15 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「多くのヒンズー教徒は、現在では廃止されている既得財産法に基づく差別で失った土地の所有権を取り戻すことができない状態にある。アワミ連盟政府は 2001 年に既得財産法を廃止したが、新政府は同法に基づき没収した財産を返却する具体的な措置を講ずることはなかった。既得財産法は、東パキスタンであった時代に政府が「敵」（すなわちヒンズー教徒）の所有する土地を没収する目的で制定された法律であった。同法のもとで、政府は約 260 万エーカーに相当する土地を没収し、国内にいたほぼすべてのヒンズー教徒がこの影響を受けた。ダッカ大学の教授が実施した調査によると、既得財産法は 2001 年に廃止されたにもかかわらず、ほぼ 20 万世帯のヒンズー教徒がその年以降、約 40,667 エーカーに相当する土地を失った。
2001 年 4 月、国会は既得財産法に基づき没収され、今もなお政府の管理下に置かれた土地を元の所有者またはその相続人が国内に居住している場合に、彼らに返却することを定めた既得財産返却法を成立させた。既得財産返却法は、政府が保有している既得財産一覧を 2001 年 10 月までに作成するよう政府に求めている。権利請求者は一覧発行日から 90 日以内に請求を申し立てる必要がある。2002 年、国会は政府に対し既得財産を返却するための期間を無期限とし、それらの財産を地域の政府職員に貸与する権利を含む財産の管理権を政府に与える既得財産返却法の修正条項を成立させた。この報告書が対象とする期間の終了時までに、政府はそれらの財産の一覧を作成しなかった。」**[2s]**（**第 II 節**）

19.16 NGO 団体である Ain o Salish Kendra（ASK）は、暫定政府が 2008 年 10 月に既得財産返却法廷と上訴法廷を設置したが、どのような権能または原則に基づきこれらの法廷が運営されるのかは明らかでないと報じた。（2008 年度 ASK 年次報告書）**[109a]**（**第 15 章**）

19.17 「2008 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「前回の報告の対象年度とは対照的に、軍がヒンズー教徒を居住地から追い立てているという報道は全くなかった。前回の報告の対象年度には、軍は、ヒンズー教徒が 85%を占める 120 世帯の家族が所有する、軍の野営地に隣接する土地（ダッカのミルプル地区内にある）から彼らを立ち退かせようとした。この土地には寺院も存在している。軍は 1961 年の軍による土地購入契約に基づき住民を立ち退かせようとした。土地の所有者は土地の取得と立ち退きについて裁判所に申し立てを行った。この報告書の対象年度の終了時点で、この事案についての結論は下されていない。」**[2p]**（**第 III 節**）

19.18 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、「前年に比べヒンズー教徒の共同体への攻撃件数は著しく減少したとはいえ、そうした攻撃は相変わらず

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

続いている。バングラデシュ仏教・ヒンズー教・キリスト教統一評議会（BHBCOP）によれば、2008 年 4 月から 2009 年 3 月の期間に、殺人が 3 件、寺院への攻撃または寺院の占拠が 10 件、土地の略奪が 12 件、レイプが 2 件、誘拐が 3 件あった。」と記述されている。**[2s]**（第 **III** 節）

19.19 NGO 団体 Ain o Salish Kendra（ASK）が発行した「2008 年度年次報告書」には、以下のように記述されている。

「これまでの数年間の報告書にも指摘されているように、少数派であるヒンズー教徒の共同体に対する嫌がらせ事件は、国内の人権を取り巻く環境においては「背景的な雑音」に似た低い程度ではあるものの、存在し続けている。特定の宗教に対する差別の存在を否定する者は、嫌がらせ、略奪、レイプなどの事件がバングラデシュにおいて貧困に苦しむすべての共同体に対して起こっているに過ぎないと主張している。宗教的な少数派の人々は、最も被害者となりやすい存在である…。寺院は攻撃の対象となりやすく、今年［2008 年］に報じられた事件としては…キショレガンジュ県のコティアディ僧院が襲撃を受けて、この僧院の居住者が 1 人レイプされ、高齢の聖職者アビナシュ・チャンドラ・ゴシャイ（Abinash Chandra Goshai）が殺害された。ゴウラナディでは 200 年の歴史を持つ寺院の彫像が破壊され、ロングプール県ではバダルガンジュ寺院が放火され、バリサル県のアグホイルジハラでも彫像が破壊された…。目的が略奪であれ、共同体に対する攻撃であれ、あるいはこれら両方であれ、事件が起きても懲罰が加えられないことが同じ場所での第二、第三の事件を誘発させているようである。地元の当局の支援のもとこうした事件が発生している事実については、より大きな危惧の念を抱かざるを得ない。例えばバゲルハット県では寺院の土地にビルの建設が試みられたため、地元の数百名のヒンズー教徒が市当局の建物を取り囲み、キルタンやコビ・ガーンなどの宗教上の式典に使うためにそのビルを建てないように要求する事態に発展した。少数派の共同体に対する攻撃が起きても、多くの場合、地元の警察は事態を真剣に収拾しようとはしないようである。長期にわたり報告がある場合、土地の略奪が暴力行為の主な動機になっていることがしばしばある…ヒンズー教徒の土地が法的な操作の影響を受けやすいこと、「インドへの移住」が頻繁に奨励されてきたことにも既得財産法が残した影響を見て取ることができる。」**[109a]**（第 **15** 章）

仏教

19.20 1991 年に実施された国勢調査では、バングラデシュには 623,000 人の仏教徒がおり、そのうち 575,000 人がチッタゴン管区に居住していることが判明した。**[43b]** オーストラリアを拠点とする仏陀ダルマ教育協会（Buddha Dharma Education Association）のウェブサイト BuddhaNet が示すデータによれば、2004 年の時点でバングラデシュには約 100 万人の仏教徒がおり、その多くはチッタゴンの都市部、チッタゴン丘陵地帯（CHT）、コミラ県、ノアカリ県、コックスバザール県、およびバリサル県に居住している。バングラデシュで仏教を信仰しているのは、Austic 系、チベット=ビルマ系、ドラヴィダ系、およびアーリア系の 4 つの民族にかつて属していた人々である。歴史家によれば、チベット=ビルマ系という人種はピュ、カニャン、およびテット（チャクマ）という 3 つの部族で構成されているという。チャクマという部族は、主としてチッタゴン丘陵地帯に居住している。カニャンという部族

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

は、今でもチッタゴン県の南東部に居住し、ラキネ（アラカネゼ）族として知られている。バルア仏教徒として知られるバングラデシュの純粋な仏教徒たちは、アラカネゼ族の年代記によれば 5000 年の長きにわたりこの地に住み続けてきた人々の末裔であるという。**[92a]**

19.21 カナダ移民難民委員会（IRB）が 2005 年 8 月 16 日に発行した報告書の中に記されているように、チッタゴン丘陵地帯に居住するジュマ族の人々の多くは仏教を信仰している。**[3v]**

19.22 バングラデシュ・ヒンズー教・仏教・キリスト教統一評議会（BHBCUC）が発行した報告書には、仏教徒の共同体を標的にした宗教的な動機による攻撃が時折見られると記されている。例えば、2008 年 12 月 29 日には、暴力集団がチッタゴン県にある「Paschim Nanupur Anandodham Bouddha Bihar」に火を放ったという。**[57a]**

19.23 アジア人権センター（ACHR）は、2010 年 2 月 23 日付の報告書「バングラデシュ：土地略奪を目的として虐殺された先住民族の人々」で以下のように記述している。

「2010 年 2 月 19 日と 20 日、バングラデシュ陸軍軍人と違法なベンガル人移住者は、バグハイハット地域陸軍野営地の指揮官であるワシム（Wasim）中佐の総指揮のもと、バングラデシュのチッタゴン丘陵地帯（CHT）のランガマティ県の管轄にあるサジェク・ユニオンのバグハイハット地域にある 14 のジュマ民族の村に住む先住ジュマ民族に対する主要な集団攻撃を開始した。予め計画され、2010 年 2 月 19 日夜に始まった襲撃の中で、バングラデシュ陸軍の支援を受けた純然たる不法な移住者たちは 200 戸から 300 戸の家を焼き尽くした。」**[66c]**

仏教徒の扱いに関する詳細な情報については、第 22 節：チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族を参照する。

目次に戻る
出典一覧に進む

アフマディヤ共同体（アフマディー教、カディヤニ、クアディアニとも呼ばれる）

19.24 世界の信教の自由に関する米国委員会が 2010 年 5 月に発行した、2009 年 5 月から 2010 年 4 月までの出来事を扱った「2010 年度年次報告書」には、以下のように記されている。

「約 10 万人からなる小規模なアフマディー教の共同体はバングラデシュにおいて、イスラム教ではなく、異端宗教として指定するための運動の標的にされている。2004 年 1 月、ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュおよびイスラム教の小政党と連立を組んだ BNP が率いる当時の政権は、アフマディー教関係の宗教書の出版と流通を禁止した。警察は、裁判所が 2004 年 12 月にその禁止措置を保留した状態にするまでにアフマディー教の出版物の押収を数回行っている。. それ以降、禁止措置は公式に無効にされることはなかったが、執行されることもなかった。反アフマディー教を扇動する地元の活動は

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

時に集団暴力を伴い、アフマディー教徒の家が破壊され、アフマディー教徒が意思に反して拘束され、宗教的信念を改めるよう強要される。しかし、警察が保護を精力的に強化したことで、アフマディー教徒に対する暴力行為は近年激減した。バングラデシュのアフマディー教徒は、反アフマディー教の集団からの殺人の脅迫を受けたが、2010 年 3 月、ブラフモンバリア県の東部の都市で年次全国大会を開催することができた。アフマディー教徒はまた、警察からの書面による制限（宗教的な内容に関する制限など）を受ける対象となっており、警察はアフマディー教のモスクに入り、そのモスク内の音響システムを切断するように命じた。」**[115b] (p327)**

19.25 USSD が発行した 2008 年の報告書には、「社会的な差別は依然として存在しているが、政府はアフマディヤの保護を許可しており」、アフマディヤに関連する書籍の出版に対する禁止措置は高等裁判所により留保された状態にあり、これによりそうした書籍の出版は可能な状態にあると指摘されている。**[2b] (section 2c)**

19.26 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「ダッカとその他のいくつかの地域を中心に、約 10 万人のアフマディー教徒が居住している。イスラム教主流派は、アフマディヤの教えの一部を否定していたが、その多くは迫害を恐れることなくアフマディー教徒に信仰する権利があることを支持している。前年度の報告書の期間と比較した場合、アフマディー教の教えを糾弾する人々によるアフマディー教徒への嫌がらせ行為は減少している。Prothom Alo 紙の記事によると、イスラム教過激派組織アムラ・ダカバシ（Amra Dhakabashi）は 2008 年 7 月 27 日、アフマディヤをイスラム教ではないとする運動を再開した。その組織は、64 のすべての県でアフマディヤの宗教指導者に対する民事訴訟を申し立て、アフマディヤ指導部に対して携帯電話のメールを中心とした誹謗運動を開始した。この報告書の対象期間の終了時点までに、これらの運動はアフマディヤ共同体に対する反発を引き起こすことに成功しなかった。」**[2s]（第 III 節）**

19.27 Ain o Salish Kendra（ASK）は、「2008 年度年次報告書」の中で以下のように記述している。

「国内の*アフマディヤ*共同体の安全は、緊張状態にある…。クルナ管区におけるモアゼム・ホサイン（Moazzem Hossain）一家に対する攻撃のように、偏狭な思想を持つ団体による襲撃行為が時として起きているが、*アフマディヤ*のモスクに対する攻撃は起きていない。アフマディヤの信仰に基づく 100 年毎の祝典は様々な政治指導者と市民社会における指導的な立場の人々の出席のもと、滞りなく行われた。しかし、大きな事件は起きなかったものの、ディーン・ホールで行われたアムラ・ダカバシによるセミナーの開催に際し、討論の参加者が*アフマディヤ*（反対派にとっては「クアディアニ」）を非イスラム教徒として宣告することを要求する一幕もあった。街頭での暴力行為にも参加したことのあるこのグループは、現在では法律に則った議論を通して差別発言を繰り返している。ナラヤンガンジュ県における像の建造の禁止を求める最近の訴訟を見れば、扇動集団は今後、街頭での抗議活動では

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

なく裁判を通して自分たちの主義主張を推し進め、社会的な地位を高めてゆく可能性がある。」**[109a]**（第 15 章）

キリスト教徒

19.28 2006 年 8 月 9 日付のカナダ移民難民委員会からの報告には、以下に示すように他の様々な情報源からの情報を記載している。

「バングラデシュには 35 万人から 50 万人のキリスト教徒がいると推定される。彼らの多くはカトリック教徒である。［2005 年の信教の自由に関する報告書によれば、］バングラデシュにはベンガル人のキリスト教徒が広く存在するほか、キリスト教を信仰するいくつかの先住民族（非ベンガル人）のグループも存在しているという…。報告されたキリスト教徒を含む宗教的な少数派に対する事件として、殺人、性的暴行、強奪、脅迫、立ち退きの強要、および礼拝所の襲撃などがある…。世界中のキリスト教徒のために教えに関する資料、教育、および支援を提供している福音主義のキリスト教団体であるオープン・ドアーズ（OD）によれば、バングラデシュではキリスト教徒、特にイスラム教からキリスト教に改宗した者は危険にさらされているという。米国を拠点にする NGO 団体である国際宗教自由連合（ICRF）によれば、通常、イスラム教からキリスト教に改宗した者は公然と信仰を実践していないという。情報源によれば、イスラム教からキリスト教に改宗した者は家族や社会から拒絶され、身体的な「危険」にもさらされるという。2005 年 5 月付の U.S. Newswire のある記事は、米国を拠点とする人権擁護団体であるクリスチャン・フリーダム・インターナショナル（Christian Freedom International）（CFI）がバングラデシュで実態調査を行ったところ、イスラム教からキリスト教に改宗した者が「迫害」を受けていることを示す証拠を見つけたと報じた。この記事の中で、CFI の理事長は、イスラム教からキリスト教に改宗した女性が暴力、誘拐、レイプ、強制的な結婚、およびイスラム教への再度の改宗の被害に遭っている可能性があると指摘した。イスラム教からキリスト教に改宗した女性がそのような扱いを受けていることを示す具体的な報告は、調査理事会［IRB］が参照した情報源の中には存在しなかった…。しかし政府は、国内に存在する宗教的な少数派の礼拝所の安全を確保するための方策を講じている。2005 年のクリスマスの時期には、その年の前半にイスラム過激派による爆弾テロが連続して起きたこともあり、政府は国内に存在する教会の安全警備を強化したと報じられた。」**[3t]**

19.29 「2008 年の信教の自由に関する報告書」には、キリスト教徒が被害者となった嫌がらせや暴力行為の事件についてのいくつかの記述がある。

「キリスト教徒の共同体に対する嫌がらせや暴力行為は、この報告書の対象の年において複数報告された。クリスチャン・ライフ・バングラデシュ（Christian Life Bangladesh）（CLB）によれば、2008 年 4 月 12 日にチッタゴン県のラングニアで 2 名のキリスト教徒がヒ素による汚染、幼児の結婚、およびその他の社会問題についての意識を高めるための映画を上映していたところ、あるイスラム原理主義の組織のメンバーによる襲撃を受けたという…。2007 年 9 月 6 日には、カグラチャリ丘陵県で活動する CLB の共同体意識向上チームのメンバーであるチェンコ・マルマ（Chengko Marma）が、活動が禁止されたチッタゴン丘陵地帯（CHT）のシャンティ・バヒニ（Shanti

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

Bahini）という暴力集団のメンバーにより襲撃された。CLB によれば、仏教徒で組織されたシャンティ・バヒニが信仰上の理由でキリスト教徒の男性を攻撃対象にしたという。また CLB によれば、2008 年 4 月、ミメンシング県で地元のヒンズー教徒を改宗させたキリスト教の福音伝道者の娘がイスラム教徒の男にレイプされたという…。CLB によれば、2007 年 7 月 26 日にニルファマリ県北部で、25 人のイスラム教徒をキリスト教徒に改宗させたとの理由で、サンジョイ・ロイ（Sanjoy Roy）牧師を逮捕するように暴徒が警察に圧力をかけた結果、警察が彼を実際に逮捕するに至ったという。ロイ牧師は 2 日後に釈放され、キリスト教徒に改宗した者たちは再びイスラム教徒に改宗した。」**[2p]**（第 III 節）

19.30 「2009 年の信教の自由に関する報告書」には、「BHBCOP と Prothom Alo 紙によれば、2009 年 1 月 28 日、タンガイル県で、正体不明の襲撃者の一団が、ガイラ宣教小学校のキリスト教徒の校長であるバサンティ・モンソ（Basanti Mangsa）を会議後帰宅中に殺害した。用意周到に計画されたと見られる襲撃で、2 人の教師も負傷した。動機は不明であり、事件はまだ解決されていない。」と記されている。**[2s]**（第 III 節）

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

20. 民族集団

20.01 バングラデシュは民族的に「･･･極めて同質であり、人口の 98%以上はベンガル人である。少数民族の共同体の人々、特に北部と東部の部族の人々の多くは通常、イスラム教徒ではない。」(2010 年 USCIRF 報告書) **[115b] (p326)** 2008 年 3 月 27 日付の *Bangladesh News* の記事は、以下のように報じている。

「様々な民族集団の存在およびそれらの集団の多彩な生活様式は、バングラデシュの文化全体を非常に豊かなものにしている。何世紀にもわたり、バングラデシュは様々な民族集団の定住地であった。事実、総人口の約 2%を占める先住民は 35 の少数民族に分かれ、それらの民族はそれぞれ丘陵地帯の孤立した様々な地域、および国内の平坦地のいくつかの地域に居住している。歴史的な背景、経済活動、社会構造、宗教の信仰および祝祭がそれらの民族を区別する要素となっている。」**[6b]**

チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族

20.02 チッタゴン丘陵地帯（CHT）は、バングラデシュ全土のおよそ 10%の面積を占めている。チッタゴン管区には、カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県などが存在する。（Mappa 社：2003 年版バングラデシュ・ガイド・マップ）**[25]** CHT に関して、アムネスティ・インターナショナル（AI）は、2004 年 3 月 1 日付の報告書の中で以下のように述べている。

「チッタゴン丘陵地帯（CHT）は、丘陵性の森林に覆われたバングラデシュ南東部に位置する一帯で、数百年にもわたり 13 の先住部族［彼らを集合的にジュマ族と呼ぶ］がこの地に暮らしてきた。彼らは、容貌、言語、宗教、および社会構造の面でバングラデシュの他の民族とは大きく異なる。

「歴代の政権が耕作の推進を強制および推奨した結果、部族に属さない数多くのベンガル人がこの地になだれ込んだ。ベンガル人がこの地にやってきて定住し始めたことで、ジュマ族の人々は自分たちの生活、習慣、および伝統が危機にさらされていると考えた。

「チッタゴン丘陵地帯では、1970 年代中頃に武装蜂起が起きた。1997 年に平和協定が締結されたことで紛争は終結したが、紛争が起きた頃から始まったジュマ族に対する人権侵害は小規模ながら起き続けた。」**[7m]**

20.03 アジア人権センター（ACHR）が発行した 2008 年 4 月 23 日付の報告書に記されているように、2008 年 4 月 20 日に数百名の純然たる不法な移住者がチッタゴン丘陵地帯に住む先住民族のジュマ族の 7 村を襲撃した･･･。数百名の人々が土地を追われ、更なる攻撃を恐れて森の奥深くへと避難した。**[53d]**

20.04 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する報告書」（USSD による 2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「1997 年に締結されたチッタゴン丘陵地帯平和協定の実施について、多少の進展が見られた。政府は CHT 土地管理委員会を再構築し、同委員会は 10 月

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

15 日から土地調査を実施する決定を発表した。CHT 平和協定の履行に関する国家委員会（National Committee for Implementation of the CHT Peace Accord）も再構築された･･･。CHT 平和協定の実施に不満が残る通り、法律と秩序の問題、および人権侵害の疑惑は消えない。･･･NGO は、治安部隊が CHT に住む先住民族の人々を虐待していると主張している。**[2t] (第 6 節)**

第 31 節：国内避難民となった人々も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

ビハリ族

背景

20.05 ビハリ族は時に「パキスタンへの帰還を待つパキスタン人」と呼ばれたり、バングラデシュのウルドゥ語を話す共同体の人々と呼ばれたりする。1947 年にインドが分裂したとき、インドの東部州から多くのウルディゥ語を話すイスラム教徒（ビハール州が圧倒的に多いが、アッサム州とオリッサ州からもいる）が東パキスタンへ移住する道を選んだ。その後、ウルドゥ語を話すインド人とパキスタン人も数多くバングラデシュに移り住んだ。ウルドゥ語を話すこれらの人々は、集合的に「ビハリ族」と呼ばれるようになった。（FCO、2007 年 11 月 6 日）**[11k]**

20.06 2008 年から 2009 年までの間にバングラデシュに暮らしていたと推定されるビハリ族の人々の数は、25 万人から 30 万人であった。（UNB、2008 年 5 月 18 日）**[39ar]**（*Daily Star*、2008 年 5 月 19 日）**[38de]**（*Daily Star*、2009 年 1 月 26 日）**[38ej]** 彼らのうち 16 万人は国内に点在した 116 のキャンプ地に居住していた。それ以外の人々はキャンプ地以外の場所で暮らしていた。（オックスフォード大学：難民研究センター。2009 年 4 月）**[114a]**（*Daily Star*、2008 年 12 月 30 日）**[38ej]**

国民として認知されたビハリ族の人々

20.07 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年度の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」には、以下のように指摘されている。

「2008 年 5 月、高等裁判所は、かつて無国籍であると見なされていた国内に暮らすビハリ族の人々はバングラデシュ国民であるという裁定を下した。1947 年のインド分裂時に旧東パキスタンに移住したベンガル人でないビハリ族のイスラム教徒 16 万から 20 万人（その多くは 1971 年戦争でパキスタンを支持した）は、国内に点在するキャンプ地に住み着いた。国際難民支援会によれば、こうした人々の多くは不衛生な状態に置かれ、教育や医療資源をあまり利用できない生活を送っていた。ビハリ族の一部の人々は 1972 年、市民権の取得を拒否し、少数の人々はパキスタンへの帰還を待ち望んだが、パキスタン政府はそれらの人々の受け入れに消極的であった。ビハリ族の多くの人々は 1971 年以後に生まれた人々であり、社会的地位の上昇に障害はあっ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

たとはいえ、こうした人々の大多数は主流であるベンガル語を話す環境に同化している。

「ビハリ族の全成人の約 80%の 184,000 人が有権者として、2008 年 12 月選挙前に実施された有権者登録に登録された。」**[2t] (第 1 節 d)**

20.08 NGO 団体である国際難民支援会（RI）は 2008 年 5 月 23 日付の報告書の中で、「この措置は、36 年間にわたり国を失い、バングラデシュに住んできた 20 万人から 50 万人に上るビハリ族の人々の約半数が国籍を回復するための手段を見つけることに貢献できる。この決定は、バングラデシュが独立したときに成人であった人々を対象にはしていない」と記述している。**[74b]**

20.09 オックスフォード大学の難民研究センターが 2009 年 4 月に発行した記事には、以下のように記述されている。

「2008 年 8 月、選挙管理委員会はバングラデシュ国内に居住し、ウルドゥ語を話す共同体の人々を登録するための作業に乗り出した。この作業は、これらの少数派の共同体をバングラデシュの社会に組み入れるための重要な第一歩であった…。現在では、キャンプ地に居住している［1971 年以降に出生した、またはバングラデシュが独立したときに 18 歳未満であった］すべての者はバングラデシュの国民となっており、彼らはすべて国民 ID カードを所有している。」**[104a]**

20.10 *Daily Star* は、2008 年 12 月 29 日に開かれた総選挙でビハリ族の人々が多数投票を行ったことを確認している。（*DS*、2008 年 12 月 29 日）**[38ei]** しかし、2009 年 1 月 26 日付の *Daily Star* は以下のように報じている。

「市民権を獲得したものの、高等裁判所（HC）の裁定が下されて 8 カ月が経過した今となってもその写しが内務省に届いていないため、ウルドゥ語を話すビハリ族の人々は依然としてバングラデシュのパスポートを取得する権利を得ていない…。市民権を獲得した後、多くのビハリ族の人々がパスポートの取得を申請した。彼らは適切な手順に従って申請書を提出したが、パスポート発行機関は彼らから市民権を剥奪して申請を却下したと多くのビハリ族の人々は主張している…。内務省長官モハメド・アブドゥル・カリム（Md Abdul Karim）は *Daily Star* に対し、同省は HC の裁定に従うつもりであるが、裁定の写しがまだ届いていないと話している。『裁定の内容を明確に把握しないまま、ビハリ族の人々に対してパスポートを発行することはできない』と彼は説明した。パスポートの担当官は、ビハリ族の人々に対するパスポートの発行についての新しい政府の政策を依然として把握していない。移民パスポート局のアブドゥル・ラブ・ハウラデル（Abdur Rab Hawlader）局長は、『我々は、ビハリ族の人々に対するパスポートの発行について当局から指示を得ていない』と話している。」［原文のまま］**[38ej]**

さらに以下のように報じている。

「ダッカの地域パスポート発行機関の副所長カフィル・ウディン・ブフイヤン（Kafil Uddin Bhuiyan）は、『我々は警察による照合作業に基づいてパスポートを発行している…』と語った。しかし、様々なキャンプ地に暮らすビハ

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

リ族の人々は、自分たちが今もなお警察により「パキスタンへの帰還を待つパキスタン人」として扱われており、このことが原因でパスポートの取得が難しくなっていると話している。また、永住のための住所を持たない者に対してパスポートの発行はできないと語るパスポート発行担当官もいる…。一方、身分を隠すことで、バングラデシュの市民権を獲得する前にパスポートを手にしたビハリ族の人々も大勢いる。しかし、彼らはパスポートの更新時に同様の問題に直面している。」［原文のまま］**[38ej]**

20.11 国連難民高等弁務官（UNHCR）は、2009 年 12 月付の「バングラデシュでウルドゥ語を話す共同体の人々の国籍に関する注意書き」で以下のように記述している。

「2008 年 5 月の最高裁判所の裁定、およびその後のバングラデシュ政府による実施措置を踏まえると、ウルドゥ語を話す共同体の人々はバングラデシュの国民であると考えられるため、もはや無国籍であるとは見なされない。

「バングラデシュ社会には、ウルドゥ語を話す人々が 1971 年のバングラデシュ独立戦争において果たした役割に憤慨している者がいる一方、野外キャンプ地に暮らす者をはじめとするウルドゥ語を話す共同体の多くの人々は、ベンガル人社会で生活し、ベンガル語を話している。極貧の中で生活しているウルドゥ語を話す人々は、居住地域で基本的なサービスを利用できないため、またはそれらの人々がすべてのバングラデシュ国民に適用され必要とされる法律上または行政上の要件を満たすことができないため（例えば、パスポートの取得に必要である有効な住所がない場合）、それらの基本的サービスを受けることができないことがある。公務員、特に地方レベルの公務員はウルドゥ語を話す人々に関わる問題を解決する場合はその前に、2008 年のサダカト・カーン（Sadaqat Khan）判決の効力および適用に関して所属の省庁にさらに指針を求めることはできる。だが、サービスを受けることが困難であるからといって、それがウルドゥ語を話す人々をバングラデシュの国民であると認めることを拒否することを意味しない。」**[8i] (p5)**

キャンプ地での生活環境

20.12 国際難民支援会は 2008 年 5 月 23 日付の報告書の中で次のように記述し、キャンプ地の環境が劣悪であると伝えている。「人口密度が高く、収容設備が老朽化し、衛生状態が悪く、教育も行われず、医療設備も乏しく、生計手段も限定的であるため、生活状況は極めて劣悪である…。」**[74b]**

20.13 USCR は 2007 年 6 月に発行した「2007 年の世界の難民に関する調査」の中で、「約半数のビハリ族」がキャンプ地以外で暮らし、地元の共同体の中に組み込まれている事実を確認している。**[37g] (p32)** USSD が発行した 2008 年の報告書には、1971 年以降に出生したビハリ族の人々の多くが「主流であるベンガル語を話す環境に同化している」と記述されている。**[2b] (第 2 節 d)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

21. レズビアン、ゲイ、両性愛者およびトランスジェンダーの人々

レズビアンと両性愛者の女性の地位に関しては、以下の女性を取り巻く環境の節も参照すること。

21.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年度の人権問題に関する国別報告書：バングラデシュ」（USSD 2009）には、以下のように指摘されている。

「同性愛行為は違法であるが、法律が実際に執行されることはあまりない。ゲイのための非公式の支援ネットワークはいくつか存在するが、レズビアンを支援する組織はほとんどない。

「レズビアンとゲイに対する攻撃は時折起こっているが、被害者が事件の表面化を望まないため、こうした事件を追跡調査することは困難である。性的指向に基づく強い社会的な偏見は広く存在し、これを主題とした開かれた議論は抑圧されている。地方の人権擁護団体はその問題を監視しておらず、この国では同性愛を対象にした調査はほとんど行われていない。

「レズビアン、ゲイ、両性愛者、およびトランスジェンダーの人々に対する差別は（1 つには自分の性的指向を明らかにする者がほとんどいないため）公然とした形で存在することはあまりないとはいえ、大きな社会的差別は存在する。ゲイであることを公言する者、特にあまり裕福でない家系出身の者は、家族や地元の共同体から仲間外れにされる。トランスジェンダー、つまり「ヒジュラー（hijra）」共同体に庇護を求める者もいる。」**[2t] (第 5 節)**

21.02 2010 年 4 月 2 日に更新された Aidsdatahub（その地域の HIV/AIDS に関するデータをまとめ、その問題への対応について政府を支援するウェブサイト）のバングラデシュに関する国別プロフィールは、バングラデシュでは男性と性交渉を持つ男性（MSM）は 4 万から 100 万人と推定されると指摘している。このプロフィールにはさらに、ダッカにはおよそ 5,000 人のトランスジェンダーの人たちがいて、その多くは売春を生業とする人たちであると記されている。この資料には以下の指摘もある。

「男性同士の性行為は違法であり、MSM の保護を明記した不当差別禁止法令はない･･･。地理的な地域差はあっても、多くの MSM は男性またはヒジュラー[トランスジェンダーの人]の買春も行っていて、集団セックスも一般的であると報じられている。MSM には女性のセックス相手がいる場合が多く、結婚して父親になることを強いる社会的圧力があるため結婚する者もいる。」**[15a]**

法律上の権利

21.03 国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）が 2010 年 5 月に公表した「国が助長する同性愛嫌悪」に関する調査の結果によれば、男性同士の性行為は違法であるが、女性同士の性行為は合法とされる。**[24x]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

21.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は 2003 年 8 月に発行した報告書の中で、英国による植民地統治時代から受け継がれた「不自然な不法行為について」と題する 1898 年のバングラデシュ刑法の第 377 節の中に、「自らの意志で自然の摂理に反し、男性、女性、または動物と性交を行う者は、終身刑、または最長 10 年の懲役刑、ならびに罰金刑に処す」という規定があることを指摘している。この報告書では、第 377 節の規定がバングラデシュで適用された事例をヒューマン・ライツ・ウォッチが記録したことはないと記されているが、以下のように述べられている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチに伝えられたほとんどの逮捕の事例において、［刑事訴訟法 － 上記の第 12 節を参照］第 54 節が適用されている。しかし、この法律が執行されるか否かに関係なく、*コティ*（男性と性行為を持つ男性のこと）には刑事罰が科される可能性が十分にある。男性と性行為を持つ男性は本質的に犯罪者であるとの認識を警察や社会が持っていることで、法の下における彼らの尊厳に対する攻撃と彼らが持つ平等な権利を否定する意識が助長される。バングラデシュ法務省は『HIV/AIDS に関するマッピング調査の実践 － 法律、倫理、および人権』と題する報告書の中で、調査の対象になった男娼または*ヒジュラー*は、この節は『警察が金銭を搾取したり脅迫したりする目的で公然と逮捕したゲイや両性愛の男性を不当に罰するために利用されているだけである』と異議を唱えている。この報告書は、『刑法第 377 節が、生存権と個人の自由（第 32 条）を拡大定義することで憲法により保護されたプライバシーの権利を蹂躙している』と結論付けている。第 377 節は性的指向に基づき差別的な規定を定めているため、この条項は国際人権法に違反している。」**[10g] (p43)**

21.05 憲法第 28 条は、宗教、人種、身分、性別、または出生地を理由とした国家による差別から国民を保護しているが、性的指向を理由とした差別については規定が存在していない。しかし憲法第 31 条には、法律による保護は奪うことのできないすべての国民が持つ権利であると記されている。**[4]** 2010 年の ILGA 調査は、世界のレズビアン・ゲイ・トランスジェンダー・両性愛者の人々（LGBTI）の権利を要約した節で、バングラデシュは性的指向または性同一性に基づく雇用差別を禁じていないと記している。国は性的指向または性同一性に基づく憎悪犯罪を違法であるとしておらず、性的指向に基づく差別を禁止する規定も憲法にない。**[24x] (p44-50)**

21.06 バングラデシュには徴兵制度は存在しない。COI サービスは、LGBT の人々が一般的に軍隊や治安維持部隊に志願または就職することが禁止されているのかについて情報を得ていない。第 9 節：兵役義務を参照すること。

21.07 バングラデシュの人口の 80%以上がイスラム教徒であり、イスラム法であるシャリアが同性間の性的接触を禁じている事実を忘れてはならない。**[36d] (p29)**

国家の扱いと態度

警察官と*マスタン*による虐待行為

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

21.08 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は「脆弱な者に対する攻撃」と題する 2003 年 8 月の報告書の中で、インタビューに応じてくれた「男性と性行為を持つ男性（msm）」の多くが、しばしば警察や*マスタン*（地元の警察機関との関わりを持つ場合もある、広い意味での犯罪者集団）からレイプ、集団レイプ、および暴力の被害を受けていると話している。**[10g] (p39)** この報告書には、以下のように記述されている。

「娼婦の場合と同様に、男性と性行為を持つ男性が警察や*マスタン*により誘拐され、レイプされ、身体的な暴力を受け、恐喝されるケースがある。男性と性行為を持つ男性は、犯罪容疑をかけられないまま逮捕され、虐待される場合ある。彼らは虐待を受けても、正式に苦情を申し立てる効果的な手段を持っていないのである。警察は、HIV/AIDS に関連した奉仕活動に従事する男性に嫌がらせを行い、暴行し、逮捕する場合もある。さらに、男性と性行為を持つ男性は社会のより広い範囲で差別を受け、職場を解雇され、学校では嫌がらせを受けている。植民地時代における「性交渉」に関する法律は、男性と性行為を持つ男性を刑事罰の対象にするものと解釈されている。これらの違法行為は、こうした人々が虐げられ、非人間的な立場に置かれることに起因し、またこうした立場に帰結してしまう。その一方で、蔓延し始めている AIDS と戦うためのバングラデシュの国力が弱められてしまうのである。」**[10g] (p37-38)**

HRW は、インタビューに応じてくれたゲイの人々が警察と*マスタン*により日常的に恐喝を受けていると話したと報じている。男娼として働く者たちは、客も恐喝の対象になっていると語っているという。インタビューを受けた者のうち数名は、刑事訴訟法第 54 節に基づき逮捕されたと話している。この場合、犯罪の容疑がかけられることも起訴されることもなく、恐喝や暴力といった虐待を受けたという。彼らは警察や*マスタン*による虐待行為について正式に届け出ても警察は動かないので、無駄であると思っている。**[10g] (p39-41)** ヒューマン・ライツ・ウォッチは、この報告書のために 17 人から詳しい話を聞いたという。回答者の身元は売春組織、ゲイの組織、注射針の交換プログラム、および（または）薬物更生プログラムを通じて確認された。**[10g]（p10「方法」）**インタビューに応じた者の多くは、自分たちのことを*コティ*（女性的な振る舞いをし、女性として男性と性交渉を行う男性または少年）であると説明した。HRW の報告書は、数名の専門家の話として、*コティ*の多くは売春に従事していると指摘している。**[10g] (p10, 37, 38)**

21.09 2006 年の UNAIDS 報告書には、2002 年に実施された調査（「エイズと STD の管理プログラム：バングラデシュにおける HIV の第 2 世代サーベイランス」）の結果が記されている。それによると、男娼の 40.9%と*ヒジュラー*の 50.01%が警察官や*マスタン*による暴力行為やレイプの被害に遭っているという。**[36d] (p29)**

21.10 2003 年度のヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書**[10g] (p48)**の第 VIII 節において言及されるように、政府はこの報告と UNAIDS が引用した 2002 年度の報告書が発行されて以来、警察改革プログラムを実施している。

21.11 NGO 団体の Ain o Salish Kendra（ASK）は、発行日不明のバングラデシュの人権に関する 2008 年の年次報告書の中で以下のように記述している。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「バングラデシュの独立以降、40 年間で第 377 節に関連した事件は 1 件しか報告されていないが、この犯罪の存在は、個人を脅迫し嫌がらせをし、それによって表現や行動を自由に行わせないよう法律の執行機関などが利用していると言われている。実際、ボンドゥ（Bandhu）（以下を参照）によって／へ報告された事件はいずれも、第 377 節に基づき逮捕が誘発される恐れはあったものの、直接的にその法律に関連するものはなかった。それよりももっと重大なのは、刑事訴訟法第 54 節とダッカ都市警察に関する法令第 86 節（およびその他の都市に適用される警察法令の関連条項）であり、これらは通常、公共の場で個人に嫌がらせをするのに使われる。実際、こうした状況は、売春を生業とする人々や社会の底辺に追いやられる人々が理由を示されることなく第 54 節に基づいて拘留される状況とそれほど違いはない。しかも、弁護士や人権擁護団体は第 54 節と 86 節の危険性について発言する一方で、この LGBTI の人々に対するこれらの規定の具体的に影響については発言しない。」**[109b]**（第 **22** 章）

社会的な扱いと態度

21.12 Ain o Salish Kendra（ASK）は、発行日不明のバングラデシュの人権に関する 2008 年の年次報告書の中で以下のように記述している。

「文化的に隠された部分であること、公的な場で性的傾向を議論することが一般に嫌がられること、および非規範的な性的傾向に付随する偏見を含む様々な理由から、バングラデシュにおける性的少数派に関する情報は極めて限定的である。そのため、大半の人権擁護団体はつい最近まで、性的権利の対象が明確にそれらの団体の権能の一部であると考えていなかった。」**[109b]**（第 **22** 章）

21.13 ジャーナリストであるリチャード・エイモン（Richard Ammon）はバングラデシュにおけるレズビアンの人々を取り巻く環境について、「この国では実質的にすべてのイスラムの女性は、結婚して母親になることを運命付けられている。女性の自立を唱え、さらには自分がレズビアンであることを公言し、そうした枠組みから外れれば、結婚できない女性として社会から追放され、物笑いの種になる」と語っている。（GlobalGayz.com）**[44a]** 2004 年、Himal Magazine のアフサン・チャウドリー（Afsan Chowdhury）は、「レズビアンであることが判明すると結婚できなくなるため、口外されることはない。結婚とは女性にとっての最終的な目標なのである…。社会は独身の女性を受け入れず、誰と結婚するかに関係なく、女性が結婚することに対する社会の圧力は強い。自分の性的指向に関係なく、多くの者はその圧力に屈し、窮屈な生き方を強いられる…。ベンガル人の社会では、レズビアンに対する寛容度はとても低い」と語っている。**[12a]**

ヒジュラー

21.14 インド亜大陸の文化では、*ヒジュラー*は「第三の性」として見なされ、多くの*ヒジュラー*は自分たちのことを「男性でもなく女性でもない」と考えている。彼らの存在を、西洋で使われる「eunuchs（去勢された男子）」、「hermaphrodites（雌雄同体）」、あるいは「transsexual women（性転換した女性）」といった言葉で正確に表現することはできない。多くの*ヒジュラ*

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ーは男性または「半陰陽」（男性とも女性とも判断できない生殖器を持つ）として生まれている。多くの者は、睾丸の切除を含む去勢の儀式を受けている。その一方で、女性として生まれ*ヒジュラー*になる者もいる。多くの*ヒジュラー*は女性の服装を身にまとい、女性的な仕草を使うが、自身を女性として認知してもらおうとしないのが通常である。*ヒジュラー*になるには、グルと呼ばれる「教師」のもと、ヒジュラーの「ファミリー」または小さな団体に加入する。さらに詳しい背景的な情報については、情報源**[101a] [105a] [20b]**を参照すること。2000 年 11 月 30 日付の BBC News の記事で、ジョージ・アーネイ（George Arney）は、*ヒジュラー*が南アジアの歴史の中で、数千年にもわたり存在し続けてきたと書き綴っている。彼はさらに、「彼らは一般的に恐れや物笑いの対象にされてきたが、エンターテイナーとしてだけでなく、呪いや祈りの力を引き起こす者として社会の片隅で生き続けてきたのだ」と語っている。**[20b]** 2005 年 9 月 26 日付の *Daily Star* の記事では、「ヒジュラーまたは雌雄同体の人々の共同体は［バングラデシュの］社会の中で蔑まれ、無視された少数派として存在している。彼らは生涯を通じて差別を受け、権利を剥奪される。雌雄同体の者は学校から追放されてしまうため、基本的な教育を受けることできず、仕事を持つ機会を得ることもできない。選挙において彼らは投票することができず、パスポートを取得することもできず、銀行口座を開設することもできず、descent *[原文のまま]* 家を借りることもできない」と記されている。**[38cs]** 2007 年 6 月に開かれた HIV/AIDS と人権問題について話し合う会議で、雌雄同体の人々（すなわち*ヒジュラー*）は、社会で最も無視され、社会の片隅に追いやられた共同体を形成していると説明された。また、彼らは「アイデンティティーが危機にさらされ（原文のまま）、社会的および法律的な保護が受けられない立場にあるため、精神的および性的な虐待を受けている最大の被害者である」とも表現された。会議の参加者たちは、社会において彼らが適切に認知されるように、*ヒジュラー*のための性別認識が個別に確立されることを求めた。（Daily Star、2007 年 6 月 11 日）**[38ct]** 2008 年、*ヒジュラー*が初めて有権者として選挙に参加することができるようになった。（ASK、2008 年度年次報告書）**[109a]**（**第 1 章**）Badhan Hijra Sangha は、医療、人権意識、および職業訓練の分野を中心にバングラデシュのトランスジェンダーの人々に支援を提供する社会福祉を専門とする NGO 団体である。**[104]**

医療・福祉サービスの利用

21.15 2008 年に UNAIDS は、バングラデシュにおける HIV の有病率は 0.2%未満であると見積っている。**[36c]** 2006 年 5 月に UNAIDS が発行した「世界に蔓延する伝染病 AIDS に関する報告書」には、*ヒジュラー*と男娼における梅毒の有病率は比較的高いものの、*ヒジュラー*における HIV の有病率は 0.8%と低く、男娼に至っては 0%であったと記されている。ゲイの人々全体における HIV の有病率は、国内の多くの地域で 1%未満であった。しかし、UNAIDS はバングラデシュにおける HIV に関する知識の低さと、高いリスクを伴う性行動に懸念を示している。**[36d] (p29)** 2008 年の USSD による報告書には、2008 年に HIV/AIDS の患者に対する暴力行為や差別といった問題は報告されていないと記されている。**[2b]**（**第 5 節**）

第 26 節：医療サービス（HIV/AIDS）を参照すること。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

21.16 2010年4月2日に更新されたAidsdatahubのバングラデシュに関する国別プロフィールには、以下のように記されている。

- MSMは公式にも非公式にも組織化され、バンドゥー社会福祉協会（Bandhu Social Welfare Society）という全国のMSMの性を対象とした医療サービスはアジア最大のMSMの性と生殖を対象とした医療制度である。
- 国家戦略計画（2004～2010年）では、MSMを含む弱い立場の人々に必要なサービスを提供することに重点的に取り組む。
- 政府は、世界の援助供与国から信用資金を集め確保し、MSMを含む危機にさらされた人々に援助の手を差し延べている。」**[15a]**

21.17 *バンドゥー社会福祉協会*は、ゲイの人々に性の保健医療サービスを提供し、この人々の開放性と正当性を確保するための運動を進めることを目的に外国から資金を得て1997年に設立された団体である。この協会は、国際的な規模を持つナズ財団（Naz Foundation）が作ったモデルに従い運営され、6つの都市に 220 名以上のスタッフを配置している。フィールド・サービスとして、福祉プログラム、安全なセックスに関する教育、コンドームの配布、および性感染症の患者に対する医療機関への照会を行っている。この協会は、1998年4月に診療所をダッカに開設している。2003年6月までに、性感染症の治療、メンタル・サービス、あるいは一般的な医療サービスを目的に21,593人もの人々がこの診療所のサービスを利用している。**[36d] (p30-35)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

22. 障害を持つ人々

22.01 NGO 団体である *Ain o Salish Kendra*（ASK）は「2008 年度年次報告書」の中で以下のように伝えている。

「バングラデシュは、国連障害者権利条約（CRPD）を批准している。平等と差別の禁止に関する憲法上の保証に準じ、2001 年の障害者福祉法など、障害を持つ人々（PWD）の権利を守る目的で具体的な法律が成立している。さらに、1995 年の障害者に関する国の政策や 2006 年の障害者に対する国の行動計画も採択されている。しかし PWD は、不平等な扱いを受け、投票権を行使する際に差別を受け、教育、医療サービス、雇用の機会を自由に手にすることができないなど、依然として法律上および実際上の障壁に直面している。PWD の自由な移動は依然として制約を受けており、また多くの PWD が暴力や虐待行為の被害者となっていても救済手段が存在していない。」**[109a]**（**第 21 章**）

22.02 ASK の年次報告書には、以下のように指摘されている。

- 有権者、候補者、および選挙運動家としての PWD の政治参加は今でも限定的なものとなっている。ASK によれば、「投票資格があるにもかかわらず、障害を持つ人々は非識字率が高く、十分な情報に触れることができず、脆弱性が高く、貧しいため、投票者一覧に記載される人は限られている。投票者一覧に記載されないことで、彼らは公共サービス部門や地方自治体が提供するサービスを求めることも、受けることもできない」という。2007 年、選挙管理委員会は登録用紙に障害者であることを識別するための条項を追加した。2008 年、複数の主要な政党が選挙のためのマニフェストで障害者に関する問題について初めて触れた。
- 「報告によれば、障害を持つ子どものうち、何らかの形の教育を受けているのは 4%に過ぎないという。障害を持つ約 160 万人の学齢児童が、公式または非公式の教育を受けることができない状況にある。」
- 「ウポジラの医療センターや県の総合病院など、公共の医療施設も実際には PWD にとってアクセスは難しく、早期発見、義肢・補助器具・矯正器具の装着、教育や治療サービス、社会復帰のためのリハビリといった障害者に関連するサービスを提供していない。限定的ではあるが、NGO 団体がサービスを提供している。」
- 「最近の研究によれば、障害者の平均雇用率は、健常者のそれの 4 分の 1 未満となっている。」
- 2008 年、移動が容易になるように公共の機関によって複数の取り組みが新たに開始された。**[109a]**（**第 21 章**）

22.03 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年度の人権問題に関する国別報告書」には、以下のように記述されている。

「法律は、障害を持つ人々に対して平等の処遇と差別からの保護を定めている。しかし実際には、彼らは社会的および経済的な差別を受けている。法律は、障害の予防、治療、教育、社会復帰と雇用、輸送機関の利用、およびアドボカシー（擁護）を主眼に規定を定めている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「社会福祉省、社会奉仕局、および障害者の発展のための国家基金（National Foundation for the Development of the Disabled）は、障害を持つ人々の権利を守ることを使命とする政府機関である。

「精神的な障害を持つ人々を治療するために政府により設立された機関は適切性を欠いている。医療的な社会復帰のためのリハビリ、および障害者の雇用促進のための民間による取り組みが複数存在している。」**[2b]**（第 5 節）

22.04 国連による「2004 年の共通国別評価」には、以下のように記述されている。

「障害者と一緒に働く団体の国民フォーラム（National Forum of Organisations Working With the Disabled）［障害に関する様々な分野で活動する 80 を超える NGO 団体で構成される統括組織］によると、国内の人口の約 14%が何らかの障害を持っているという。多くの家族では、経済状態により障害者のニーズに十分に対応できていないほか、障害を持つ人たちに対する迷信的な考えや恐れによって彼らが孤立してしまう場合がある。」**[8d] (p68-69)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

23. 女性を取り巻く環境

概要

23.01 1984 年 12 月 6 日、バングラデシュは「あらゆる形態の女性に対する差別の撤廃に関する条約」に加盟し、2000 年 12 月 22 日にこの条約に関する選択議定書を批准した。**[8a]**

2003 年 1 月 3 日に発行された国連の「女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会（CEDAW）」への最近の締約国報告書には、「バングラデシュの社会では、女性に対して男性が優位に立ち、権力を持つという画一的な形態に基づく立場、地位、および役割の関係が男女間に築かれつつある」と記されている。**[47a] (p16)** この報告書はまた、「伝統的な社会文化的な価値観と実践が女性の地位向上に反した作用をもたらしている。女性は依然として教育、技術訓練と職業訓練、雇用、および活動のための機会を限定的にしか得ていない」と指摘している。**(p5-6)**「憲法の規定によれば、女性には教育、医療、政治プロセス、雇用、発展プロセス、および社会福祉の面で男性と同等の地位と権利が保障されている。しかし現実には、女性が男性と同程度の基本的な権利と自由を行使することはない。社会と公共の部門において女性が平等な地位を得ることができない主な原因は、家庭における地位が低いことによる。社会経済的に低い女性の地位、低い識字率、移動が自由にできないことなどが、女性の基本的な権利を確立する上での実質的な障害になっている。」**(p10)** この報告書はまた、差別と性に基づく抑圧をなくすことを目的とした政府と NGO 団体による最近の戦略構想について詳細に説明している。**[47a] (p7, 10-18)**

23.02 CEDAW は 2004 年 7 月 26 日付の「結びの意見」の中で、バングラデシュ政府に対し、女性の役割に対する画一的な価値観と基準を変えるため、包括的な意識向上プログラムを実施するように求めた。CEDAW はまた、バングラデシュ人女性の家庭における地位が不当に低いこと、および女性に対して差別的な宗教の教えに起因する個人法が依然として国内に存在していることに憂慮の念を示している。**[47b] (p5)**

23.03 経済開発協力機構の社会的機関および性別指標（OECD SIGI）のバングラデシュに関するプロフィール（発行日不明、2010 年 6 月 11 日にアクセス）には、以下のように記述されている。

「バングラデシュは家父長制の強い社会であり、性差別はあらゆる階層で明確に存在する。女性はまず父親、次に夫、兄弟や息子というようにその生涯を通じて男性に依存する。憲法は男女平等を認めているが、国の法律や機関は女性の権利を軽視していることが多い。例えば、女性や女子は教育、医療および金融資産の利用に関して男性よりも不利な立場に置かれている。

「伝統的に、女性は主に子どもを産む役割を果たすものとして認識され、公的生活に入ることは嫌われることが多い。貧困の拡大と労働需要の高まりにより、1980 年代以降、女性の雇用が増大した。」**[63a]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

23.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が 2010 年 1 月 20 日に発行した「2010 年度世界報告書」（2009 年の出来事を扱う）には、以下のように記されている。

「女性は政府内でいくつかの主要な地位を占めているが、女性に対する差別は公的部門と民間部門のいずれにおいても一般に蔓延している。「あらゆる形態の女性に対する差別の撤廃に関する条約」において男女平等を確保するための要件に対して、バングラデシュが留保している点については依然として効力がある。

「家庭内暴力は多くの女性にとって日常の現実であり、家庭内暴力と性的嫌がらせに関する待望の法律はまだ、成立を見ていない。酸被害者基金の報告によれば、1 月から 9 月までに主に女性に対する酸攻撃が 90 件あったが、有罪となったのは 8 件のみであった。村の長老や聖職者がファトワーを出し、その結果、女性が不貞の罪やイスラム教徒でない男性と話をした罪でむち打ちの刑に処されたという報告がなされている。」**[10n]**

一方の性に特化した教材を含め、第 26 節：子どもを取り巻く環境も参照すること。

法律上の権利

23.05 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

法律は女性に対する特定の形態の差別行為を禁止し、女性と子どもに対する暴力で起訴された人物に対して適用する特別な措置について規定し、より厳しい刑罰を求め、被害者に対して補償を提供し、義務を怠るか意図的に義務を遂行しない捜査官に対する法的措置を求めている。こうした法律が厳格に適用されることはない。2003 年、ダウリーに関連する犯罪の規定を弱め、不名誉な行為の被害者となった女性の自殺問題に対応するため、国会は現行法の修正条項を成立させた。」**[2t] (第 6 節)**

23.06 Dr. ヌスラト・アメーン（Nusrat Ameen）は 2005 年に出版した自身の著書*「バングラデシュで発生する妻に対する暴力（Wife Abuse in Bangladesh）」*の中で、社会では「法律の父権的な解釈」が一般的であると指摘している。「女性は国内および社会での生活におけるあらゆる面で男性と同等の権利を享受するものと憲法により規定されているが…ジャハンは法律体系の様々な面に社会に根付く父権的な価値観が反映されていると指摘している。」Dr. ヌスラト・アメーンは、実体法も手続法も性別に関して中立性を保っておらず、女性の私生活について規定する法律は差別的なものであると指摘している。例えば、離婚の手続きにおいて女性は差別的に取り扱われる。イスラム教、ヒンズー教、およびキリスト教の共同体にはそれぞれ異なる家族法が定められているため、宗教によって女性の差別のされ方も様々である。Dr. ヌスラト・アメーンは、女性が利用できる法的な解決方法も、女性の不利な経済状況、警察に届け出ることで婚姻上の争いに巻き込まれることを避けたい気持ち、禁止命令を適用し、時にはこれを得ることの難しさ、法的支援者や法律の専門家による和解、仲裁、および*シャリシ*の勧め、および識字能力がな

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

いことと家族からの圧力などの実際的な要因により利用することができないことがしばしばあると指摘している。**[80] (p7-14)**

目次に戻る
出典一覧に進む

政治に関する権利

23.07 憲法には、政治と公共社会において女性も平等な機会を得るものと規定されている。**[4]** 国会議員のうち 64 人は女性であり、そのうち 19 人は選挙で直接選ばれている。法律に従って、女性は国会の 345 議席のうち、いずれの議席も選挙で争い獲得することができるが、45 議席については女性のために確保されている。ハシナ首相を含む 6 名の女性が閣僚の地位（内務大臣、外務大臣、農務大臣など）に就いている。野党党首のカレダ・ジアと国会副議長のサジェダ・チョウドリー（Sajeda Chowdhury）もまた、閣僚の地位に就いたことがある。2 人の女性が国務大臣に任命され、もう一人は国務大臣の地位を伴う院内幹事を務めている。1 月 22 日のウポジラの選挙では、女性のために確保されている地位として 481 名の女性副議長が選出された。最高裁判所の裁判官 89 名のうち 6 人は女性であった。**[2t] (第 2 節 d)**

23.08 国会の 345 議席のうち 300 議席は直接選挙により選ばれる。残りの 45 議席は、直接的に選出された 300 名から成るグループの比例代表名簿に基づき各政党が指名する女性のために確保されている。（USSD、2007 年の報告書）**[2a]**（**第 3 節**）この規定は、2004 年 5 月の憲法の修正条項により導入され、2014 年 5 月まで効力を持つ。**[20ae]** 地方自治体においては、4,479 のユニオン評議会（行政村議会）においては 3 議席ずつ、県議会においても 3 議席ずつ女性議員のために確保されている。（CEDAW、2003 年 1 月）**[47a] (pp5, 22, 23)** IRIN News は 2009 年 1 月 27 日付の記事の中で、2008 年 12 月に行われた選挙の後、「［2009 年］1 月 25 日に直接選挙で選ばれた 17 人の女性候補者が議席を獲得し、さらに 45 人の女性議員が誕生する予定である。これにより、一院制立法府の 345 議席のうち 62 議席が女性で占められることになる」と報じた。**[103d]**

社会的および経済的な権利

23.09 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「女性は依然として社会で男性の下に置かれており、政府は有効に女性の基本的権利を保護することを怠っている。例えば、伝統的なイスラム教の相続法により、女性は息子の半分しか遺産を相続できず、息子がいない場合は、すべての負債その他の責務を清算した後に残った分のみを相続することができる。

「主に衣料品の輸出が増加したことで、過去 10 年間で女性の雇用機会が男性の場合よりも著しく増えた。衣料品の製造工場の従業員のうち約 80%は女性により占められている。全体の経済で見れば、男女の給与には格差があるが、衣料品部門では男女の給与はほぼ同等である。」**[2t] (第 5 節)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

23.10 バングラデシュ法律委員会は 2005 年 7 月 18 日付の報告書「『バングラデシュにおける婚姻、相続および家族に関する法律：共通の家族法に向けて』に関する調査報告書に対する見解」の中で、以下のように結論付けている。

「バングラデシュの部族共同体を含むすべての共同体の婚姻、離婚、後見人の責任、慰謝料、相続などの個人法は本来的にも適用方法においても共同体ごとに異なっている。すべてのこうした宗教法または個人法は宗教上の禁令、信仰および信条に基づいている。さらに、すべての共同体の個人法はデリケートで複雑であり、その起源も異なっている。共通の家族法に組み込むことを目的に修正や改正を図ろうとしても、これらの多様な法を統一することは不可能である。そのような取り組みは、国民の宗教上の感情、信仰および信条を傷つける恐れがある。上記の議論を考慮した場合、少数の人々が我が国のすべての共同体のための共通の家族法を提案しても無駄であり、すべての国民の希望や意見を反映させることはできないという見解にならざるを得ない。**[111a]**

23.11 OECD SIGI のバングラデシュに関するプロフィール（2010 年 6 月 11 日にアクセス）には、以下のように記されている。

「バングラデシュの女性は家族内であまり保護されることはない。バングラデシュはアジアで低年齢での結婚の割合が最も高く、世界でも高い国の 1 つである。国連の 2004 年の報告書では、15 から 19 歳までの全女性の 48%が既婚者、離婚者または未亡人であると推定されている。親は伝統的に、一家の経済的負担を軽減するため、娘を若いことに結婚させる。避妊具の使用が増加し、出産率が低下傾向にある点は、バングラデシュにおける女性の役割が変化しつつあることを示す心強い証拠である。

一夫多妻制はバングラデシュでは合法であるが、多くの人々はその慣習を時代遅れであると考えている。一夫多妻のケースは過去 50 年間に減少しており（特に都市部では顕著である）、現在のところ、既婚男性の 10%が一夫多妻制を取っている。イスラム共和国通信（IRNA）の報道では、ラジシャヒ市（バングラデシュで 4 番目に大きい都市）は 2006 年、新しい法律およびいわゆる「一夫多妻税」を導入した。2 人目の妻を娶った男性は、一括払いで 10,000 タカ（BDT）（142 米ドル）の税金を支払わなければならない。3 人目の妻の場合は 30,000 タカ（426 米ドル）、4 人目の妻の場合は 40,000 タカ（568 米ドル）へとその税は増額される。

「バングラデシュでは、親権は宗教と密接に関係している。イスラム教のシャリア法では、女性は「管理人」と見なされるが、法的には子どもの保護者とは見なされない。離婚した女性は、息子の場合は 7 歳まで、娘の場合は思春期まで子どもの親権を保持することができる。父親が死亡した場合、子どもはその父親の家族に取り上げられることもある。ヒンズー法でも、父親は子どもの自然の法的保護者と見なされる。

「相続の慣習も宗教上の教えに従っている。イスラム法に従えば、娘は息子の受け取る遺産の半分しか相続できない。息子がいない場合、娘は残余財産（すべての負債その他の責務を清算した後に残った分）のみを相続することができる。原則として、妻は亡夫の資産の半分を受け取る権利がある。ヒン

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ズー法のもとでは、未亡人（一夫多妻制の場合はすべての未亡人）が息子と同等の遺産を相続する。キリスト教の場合、1925 年相続法では、遺産は息子と娘の間に平等に相続されると規定されている。**[63a]**

23.12 所有権については、同じ報告書に以下のように指摘されている。

「伝統と社会規範は、バングラデシュの女性の経済的自立に対する制約になっている。女性が農業で益々重要な役割を果たしているにもかかわらず、社会的な慣行のため、女性は事実上、土地を自ら所有する権利を認められていない。同様に、国内法は男性と女性に対し平等に土地以外の財産を持つ権利を認めているが、女性が所有する資産は極めて少ない。女性の状況は差別的な相続法と文化的規範によってさらに悪化している。バングラデシュの女性は提供されない限り、家族の財産から自分の相続分を求める可能性は低い。

「バングラデシュでは、女性が銀行からの融資やその他の形態のクレジットを受けることができるかどうかは、女性の家族がどのような構成になっているのかによって決定されることが多い。特に農村地域では移動が難しいため、女性が企業活動をする場合、男性の親戚に依存せざるを得ない。複数の NGO がバングラデシュの女性たちにマイクロクレジットを提供しているが、これらの女性が受けた融資に対し実際に自分で管理しているかどうかに関して懸念が広がっている。」**[63a]**

社会経済情報の詳細については、「2009 年度の性別、機関および開発データベース（*Gender, Institutions and Development Database 2009*）」（http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=GID2）および「世界子ども白書（*State of the World's Children*）」（http://www.unicef.org/sowc09/statistics/tables.php）を参照すること。

また、第 2 節：経済（マイクロクレジットによる融資）および第 36 節：雇用される者の権利も参照すること。

女性に対する暴力

第 10 節：治安部隊：苦情を申し立てる方法、第 9 節：犯罪、第 26 節：子どもを取り巻く環境：子どもに対する暴力、および第 27 節：人身売買も参照すること。

23.13 Dr. ヌスラト・アメーン（Nusrat Ameen）は、2005 年に BNWLA のために出版した*「バングラデシュで発生する妻に対する暴力（Wife Abuse in Bangladesh）」*と題する著作の中で、以下のように記している。

女性に対する暴力に関する特別な法律はいくつか存在しているものの、バングラデシュの法律には殺人、レイプ、人身売買など、女性が「他人から受ける」暴力についての規定が含まれるのみで、夫による妻に対する虐待行為に関する具体的な規定は含まれていない。**[80] (pp7&62)** Dr. ヌスラト・アメーンの著作では、家庭内暴力の被害者が利用できる以下をはじめとする法的な救済措置に関する詳しい説明が記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

- 刑法は罰則を規定している。あらゆる形態の身体的な暴力、いくつかの形態の精神的な暴力、および身体的な危害を加えるとの脅しは犯罪行為となる。しかし実際には、夫が妻に対してこうした行為を行っても、いくつかの条件下においては罰則の対象とはならない場合がある。**(p47-48)**
- 2003 年に修正された「女性と子どもに対する抑圧を禁止する法律（2000 年）」は、女性に対する暴力行為について厳しい罰則を規定している。またこの法律は、国内の各地に設置されている特別法廷で被告が迅速な裁判によって裁かれるものと規定している。この法律はダウリーに関連した犯罪の抑止を目的とした刑罰を定め、レイプ、人身売買、誘拐といった「他人により行われる」犯罪行為についても規定している。しかし、Dr. ヌスラト・アメーンは「ダウリーに関する違法行為以外で妻を虐待した夫に対する刑罰については規定されていない」と指摘している。**(p60-61)**
- 1980 年に成立した「ダウリー禁止法」は、ダウリーを与えること、受け取ること、および要求することを刑罰の適用対象となる犯罪行為であると定めている。**(p58)**
- 夫から暴力を受けた妻が頼ることのできる民法上の具体的な救済措置は、離婚、あるいは寡婦産、慰謝料、および保護の要求以外存在していない。妻は、「民事訴訟法」、「具体的な救済措置に関する法律」、または「1985 年の家庭裁判所に関する法令」に基づき禁止命令を求めることができる。**[80] (p53-54)**

23.14 女性を虐待行為から守るため、数々の特別な法律が制定されたが、どの法律も本来の効果を発揮できていない。有罪率が低いため、これらの法律は十分な抑止力を発揮していないのである。**(p48 & 58)** Dr. ヌスラト・アメーンはさらに、「父権的な価値観が横行し、多くの場合、訴えの内容が警察によって適切に記録されず、証拠を得て示すことが困難であるため、犯人が罰せられる可能性が極めて低い。ダッカの家庭裁判所の調査によれば、夫が出廷することは稀であるため、一方の当事者しか出廷していないとの理由で訴えが却下され、結果的に妻に対して正当な裁判が行われない」と語っている。 **[80] (p8)**

23.15 人権問題について取り組む NGO 団体である「Odhikar」が 2009 年 1 月 15 日に発行した報告書には、以下のように記述されている。

「女性に対する暴力はバングラデシュ国内で広く発生しているが、多くの場合、被害者は社会的に恵まれない貧しい女性である。「女性と子どもに対する暴力を禁止する法律」、「ダウリー禁止法」、「子どもの婚姻を規制する法律」、「酸を使用した犯罪を規制する法律」など、女性を保護するための刑法が具体的に定められているが、ダウリー、家庭内暴力、およびレイプをはじめとする女性に対する暴力事件はあまり減少していない。女性が法律的な手段に訴えられない理由として、司法制度の利用を難しくさせる障壁が存在し、警察の汚職が横行し、決定的な証拠が適切に管理されず、女性が法律に関する知識を持っておらず、適切な診断書が発行されないという現実を挙げることができる。しかし、社会的な「価値観」と不名誉により、多くの女性は暴力を受けても公表することはない。レイプ、ダウリーに関連した暴力、身体的な暴力、拷問、および殺人を含む暴力行為の被害に遭った女性の

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

数は、社会の貧困層で多く、特にバングラデシュの農村部に住む女性たちが家庭内や家庭外でこうした被害に遭っている。」 **[46r] (p32)**

家庭内暴力

23.16 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「家庭内暴力は犯罪とされていない。女性の権利擁護団体によれば、家庭内暴力を数量化したデータを入手することは困難であるが、その年には家庭内暴力事件は広く発生し、増加した。国連人口基金による 2000 年の調査によると、女性の半数以上が生涯のうちに一度以上、家庭内暴力の被害に遭っているという。バングラデシュ国民女性弁護士協会（BNWLA）は、家庭内暴力 3,502 件を報告し、さらに家庭内暴力問題に関連した訴えを 3,496 件受けている。家庭内暴力はバングラデシュでは犯罪とされておらず、この暴力をなくすための多くの取り組みは、NGO からの資金に支えられているが、政府からの支援はほとんど得られない状態である。報告された女性に対する暴力のいくつかは、ダウリーをめぐるものであった。この年、ダウリーに関連した殺人事件の件数は増加した。Odhikar はダウリーをめぐる殺人事件は前年の 188 件から 227 件に増加したと報告している。**[2t] (第 6 節)**

23.17 人権問題に取り組む NGO 団体である「Odhikar」が 2010 年 1 月 1 日に発行した 2009 年の年次報告書には、以下のように記述されている。

「バングラデシュにおいて家庭内暴力が発生する最も一般的な原因は、ダウリーの要求である。この報告書の対象期間に、ダウリーの要求による被害女性は総数 319 人に上ったと報じられている。しかし、検討されない事件が多く、ダウリーに関連した虐待行為を受けたことを報告する女性が少ないと見ているため、Odhikar はダウリーの要求による実際の被害者はそれ以上にいると考える。社会経済的にバングラデシュの状況を見ると、女性の多くは夫に依存している。女性たちの多くは口を閉ざし、ひたすら拷問に耐える。さらに、バングラデシュの女性は社会政治的な圧力を受ける一方、法的支援は受けられないため、ダウリーに関連した暴力行為を甘んじて受けざるを得ない。ダウリーに関連した暴力によって総数 227 人の女性が死亡したと報じられ、81 人が拷問を受け、11 人がダウリーに関連した拷問に耐えられずに自殺したとされる。」 **[46w] (p43)**

23.18 Dr. ヌスラト・アメーン（Nusrat Ameen）は、2005 年に BNWLA のために出版した*「バングラデシュで発生する妻に対する暴力（Wife Abuse in Bangladesh）」*と題する著作の中で、「妻に対する暴力は風土病のように蔓延し、公然と、あるいは秘密裏に容認された行為となっている…。**[80] (p20)** 調査によれば、家庭内暴力は社会のあらゆる階層で起きているという **(p22)** …。しかし、妻に対する暴力は社会的な認識度が極めて低い行為の一つであり、これに対する抗議の声もほとんど上がっていないのが現状である **(p27)**」と記している。Dr. ヌスラト・アメーンは、特に農村部の社会と家庭に広がっている父権主義的な風土が、夫による身体的な懲罰という形で女性に対して加えられる暴力行為が容認される要因となっていると指摘している。宗教的な教えが誤って解釈されることで、こうした行為に対する社会の容認性が助長される結果となっている。**(p27-36)** 女性たちはしばしば、夫だけでなく夫の

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

血縁者からも家庭内暴力を受けている。**(p49)** ダウリー禁止法が 1980 年に施行されたが、ダウリーに関連した虐待行為も、結婚した若い女性に対する深刻な身体的暴力や殺人、あるいは彼女たちの自殺にまで帰結することが今でもある。**(p39-45)** 1997 年に発行された UNFPA の報告書には、NGO 団体 Ain-O-Shalish Kendra（ASK）が実施した調査の結果として、バングラデシュで発生する殺人事件の半数までが夫婦間の暴力によるものであることが明らかになったと記されている。そうした事件が起きても裁判に持ち込まれるケースはごくわずかで、犯人に有罪の判決が下されることはほとんどないことが明らかとなっている。**[80] (p49-51)**

レイプ

23.19 2009 年 1 月、NGO 団体である Odhikar は 2008 年の間にレイプの被害者となった 202 人の女性（16 歳以上）について把握したと報告した。彼女たちのうち 68 人は殺害され、5 人はレイプされた後、自殺している。これら 202 人の女性のうち、110 人は輪姦の被害に遭っているという。2008 年にはさらに 252 人の 16 歳未満の女性がレイプの被害を受けている。彼女たちのうち 30 人はレイプされた後に殺害されている。**[46r]** 2008 年の USSD による報告書には、「人権監視団体によれば、実際のレイプの発生件数は［Odhikar が報告している 454 件よりも］高い。なぜなら多くの被害者は社会的な不名誉を被るため事件を届け出ないからである。レイプを行った者も必ずしも起訴されるとは限らない。」と記述されている。**[2b]**（**第 5 節**）

23.20 国連子どもの権利条約の締約国による 2003 年 3 月 14 日付の報告書に記されているように、「2000 年の女性と子どもに対する暴力を禁止する法律」にはレイプの結果、被害者が死亡または負傷する場合、または被害者の死亡または負傷が意図される場合、実行犯に対して死刑または終身刑が適用されることが規定されている。レイプの未遂については、懲役 5 年から 10 年が適用される。**[52a] (p31)** 2005 年 1 月に BSEHR が主催したセミナーで、当時司法長官を務めていた A.F.ハッサン・アリフ（A.F. Hassan Ariff）氏は、「裁判官はレイプを窃盗、強盗、およびその他の犯罪と同じく深刻な犯罪であると考えている」と語った。（USSD、2007 年の報告書）**[2a]**（**第 5 節**）

23.21 Dr.ヌスラト・アメーン（Dr Nusrat Ameen）は、「女性と子どもに対する抑圧を禁止する法律（2000 年）」が非公開による裁判の実施、被害者の身元の非公開、および被害者に対する金銭的な補償について定めていると指摘している。**[80] (p60-61)** 2004 年 1 月 26 日付の United News of Bangladesh の記事では、女性と子どもに対する抑圧を禁止する法廷では 2,200 もの事案が係争中であることを明かした。**[39h]**

23.22 USSD による 2008 年の報告書によれば、2008 年の間に法律の執行官が報告したレイプ、または性的虐待の事件の数は 5 件以上であったという。**[2b]**（**第 1 節 c**）

酸を使用した攻撃

23.23 USSD が発行した 2005 年の報告書には、「女性に求婚したが受け入れてもらえなかった者、怒り狂った夫、あるいは復讐を企てる者が女性の顔［または身体］に酸をかける場合がある」と記述されている。**[2f]**（**第 1 節 c**）USSD が

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

発行した 2008 年の報告書には、「酸を使用した攻撃は深刻な問題となっている。女性の顔、時には男性の顔に酸が投げつけられる。その結果、被害者の顔は傷付けられ、時には失明することもある」と記述されている。**[2b]**（第 **5** 節）

23.24 「あらゆる形態の女性差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」の締約国による 2003 年 1 月 3 日付の報告書には、一般市場での酸の輸入と販売を規制し、酸を使用した攻撃に関する事案を特別法廷で裁くことを可能にし（上位の裁判所への上訴を可能とする）、酸を使用した攻撃に対する最高刑を死刑とし、被害者の治療と社会復帰のための手段を提供する目的で 2002 年に「2002 年の酸を使用した犯罪を禁止する法律」と「2002 年の酸管理法」という 2 つの法律が導入されたと記されている。**[47a] (p20)**

23.25 酸被害者基金（ASF）がウェブサイトに掲載した統計データに 2009 年 6 月 15 日にアクセスしたところ**[64a]**、この行為の発生件数は 2002 年にピークを迎え、それ以降は減少していることが判明した。

年度	発生件数	被害者の総数
2000	172	232
2001	250	347
2002	366	489
2003	335	411
2004	266	325
2005	214	270
2006	180	221
2007	155	192
2008	137	179

23.26 2008 年に記録された 179 名の被害者の内訳は、女性が 94 名、男性が 55 名、18 歳未満の子どもが 30 名であった。子どもの被害者の大半は少女である。被害者に男性が占める割合は 2007 年よりも高くなっている。（ASF、2009 年 6 月 15 日にアクセス）**[64a]**（統計情報）「2008 年度人権報告書」の中で、Odhikar は酸を使用した攻撃による被害者は 133 名であると記している。内訳は、女性が 73 名、男性が 34 名、少女が 15 名、少年が 11 名である。**[46r] (p34)**

2009 年に発生した事件に関する情報を含む統計データは、ASF のウェブサイトに掲載されている。

23.27 2003 年、バングラデシュ国民女性弁護士協会とバングラデシュ酸被害者基金は、行為者のうち有罪が確定するのは 10%に過ぎないと試算した。また、女性が酸を使用した攻撃を受けても、被害者は報復を恐れて届け出ないことが多いため、書類として残すことが困難であると指摘している。（国連経済社会委員会へのアジア・リーガル・リソース・センター（Asian Legal Resource Centre）の声明、2003 年 3 月 10 日）**[8c]** 有罪となる率が低い要因として、（a）十分な証拠が存在しないこと、（b）被害者または目撃者に対する脅迫、（c）示談による「和解」などを挙げることができる。**[64c]** 2007 年 11 月 30 日にバングラデシュ酸被害者基金が開いたセミナーで、酸による攻撃が最も多く起きているとされる国内の 18 の県で、622 の事案（2000 年以降の記録）のうち犯人の有罪に結び付いたのは 42 件に過ぎず、被告人のうち 195 名は釈放され、177 の事案は適切な証拠が存在しないとの理由で棄却

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

され、208 の事案は未解決の状態であると伝えられた。（ASF の *Voice* ニュースレター、第 12 号と第 13 号）**[64d]** 2008 年の USSD の報告書には、以下のように指摘されている。

「法律は、酸を使用した攻撃に関する事案を特別法廷でより迅速に裁くことを可能にし、一般的に保釈を認めていない。「女性と子どもに対する抑圧を禁止する法律（2000 年）」も、酸の利用を規制し、女性に対する酸を使用した暴力行為の発生を抑えることを目指している。しかし、法律に対する正しい認識が欠如し、法律が効果的に適用されないため、効果は限定的なものになっている。特別法廷は常に効果を発揮するとは限らないが、酸被害者基金の報告によれば、2002 年以降、特別法廷が 444 名に対して有罪の判決を下しているという。この中には、［2008］年度中に判決を言い渡された 216 名が含まれている。」**[2b]**（第 **5** 節）

23.28 酸を使用した攻撃は、必ずしも性別による動機に直接起因するわけではない。例えば ASF によると、2008 年に報告された酸を使用した攻撃の 49%は土地、財産、金銭に関係する争いに関連し、20%は夫婦、家族、ダウリーに関係する争いに関連し、12%は「愛情、結婚、セックスの拒否および拒絶」に起因しているという。**[64a]** しかし、土地、財産、金銭に関係する争いに関連した事件においても、被害者の大半は女性である。ASF の理事長は、男性に対して報復をする目的で、その男性の妻や娘を標的に酸が投げつけられる場合もあると説明している。(ASF) **[64c]**

23.29 2008 年 2 月に発行された報告書の中で、NGO 団体である Odhikar は報告されるレイプと酸を使用した攻撃の事件の年間発生数が大きい一方で、有罪率が余りにも低い理由として以下の理由を挙げている。

- 被害者は、司法制度を利用する術を熟知していない、社会的に恵まれない貧困層の人々が大半である。
- 警察機関にはそうした行為を専門的に捜査する近代化された部門が存在していない。
- 警察は過剰な業務を抱えており、捜査を適切に行える状況にない。
- 企業が酸の販売と取引を行うためのライセンスを取得しているか否か確認されることはほとんどない。
- 多くの医師は裁判所に出廷して証拠を提供することに積極的ではない。**[46p]**

23.30 バングラデシュの酸被害者基金はベッド数 40 の病院を運営しており、2006 年にはこの施設で合計 416 人の人々が治療を受けた。さらに、ASF は専門家による心理療法と被害者のためのカウンセリング、および法律サービスと本格的な社会復帰プログラムを提供している。（ASF、2007 年 6 月 14 日）**[64b]**

自警行為

23.31 USSD による 2008 年の報告書は、「女性に対する自警行為が発生している。こうした事件は、ファトワーを通して宗教的な指導者が主導することで行われることもあった。ASK［NGO 団体 *Ain-o-Salish Kendra*］によれば、［2008］年度内に下された女性に対する自警的な裁きは 20 件に上ったとい

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

う。懲罰として鞭打ち…、共同体からの追放、およびその他の形態による身体的および精神的な抑圧などが行われた」と伝えている。**[2b]**（**第 5 節**）第 21 節で詳しく説明されているように、そうしたファトワーと懲罰は違法である。2009 年 3 月 20 日付の記事の中で、バリスターM・A・ムイド・カーン（Barrister M.A. Muid Khan）は以下のように述べている。

「私の見解では、バングラデシュのイスラム社会の女性は教育を受けているか否かに関係なく、自分自身が持つ基本的な法律上の権利について認識していないため、農村部の無教養な、あるいは中途半端な教養を持つ宗教的な指導者に女性を抑圧することを目的としたファトワーを下すことを許してしまっている。過去 2、3 年間において、［これらの］宗教的な指導者は違法な超法規的な手続き（いわゆるファトワー）を通して、「主張される不法行為」を理由に女性を拷問にかけているのである。」(UNB) **[39bi]**

第 21 節：ファトワーを参照すること。

家庭内暴力の被害者に対する政府と NGO 団体からの支援

23.32 Dr. ヌスラト・アメーンは、虐待を受けている状況にある女性を支援するための活動を行っている機関が複数存在すると指摘している。通常、こうした機関は妻による書面による訴えを受け取った後、調停のために機関を訪れるように夫に対して通知を送る。夫が来なければ、機関は令状を発行し、警察に支援を要請する権利を持つ。調停で話がまとまらなければ、機関の顧問弁護士により事案が裁判所に持ち込まれる。通常、この弁護士は無料にて事案を扱う。**[80] (p83-84)** 調査結果によれば、虐待の被害者の多くは警察に直接届け出ることに積極的ではなく、たとえ警察に届け出ても適切な支援が提供されることはほとんどない。一般的に警察官は「家族の問題」に介入することは控える傾向があり、当事者間で事態を収拾してほしいと考えている。**(p84 & 100)** また、被害者も自分が受けた傷について医師に相談することを控えることが多い。**(p84-85)** バングラデシュの多くの女性は、弁護士に直接相談しに行くことができない。さらに教育水準の高い女性を含む多くの女性は、法律のシステムについて知識がなく、家族、友達、また弁護士からも弁護士に相談をしに行くことを止められることが多い。**(p84)** 農村部に住む女性は、「地元の名士と言われる男性」が調停員を務める*シャリシ*（地元の調停委員会）に調停を求めるのが一般的である。*シャリシ*が下す決定に拘束力はない。**(p85-86)** しかし、虐待を受ける女性たちの間には、社会的な不名誉を被る可能性があり、経済的に不安定な状況に追い込まれる可能性があり、また報復を受ける恐れがあり、社会規範として暴力を容認する風潮が存在するため、多くの女性は夫から虐待を受けても救済を求めないことが多いのである。**[80] (p86-88)**

23.33 USSD の 2006 年の報告書には、女性支援局が虐待を受けた女性や子どものために各管区の管轄本庁にシェルターを 1 つずつ開設し、合計で 6 つのシェルターを運営していると記されている。**[2l]**（**第 5 節**）2008 年に発行された USSD の報告書にはさらに、「［バングラデシュ国民女性弁護士協会］BNWLA などの NGO 団体は貧しい状況にある人々と危険にさらされている女性と子どものためにシェルターを提供する目的で、複数の施設を運営している。［バングラデシュ国民女性弁護士協会］BSEHR によれば、保護されてい

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

る者が刑務所に住まわされることは今ではもうないという。裁判所はそうした人々の多くをシェルターに送っている。そうした人々が暫定的に短期間だけ刑務所に送られる場合も、わずかながらあるという」と記されている。**[2b]**（第 **5** 節）

23.34 USSD 2009 には、「[バングラデシュ国民女性弁護士協会] BNWLA などのNGOは、貧しい状況にある人々と危険にさらされている女性と子どものためにシェルターを提供する目的で、複数の施設を運営している。BSEHRによれば、「保護されている」者が刑務所に住まわされることは今ではもうないという。裁判所はそうした人々の多くをシェルターに送っている。そうした人々が暫定的に短期間だけ刑務所に送られる場合も、わずかながらあるという」と記されている。**[2x] (第 5 節)**

目次に戻る
出典一覧に進む

健康に関する問題

23.35 ミレニアム開発目標の達成に向けたバングラデシュの進捗状況に関する 2005 年 2 月の国連／バングラデシュ政府による報告書（2005 年の MDG 進捗報告書）には、以下のように記述されている。

「健康に関して言えば、女性の健康状態は男性のそれと比較して好ましい状況にはない。男性と女性の平均寿命の差は過去 10 年間で縮まったが、バングラデシュは依然として女性の平均寿命が男性のそれよりも短い数少ない国々の中の一つとなっている。1990 年、出生時平均余命は男性が 56.4 歳で、女性が 55.4 歳となっている。2001 年における産婦死亡率は、10 万の生児出生につき 320 から 400 であると見積られた。これはアジアの中で最も高い数値の一つである。早期妊娠や度重なる妊娠を含む妊娠に関連した諸問題は、こうした事態を引き起こす大きな要因となっている。」**[8f] (p21)**

23.36 セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）は、2010 年 5 月に発行した 2010 年の報告書「世界の母親の現状（*State of the World's Mothers*）」の中で、「バングラデシュの女性の多くは自分自身の健康管理の必要性について発言権を持たない。女性の 48%は、自分の健康管理に関する決定を夫に委ねている」と述べている。**[102b] (p18)**

23.37 UNICEF が提供したデータによると、農村部の大多数の女性は医療的な支援を受けることなく自宅で出産するという。**[58a]** 2000 年から 2007 年までの間に、妊娠期間中に出産前の診療を受けに専門の施設を一度以上訪問した女性は 51%であった。医師、看護師、または助産師の立会いのもと出産が行われるケースは全体の 18%で、病院や地元の診療所で出産が行われるケースは全体の 15%であった。この期間における産婦死亡率（すなわち、出産に関連した原因で死亡し、報告された女性の年間の人数）は 10 万の生児出生につき 320 であった。2000 年から 2006 年までの間に、避妊具を使用していた 15 歳から 49 歳までの女性は全体の約 56%であった。 **[58c]**

23.38 セーブ・ザ・チルドレンは 2010 年の報告書の中で、以下のように述べている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「バングラデシュは過去30年間に、母子の健康に関して素晴らしい進歩を見せた。1990年から2008年の間に、5歳未満の乳幼児の死亡率は64%減少し、バングラデシュは、子どもの生存のための「ミレニアム発展目標」の実現に向けて順調に進んでいる。バングラデシュはその同期間に産婦死亡率を劇的に減らした（53%減）。とはいえ、毎年、バングラデシュでは11,600人以上の産婦と120,000人の新生児が、主に出産時での不十分な医療のために死亡している。熟練した助産婦は不足しており、適切な助けを受けられないまま自宅で出産するケースは82%に上る。」**[102b] (p18)**

23.39 国連経済社会局の指摘によれば（ウェブサイトにアクセスした日：2008 年 8 月）、バングラデシュにおける堕胎に関する法律は1860年の刑法に基づいているという。この法律は、女性の生命を救う目的でのみ堕胎を行うことを認めている。しかし、政府の家族計画プログラムでは、「月経調節法」というサービスを利用することができる。月経調節法は、最終月経期から 8 週間以内であれば希望により利用することが可能である。 **[8g]**

23.40 2005年の「MDG進捗報告書」には、以下のように記述されている。

「国内におけるHIVの有病率は1%未満であると考えられている一方、パートナーの性行動により女性がHIV/AIDSに感染する危険性が高まることになる。バングラデシュの売春宿で働く者は週に平均19人の客を相手にするという。これは、アジアにおいてはほぼ最も高い値に相当する。ホテルを拠点としてセックスを商売としている者たちについては、この値はさらに高くなる（週に平均44人の客を相手にするという）。客がコンドームを使用する率はとても低く、娼婦がコンドームを使用する率もアジアの中では最も低いという（2～4%）。売春宿に通う、あるいは街娼を買う既婚男性の大半は無防備なセックスを行い、その一方で自分たちの妻とも性生活を営んでいるのである。」 **[8f] (p21)**

第28節：医療問題も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

24. 子どもを取り巻く環境

概要

本節は、子どもに影響を与える問題についてさらに詳しく説明している第 25 節：女性を取り巻く環境と併せて読むことが望ましい。

24.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「政府は地元と外国の NGO 団体の協力を得ることで、子どもの健康、栄養状態、および教育を大きく改善させることを目的に、子どもの権利と福祉を充実させることに努力を傾注した。進展は見られたものの、UNICEF によればすべての子どもの半数弱が慢性的な栄養失調であるという…。内務省に監視機関を設置するなど、改善が図られているが、子どもの人身売買が依然として大きな問題になっている。いくつかの産業では児童就労が依然として問題になっている。この児童就労はしばしば、児童虐待をもたらす。これは主に家事使用人による虐待という形で起こるが、強制労働、および外国で性産業に従事させるための人身売買という形の虐待もある。2006 年にバングラデシュ労働調査機関が実施した調査によれば、この年において家事労働者に関して報告された死亡事件、傷害、性的暴行の半数以上で子どもが標的になっているという。」**[2t] (第 5 節)**

24.02 2010 年 6 月 11 日、UNICEF がウェブサイトに掲載しているバングラデシュのプロフィールにアクセスしたところ、バングラデシュの子どもたちが直面している問題として以下の事項が挙げられていた。

- 産婦の死亡率が高い。農村部の多くの女性は医療的な支援を受けることなく自宅で出産している。
- 数百万人の子どもたちが栄養失調の状態にある。栄養失調の状態にある。5 歳未満のすべての子どもの約半数が低体重である（以下の「健康と福祉」の項を参照すること）。
- 初等教育の学校への入学率は比較的に高い。しかし、都市部のスラム街に住む子どもをはじめとする多くの子どもたちは、基本的な教育を受ける権利を得ていない（以下の「教育」の項を参照すること）。
- バングラデシュの 14 歳未満の子どもの 7%が就労している（以下の「児童就労」の項を参照すること）。
- 出生登録がなされる割合が非常に低いため、子どもを守るための方策が適切に適用できない（以下の「書類」に関する項を参照すること）。
- 地球温暖化により海の水位が上昇すると予想されているため、数百万人が住む場所を失う可能性がある。**[58a]**（背景）

24.03 バングラデシュでは、毎年約 400 万人の子どもが出生している。乳児（1 歳未満）の死亡率は 1990 年に 1,000 人中 105 人と記録されたが、2007 年には 1,000 人中 47 人と記録され減少傾向にある。5 歳未満の死亡率は 1990 年には 1,000 人中 151 人であったが、2007 年には 1,000 人中 61 人にまで減少した。（UNICEF、2009 年 6 月 15 日にアクセス）**[58a]** UNICEF は新生児の主要な死亡原因として感染症を挙げている。次に多い死亡原因は出生児仮死

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

で、死亡した新生児の 5 人に 1 人はこれによって死亡している。母体の栄養不足や 10 代の妊娠が原因となることが多い低出生体重は、新生児の直接的な死亡原因の 11%を占める。1 歳から 4 歳までの子どもの主要な死亡原因は、下痢、急性の呼吸器感染症、怪我、および溺死である。 **[58d]**

以下の健康と福祉の項を参照すること。

24.04 1990 年 8 月 3 日、バングラデシュは「国連子どもの権利条約（CRC）」を批准した（第 14 条第 1 段落については保留とした）。この条約は 1990 年 9 月 2 日に効力を発した。2000 年 9 月 6 日、バングラデシュは「武力紛争への子どもの関わりに関する CRC の選択議定書」、および「子どもの売買、児童買春、および児童ポルノに関する CRC の選択議定書」を批准し、これらの選択議定書は 2002 年に効力を発した。（Bayefsky.com、2009 年 5 月 14 日にアクセス）**[100]**

24.05 2005 年、女性子ども省は 2005 年から 2010 年までの予定で子どもの生活を向上させ、子どもの権利を確立し、男女同権を促進し、国連子どもの権利条約（CRC）の規定条項を遂行する目的で、「子どものための措置に関する第三次国家計画（NPA）」に着手した。**[52g]（第 34 段落）**「人身売買を含む性的な搾取と子どもの虐待に対する国家行動計画（NPA-SEACT）」も策定された。 **[52e] (pp6, 7, 17, 19, 60)**

統計情報については、UNICEFの報告書「世界の子どもの現状（ State of the World's Children）」（http://www.unicef.org/rightsite/sowc/statistics.php）も参照すること。

法律に関する基本的な情報

24.06 国連子どもの権利委員会に対する 2003 年 3 月 14 日の締約国の報告書には、「バングラデシュでは 1875 年の成年法に基づき成人年齢が 18 歳に定められている。ただし、この法律は婚姻、ダウリー、離婚、および養子縁組に関連した能力、または国民の宗教および宗教上の習慣に対して何ら効力を持たない」と指摘されている。**[52a]（第 45 段落）** 2008 年 10 月付の国連 CRC 委員会に対する締約国の報告書には、さらに「バングラデシュには子どもに関する法律が数多く存在する。これらの法律は子どもについて一貫性のある定義をしていない。子どもについて一貫性のある定義を行うため、これらの法律を改定する必要がある。各法律は個別の具体的な目標を持っており、異なる法律間で年齢を一致させることは困難である。国内に存在する法律の内容を検証し、CRC の規定と一致させるため大きな権限を持つこの委員会が設置されたのである」と記述されている。**[52g]（第 73 段落）**

2003 年 3 月付および 2008 年 10 月付の締約国による報告書には、国内の様々な法律で定められている法定年齢の数々が示されている。そのいくつかの例を以下に示す。

- 義務教育の修了年齢　－　10 歳
- 就労年齢　－　14 歳から 18 歳までの様々な年齢に定められている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

- 婚姻年齢　－　宗教が定める法律にはより若い年齢が設定されているが、1929年に制定された未成年の婚姻の制限に関する法律に基づき女性は18歳、男性は21歳と定められている。
- 性交渉の同意ができる年齢　－　14歳
- 刑事責任能力が生じる年齢　－　刑事責任能力が生じる年齢が7歳から9歳に引き上げられた（2004年の刑法修正法）。
- 逮捕、拘留、および収監によるものを含む自由の剥奪：少年司法のケース　－　刑事責任能力が生じる年齢に関連する（上記を参照）。保護観察のケース　－　最低年齢は設定されていない。
- 極刑　－　17歳。特定の例外的な状況における終身刑　－　能力の推定が反証されない場合　－　9歳、その他の場合　－　12歳とする。
- 法廷での証言　－　最低年齢は定められていないが、証人は質問された内容を理解し、理知的かつ合理的な答えを述べることができなければならない。**[52a]（第47段落）[52g]（第71段落）**

24.07 18歳以上の者は投票を行う権利を有する。（Europa World Online、2009年2月19日にアクセス）**[1a]** バングラデシュには兵役義務は存在しない。陸軍および海軍に志願できる年齢は17歳であり、空軍に志願できる年齢は16歳である。新兵は基本的な訓練を一定期間受けるため、18歳になる以前に実際の軍務または戦闘に徴用されることはない。（CRCに基づくバングラデシュ政府による第3期および第4期報告書：2007年8月）**[52e] (p78)**

24.08 バングラデシュの国籍は出生、相続、移住、または帰化によって取得される。子どもの国籍は、子どもの父親の国籍に準じる。（2010年6月11日にアクセス）**[52e] (p23) [52g]（第120段落）**

条約の第44条に基づき締約国により提出された報告書に関する2009年6月26日付の「子ども権利委員会の最終見解：バングラデシュ（Concluding observations of the Committee on the Rights of the Child: Bangladesh）」については、ここで参照することができる。

目次に戻る
出典一覧に進む

法律上の権利

24.09 2005年3月8日、フランス通信社は「2005年のイスラム教徒の婚姻と離婚（登録）に関する（修正条項）法案」について大統領が同意したことを確認した。**[23n]** この法律は強制的に行われるすべての婚姻の登録について規定し、未成年者の婚姻についてより厳しい罰則を導入した。法律が定める女性の婚姻年齢は18歳で、男性の婚姻年齢は21歳である。（United News of Bangladesh：2005年2月16日）**[39q]** 2006年にUNICEFとバングラデシュ統計局が共同で行ったMICSの調査によれば、15歳未満の女性の回答者のうち約33%、および18歳未満の女性の回答者のうち約74%が既婚であった。18歳未満の女性既婚率は、都市部よりも農村部において高かった。**[52e] (p17)** USSDによる2008年の報告書は、子どもの結婚を禁止するために、政府は自分の娘の結婚を18歳以上の年齢まで遅らせると約束した親に対し、女子高に通わせるための奨学金を提供していると指摘している。**[2b]（第4節）**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

24.10 2006 年 7 月 9 日、高等裁判所はすべての子どもは少年裁判所で裁判を受けなければならないとの判断を下した。高等裁判所は、「被告人が 1974 年の少年法が定める未成年に該当する場合、被告人が犯した犯罪の内容に関係なく、少年裁判所で裁判を受けなければならず、その他の裁判所で裁判を受けてはならない」と判断したのである。（セーブ・ザ・チルドレン UK（Save the Children UK）－バングラデシュ支局、CRIN を経由） **[30b]**

子どもに対する暴力

24.11 UNICEF は、2009 年 3 月 11 日発行のニュースレター「インフォーカス：危険にさらされている子どもの保護（*In Focus: Protection of Children at Risk*）」の中で次のように記している。

「バングラデシュの子どもは、家庭内で、学校で、職場で、施設内で、路上で暴力にさらされている。子どもに対する暴力はレイプや商業目的の様々な性的搾取を含む身体的虐待、性的いたずら、酸を使用した攻撃、人身売買、性的虐待など、様々な形で行われる。

「50 万以上の子どもがバングラデシュでは路上で暮らしていると推定される。路上で生活する多くの子どもは自分自身と家族の生活を支えるために働くざるを得ない。5 歳から 14 歳の子どもの約 13%は児童労働に従事している。

「バングラデシュの子どもに対する商業目的の性的搾取に関する最近の UNICEF の調査から、調査対象の子どもの半数が最初に児童労働に関わっていることがわかった。児童労働に関わった結果、子どもはたやすく私的なセーフティーネットから締め出された状況に置かれ、虐待や搾取にさらされることになる。その調査結果によると、調査対象の子どもが初めて商業目的の性的搾取に巻き込まれるようになった平均年齢は 13 歳であった。子どもに対する商業目的の性的搾取は人身売買に関係していることが多い。多くの少女は性的搾取または強制労働のために売買され、多くの少年は駱駝レースの騎手になるために中東に売られている。多くの子どもは、高収入の仕事や結婚の話に釣られた親の同意のもとに引き取られる。バングラデシュでは 5 万人の子どもが児童養護施設や児童保育施設で生活すると推定されているが、実際の数字はそれより大きいと見られる。」 **[58e] (p3)**

24.12 USSD による 2008 年の報告書には、「バングラデシュ子ども権利フォーラム（Bangladesh Child Rights Forum）によれば、［2008 年には］47 人の子どもが誘拐され、154 人の子どもが殺害され、388 人の子どもが様々な形の暴力を受けて負傷し、115 人の子どもがレイプを受け、15 人の子どもが酸による攻撃の被害者となり、394 人の子どもが行方不明になっているという。**[2b]（第 5 節）**人権監視機関によれば、育児放棄、子どもの誘拐、および子どもの人身売買が深刻な問題となっている」と記述されている。**[2t] (第 5 節)** 2009 年 1 月付の Odhikar の報告書は、2008 年の間に 16 歳未満の少女 252 名がレイプの被害を受けたと伝えている。彼女たちのうち 30 人は、レイプされた後、殺害されている。252 人のうち 70 人は輪姦されている。同じ年、26 名の子どもたちが酸を使用した攻撃の対象となっている。**[46r]**［注意：これらのデータは報道機関の報道内容に基づいている。子どもを巻き込んだ重大な人権

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

侵害に相当する事件の発生数は、これよりもはるかに大きい可能性がある。]

24.13 国連子ども権利委員会に対する 2008 年 10 月付の締約国による報告書は、政府は「2000 年の女性と子どもに対する暴力を禁止する法律」、「2002 年の酸管理法」、「2002 年の酸を使用した犯罪を予防する法律」など、子どもに対する暴力に対応するための法律を数多く制定していると指摘している。この報告書にはまた、「これまでにない多くの犯人が逮捕され、裁判にかけられている」と記述されているが、起訴された事案の件数は示されていない。**[46r]**（**第 360 段落**）2005 年 12 月 23 日付の締約国による報告書は、「2000 年の女性と子どもに対する暴力行為を禁止する法律」にはレイプ、性的嫌がらせ、誘拐、身代金を目的とした拘束など、（14 歳以下の）子どもに対する様々な種類の違法行為に対して厳しい刑罰（終身刑と死刑を含む）を定めていると指摘している。 **[52c] (p14-15)**

24.14 福祉分野で活動を展開しているバングラデシュ農村部発展委員会（BRAC）という大きな NGO 団体は、2008 年度の年次報告書の中で、以下のように記述している。

「国内で発生した過激な形態による暴力行為に関する報告内容によれば、レイプまたはレイプ未遂の発生件数が最も高いという。2007 年から 2008 年にかけて発生したレイプおよびレイプ未遂のデータを年齢別に分けると、これらの事件の被害者の多くが子どもであることがわかる。性的虐待を受けた子どもたちを保護するシステムも、これらの子どもたちに手当てを施し、社会復帰させるためのシステムも存在していないため、数多くの子どもたちが人知れず苦しむことになっている。社会的な不名誉、性的虐待の被害者に対して人々が持つ否定的な感情、精神面のケアを提供するサービスの欠如、子どものためを考えない法体系により、子どもたちは繰り返しこうした犯罪の被害者となってしまうのである。」**[28a]**

24.15 USSD による 2008 年の報告書は以下のように指摘している。

「一般的に、虚偽の年齢を報告することで 18 歳という合法的な女性の売春の最低年齢を潜り抜ける者がいても、当局はこれを無視している。売春を行う未成年者の斡旋人を政府が起訴することは稀で、数多くの未成年の女性が売春宿で働いている。地元の NGO 団体は、売春に従事している女性の数は 10 万人に上ると試算している。2004 年、国連児童基金（UNICEF）は国内で商売を目的とした性的搾取の対象になっている未成年の女性は 1 万人に上ると試算したが、他の機関はこの数を 2 万 9,000 人に上るとも試算している。国内および国外に向けて行われる女性の売買も依然として問題となっている。」**[2b]**（**第 5 節**）

第 25 節：女性に対する暴力、および第 27 節：人身売買も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

児童就労

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

24.16 UNICEF は更新した背景ノート「バングラデシュにおける子どもに対する性的虐待、搾取および売買（*Child Sexual Abuse, Exploitation and Trafficking in Bangladesh*）」の中で、以下のように記載している。

「バングラデシュの子どもは、強制労働や売春宿で働かせることを目的とした人身売買、家、職場、共同体、学校での性的虐待、および性的搾取の対象になりやすい。そうした被害から子どもを保護する適切な手段はほとんどない。10%に満たない子どもしか出生登録がなされない国で、子どもの権利が保護されているかどうかを調べることは難しい。虐待、売買、または搾取されている子どもは、「国連子どもの権利条約（CRC）」に基づきそうした行為から守られている権利をあからさまに否定されている。子どもはまた、HIV/AIDS や薬物乱用の被害者になることが多く、教育を終了することはもちろん、開始することさえできる可能性が低く、家族のもとで育てられる権利を得る可能性も低い。」 **[58f] (p1)**

24.17 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「BLA［2006 年のバングラデシュ労働法］は、労働の種類と子どもの年齢に応じて子どもの雇用を規制している。貧困が広がっているため、多くの子どもたちは幼くして働き始めることになる。2006 年、国際労働機関（ILO）は、「危険を伴う子どもの労働部門を判断するための 2005 年のベースライン調査」の結果を公表した。それによると、対象となる 45 の危険を伴う部門で働く 220 万人の労働者のうち、危険な業務を行う 5 歳から 17 歳までの子どもの数が 53 万 2,000 人に上ると試算された…。［2008］年度において、政府は ILO の協力を得て児童労働への介入を計画し、実行するための労働・雇用省に児童労働部門を設置した。子どもたちは日常的に家事労働に従事している。政府は家庭内で働く使用人を虐待した雇用主に対し、刑事責任を負わせることがある。法律の下、すべての子どもは 5 年生、すなわち 10 歳になるまで就学しなければならないが、この規定を適用するための法律上の効果的な仕組みは存在していない。輸出用衣料の部門以外で子どもの就労に関する法律が適用された例はほとんどない。BLA は児童就労をさせた場合の刑罰として、5,000 タカ（80 ドル）未満の名目上の罰金を定めている。農業およびその他の非公式の部門での労働に従事している子どもたちについて、政府は目を配っていない。」**[2b] (第 1 節 d)**

24.18 国連子ども権利条約（CRC）の締約国による 2007 年 8 月付の報告書には、以下のように記載されている。

「2002 年から 2003 年における第 2 回国内児童労働調査（NCLS）によれば、5 歳から 17 歳までの 4,230 万人の子どものうち、740 万人（17.5%）の子どもたちが何らかの形の経済活動に従事していると試算されている。ILO 条約で使用される定義に基づけば、320 万人（43%）の子どもたちが児童就労しているとみなすことができる。これは、子どもの全人口の 7.5%に相当する数である。児童就労している子どもたちの半分以上（53%）が農業分野で働き、それに次いで製造業（15%）、商取引／販売（14%）、および輸送（10%）で労働に従事している。子どもたちは、小規模な自給自足農業を営む家族と一緒に働いている場合が多い。子どもの労働力全体（320 万人）のうち、26%が就学と就労を両立させている。調査結果で明らかなように、児

The main text of this COI Report contains the most up to date publicly available information as at 30 June 2010. Further brief information on recent events and reports has been provided in the Latest News section to 19 August 2010.

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

童就労を行う 130 万人の子どもたちのうち約 41%は危険な労働に従事している…。［家事労働に従事する］子どもの実際の数について公式な記録はない。なぜなら、これは『公にはできない』労働力だからである。ある調査（ILO–IPEC、2005 年と 2006 年）によれば、［家事労働に従事する］子どもの合計数は 40 万 5,508 人であると見積られる。彼らのうち 31%はダッカ都市部で労働に従事し、それ以外の子どもたちは国内の別の地域で労働に従事している。ダッカで家事労働に従事する子どもたちのうち、92%はフルタイムで［家事労働に従事し］、残りはパートタイムで労働に従事している…。公にされない労働形態であるため、規定を設けることは困難である。しかし、政府は家事を行う［使用人］を虐待する雇用主に対して刑事責任を追及するようになっている…。しかし、特に家事労働に従事する子どもを守る法律を適用するための効果的な仕組みは存在していないのが現状である。 **[52e] (p66-67)**

24.19 国連の CRC 委員会に対する 2008 年 10 月付の締約国による報告書によれば、2006 年のバングラデシュ労働法（BLA）という新しい法律が 2006 年 10 月に制定されたという。この法律は、18 歳未満の者を危険が伴う業務に就かせることを禁じている。政府は、危険であると見なされる業務の一覧を発行している。その他の経済活動（危険を伴わない業務）について、就労するための最低年齢を 14 歳と定めている。しかし、18 歳未満の子どもについては、登録された医師が適性と年齢を証明した場合にのみ就労できると定めている。また雇用主は、子どもが就学できるように労働時間を調整しなければならない。**[52g]（第 28 段落）**

24.20 米国労働省が 2009 年 9 月 10 日に発行した報告書「2008 年最悪の形態の児童労働に関する調査結果 ― バングラデシュ」には、親や保護者が金銭の支払いや利益の便宜との引き換えに子どもの労働力を差し出すことが法律によって禁じられていると指摘されている。 **[88a]**

24.21 2008 年 10 月付の締約国による報告書には、以下のように記述されている。

「政府は児童就労について深く憂慮しており、NGO 団体と発展に取り組むパートナーと共同で子どもたちが教育を受けやすい環境を整えることで、児童就労を減らすことを目指す数々の貧困対策を徐々に実行に移している。児童労働を根絶するための総合的な期限付きプログラム（2004 年から 2015 年まで）が発展に取り組むパートナーの支援を受けて実践されている。危険な業務への子どもの従事、ストリート・チルドレンなどの諸問題に対処するためのプロジェクトは他にも複数存在している。」**[52g]（第 357 段落）**

24.22 2009 年 6 月にアクセスした国際労働機関（ILO）のウェブサイトには、以下の記述があった。

「極端な貧困は重大な影響をもたらす。児童就労は、貧困が主要な原因として作用すると同時にさらに貧困をもたらす悪循環の一部を形成している。このことは、児童就労を個別の問題として対応することはできないことを示している。児童就労を引き起こす要因として、急速な人口増加、成人の失業、劣悪な労働環境、最低賃金が守られないこと、労働者の搾取、低い生活水準、低い教育の質、法律の規定と執行の欠如、公共機関の低い能力、性差別、子どもについての概念的思考などを挙げることができる。これらのいず

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

れか、または複数の要因が、搾取的または危険な条件下で働く数多くの子どもたちに影響をもたらしている。」 **[32a]**

24.23 2009 年 9 月 10 日付の米国労働省の報告書には、「ILO の調査によれば、ほとんどが少女で占められる 42 万 1,000 人以上の子どもたちが一般家庭の家事労働をする使用人として働いており、中には搾取的な条件下で労働を強いられている。使用人として働くこれらの子どもたちは性的虐待を含む虐待行為を受けやすい状況にある。」**[88a]** 2006 年 3 月の報告書の要旨の中で、ナスリン・アクテル（Nasrin Akter）は家事労働に従事する子どもたちの数は高めに見積られていると言及している。

「いくつかの NGO 団体は、バングラデシュで家事労働に従事する子どもたちの数を約 200 万人と見積っている。家事労働に従事するバングラデシュの子どもたちは、公共的な監視の目が届かない場所で雇用主に監視されながら生活を送り、個々の家庭内で孤立した状態にある。これらの子どもたちの運命は、雇用主の慈悲によるところが大きいのである。子どもたちの親たちは、多くの場合、農村部に住んでいるため、定期的にダッカまでやってきて子どもたちの生活状況を目にすることはできない。このため、子どもたちは虐待や健康上の問題に直面しやすいのである。性的搾取や教育などの面で、家事労働に従事する子どもたちは最近、研究者たちの注目を集めているが、私たちは家事労働に従事するバングラデシュの子どもたちが直面している健康上の問題について十分に認識しているとは言えないのである。」 **[107]**

24.24 2001 年、バングラデシュは「最悪の形態の児童労働の禁止とこれを根絶するための緊急的な措置に関する ILO 条約 182」を批准した。また政府は、2010 年までに児童労働を根絶することを目指す南アジア地域協力協会（SAARC）のラワルピンディ宣言の実行を誓った。**[52e]**（**Forward**）

子どものケアと保護

24.25 USSD による 2005 年の報告書は政府系通信社 Bangladesh Shongbad Shongsta の 2002 年のプレスリリースの内容を引用し、当時、国内には約 40 万人に上るホームレスの児童がおり、そのうち 15 万人が自分の親が誰なのかも知らなかったと伝えている。**[2f]**（**第 5 節**）2007 年 6 月、NGO 団体「'Incidin Bangladesh」の本部長の言葉として、「正確な人数は把握できないが、約 200 万人の子どもたちが路上生活を強いられている」と伝えられた。彼は政府に対し、ストリート・チルドレンに対して夜間の安全を確保するシェルターを設置するための適切な予算を捻出するように強く求めた。（*Daily Star*、2007 年 6 月 10 日）**[38ak]**

24.26 国連子ども権利条約（CRC）の締約国による 2008 年 10 月付の報告書には、以下のように記述されている。

「孤児および児童擁護施設に関して、信頼性の高い統計データは存在しない。登録された児童擁護施設は、約 5 万人に上る孤児と捨て子にサービスを提供している。孤児の推定人数と比較すれば、5 万人という数は極めて小さい数である。親の保護と世話を受ける術がない孤児は、危険を伴う児童労働、HIV、人身売買、身体的および性的な搾取の被害者となりやすい。孤児と

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

なった少女は、低年齢での結婚、堕胎、性的な搾取、およびその他の形態による暴力行為の被害者となる危険性が高い。」**[52g]（第 189 段落）**

24.27 2007 年 8 月付の締約国による報告書には、社会福祉省が 85 の児童擁護施設（収容人数：1 万 300 人）、1 歳から 5 歳までの捨て子を収容するために各管区に配置された 6 つの「ベビー・ホームズ」（収容人数：550 人）、6 つの貧困者と路上生活者のための施設、400 人の子どもを収容できる 6 つのセーフ・ホームズ、および数多くの他の施設を運営していると指摘されている。**[52e](p33)** 2003 年 3 月 14 日付の締約国による報告書によれば、NGO 団体により運営される児童擁護施設がさらに 950 存在し、そのうちのいくつかは政府が供給する資金で運営されているという。これらの施設には、様々な宗教とのつながりがある施設が含まれている。イスラム系の 300 以上の児童擁護施設はマドラサ（イスラム神学校）に付属し、9 つの施設はヒンズー教系、5 つは仏教系、4 つはキリスト教系の児童擁護施設となっている。 **[52a] (p29)**

24.28 CRC に関する国連委員会に対する 2005 年 12 月 23 日付の締約国による報告書には、子どもの親権や養育権、または子どもに対する責任を持つ者が子どもを攻撃し、虐待し、放置し、育児放棄すること、または子どもに不必要な苦しみや健康への悪影響を与える可能性のある方法で子どもを扱うことは児童法に基づく不法行為となると指摘されている。 **[52c] (p14-15)**

24.29 障害を持つ子どもたちについて、2008 年 10 月付の締約国による報告書には以下のように指摘されている。

「バングラデシュでは現在までのところ、障害に関する包括的な調査は実施されていない。様々な部分的な調査の結果、または他の調査による補足的な情報によれば、バングラデシュにいる障害を抱える人々（PWD）の数は全人口の 10～18%を占めているという。障害を抱える子どもたちは、出生時から様々な差別的待遇を受けている。そうした子どもたちは社会的および経済的な負担になると見なされ、家族手当、教育を受ける機会、医療サービス、および個人の能力を高めるための平等な機会という面で不利益な扱いを受けている。一般的に、中でも少女が受ける苦しみが最も大きい。政府は、NGO や CBO、ならびに発展に取り組むパートナーと適宜協力することで障害を持つ人々／子どもたちが抱える問題に対応するための方策を遂行している。」
[52g]（193-194 段落）

目次に戻る
出典一覧に進む

教育

24.30 Europa オンライン（2010 年 6 月 11 日にアクセス）には以下のように記述されている。

「政府は男女の子どもに 8 年間の学校教育を無料で提供している。「義務教育である初等教育は 6 歳で始まり 5 年間続く。中等教育は 11 歳で始まり、1 期目が 3 年間、2 期目が 2 年間、3 期目がさらに 2 年間からなる最大 7 年間続く教育である。1980 年代後半、政府は識字率向上を目指して初等教育の改善に特に重点を置いた。そのため、バングラデシュは 2,000 人に初等教育学校

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

1 校を設置する計画に着手した。2003/04 年度では、該当する年齢の子どもたちのおよそ 89%（男子 87%、女子 91%）は初等教育学校に就学しているが、中等教育学校での就学率は同じ年度で 41%（男子 40%、女子 42%）であった。2004/05 年度では、初等教育学校は 80,397 校、中等教育学校は 18,500 校あった。私立の中等教育学校や単科大学の数は公立学校のそれを大幅に上回っていた。教育改革が国の人材需要を満たすのに役立てるために計画され、初等教育、技術教育、および職業教育に最も重点を置いている。2004/05 年度には、農業大学 1 校、工科大学 1 校、およびイスラム教大学 1 校を含む 24 の国立大学が存在した。同年度、技術単科大学、職業学校、および一般教育を行う単科大学は 2,728 校存在した。政府は 1992 年、およそ 3,430 万米ドルの費用をかけて通信制大学プロジェクトを開始した。2009/10 財政年度には、教育および科学技術に 1,028 億 1,000 万タカが計上された（政府支出予想総額の 13.1%に相当）。」**[1d] (教育)**

24.31 教育制度は、初等教育（第 1 学年から第 5 学年まで）、中等教育（第 6 学年から第 10 学年）、後期中等教育（第 11 学年から第 12 学年）、および高等教育という 4 つのレベルに分けられる。公立学校で使用される言語はベンガル語である。私立の学校の中には英語を使用して授業を行い、「O」レベルと「A」レベルの課程を提供している学校も存在している。また、バングラデシュには公立大学が 11 校、私立大学が 20 校存在する。専門教育を行う大学として、バングラデシュ工科大学（BUET）、バングラデシュ農業大学、Bangabandhu Shaikh Mujib 医科大学などがある。（「Bangla2000」のウェブサイト、2009 年 6 月にアクセス）**[26a]**

24.32 初等教育は無料の義務教育であるが、親が子どもを学校に行かせず、金を稼ぐために働きに行かせたり家事の手伝いをさせたりすることもあって、義務教育は完全には実現していない。子どもを学校に行かせる家族に政府が提供する奨励金は、近年の初等教育学校への就学率の上昇に大いに寄与している。こうした取り組みを図り、政策を確立したにも関わらず、公立学校は、貧困家庭にとって重荷となり、子どもを学校に通わせるための阻害要因にもなっている授業料を課している。（USSD による 2009 年の報告書）**[2t]**（**第 5 節**）

24.33 2008 年 7 月 18 日付の 2008 年の EIU 国別プロフィールには、初等教育学校への就学率は 1990 年代に実質的に増加したと指摘されている。初等教育学校に通う子どもたちの数は 1990 年の 1,200 万人から 2005 年の 1,620 万人にまで増加している。･･･[しかしそのプロフィールには]初等教育の質は一般に「貧弱」であり、その理由として、未熟な教師や欠勤の多い教師、大人数のクラス、および教科書の不足が挙げられると説明されている。**[40n] (p13)** 2009 年 2 月、IRIN は、初等教育局のために実施された調査の結果、5 年間の初等教育を修了した学生の 69%がベンガル語で書かれたニュースの見出しを読むことができず、87%が単純な数学の計算を行うことができなかったと報告した。第 5 学年の学生は、ベンガル語の授業の約 56%、数学の授業の約 46%、および英語の授業の 47%しか修了していない。奥地の農村部で提供される教育の質は、都市部で提供される教育と比較してはるかに低いものである。中等教育学校の 98%以上は私立の学校であったが、これらの学校で働く教師と職員の給与の 90%を政府が支払っていた。（CRC に関する締約国の報告書、2007 年）**[52e](p54)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

マドラサ（イスラム神学校）

24.34 平和・紛争研究所（IPCS = Institute of Peace and Conflict Studies）による2007年8月付の報告書「バングラデシュのマドラサ」には、以下のように記述されている。

「3つあるバングラデシュの教育制度の1つであるマドラサの教育制度（他の2つは一般教育と技術・職業教育）は、この国で重要な役割を果たしている。アリアマドラサ（aleya madrasa）はイスラム世界でそれに相当するイスラム教教育制度がほとんどないほど独特な制度であり、この教育制度は宗教教育と近代的な一般教育を同時に提供している。アリアマドラサは、マドラサを設立し、教師を配属させ、カリキュラムを策定する責任を負う政府から資金を受けているバングラデシュ・マドラサ教育委員会（Bangladesh Madrasa Education Board）の下で運営されている。この制度のもと、英語、ベンガル語、科学、社会科、数学、地理学、歴史、および Dars-i-Nizami 体系の修正版などの近代教科を教えることが許されている。アリアマドラサは、ebtidai（初等）、dakhil（中等）、alim（後期中等）、fazil（学士）、kamil（修士）の5つのレベルで構成されている。これらのマドラサはたいてい民間が所有、運営しているが、政府から支援を受けている。バングラデシュ政府が教師と職員の給与の80%、および開発費のかなりの部分を支払い、奨学金や教材を提供し、新たな私立マドラサの建設費をかなりの部分負担している。アリアマドラサ制度を卒業した多くの学士はさらに上の高等教育に進むか、就職する。」**[117a]**

IPCS の報告書にはさらに以下のように記述されている。

「コウミマドラサ（qawmi madrasa）は政府の管轄外にある私立の学校であり、その大部分はデオバンディ（Deobandi）派の教義に関係しており、伝統的な Dars-i-Nizami 体系を教える。政府が2006年にこの制度を承認するまでは、コウミマドラサは政府とのつながりはほとんどまたは全くなく、個人、地元や海外のイスラム組織からの宗教的な寄付、つまり施し（zakat）、自発的な慈善（sadaqa）および献金による支援を受けて運営されていた。これらのマドラサは、国から独立した組織である「バングラデシュ・コウミマドラサ教育委員会（Bangladesh Qawmi Madrasa Education Board）の Befaqul Mudarressin」と呼ばれる民間機関のもとに組織されている。これは現在、問題となっている。というのは、その組織が経済的独立性を確保したため、バングラデシュのウラマー（ulema）が宗教政治的権限を行使できるようになったからである。さらにいえば、それによってウラマーは、マドラサ制度の改革を実施し、伝統的なイスラム教育と現代の非宗教的教育との間の違いを調整しようとする国家当局の取り組みに対し抵抗することができるようになったことである。教育制度全体が宗教的な機関と見られるようになった時を懸念せざるを得ない。このような機関は伝統主義的な強硬路線を取り、現代的な思考を否定するからである。2種類のマドラサの違いを理解することは重要である。コウミマドラサは信仰と礼拝を求める社会の要求を満足させるために、バングラデシュにおけるイスラム教のアイデンティティーの象徴である。しかし、同時に、コウミマドラサは現代の教育制度ではなく、伝統的な教育制度に寄与している。従って、バングラデシュの発展や教育制度には役

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

立っていない。さらに、コウミマドラサが伝統的な教育制度を用いていることにより、マドラサが時代遅れであるという間違った考えを引き起こすことになる。逆に、アリアマドラサは、宗教と現代の教科を組み合わせた教育機関として肯定的に見ることができるため、教育制度にも肯定的な意味で貢献していると考えられる。 **[117a]**

目次に戻る
出典一覧に進む

健康と福祉

24.35 UNICEF は、2009 年 3 月付の報告書「2007 年のバングラデシュ：人口健康調査（2007 年 BDHS）」の中で以下のように記述している。

「2007 年 BDHS のデータでは、5 歳未満の子どもの死亡率（1,000 の生児出生につき 65）は著しく低下傾向にある。子ども（1～4 歳）と零歳児の死亡数はともに大幅に減少した。5 歳未満に死亡したバングラデシュの子どもは、2004 年 BDHS では 11 人に 1 人であったのに対し、2007 年 BDHS では 15 人に 1 人である。同様に、1 歳未満で死亡した子どもの数は、15 人に 1 人から 19 人に 1 人（1,000 の生児出生につき 52）へと減少した。乳児死亡のおよそ 71%は出生から 1 カ月の間に起こる（新生児死亡）。･･･バングラデシュの子どもの 82%は 12～23 カ月の間に予防接種を受ける。」
[58d] (pxxviii)

さらに以下のように報告されている。

「2007 年 BDHS では、家庭の 5 歳未満のすべての幼児が測定され、その年齢層の子どもの 43%が発育疎外にかかっており、さらに 16%は深刻な発育阻害に陥っていることがわかった。5 歳未満の幼児の 17%は体力が衰弱しており、3%は衰弱が深刻である。体重年齢比の結果を見ると、5 歳未満の幼児の 41%は標準体重を下回っており、12%は標準体重を大幅に下回っている。」
[58d] (pxxix)

24.36 UNICEF は、現在ではワクチンの投与で防ぐことができる様々な疾患も、過去においては数万人に及ぶ 5 歳未満の幼児の死亡原因となっていたと指摘している。これらの疾患には、ジフテリア、百日咳、破傷風、結核、はしかなどが含まれる。**[58d]** 2006 年、1 歳児の 96%が結核の予防接種を受け、88%がポリオの予防接種を受け、81%がはしかの予防接種を受けた。子どもたちを破傷風から守るための手段も存在している。（UNICEF）**[58c]** 1,200 万人を超える子どもたちが駆虫の治療を受けている。（UNICEF）**[58a]** 2004 年には、人口の 74%が「良質になった飲料水」を飲むことができるようになったと推定されている。（UNICEF）**[58c]** 国内における下水道の普及率は 2003 年以降倍増し、2006 年末までに 81%に到達した。（UNICEF）**[58a]**

UNICEF のウェブサイトには、子どもに関するより詳しい統計データが掲載されている。

第 25 節：女性を取り巻く環境と第 28 節：医療問題も参照すること。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

書類

24.37 UNICEF は、ファクト・シート「バングラデシュにおける出生登録（*Birth Registration in Bangladesh*）」（2010 年 6 月 11 日にアクセス）で以下のように記述している。

「バングラデシュでは、出生登録率は現状では全人口の約 10%である。この低い率は、効果的に機能する出生登録制度がないこと、関連の地方政府当局の処理能力が貧弱であること、自覚が足りないことなど複数の要因が重なった結果である。バングラデシュでの出生登録を妨げる最大の障害は、出生登録の重要性について極めて自覚が足りないことであり、この結果、出生証明書を求める割合も低くなっている。しかし、1873 年の法律に代わる「2004 年の出生と死亡の登録に関する法律」が 2006 年 7 月 3 日に発効された。この法律は、分野横断的な方法を採用して、医療や教育の部門と出生登録とを連携させることを規定している。この法律は、教育機関への入学、パスポートの発行、財産の移転など、様々なサービスのために必要な年齢証明と身分証明に出生証明書を利用するよう求めている。出生証明書はまた、有権者登録、運転免許証やパスポートの発行、さらに政府機関や非政府機関への就職にも利用するよう求められている。加えて、バングラデシュ政府は、この法律の発効後から 2 年間、無料で登録を受け付けるという「国民全員の出生登録戦略」を採用することに決定した。その戦略では、2008 年末までに全国民を登録させることが目標である。」 **[58h]**

24.38 8 千万人以上に発行された新国民身分証明カードにより、2008 年には有権者（成人）登録が行われ、また、個人の生年月日もそのカードに示されている。**[16f]** バングラデシュ選挙管理委員会のウェブサイト（http://www.ecs.gov.bd/QLExternalFilesEng/21.jpg）にはサンプルが掲載されている。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

25. 人身売買

25.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「*2009 年の人権問題に関する国別報告書*」（USSD、2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「法律は人身売買を禁じている。しかし、人身売買は男性、女性、および子どもに影響を与える深刻な問題であり続けている。「不道徳または不法な目的」で行われる子どもの人身売買は死刑、または終身刑の適用対象になり、政府は人身売買の実行者を迅速に起訴するための措置を講じている…。人身売買された女性と子どもはインド、パキスタン、バーレーン、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、および国内の目的地に送られている。外国人労働者としてマレーシアや中東諸国などの国々へ行くことを望む男性は、移動の制限を課され、脅しを受け、身体的な暴力を受けながら強制労働に従事するという搾取的な状況に追い込まれている。女性と子どもの中には、商業目的の性的搾取を被る者がいる…。政府系の情報源によれば、2009 年に法律の執行機関の職員が人身売買の被害者 73 名を救出したという。救出された被害者の中には、今なお政府の保護施設や NGO が運営する保護施設に入居して、NGO がそれらの被害者の家族を捜す一方で社会的、職業的訓練を受ける者もいた。（USSD の 2009 年の報告書）**[2t]**（**第 5 節**）

25.02 USSD による 2009 年の報告書は以下のように指摘している。

「情報源がないため調査はできなかったが、政府は人身売買の取り締りを専門とする警察部門の規模を国内の 64 すべての県に拡大し、被害者に対し裁判での犯人に対する証言を促し、人身売買に関するデータをまとめている。不適切に教育された警察官と検察官に対応するため、政府は法律の専門家と協力し、検察官に対し専門的な教育を施し、国際移住機関（IOM）と共に人身売買の取り締りについて専門的に教育するためのコースを国家警察学校のために策定している。**[2t]**（**第 5 節**）2008 年 6 月、バングラデシュ警察は人身売買に対応する新しい捜査部門を設置した。 **[97d]**

25.03 米国国務省が 2010 年 6 月に発行した「人身売買報告書（*Trafficking in Persons Report*）」（USSD による人身売買報告書、2010 年）には、「バングラデシュ司法制度における性的搾取を目的とした人身売買の事案の取り扱いについては、未決のままの事案が増加しており、そのような遅れは裁判手続きに抜け穴があることが原因である。**[2u] (国の談話)**

25.04 USSD による 2008 年の報告書によれば、警察や地方自治体の職員が、商業目的の性的搾取のための女性および子どもを標的とした人身売買を見逃す場合が多々あり、彼らは容易に買収されてしまうという。**[2b]**（**第 5 節**）USSD による 2008 年の人身売買に関する報告書では、バングラデシュで売春に従事している子どもたちの数が 1 万人から 2 万 9,000 人に上っているとする UNICEF およびその他の情報源からのデータが示されている。**[2n] (国の談話)**

25.05 USSD が 2010 年 6 月に発行した「人身売買報告書」には、以下のように記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「バングラデシュは、人身売買を根絶するための最低条件に完全には準拠していない。しかし、この条件を満たすために同国は大きな努力を払っている。政府は継続的に女性と子どもの性的搾取を目的とした人身売買に対処している。政府はこのような努力を大いに払っているが、一方、労働者の人身売買を行った者、特に海外での強制労働を目的としてバングラデシュ人労働者を不正に募った者を刑事訴追し、有罪にするための取り組みを強化したかといえば、それを示す証拠はない。同様に、政府が高い斡旋手数料など様々な不正な募集を有効に規制することによって海外のバングラデシュ人労働者に対する強制労働を防止する取り組みを強化したかといえば、やはりそれを示す証拠もない･･･。海外のバングラデシュ人労働者に対する強制労働と借金による束縛は、労働者の人身売買ではなく、むしろ不正な移住者に対して行われる不正雇用であると依然として信じる政府役人や一般市民も一部にはいる。**[2u] (国の談話)**

25.06 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「多くの NGO、共同体を拠点とした組織、および地方政府の指導者は、防止策、調査、データ収集、文書作成、支援運動、意識啓発およびネットワーク化、さらに国際間の協力、法律の執行、救済、社会復帰および立法改革を通じて人身売買に反対する活動を行っている。村レベルで出生や婚姻に関する記録が残っていないなどの制約はあるが、当局は人身売買の事件を起訴した。被害者が再び社会に復帰し生活できるように、技術・職業訓練を含め、保護施設の収容能力を増加し、社会復帰プログラムを策定することについては、主に資金が不十分であるため成功は限定的であった。政府は性的搾取を目的にした人身売買に対処するために努力しているが、人身売買を行った者や人身売買を目的にして斡旋した者を刑事訴追し、有罪にするという意味では十分な成果を上げていない。12 月、政府は改革を目的として労働移住に関する法令を検証するために、海外居住者福祉省（Expatriates' Welfare Ministry）に委員会を設置した。**[2b]**（**第 5 節**）

第 25 節：女性を取り巻く環境：女性に対する暴力および第 26 節：子どもを取り巻く環境：子どもに対する暴力を参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

26. 医療問題

医療行為と医薬品の利用可能性に関する概要

26.01 EIU の「2007 年の国別プロフィール」には、国内の医療施設が「著しく不足している」と指摘されている。2005 および 2006 財政年度で、公共部門では病院に 49,669 床が用意され、登録された医師が 42,101 名おり、同じく登録された看護師が 14,689 名いる。（これは 10 万人の人口に対し、約 27 名の医師と約 10 名の登録済み看護師がいることになる。）**[40j] (p16)** 国連による「2004 年の共通国別評価」に指摘されているように、民間部門は貧困層をはじめとする外来患者を多く引き受けている一方で、公共部門は入院患者を多く引き受けている。**[8d] (p30)** EIU の国別プロフィールは、「深刻なケース」の約 12%しか公共の医療機関に照会されることはないと指摘している。この報告書にはさらに、「国民全体に供給される医療サービスは依然として不十分であるが、ダッカには富裕層を対象にした最高水準の医療サービスを提供する私立病院が存在している」と記述されている。**[40j] (p17)**

26.02 2010 年 2 月 27 日付の *Daily Star* には、以下の記事が掲載されている。

「国内の公共医療サービスは、医療専門家の著しい不足によって深刻な事態に陥っている。医療サービス総局（DGHS）の職員によると、現在 33,000 のポストが欠員となっており、全医療専門家の 5 分の 1 以上に当たる。

「政府の情報筋は、それほど多くのポストが欠員の状態で医療サービスを円滑に行えるのか疑念を表明した。バングラデシュ医師会（BMA）の元会長ラシッド・E・マハブル（Rashid E Mahbub）教授は、医療部門は医療従事者全体が健全な状態にならなければ崩壊するだろうと述べている。マハブル教授は、「政府は人材を確保するための対策を講じたが、これは確かに良い決定である。しかし採用過程で汚職が絡んだため、この対策は中断したままである」と語った。**[38ep]**

第 20 節：汚職も参照すること。

26.03 世界保健機構（WHO）はバングラデシュの国別プロフィール（2009 年 12 月にアクセス）の中で、以下のように記述している。

「過去数年間で、医療のための人材状況に大きな変化が起き、医療サービスの適用範囲に総合的な改善がみられた。具体的には、より多くの医療のプロと医療に関係した人材の育成と配置、現役の医療従事者のためのリフレッシュ研修、およびより多くの医療ボランティアの投入である…。永続的な医学研究所の設立、人材育成計画の策定、および医療教育の充実などの措置が取られている…。1980 年代の時点で、バングラデシュは国民のために不可欠な医薬品に関する政策を定め、医療サービスにより調達され使用されるべき不可欠な医薬品の一覧を作成していた。これらは現在に至るまで保持されている。多くの不可欠な医薬品は今やジェネリック医薬品の名称を持ち、ブランド名を持つ医薬品よりも費用が安くなっている。民間会社と公開有限会社は適切な製造と流通のための施設を持っている。こうした利点があるにも関わらず、政府が運営する医療機関は医薬品の調達のための予算を十分に割り当

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

てられていないため、現在の需要に応えるために不可欠な医薬品を十分に保有していない。」**[14a]**（**国内の医療システムに関する国別プロフィール：p 5**）

26.04 世界保健機構（WHO）は、1990 年に 55 歳であったこの国の男女の出生時平均余命が 2006 年には 63 歳に伸びたと試算した。幼児の死亡率は 1990 年には 1,000 人に対し 100 人であったが、2006 年には 1,000 人に対し 52 人と改善している。**[14c]**

26.05 医療サービス総局のデータベースは、ダッカに存在する医療機関の一覧を提供している。 **[82]**

第 26 節：子どもを取り巻く環境、および第 25 節：女性を取り巻く環境も参照すること。

HIV/AIDS － 抗レトロウイルス治療

26.06 国連エイズ特別総会（UNGASS）の「国の発展に関する報告書 － バングラデシュ」（報告期間：2008 年 1 月～2009 年 12 月）には、以下のように記述されている。

「バングラデシュにおける予防の取り組みは、最初に HIV の事例が 1989 年に見つかる以前に開始されていた。一般国民の HIV 有病率を測定するための包括的な全国調査はないが、その有病率は 0.1%未満と考えられている。バングラデシュで現在までに実施された 8 回の HIV の血清学的調査回診のすべて（第 8 回回診は 2007 年）において、薬物注射使用者（IDU）は首都ダッカに集中しており、最もリスクの高い層（MARP）の人々の HIV 有病率は 1%未満である。2009 年 12 月 1 日の世界エイズデーには、全国エイズ・性感染症対策プログラム（NASP）によって、バングラデシュにおいて報告された HIV 感染例は 1745 例であることが確認された。2009 年のみで新たに 250 例が確認され、143 人が AIDS を発症し、39 人が死亡したと報告された。2009 年までに HIV 感染者で AIDS を発症した患者の総数は 619 人で、AIDS が原因で死亡した患者の総数は 204 人であった。」 **[19a] (p23)**

26.07 UNGASS の「国の発展に関する報告書」には、さらに次のように記されている。

「バングラデシュ初の「自発的なカウンセリングと HIV 検査（VCT）センター」が 2002 年に設置され、2009 年までにこのセンターの数は約 105 にまで増えた。サービスの質と範囲はセンターによって異なるが、専門的に訓練を受けたカウンセラー、エイズ以外の性感染症の疑いがある場合に診察を行う医者、黄金標準 HIV 検査と検査法、HIV 検査結果の質の保証と妥当性確認などを備えたセンターはわずかしかない。ダッカ以外では、一部のセンターで検査結果が出るのに 1 週間もかかることがある。検査で陽性と出た患者への検査後のカウンセリングには、HIV 陽性者（PLHIV）を支援する団体への紹介も含まれる。近年、PLHIV を支援するピアサポートグル―プは参加者が 500 人をはるかに超えるまでに支持を拡大している。そうした支援団体は、カウンセリング、家庭訪問、日和見感染のための紹介と無料の治療、陽性者のための支援に関する助言と情報、偏見と差別を減らすことを目的とした一

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

般市民とのコミュニケーション、といった活動を行っている。偏見と差別の経験については、医療従事者がハイリスク患者の治療を拒否するケースが数多く報告されている。HIV 関連の感染症を治療したり抗レトロウイルス療法（ART）を施したりすることができるのは、バングラデシュの少数の医療施設（多くはダッカにある）のみである。指標、つまり進行した HIV 感染の大人と子どもが ART を受ける割合（UNGASS 指標 4）では、現在の ART の適用は 2007 年の 13.3%から 2009 年の 47.7%に上昇している。」 **[19a] (p39)**

腎臓透析

26.08 バングラデシュ国立腎臓基金の以下のウェブサイトは、主要都市に存在する病院および診療所を拠点とする透析センター、およびダッカに存在する腎移植のための施設に関する詳しい情報を提供している。
http://www.kidneyfoundationbd.com/forum/viewtopic.php?f=4&p=7 **[81]**

メンタル・ヘルス

26.09 精神面の医療サービスは、一次レベルではプライマリー・ケアの医師と医療従事者により、二次レベルでは県立病院により（サービスを提供できる設備を持っている病院は 1 つのみ）、および三次レベルでは大学病院により提供されている。2005 年度の WHO プロジェクト・アトラス調査に一覧で示される精神疾患の治療を目的とする 14 種の医薬品のうち、バングラデシュで入手できないのは 3 種のみである。（WHO メンタル・ヘルス・アトラス、2005 年）**[14b]** 2003 年 11 月、在ダッカ英国高等弁務団は、「要求に応じ、我々はバングラデシュにおける精神ケアの提供に関して調査を行った。我々はここで働く医師から、バングラデシュには英国で教育を受け、開業している精神科医がいると聞いた。国立病院で提供されているケアの水準は、英国の水準にはかなわないが、多くの医師は英国での料金と比較すればかなり低い料金で高い質のケアを個人的にも提供している」とコメントしている。 **[11f]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

27. 移動の自由

27.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「法律は国内の移動、海外旅行、移住および帰還の自由について規定し、政府は一般に、野党の大物の場合を除きこれらの権利を実際に尊重している。ダッカのジア国際空港の出入国管理官は、出所を明らかにしない高いレベルの当局による指示を引用して、BNP とジャマアテ・イスラミに所属する数多くの政治家が出国することを阻止した。政治家の中には、海外旅行に対する無通告の制限にうまく対処し、出国と帰国を可能にした者もいる。政府は、そうした政治家が旅行に対する禁止措置に異議申し立てを高等裁判所に行った後に刑事告訴をする場合もあった。非常事態宣言の解除により、政府には旅行を禁止する法的権限がなくなった。」**[2t] (第 2 節 d)**

27.02 米国移民難民委員会（USCRI）が 2009 年 6 月 17 日に発行した「2009 年の世界難民調査（*World Refugee Survey 2009*）」には、以下のように記載されている。

「1972 年の憲法は、国民の移動の自由を保障しているが、1946 年の外国人法は難民に対する例外事項を定めず、政府が外国人に対し特定の場所に居住するように要請し、彼らの移動に関してあらゆる制約を課すことを認めている。バングラデシュには、難民および亡命申請者の収容について規定する法律、規則、または公式な政策が存在しない。当局は単に独断によって移動の制約を課している。」 **[37i]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

28. 国内避難民となった人々（IDP）

28.01 国内避難民監視センター（IDMC）は、「国内避難民となる危険性が高まる少数派の人々」と題する 2006 年 3 月 28 日付の特別報告書の中で、バングラデシュでは 1971 年以降、内戦と少数派の人々に対する迫害によって数十万人の人々が国内避難民となっていると指摘している。**[45b] (p3)**

28.02 チッタゴン丘陵地帯（CHT）では紛争による最大規模の国内避難民が発生していると上記の IDMC の報告書は指摘している。国内避難民となった人々の現在の数を示す最近のデータは存在していない。CHT で発生した IDP の数の試算値は 6 万人（アムネスティ・インターナショナル、2000 年）から 50 万人（政府の作業部会、2000 年）に至るまで様々であるが、部族の代表者、NGO 職員、および学者たちは、この作業部会によるデータは不正確であるという点で一致している。また、IDP の定義に関しても議論がある。**[45b] (p13-14)** IDMC によれば、「バングラデシュ政府は紛争によって土地から離れることを余儀なくされた人々の権利と必要性を調査し、適切に対応するための努力をほとんどしていない。バングラデシュには国内避難民の必要性に対応するための国家戦略と政策が欠けている」という。 **[45b] (p23)**

28.03 2006 年 3 月に発行された IDMC の報告書には、「チッタゴン丘陵地帯に住む部族は依然として、既存の保護林からの立ち退き、保護林の拡張を目的とした政府機関による土地の取得、軍事施設の拡張、および政府による商業農地としての土地の貸与により、国内避難民となる危険性が高い状態にある」と記されている。 **[45b] (p18)**

28.04 2009 年 7 月 16 日に発行された IDMC の報告書「バングラデシュ：強制退去の影響を今も受けている先住民族および宗教的少数派」には、以下のように記述されている。

「CHT に居住する先住民族は依然として、既存の保護林からの立ち退き、政府機関による彼らの土地の取得、およびベンガル人移住者による土地の収奪によって避難民にされている。2007 年以降、ベンガル人移住者は陸軍による暗黙の了解または直接的支援のもとに土地を収奪し続けている。2007 年と 2008 年を通して効力を有していた非常事態宣言下において、土地の立ち退きは激しさを極めたが、少なくとも 2009 年 6 月までは立ち退きが行われていた。」（*Daily Star*、2009 年 6 月 15 日） **[45d] (p4)**

第 22 節：チッタゴン丘陵地帯に居住する先住民族のジュマ族も参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

29. 外国からの難民

29.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD、2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「バングラデシュは、1951 年の難民の身分に関する条約の締約国でも 1967 年の議定書の締約国でもない。そのため、また国内法がないため、法律によって亡命資格、つまり難民資格を付与するための法的枠組みが規定されていない。政府は難民に保護を提供する公式な制度を構築していない。実際には、政府は人種、宗教、国籍を理由として、もしくは特定の社会的集団の構成員であることや政治的意見を持つことを理由として生命または自由が脅かされる恐れのある国への退去または帰還に対して、何らかの形で難民の保護を行っている。政府は難民の保護と支援のために、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）およびその他の人道的支援組織と協力している。**[2t] (第 2 節 d)**

29.02 米国難民移民委員会（USCRI）が 2008 年 6 月に発行した「2008 年の世界の難民に関する調査」には、2007 年に UNHCR に登録された難民または亡命申請者が追放または送還（*ルフールマン*（*refoulement*））された例は報告されていないと記述されている。しかし、この報告書はさらに以下のように続く。

「［2007 年］12 月下旬…当局はミャンマーから逃げてきたイスラム教徒である 14 名のロヒンギャ族の人々を本国に戻している。バングラデシュ政府は彼らに対して厳しい制約を課しているため、数百名以上がマレーシアをはじめとする他の国々に渡っている…。UNHCR は、国境警備を行う［バングラデシュ国境警備隊の人員を対象に］亡命申請者と移民との違いに関する教育を始めたが、彼らは依然として亡命申請者を不法入国者として扱い、しばしば拘束して、賄賂を受け取った上で釈放している。」 **[37h]**

29.03 米国難民移民委員会（USCRI）が 2009 年 6 月に発行した「2009 年の世界の難民に関する調査」には、以下のように記述されている。

「一般的に、当局は登録された難民を強制的に本国に送還することはない。ミャンマー政府はバングラデシュで拘束されたロヒンギャ族の人々の本国送還を受け入れないため、BDR は難民として登録されていないロヒンギャ族の人々を逮捕し、適切に処理し、あるいは正式に本国に送還するのではなく、ミャンマー国内に力ずくで押し戻しているのである。

「バングラデシュは 1951 年の難民の身分に関する条約にも 1967 年のその議定書にも加盟しておらず、難民に関する法律も制定していない。1972 年の憲法は政府に対し、『人種差別…に対する闘いを繰り広げて世界の抑圧された人々を支援する』ことを義務付けている。この憲法はまた、『法律に準拠する場合を除き、人々の生活、自由、身体、名誉、および財産に対して不利益をもたらす行為を行ってはならない』と定めている。しかし、これらの規定を難民に対して適用した裁判所に関する報告は存在していない。2004 年の出生登録法は、難民となった子どもの登録について具体的に規定している。1920 年のパスポート法、1946 年の外国人法、および 1952 年の入国管理法は、難民を例外とすることなくすべての外国人に適用される。」 **[37i]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ロヒンギャ族の難民

29.04 USCRI が 2009 年 6 月に発行した「2009 年の世界の難民に関する調査」には、以下のように記述されている。

「バングラデシュは約 19 万 3,000 人の難民を受け入れている。彼らの多くは、一般的にロヒンギャ族として知られるミャンマーの北ラキネ州に住んでいたイスラム教徒たちである…。政府は、彼らのうち約 2 万 8,100 名をコックスバザール県南部のナヤパラとクトゥパロンのキャンプに収容している。UNHCR はこれらの難民を登録し、政府は少なくとも一時的な亡命者としての権利を認めた。政府は、さらに 10 万人から 20 万人のロヒンギャ族の難民が法的な身分を保障されることなく、コックスバザール県とチッタゴン県のバンダルバン郡のキャンプの外で暮らしていると見積っている。政府はこれらの難民のうち約 9,000 人をナフ川の近くにあるテクナフの非居住者用のキャンプからレダに移し、さらに 1 万 5,000 人をクトゥパロンのキャンプ周辺の仮設住居に住まわせた。」 **[37i]**

29.05 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「政府はビルマから新たにやってくるロヒンギャ族の人々については受け入れを拒否し続けている。政府はこれらの難民を経済活動を目的とした不法移民であるとして、可能な限り国境で流入を防いでいる。しかし、国境から入り込む余地は十分にあるため、政府は国境からの移民の流入を食い止めることに成功していない。UNHCR によると、政府が本国に送還した者の中には難民として認定できる者もいたという。登録を受けずに UNHCR のキャンプにいる人々の中には、ビルマに正式に送還された後にバングラデシュに不法に戻る者もいた。地元警察はしばしば登録を受けずにキャンプの外に暮らす人々を連行し、外国人法に基づいて収監している。

政府は UNHCR と協力することで、約 2 万 8,000 人に上るロヒンギャ族の難民を 2 箇所の正式な難民キャンプで一時的に保護すると同時に、UNHCR が面接して難民であると適宜認定した亡命申請者も一時的に保護している。その地域で活動している国際的な援助団体によれば、テクナフ、コックスバザールの周辺地域で地元の住民の中で暮らしている、正式には難民と認められないロヒンギャ族の人々が、非公認の場所に暮らす約 1 万 2,000 人を含め、推定 10 万人から 20 万人いるという。その年、本国に送還されているロヒンギャ族の人々はいない。」**[2t] (第 2 節 d)**

29.06 USSD による 2009 年の報告書には、「政府は近年、UNHCR と協力することで、衛生状態、栄養状態、およびシェルターの状態が最低の国際基準を下回っているとの調査結果が示された後、難民キャンプの状態を改善するための努力を続けている。政府は UNHCR に対し、新しいシェルターとトイレ設備を建てることを許可し、技術訓練、教育、および医療のためにより多くの NGO 団体が難民キャンプで作業することを認めた」と記述されている。**[2t] (第 2 節 d)**

29.07 2009 年 12 月 30 日付のフランス通信社の記事は、以下のように報じている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

「イスラム教徒のミャンマー難民 9 千人を本国に送還させるというバングラデシュの計画は、その難民グループの指導者が水曜日に帰還を拒否したことで困難に直面した。バングラデシュの外務省幹部ミラジュル・クアエス（Mirajul Quayes）は火曜日、10 年に及ぶ問題の解決への突破口の一部と見られていた 9 千人のロヒンギャ族難民の帰還について隣国ミャンマーが合意したと語った･･･。国連が最も迫害を受けている少数民族の 1 つと説明しているロヒンギャ族の約 25 万人が 1990 年代前半にバングラデシュに脱出した。しかし、その後、約 23 万人は国連の仲介案に従ってミャンマーに帰還した。それ以降、仏教徒が多く住むミャンマーのラカイン州北部からロヒンギャ族の数千人の人々が毎年、国境を超えて流入しており、その数は合計で約 40 万人に上るとされている。しかし、そのうち正式な難民資格を与えられたのはわずか 2 万 8,000 人のみであり、彼らはミャンマー国境からわずか数マイル（キロメートル）のところにある、バングラデシュのコックスバザール県内の国連支援キャンプ 2 カ所に滞在することが許されている。 **[23u]**

この少数民族の背景については、HRW の報告書「バングラデシュに居住するロヒンギャ族難民：持続的な解決策の探求」を参照すること。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

30. 市民権と国籍

30.01 「1972 年のバングラデシュ市民権に関する（一時的な規定）命令」により、国の独立後、市民権法が導入された。この命令の第 2 条は、現在バングラデシュの領土を形成している場所で出生した者（自分の父親または祖父がこの領土で出生している者）、および 1971 年 3 月 25 日の時点でこの領土に永住し、今後も永住する者はバングラデシュの国民であると見なされると規定している。第 2 条 A は、上記の条項に該当するが、現在英国に居住している者はバングラデシュに永住していたものと見なされると規定している。政府は官報を通して、この条項に該当しない者または該当しないカテゴリーに属する者について伝えることができる。この命令の第 2 条に基づきバングラデシュの国民として見なされるか否か疑いがある場合は、政府による決定を最終的なものとする。 **[18a]**

30.02 「1972 年のバングラデシュ市民権に関する命令」はさらに、「外国への忠誠心を明示的な言葉または行為により持ち、確約し、または認める」者、または第 2 条 A の規定に基づき伝えられる者は、バングラデシュの市民権を取得することはできない。 **[18a]**

30.03 「1978 年のバングラデシュ市民権に関する（一時的な規定）規則」は、政府がバングラデシュ人と結婚し、2 年間バングラデシュに居住している外国人女性、または 5 年間バングラデシュに居住しているその他の者による市民権の申請について検討することを認めている。 **[18b]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

31. 出国と帰国

31.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、法律が外国への旅行、外国への移住、本国への送還を目的として移動の自由について規定していると記述されている。2008 年において、政府は通常こうした権利を尊重していたが、政府がこれらの権利を制限した場合もあった。**[2b] (第 2 節 d)**

31.02 カナダ移民難民委員会（IRB）は 2005 年 2 月 21 日付の文書の中で、バングラデシュ高等弁務団の談話として、パスポートまたは旅券の有効期間は「数カ月」から数年に及び（通常、最長 5 年間）、パスポートを紛失した者、または以前のパスポートの詳細事項を提示できなかった者には有効期間がより短い書類が発行されると記している。パスポートは、法律の求めに応じ標準の身分確認が行われた後発行される。 **[3s]**

子ども

31.03 2003 年 11 月、カナダの IRB はバングラデシュ高等弁務団により、女性がパスポートを取得する際に夫の許可は必要とされないと伝えられた。通常、12 歳未満の児童は母親のパスポートに組み込まれるが、申請について懸念事項が存在する場合、当局はもう一方の親の同意を求めることができる。児童の場合、「親が同伴してパスポートの申請を行うのが通常であるが」、12 歳以上の児童がパスポートを申請する場合は親の同意は公には必要とされない。パスポートの申請者は出生証明書を提出しなければならず、2002 年以降は両親の名前がパスポートに明記されるようになった。 **[3p]**

31.04 2003 年 11 月 20 日付のカナダ IRB の報告書には、バングラデシュ高等弁務団の談話として、幼児が片親と一緒にバングラデシュから旅立つときは、通常もう一方の親の立会いおよび（または）同意は必要とされないと記されている。片親が書式に必要事項を記入し、署名することで児童が一人で旅に出ることもできる。この書式には、目的地で子どもを出迎える保護者の名前を記入する欄がある。高等弁務団によれば、児童は母親と一緒に旅行するべきであるという意見があるが、実際には児童一人の旅行に制約を課す規定は政策にも法律にも含まれていない。さらに、出入国管理局は不法行為に関わっていることが合理的に疑われる者の出国を阻む権利を持っている。両親が別居または離婚し、片親が子どもを連れて出国できないことを定める親権命令が出された場合、出入国管理局はこのことを裁判所によって知らされる。**[3q]** しかし、裁判所の許可を得れば別居または離婚した親が子どもを連れて出国することができる。 **[3r]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

32. 公文書の偽造および不正取得

32.01 2005 年 7 月、ダッカにあるカナダ高等弁務団はカナダ IRB に対して以下をはじめとする事項を伝えた。

「数多くの偽造文書が存在している。こうした文書を見分けることは比較的に容易であるが、首都郊外で作られた場合は確認するまでに長い時間がかかる…。真正な文書であっても書かれている内容はしばしば疑わしい。政府の様々な階層で汚職が横行することで、公文書の完全性と信頼性が失われつつある…。［政党の］党員に向けた確認状は、情報が誤っていても確認の手続きを簡素化するために発行されるのが一般的である…。しばしば、第三者には真実ではない情報を与えるのが普通であると言われる。なぜなら「同胞／兄弟」をいわゆる「豊かな」国に入国させるのが義務であると考えられるからである…。真実ではない情報が記載された真正な診断書が発行される場合もある…。出生証明書は［しばしば本人が出生してから数年後に］口頭または書面による要求を受けて発行され、このとき本人の出生日、身元、および年齢を裏付ける証拠を提示する必要はない。これらの証明書は、申請者が提示する情報と同じ価値を持つのである…。同様に、真実ではない身元でパスポートを取得することも比較的に簡単である。」 **[3b]**

32.02 ダッカの英国高等弁務団は 2003 年 12 月 1 日付の書簡の中で、以下のように述べている。

「偽造された文書や不正取得された文書はバングラデシュで容易に利用することができ、しばしば入国手続きの申請の際に提出される。これらの文書として、偽造されたパスポート、出生証明書、死亡証明書、婚姻証明書、銀行取引明細書（地元および英国）、業務および雇用に関する文書、ならびに教育関連の証明書がある。バングラデシュでは、公的な記録の保管は計画的に行われていない。多くの情報は手書きで記録され、コンピュータを使用した記録はほとんど行われていない。バングラデシュには、英国が保有する警察機関向けコンピュータ・システム（Police National Computer System）に相当するシステムが存在しない。こうしたシステムを使用せずに、記録は全国規模でリンクされていないため地域の警察署ごとに保管される。出生証明書、死亡証明書、婚姻証明書、および離婚証明書に関しては、地方自治体またはユニオン協議会、および地域の登記所が個別に発行する。警察が行う情報の記録と同様に、これらの記録は全国規模でリンクされていない。多くの銀行でも同様に、口座の情報を記録するためのシステムが充実しておらず、多くの農村部の支店ではコンピュータも電話も設置されていない。」 **[11g]**

32.03 オーストラリア移民・多文化省の国別情報サービスは、1998 年に発行した*「バングラデシュ：亡命申請と国の情勢に関するプロフィール」*と題する報告書の中で以下のように述べている。

「すべての［バングラデシュの］政党に所属する亡命申請者は、バングラデシュに帰国した際の逮捕を遂行するための未処理の令状、および裁判所と警察が発行したその他の文書を含む彼らの主張を裏付ける大量の文書を提出している。通常、逮捕令状は一般の国民が入手することはできないため、そうした文書が提出される場合は慎重に検証しなければならない。未処理の逮捕

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

状であると主張される多くの「文書」は偽造されてものであることが判明している。1997 年 12 月現在、大使館は亡命申請者が提出した数百にも及ぶ文書を検証したが、真正な文書は一つも存在しなかった。」 **[50a]**

32.04 2008 年の時点で登録されているすべての有権者に対して発行された新しい国民身分証明カードのサンプル**[16f]**を、バングラデシュ選挙管理委員会のウェブサイトhttp://www.ecs.gov.bd/QLExternalFilesEng/21.jpgに掲載している。

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

33. 雇用される者の権利

33.01 米国国務省が 2010 年 3 月 11 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2009 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「組合登録に関して数多くの制約事項が依然として存在するが、法律は、組合に加入する権利と、政府の承認を得て組合を組織する権利を規定している。例えば、組合登録の承認には、企業の総従業員の 30%以上が組合員であることが法律によって求められており、組合員数が 30%を下回った場合、組合が解散させられる場合がある。いずれの民間企業においても 3 つ以上の組合を登録することはできない。また、「信頼が厚い」として雇用者によって指定された管理職などの従業員は組合に参加することはできない。

「公務員や治安部隊の隊員は法的に組合を結成することが禁じられている。2006 年、教師と NGO 団体の職員を含む新しいカテゴリーの労働者による労働組合の結成が認められた。しかし、非常事態宣言が敷かれていたときは組合の結成が広く制限されていたため、これらの新しい規定は正式には制定されていなかった。

「全労働者数は約 5,000 万人で、そのうちの 190 万人は組合に加入している。これらの組合の多くは政党の傘下にある。約 5,000 ある衣料品工場は 250 万人を雇用しており、そのうち 80%以上が女性である。国民の大部分（約 80%）が働いている大きな非公式の部門の労働状況に関して、信頼できる統計データは存在しない。

2006 年のバングラデシュ労働法（BLA）は、25 の個別の法律を一つの総合的な法律にまとめたものである。」**[2t] (第 7 節 a)**

33.02 USSD による 2009 年の報告書には、さらに以下のように記述されている。

「法律はストライキを実施する権利を認めている。しかし、この権利に対する制限事項は数多く残されたままである。例えば、組合員の 75%がストライキに合意しなければ、ストライキを開始することはできない。政府は 30 日以上継続するストライキを中止させることができる。･･･実際には、面倒な法的要件に従って行われるストライキはほとんどない。ストライキは労働者による自発的な決定に基づいて起こることが多い。･･･法律は調停、仲裁、および労働裁判所での紛争解決のための仕組みを定めている。労働者は妥結に至らない場合、ストライキを決行する権利を持つ。政府は、財産の破壊、道路封鎖、または「非常権限に関する規則（EPR）」の規定に対する違反でストライキを決行する労働側の指導者と労働者を提訴している。上訴裁判所でストライキ参加者が無罪判決を言い渡される場合もあった。労働組合は政治の影響を強く受けているが、政府からは独立しており、ジュート工場、繊維工場、化学産業、および政府が運営するチッタゴン港などの国営企業では最も強力な存在になっている。**[2t] (第 7 節 a)**

33.03 USSD による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

刑法は強制労働を禁止している。しかし、最高 1 年の懲役刑または罰金刑の規定は、違反行為を抑止するにはあまり厳しいものではなく、政府は禁止規定を有効に実施することはできない。BLA は強制労働を防止する各種の法律を強化するため、監査制度を定めているが、これらの法律は実施されていない。強制労働は都市部では比較的珍しいが、農村部や家事労働では依然として普通に存在している。極度の貧困と失業に喘ぐ農村労働者は、家族全体を含め、強制労働に従事し、しばしば身体的虐待を受け、時に死に至る場合もある。**[2t] (第 7 節 a)**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付録 A：年表

出典： BBC News「*Timeline: Bangladesh*」、最終更新：2010 年 2 月 11 日**[20o]**、他に指定がない場合

1947 年 英国によるインドの植民地支配が終結した。国民の大部分がイスラム教徒で占められる東西パキスタンがインドの両側に成立した。インドの領土がこれら二つの州を分け隔て、両州は 1,500 km 以上も離れて存在していた。

1949 年 東パキスタンの自治権を西パキスタンから勝ち取ることを目的に、アワミ連盟が設立された。

1970 年 東パキスタンの選挙でシェイク・ムジブル・ラフマンに率いられたアワミ連盟が大勝した。西パキスタン政府はこの選挙結果を受け入れず暴動が発生した。

独立

1971 年 3 月 26 日、バングラデシュ人民共和国としての東パキスタン州の独立が宣言された。4 月 17 日、アワミ連盟はパキスタンで収監されているシェイク・ムジブル・ラフマンを大統領に据え、亡命政権を樹立した。

1972 年 シェイク・ムジブル・ラフマンが首相に就任した。彼は生活水準を向上させるために主要産業を国営化する計画に乗り出したが、大きな成果は得られなかった。

1974 年 洪水が発生し、穀類作物が深刻な被害を受け、死者は約 2 万 8,000 人に上った。政情不安が高まったことで、政府は非常事態宣言を出した。

1975 年 シェイク・ムジブル・ラフマンがバングラデシュの大統領に就任した。政治情勢が悪化した。8 月に軍事クーデターが発生し、シェイク・ムジブル・ラフマンが暗殺された。戒厳令が敷かれた。

1976 年 軍は労働組合の活動を禁止した。

1977 年 ジアウル・ラフマン大将が大統領に就任した。憲法にイスラム教が取り入れられた。

1979 年 ジアが率いるバングラデシュ民族主義党（BNP）が選挙で勝利し、戒厳令が解除された。

1981 年 軍事クーデターが発生し、ジアが暗殺された。軍事クーデターは失敗に終わった。ジアの後をアブドゥス・サッタル（Abdus Sattar）が引き継いだ。

エルシャドの時代

1982 年 軍事クーデターが起き、エルシャド中将が権力を掌握した。彼は憲法の効力を差し止め、政党の活動を禁止した。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

1983 年 すべての学校でアラビア語とコーランを教えるべきだとエルシャドが提案したことで、抗議活動が起きた。政治活動が限定的に認められた。エルシャドが大統領に就任した。

1986 年 国会の選挙と大統領選挙が実施された。5 年間の任期でエルシャドが大統領に選出された。彼は戒厳令を解除し、憲法の効力を回復させた。

1987 年 抗議運動とストライキが起きた後、非常事態宣言が出された。

1988 年 イスラム教が国教に定められた。国土の 4 分の 3 が洪水の被害を受けた。数千万人の人々が住む場所を失った。

1990 年 大規模な抗議活動が行われた後、エルシャドは失脚した。

1991 年 汚職と武器の不法所持の罪でエルシャドは有罪の判決を受け、収監された。ジアウル・ラフマン大統領の未亡人であるベグム・カレダ・ジアが首相に就任した。憲法が修正され、大統領が儀礼的な地位として定められた。首相が主要な執行権を持つことになった。サイクロンによる高波で、13 万 8,000 人が犠牲となった。

アワミ連盟の権力への返り咲き

1996 年 2 回の選挙でアワミ連盟が権力を掌握した。この結果、シェイク・ムジブル・ラフマンの娘であるシェイク・ハシナが首相に就任した。

1997 年 エルシャドが刑務所から釈放された。野党 BNP が政府を攻撃する政治運動を開始した。

1998 年 洪水により国土の 3 分の 2 が被害を受けた。1975 年に起きたムジブル大統領の暗殺事件に関与したとして、15 名の元陸軍将校が死刑の判決を言い渡された。

2000 年 **9 月**：国連での演説でシェイク・ハシナが軍事政権を批判し、パキスタンの指導者ムシャラフ大将に対し、彼女との会談を中止するように促した。1971 年の独立戦争に関するパキスタンの報告書の内容が漏れたことで、両国間の緊張がさらに高まった。
12 月：1971 年の独立戦争に関する見解を理由に、バングラデシュはパキスタンの外交官を国外退去させた。この外交官は死者の数を 2 万 6,000 人としていたが、バングラデシュは死者の数が約 300 万人に上ったと主張した。バングラデシュは、独立戦争の間にパキスタン軍が大量虐殺を行ったと主張し、パキスタンに対して謝罪を要求した。

2001 年 **7 月**：シェイク・ハシナは首相を辞任し、権力を暫定政府に移譲した。シェイク・ハシナは、バングラデシュで 5 年間の任期を満了した最初の首相であった。

BNP が率いる連立政権

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2001 年 **10 月**：BNP が率いる連立政権が総選挙で大勝した。カレダ・ジアが再び首相に就任した。**[20i]** 300 人に上る外国の選挙オブザーバーは、自由で公正な環境のもと投票が行われたと評価した。 **[1a]**

2002 年 **3 月**：政府は、酸を使用した攻撃を死刑の適用が可能な犯罪行為として定める法律を導入した。
4 月：暴力を使った犯罪について対処する法律上のプロセスを迅速化するため、政府は時限立法を承認した。
6 月：党路線に反する行為をしたとしてバングラデシュ民族主義党により糾弾されたことで、チャウドリー大統領が辞任した。
野党アワミ連盟が国会審議への出席のボイコットを中止し、2001 年 10 月の総選挙に敗れて以来、初めて国会に出席した。
9 月：ダッカ大学を退官したイアジュディン・アハメドが新しい大統領に就任した。 **[20s]**
10 月：犯罪の増加、および法律と治安を取り巻く環境の悪化への批判に応える形で、政府が「クリーン・ハート作戦」を開始した。この活動を進めるため、約 4 万人の兵士が主要都市に配置され、法律と秩序の回復に努め、「指名手配犯」を逮捕し、不法に所持された武器を回収した。この作戦期間中に 1 万 1,000 人を超える人々が逮捕され、31～40 人が兵士により拘束された後に死亡している。

2003 年 **1 月～3 月**：4,267 の地方議会の選挙が行われた。2003 年 2 月までに、選挙に関連した暴力行為で 25 名が死亡したと報じられた。
2 月：「2003 年の統合部隊の免責に関する法令」が国会により成立し、「クリーン・ハート作戦」に参加した陸軍と治安部隊のメンバーが法的に保護されることになった。

2004 年 **1 月**：シレット県の寺院で爆弾テロが発生した。
5 月：憲法の修正で国会の議席が 300 から 345 に増えた。新たに加えられた 45 議席は、指名された女性議員のために確保される。
5 月：シレット県のイスラム教寺院で爆弾テロが発生し、2 人が死亡、25 人が負傷した。負傷者の中には英国高等弁務官が含まれていた。
7 月～8 月：大規模な洪水がバングラデシュを襲い、600 人以上が死亡し、約 3,000 万人が住む場所を失うか取り残された。一時はダッカの半分を含む国土の 60%が水没した。
8 月：8 月 21 日、ダッカで開催されていたアワミ連盟の集会でシェイク・ハシナが演説しているときに手榴弾が投げ込まれ、23 人が死亡し、約 200 人が負傷した。その後、アワミ連盟の支持者による暴動が全国で発生した。アワミ連盟はゼネストを呼びかけた。 **[40b](p16)**
9 月～10 月：10 月 3 日に予定されるアワミ連盟の大規模集会を前に、警察は「無差別の」逮捕を敢行した。
11 月：汚職防止委員会が設置された。
12 月：アワミ連盟が率いる野党連合が、国を縦断する「人間の鎖」による示威行動を 2 回にわたり行った。

2005 年 **1 月**：ハビガンジで、シャーAMS キブリア前財務大臣とアワミ連盟の他の 4 名の活動家が手榴弾による攻撃を受けて殺害された。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2 月：政府は Jumatul Mujahedin Bangladesh（JMB）とジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ（JMJB）という 2 つのイスラム過激派の活動を禁止した。
8 月：国内の 63 の都市で約 400 個の小型自家製爆弾がほぼ同時に爆発し、2 人が死亡、100 人以上が負傷した。Jumatul Mujahedin Bangladesh（JMB）が自分たちの犯行であることを認めたと報じられた。
10 月：3 つの県の裁判所の建物内で爆弾テロが起き、2 人が死亡し、数十人が負傷した。Jumatul Mujahedin Bangladesh（JMB）の犯行であると考えられている。イスラム組織 Harkat-ul-Jihad-al-Islami（HuJI）の活動が禁止された。
11 月：11 月 14 日に 2 人の裁判官が殺害された。他の複数の裁判官にもイスラム過激派から殺害予告が届いた。11 月 29 日、ガジプル県の裁判所の建物内で自爆テロが起き、またチッタゴンでは爆弾テロが起き、14 人以上が死亡し、40 人以上が負傷した。JMB の犯行であると考えられている。

2006 年 **2 月**：アワミ連盟が主導する野党連合の 4 万人以上のメンバーがダッカで大規模な集会を開いた。 **[23o]**
3 月：Jama'tul Mujahedin Bangladesh（JMB）とジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ（JMJB）の指導者であるシェイク・アブドゥル・ラフマンとシディクル・イスラム、別名「バングラ・ブハイ」が警察と RAB の部隊によって捕らえられた。 **[20bq] [39ac]**
5 月：2005 年 11 月に起きた 2 人の裁判官の殺害事件に関与したとして、シェイク・アブドゥル・ラフマン、シディクル・イスラム、およびその他の JMB の上級メンバーに死刑が言い渡された。**[5j]**
5 月～6 月：衣料業界でかつてない労働不安が広がり、7 つの工場が閉鎖されるに至った。 **[5j]**
6 月～9 月：AL が率いる野党連合が街頭での抗議運動と *hartal*（ゼネスト）を強化し、選挙管理委員会と 2006 年 10 月に権力を掌握する予定の暫定政府の改革を要求した。**[20bz]**
10 月：新しい最低賃金が発表された後、衣料業界に再び労働不安が広がった。マイクロクレジットの創始者である Dr.ムハマド・ユヌスとグラミン銀行が共同でノーベル平和賞を受賞した。 **[90]**

暫定政権

10 月（続き）：10 月 27 日、カレダ・ジアの BNP が率いる連立政権の任期が満了となった。**[20cf]** アワミ連盟が率いる 14 党の連合による大規模な抗議に応える形で候補者となることを辞退した KM ハサン前司法長官（前最高裁判所長官）の後任として、イアジュディン・アハメド大統領が暫定政府の主席顧問に就任した。 **[40h]**

2007 年 **1 月**：1 月 3 日、アワミ連盟が率いる 14 党の連合は、次回の総選挙が公正に行われないとしてこの選挙への参加を拒否すると発表した。この政党連合は、選挙管理委員会の再構成と有権者一覧に見られる問題点の是正などを求めた。この政党連合はゼネストと封鎖行為に関する新しい計画を発表した。1 月 11 日、イアジュディン・アハメド大統領は非常事態宣言を発令し、1 月 22 日に予定されていた総選挙を自由かつ公正で信頼性の高い選挙を行うための条件が揃うまで延期することを決めた。**[38ah]**「2007 年の非常権限に関する

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

法令」の布告により、憲法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、および第 42 条の効力が差し止められた。**[20cb] [38aj]** バングラデシュ銀行の元頭取である Dr.ファクルディン・アハメドが新しい主席顧問に任命され、1 月 12 日に正式に就任した。**[38ai]** 1 月 17 日、暫定政府は政府の行政部門から下位の司法機関を分離させるための前提条件として 4 つの規則を官報に掲載した。 **[38as]**

2 月：2 月 4 日から 6 日までに、統合治安部隊は 9 名の閣僚経験者を含む複数の著名な政治家と財界人を汚職容疑で逮捕した。（4 月 13 日までに、160 名を超える著名な政治家、財界人、および高級官僚が拘束された。） **[38bc] [20cs]**

3 月：2007 年 3 月 22 日、再構成された選挙管理委員会は、9 回目の国政選挙に向けて写真付きの国民身分証明カードと新しい有権者一覧を同時に作成する決定を発表した。**[38bq]** 3 月 29 日、シェイク・アブドゥル・ラフマン、シディクル・イスラム（別名「バングラ・ブハイ」）、およびイスラム過激派 Jamatul Mujahedin Bangladesh（JMB）の 4 人の他の指導者たちが殺人の罪で絞首刑に処せられた。 **[38au]**

4 月：4 月 12 日、主席顧問は 2008 年末までに 9 回目の総選挙を実施するという暫定政府の意思を伝えた。**[38bt]**

5 月：5 月 1 日、ダッカ、シレット、およびチッタゴンの各都市の鉄道駅で同時爆弾テロが発生した。Jadid al-Qaeda Bangladesh というそれまで知られていなかった組織が、自分たちの犯行であることを認めた。 **[20cn]**

7 月：7 月 16 日、アワミ連盟の指導者シェイク・ハシナが強要の容疑で逮捕、起訴された。**[20dh]**

8 月：政府は、警察と非常事態宣言の解除を求める学生の間で激しい衝突が起きているダッカと他の 5 都市で外出禁止令を出した。 **[20i] [20k]**

9 月： 9 月 3 日、カレダ・ジア元首相が強要と汚職の容疑で拘束された。**[61c]** 9 月 10 日、屋内で行われる政治活動に対する禁止措置が部分的に解除された。 **[38d]**

11 月：サイクロン「シドル」がバングラデシュを襲い、数千人が死亡した。被災した数十万人の人々は、生きるための糧を求めて苦闘することになった。**[5s]** 刑事訴訟法に関する（修正条項）法令が発効し、下位の司法機関が行政部門の管轄下から外され、最高裁判所の管轄下に置かれることになった。**[11l] [20dn]**

12 月：諮問委員会は国民人権委員会の設立に関する法令を承認した。 **[39ak]**

2008 年

5 月：2008 年 5 月 18 日、諮問委員会は 2008 年の反テロ法令を承認した。**[38dc]** 高等裁判所は、ビハリ族（または「取り残されたパキスタン人」）として知られるウルドゥ語を話す民族がバングラデシュ国民として投票権を得ることについての請求を有効であると判断した。

6 月：アワミ連盟の指導者シェイク・ハシナが、米国で治療を受けることを理由に身柄の拘束を解かれた。**[20ea]** BNP の指導者カレダ・ジアも保釈された。**[20o]** 有権者の登録作業もほぼ完了していた。 **[16c]**

8 月： 5 つの市法人と 4,000 を超えるユニオン議会 *（Union parishad）*で地方選挙が行われた。アワミ連盟により支援された候補者が多く当選した。 **[20o]**

11 月：シェイク・ハシナがバングラデシュに帰国した。 **[20o]**

12 月：2007 年 1 月に出された非常事態宣言は 2008 年 12 月 17 日に解除された。外国の選挙オブザーバーが自由かつ公正な環境のもと行われたと評価した 12 月 29 日に行われた総選挙の後、民主的に選ばれたシェイク・ハシナが

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

率いるアワミ連盟が、2006 年 10 月から権力の座に就いていた暫定政府から権力を引き継いだ。**[20o]**

2009 年 **2 月**：2 月 12 日、Md.ジルル・ラフマンがバングラデシュの大統領に就任した。**[38es]** 2 月 25 日から 26 日にかけてバングラデシュ国境警備隊の兵舎で起きた国境警備隊の隊員による反乱で、およそ 74 名が死亡した。死亡した者の多くは陸軍将校であった。警察は、1,000 人を超える隊員に扇動から殺人にまで至る違法行為の容疑をかけた。 **[20o]**

6 月：高等裁判所は、2 つの主要政党間で数十年にわたって争われてきた問題に裁定を下し、1971 年にパキスタンからの独立を宣言したのはシェイク・ハシナ首相の父親であって、政敵カレダ・ジアの亡夫ではないと決定した。**[20o]**

10 月：政府は、世界中で活動するイスラム教組織の Hizb-ut Tahrir の国内組織を、平和への脅威として禁止した。 **[20o]**

11 月：5 人の元将校はバングラデシュを建国したシェイク・ムジブル・ラフマン首相を 1975 年に殺害した罪で有罪とされた判決に対する上告が棄却され、長年にわたり最も論議を呼んだ裁判は終結を見た。 **[20o]**

2010 年 **1 月**：バングラデシュは、1975 年に国を独立に導いた指導者の殺害の罪で有罪となった 5 人の元陸軍将校を処刑した。それらの男たちは軍事クーデターの中で、シェイク・ムジブル・ラフマン、その妻、3 人の息子、2 人の義理の娘、および約 20 人のその他の人々を殺害した。 **[22et]**

2 月：バングラデシュでは、暴動が頻発する南東部丘陵地帯で部族集団とベンガル人定住者の間で新たな衝突が起き、20 人以上が負傷し、数十戸の家が放火された。**(TimelinesDB) [27a]**

2 月：バングラデシュでは、工業都市ガジプルにある 7 階建ての Garib セーター工場で火災が発生した。目撃者によると、最上階の出口扉はその時間、鍵が掛けられていた。工場の 2 階部分から出火し、大勢の従業員が閉じ込められた。警察発表では、女性 14 人、男性 7 人が死亡し、約 40 人が負傷した。**(TimelinesDB) [27a]**

3 月：バングラデシュ警察は、ダッカを拠点とするフェイスブックの株予想屋で 1 万人の信奉者がいるマハブル・サルワル（26 歳）をバングラデシュの証券取引を過熱させて違法に操作した容疑で逮捕したと発表した。**(TimelinesDB) [27a]**

3 月：バングラデシュは、1971 年の独立戦争中に殺人、拷問、レイプおよび放火を犯したとされる容疑者に対する延期されていた裁判を進めるため、戦争犯罪法廷を設置した。**(TimelinesDB) [27a]**

4 月：深刻な水不足が切っ掛けで広範な抗議運動が起こった後、バングラデシュでは、首都ダッカの給水ポンプを守るために陸軍が配置された。**(TimelinesDB) [27a]**

4 月：バングラデシュ労働大臣モシャラフ・ホサイン（Mosharraf Hossain）は、労働者がさらに大規模な抗議運動を開き、国内の幹線道路を封鎖した時、衣料品産業の労働者数百万人の最低賃金を引き上げると発表した。**(TimelinesDB) [27a]**

5 月：バングラデシュ東部では、スピード違反のバスが別のバスに衝突した後、橋から転落し、11 人が死亡、32 人が負傷した。**(TimelinesDB) [27a]**

5 月：バングラデシュ政府は、イスラム教預言者ムハンマドの肖像を描くよう呼び掛けていた人気の高い社会ネットワーキングウェブサイトのフェイスブックを遮断したと発表した。 **(TimelinesDB) [27a]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

6 月：バングラデシュのダッカで、以前運河であった場所に建設された 4 階建ての建物が崩壊し、20 人以上が死亡した。**(TimelinesDB) [27a]**

6 月：バングラデシュで、違法な化学倉庫で有毒なガスを含んだ火災が発生し、ダッカで最も人口密度の高い地域の 1 つを焼き尽くし、117 人以上の人々が死亡した。**(TimelinesDB) [27a]**

7 月：バングラデシュの特別法廷は、1971 年の独立戦争中に人道に反する犯罪を行ったとされる容疑者に対する予定の裁判に先立ち、国内で最大のイスラム教政党の 4 人の幹部指導者に対して逮捕令状を発行した。**(TimelinesDB) [27a]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付録 B：政治組織

主な政党

アワミ連盟（AL）
AL は東パキスタン州のベンガル人のアイデンティティーに訴えることで、東パキスタンの独立運動を進めるために 1949 年に設立された政党である。英領インドのイスラム教の州が単一のイスラム教国のもとに統一されるという考え方を、AL は拒否した。1970 年、シェイク・ムジブル・ラフマンが率いる AL が東パキスタンの選挙に勝利したが、東パキスタンはその選挙結果を無視した。大規模な社会不安の時期が続いた後、東パキスタンは 1971 年 3 月、一方的に独立を宣言し、バングラデシュ人民共和国を樹立した。シェイク・ムジブ・ラフマン政権は、汚職、経済的崩壊および社会不安を特徴としていた。シェイク・ムジブ・ラフマンは、大統領に就任し、1975 年に一党独裁制を宣言した直後に暗殺された。AL がシェイク・ムジブ・ラフマンの娘であるシェイク・ハシナのもとで政権に復帰するまでには、それから 20 年以上を待たねばならなかった。シェイク・ハシナは、父親を殺害した 5 人の陸軍将校に与えられていた免責を覆した。AL が政権を離れている間、彼らに対する裁判手続きは遅れに遅れたが、2010 年 1 月、彼らはついに処刑された。**[83h] (内政問題)**

AL が主導する「大連合」は 2008 年 12 月の総選挙で大勝利し、国会の 300 議席のうち 262 議席（このうち AL は 230 議席）を確保、バングラデシュは民主的統治を回復した。シェイク・ハシナは 2009 年 1 月、世俗政党を標榜する政党の指導者として首相に返り咲いた。AL 政府はまた、政治の世界への宗教の影響を排除しようとした。2009 年 10 月、政府は反政府的、反民主的な姿勢を理由に暴力を用いない布教活動集団 Hizb ut-Tahrir の活動を禁止した。また宗教に基づく政党を禁止するよう憲法を修正しようともした。選挙での地滑り的勝利にも関わらず、AL はしばしば暴力事件に発展する地方レベル、特に大学での党派間の対立に引っかき回された。2010 年 3 月、党の幹部会は、対立を解消し、統一の意識を高め、BNP が政治攻勢を進める際の支持のてこ入れをすることを目的として、1 カ月におよぶ国内視察旅行を開始した。**[83h] (内政問題)**

バングラデシュ民族主義党（BNP）（*Bangladesh Jatiyatabadi Dal*）
バングラデシュ民族主義党（BNP）は 1978 年にバングラデシュの初代軍事政権指導者ジアウル・ラフマン（ジア）大将によって、主に草の根の支援を結集するための手段として設立された。この政党は、多くの原理主義者が望むほど包括でも教義的でもないが、イスラム教化の政策を目指している。ジアは社会不安の時期が続いた後、1977 年に大統領に就任し、戒厳令を発令した。ジアの統治は国民投票で確定され、名目上とはいえ、ジアは民主的な正当性を得た。ジアの BNP は 1979 年の選挙で勝利し、戒厳令が撤廃され、非常事態宣言は解除された。ジアは 1981 年のクーデター未遂事件の中で殺害され、当時の副大統領アブドゥス・サッタルがジアの後を引き継いで、1981 年 11 月の大統領選挙に勝利した。BNP による統治は、ホサイン・ムハメド・エルシャド大将によるクーデターの成功後の 1982 年 3 月に終了した。これを切っ掛けに BNP はジアウル・ラフマンの未亡人であるカレダ・ジアを党首に迎え入れた。**[83h] (内政問題)**

カレダが率い、バングラデシュ・イスラム教徒会議（JIB、ジャマアテ・イスラミ・バングラデシュ）が支持する BNP は、エルシャド大将の軍事独裁政権の崩壊後、1991

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

年に政権に復帰した。BNP は次の選挙で敗北したが、2001 年 10 月に同盟を組む政党の支援を受けて政権に復帰した。その 5 年任期は 2006 年 10 月に満了した。**[83h] (内政問題)**

BNP は 2008 年 12 月選挙では不振を極め、300 議席のうちわずか 30 議席を獲得したに過ぎなかった。この選挙結果にも関わらず、カレダは、国会で党の影響力が大幅に低下したことを認めず、選挙に不正があったと主張し、正面席に 4 議席以上を BNP が占めることを要求した。この問題を巡って紛争が起こり、BNP および連立を組む政党は 2009 年 6 月から 2010 年 2 月まで国会への出席を拒絶した。2010 年 5 月、カレダは政権を不安定化させ、新たな選挙へと追い込むという党の継続的な方針の一環としてゼネストを呼び掛けた。2008 年の選挙公約は政治方策として国会への出席拒否の終了を呼び掛けるというものであったにも関わらず、そうした方針に立ち戻ったのである。**[83h] (内政問題)**

Islami Oikya Jote（IOJ）（「Islami Oikkya Jote」とも呼ばれる。）
IOJ は 1990 年に設立され、7 党（Khelafat Majlis、Nezam-e-Islam、Faraizi Jamaat、Islami Morcha、Ulama Committee、National Awami Party（Bhasani）、および Islami Shashantantra Andolo）で構成されている。その主要な目的は、イスラム法学とキラーファト（Khilafat）を基本とするイスラム政体を確立することである。IOJ の議長ムフティ・ファズルル・ハクエ・アミニ（Mufti Fazlul Haque Amini）は国内でのシャリア（イスラム法）の実施を提唱し、日常的に報道機関に対してファトワー（宗教的な意見）を表明している。国会での議席数はわずかであった（IOJ は 2001 年の国政選挙で 300 議席のうち 2 議席を獲得）が、この急進的な政党は、当時の BNP の政策に大きな影響力を行使することができた。**[83h] (内政問題)**

バングラデシュ・イスラム教徒会議（JIB = Jamaat-i-Islami Bangladesh）
JIB は、旧英国領インドのイスラム教が支配するすべての地域の統合、およびパキスタンの樹立を支持したパキスタンのジャマアテ・イスラミ（Jamaat-e-Islami of Pakistan）から生まれた。ジャマアテ・イスラミは AL がバングラデシュの独立を呼び掛けたのに反対し、1971 年の独立戦争中はパキスタンの側に立って戦った。シェイク・ムジブの政権下では、ジャマアテ・イスラミは活動を禁止され、パキスタンへの亡命を強いられた。ムジブルの政府による特別法のもとで 1974 年に禁止された他の政党とともにジャマアテ・イスラミによる支援を得て、イスラム民主連盟（Islamic Democratic League）は 1976 年にジア大将が導入した政党規則によって合法化された。**[83h] (内政問題)**

しかし JIB は 1980 年代はある程度の支持を受けたが、独立戦争でパキスタンに反対して戦った者を「裏切り者」と見なして殺害するなど、1990 年代に過激で暴力的な政治戦略を取り入れたことで劇的に支持を失った。2007 年 1 月から 2008 年 12 月まで軍が率いた暫定政府の統治下では、JIB 党首のモティウル・ラーマン・ニザミが政府の汚職撲滅運動の一環で一時的に逮捕されたとはいえ、JIB は BNP や AL に比べ順調に勢力を伸ばした。ところが、2001 年の前回の総選挙で 17 議席を獲得していた JIB は 2008 年 12 月の選挙では 2 議席しか獲得できなかった。**[83h] (内政問題)**

政府は 2009 年と 2010 年における暴力事件の増加に関わっていた JIB の学生組織であるイスラム学生シビール（Islami Chhatra Shibir）の取り締まりを行おうとした。宗教過激派や学生の扇動者を全国的に一掃する活動の一環として、2010 年 2 月、ダッカとチッタゴンで 100 人を上回るシビールのメンバーの逮捕に踏み切った。**[83h] (内政問題)**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ジャティヤ党（国民党）（エルシャド）
ジャティヤ党（国民党）は、1982 年の無血革命後にエルシャド大将の政権が国民の支持を勝つ取ることを目的に、エルシャド大将が 1986 年に結成した政党である。広く不正が行われたとされる 1986 年の選挙で、ジャティヤ党は 153 議席を獲得し、エルシャドの政府は過半数を制して、見せかけとはいえ民主的な正当性を確保した。エルシャドの辞任に続く 1991 年の選挙では、ジャティヤ党は 36 議席を獲得した。ジャティヤ党は政府の抑圧、およびエルシャドをはじめとする党幹部の投獄に直面して分裂した。ジャティヤ党は、カレダ・ジアの辞任を求める AL を支持した 1996 年の政治危機の時期に多少の復活を見た。党は 1996 年の選挙で 32 議席を確保することができ、AL 主導の政府に参加した。エルシャドはその後、ハシナにより釈放された。**[83h] (内政問題)**

ジャティヤ党は 3 つの党派からなり、事実上、別々の政党として活動しているが、影響力があるのは、そのうち 1 党のみである。エルシャドが率いる党派が最大党派で 14 議席を確保し、中道左派の政党へと立ち位置を変え、AL と同盟を結んだ。エルシャドの党は 2008 年 12 月の国政選挙で 27 議席を獲得し、報道によると、エルシャドが大統領に就くとの約束のもとに AL 主導の「大連合」を支持することに同意した。ただし、エルシャドの大統領就任は実現しなかった。**[83h] (内政問題)**

バングラデシュ・ジャティヤ（国民）党（Bangladesh Jatiya Party）（N-F）、またはジャティヤ党（ナジウル）：ナジウル・ラフマン・マンズルにより率いられた党派で、2001 年の選挙では 4 議席を獲得し、BNP が主導する連立政権に参加した。2008 年 12 月の選挙では 1 議席の獲得に留まっている。この党は世俗政党である。

ジャティヤ（国民）党（マンジュ）は 1999 年にジャティヤ党から分派した政党または党派で、2001 年の選挙では 1 議席を獲得している。**[1b]**

2001 年の総選挙に向けた全 95 の政党とそのシンボルの一覧を、バングラデシュ選挙管理委員会のウェブサイト
http://www.bangla2000.com/Election_2001/150_symbols.shtm に掲載している。

学生と若者の組織

バングラデシュ学生連盟（BCL）
アワミ連盟に関係する組織。 **[11b]**

Jatiyatabadi Chhatra Dal（JCD）
バングラデシュ民族主義党（BNP）に関係する組織。 **[11b]**

Islami Chhatra Shibir（ICS）
ジャマアテ・イスラミ（ジャマート）に関係する組織。 **[11b]**

国民学生サマジュ
ジャティヤ党に関係する組織。 **[11b]**

ゴノタントリク学生連盟
民主連盟に関係する組織。 **[11b]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

活動が禁止された組織、および（または）過激派組織

第 12 節：活動が禁止された過激派組織による犯行も参照すること。

以下の一覧では最も重要で知名度のある組織を示す。

テロ組織

ハルカツル・ジハード・イスラミ・バングラデシュ（Harkat-ul-Jihad-al Islami Bangladesh）（HuJI-B）

ジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ（Jagrata Muslim Janata Bangladesh）（JMJB）

ジャマート・ウル・ムジャヒディーン・バングラデシュ（Jama'atul Mujahideen Bangladesh）（JMB）

Purba Bangla共産党（PBCP）

過激派組織

イスラム学生シビール（Islami Chhatra Shibir）（ICS）

出典：Institute for Conflict Management, New Delhi: South Asia Terrorism Portal **[59]**

Jadid (new) al-Qaeda Bangladesh
この新しい武装組織の存在が初めて明らかとなったのは、ダッカ市、シレット市、およびチッタゴン市にある鉄道の複数の駅で同時爆弾テロが発生した 2007 年 5 月 1 日のことである。2 つの現場に残されていた金属板に刻まれたメッセージの内容から、Jadid al-Qaeda Bangladesh の犯行であることが明らかとなった。当時警察は、この組織が全く新しい組織であるのか、既存のテロ組織の新しい名称であるのかを調べていると伝えていた。（BBC News、2007 年 5 月 1 日）**[20cn]** 2007 年 5 月と 6 月に、警察はラジシャヒ工科大学（RUET）の正門付近に仕掛けられた爆弾を 3 回にわたって回収した。1 個はアルミ製のシートで梱包され、「Jadid al Qaeda」という名称が記されていた。(*Daily Star*) **[38cg]** (UNB、2007 年 6 月 14 日) **[39af]**

Biplobi 共産党（1971 年以前は、東パキスタン共産党として知られた）
毛沢東主義を掲げる政党。独立戦争の間には、パキスタン軍とアワミ連盟と戦った。1970 年代中頃まで、この党の活動は国により抑圧された。1980 年代にこの党の活動は再び活気を帯びるようになった。 **[11a] [38z]**

新 Biplobi 共産党（NBCP）
この党は Biplobi 共産党が分裂した後、1999 年に組織された。警察は、約 5,000 人の幹部がいると見積っている。指導者はモノランジョン・ゴシャル（Monoranjon Goshal）、別名「ムリナル（Mrinal）」という人物であった。主にクルナ県、ジョソール県、バゲルハット県、およびシャスキラ県で活動を展開してきた。この組織はゆすりやたかりといった行為で資金を調達している。 **[38x]**

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

その他の組織

ロヒンギャ連帯組織（RSO）

スンニー派のイスラム武装勢力である RSO は、ロヒンギャ愛国軍の分派として 1982 年に設立された。この組織は、ビルマにいるロヒンギャ族とバングラデシュに難民として生活するロヒンギャ族に対する抑圧を阻止し、ロヒンギャ族によるラキネ（アラカン）という自治国を設立することを目的として掲げている。「ジェーンズ・センチネルによる 2007 年の安全保障に関する評価」には、当時までこの組織が活動休止状態であったと伝えられている。その一方で、ビルマとバングラデシュの政府は反対の見解を示していた。RSO の主な活動地域はビルマとバングラデシュの国境地域に限られていた。ジェーンズ・センチネルには、RSO の犯行によるものとされる多くのテロ活動は、HuJI などの組織によって実行された可能性が高いと記されている。この組織の最後の指導者として知られていたのは、モハマド・ユヌスという人物である。 **[83f]**

Swadhin Bangabhumi Movement（「ベンガルの自由な土地」）
ヒンズー教の分離主義的な活動を推進する組織。1975 年 8 月にインドに逃れた元アワミ連盟 MP によりカルカッタで設立された。バングラデシュ南西部（少数派であるヒンズー教徒の大きな共同体が存在する）に独立国家の樹立を目指している。1984 年にはカルカッタのバングラデシュ高等弁務団の乗っ取りを試みた。1988 年、バングラデシュの治安部隊がこの政治運動に対する一斉取り締りを行い、多くの幹部が逮捕された。 **[11a]**

Shanti Bahini（「平和軍」）
チッタゴン丘陵地帯で部族反乱を起こした Parbattya Chattagram Jana Sanghati Samity（PCJSS）の武装組織。1972 年に設立。チッタゴン丘陵地帯の政治的な独立を目指し、チャクマ族からの支持を得ている。しかし、1997 年 12 月 2 日に平和協定が締結された後、シャントゥ・ラルマ（Shantu Larma）が Shanti Bahini の解散を宣言したと報じられた。1998 年 2 月 10 日、Shanti Bahini は政府に対し、武器を正式に放棄し、25 年にわたる反乱の歴史に終止符を打った。この組織はすでに武器を手放すことで解散していると考えられており、平和協定の遂行の一環として彼らに対する刑事訴訟は取り下げられている。 **[11a]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付録 C：著名な人々

イアジュディン・アハメド教授（**AHMED Prof. Iajuddin**）
2002 年 9 月から 2009 年 2 月まで、バングラデシュの大統領を務めた。**[20s] [20ef]**

Dr. ファクルディン・アハメド（**AHMED Dr Fakhruddin**）
バングラデシュ銀行の前頭取。2007 年 1 月から 2008 年 12 月までの間、暫定政府の主席顧問（事実上、首相代理）を務めた。**[38ai]**

モエーン・アハメド大将（**AHMED General Moeen**）
2005 年 6 月から 2009 年 6 月までの間、陸軍参謀総長を務めた。 **[40n]**

ホサイン・モハメド・エルシャド大将（**ERSHAD General Hossain Mohammed**）
1986 年から 2007 年 6 月までの間、 ジャティヤ党（国民党）の主流党派の指導者を務めた。1982 年 3 月に軍事クーデターを起こした後、権力を掌握し、1990 年 12 月まで独裁者として国を統治した。**[1a] [40a] [38ck]**

シェイク・ハシナ（**HASINA Sheikh**）
アワミ連盟（AL）の指導者。2009 年 1 月 6 日より首相を務めている。**[20ej]** 1996 年から 2001 年までの期間にも首相を務めていた。バングラデシュを建国したシェイク・ムジブル・ラフマンの娘で、1981 年にアワミ連盟の指導者に就任した。**[40a] [1a]**

Md. アブドゥル・ムベーン中将（**MUBEEN General Md Abdul**）
2009 年 6 月より陸軍参謀総長を務める。 **[83]**

モティウル・ラフマン・ニザミ（**NIZAMI Motiur Rahman**）
バングラデシュ最大のイスラム政党であるジャマアテ・イスラミの指導者。 **[40a]**

シェイク・ムジブル（ムジブ）・ラフマン（**RAHMAN Sheikh Mujibur**（**Mujib**））
バングラデシュの初代首相。1975 年 8 月に暗殺された。**[1a]**

ジアウル・ラフマン（**RAHMAN Ziaur**（ジア大将））
1977 年 4 月に大統領に就任したが、1981 年 5 月に暗殺された。**[1a]**

ジルル・ラフマン（**RAHMAN Zillur**）
2009 年 2 月 12 日以降、バングラデシュの大統領を務めている。 **[20ef]**

Dr.ムハマド・ユヌス（**YUNUS Dr Muhammad**）
マイクロクレジットの創始者でグラミン銀行の創業者。2006 年にノーベル平和賞を受賞している。**[20cm]**

ベグム・カレダ・ジア（**ZIA Begum Khaleda**）
バングラデシュ民族主義党（BNP）の指導者。2001 年から 2006 年 10 月まで首相を務めた。1991 年から 1996 までの間も首相を務めた。ジアウル・ラフマン元大統領の妻で、1981 年に BNP の指導者に就任した。**[20i] [40a]**

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付録 D：略語一覧

AI	アムネスティ・インターナショナル
AL	アワミ連盟
BCL	バングラデシュ学生連盟
BJP	バングラデシュ国民党
BNP	バングラデシュ民族主義党
BNWLA	バングラデシュ国民女性弁護士協会
BRAC	バングラデシュ農村部発展委員会
CEDAW	女性に対するあらゆる形態の差別を根絶するための委員会
CHT	チッタゴン丘陵地帯
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
EU	欧州連合
FCO	外務英連邦省（UK）
FH	フリーダム・ハウス
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
HUJI/HuJI	Harkat-ul-Jihad-al-Islami
ICS	イスラム学生シビール
IDP	国内避難民
IMF	国際通貨基金
IOJ	Islami Oikya Jote
IOM	国際移住機関
JCD	Jatiyatabadi Chhatra Dal
JMB または **JM**	Jamatul Mujahedin Bangladesh
JMJB	ジャグラタ・ムスリム・ジャナタ・バングラデシュ
MSF	国境なき医師団
NBCP	新 Biplobi 共産党
NGO	非政府組織
OCHA	人道問題調整局
OECD	経済協力開発機構
PBC	Purba Bangla(r) 共産党
RSF	国境なき記者団
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNDP	国連開発計画
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機構

目次に戻る
出典一覧に進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付録 E：参考文献

内務省は、外部のウェブサイトに掲載されている内容について一切責任を負わない。

本資料を更新する過程で古くなった資料は削除されているため、参考文献に付けられている番号は必ずしも連続していない（該当する場合に限る）。

[1] Europa World Online
(Online version of the Europa World Year Book, published by the Taylor and Francis Group – Routledge. http://www.europaworld.com/pub/ By subscription)

a Bangladesh: Recent History
Date accessed 14 December 2009

b Bangladesh: Country Profile, Country Statistics
Date accessed 14 December 2009

d Bangladesh: Education
Date accessed 11 June 2010

[2] US State Department
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/ (Human Rights reports)
http://www.state.gov/g/drl/irf/rpt/ (Religious Freedom reports)
http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3452.htm (Background Note)

a Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2007, published 11 March 2008

b Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2008, published 25 February 2009

c Bangladesh: International Religious Freedom Report 2006, published 15 September 2006

d Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2004, published 28 February 2005

e Background Note: Bangladesh; updated 24 May 2010, http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3452.htm
Date accessed 1 June 2010

f Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2005, published 8 March 2006

g Bangladesh: International Religious Freedom Report 2003

h Bangladesh: International Religious Freedom Report 2004

l Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2006

m Bangladesh: International Religious Freedom Report 2007

n Trafficking in Persons Report 2008, released 4 June 2008

o Bangladesh Country Report on Human Rights Practices 2003, published 25 February 2004

p Bangladesh: International Religious Freedom Report 2008 (released 19 September 2008)

q Trafficking in Persons Report 2009: released 16 June 2009

s Bangladesh: International Religious Freedom Report 2009 (released 26 October 2009)
http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127363.htm
Date accessed 1 June 2010

t. Human Rights Report 2009, released 11 March 2010,
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/sca/136085.htm
Date accessed 11 March 2010

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

u Trafficking in Persons Report 2010: released 14 June 2010
http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2010/index.htm
Date accessed 14 June 2010

[3] Canadian Immigration and Refugee Board http://www.irb.gc.ca/default.htm
b BGD100388.E, 8 August 2005. Bangladesh: Prevalence of fraudulent, forged or fake documents…
f Bangladesh: State Protection: September 1998
i BGD42249.E, 12 January 2004. Violence against women, especially domestic violence; state protection and resources available to survivors of abuse.
j BGD42086.E, 12 January 2004. Whether civilians bribe newspapers to publish fraudulent articles; frequency of this practice; which newspapers are most vulnerable to corruption; names of newspapers known to be corrupt (2001-2003).
p BGD42162.E, 11 November 2003. 'Bangladesh: Whether a man is required to give his consent…'
q BGD42137.E, 20 November 2003. 'Bangladesh: Whether minor children travelling…'
r BGD42288.E, 9 December 2003. Follow-up to BGD42137.E
s BGD43359.E, 21 February 2005. 'Bangladesh: Meaning of the phrase "No further extension"…'
t BGD101510.E, 9 August 2006. 'Bangladesh: The situation of Christians…'
u BGD101509.E, 4 August 2006. 'Bangladesh: The situation of Hindus…'
v BGD100462.E, 16 August 2005. 'Bangladesh: The situation of Buddhists…'
x BGD42664.E, 1 June 2004. 'Bangladesh: Societal attitudes towards handicapped people…'

[4] Constitution of the People's Republic of Bangladesh (website of the Prime Minister's Office) http://www.pmo.gov.bd/pmolib/constitution/part1.htm
Date accessed 15 March 2010

[5] Keesing's Record of World Events (by subscription)
b March 1998
c April 1998
h March 1999
j May 2006
k June 2006
q September 2007
s November 2007
t February 2009

[6] Bangladesh News http://www.bangladeshnews.com
Date accessed 20 June 2009
a The 54 ordinances: 16 February 2009
b Indigenous Communities and their Colourful Culture, 27 March 2008
http://www.independent-bangladesh.com/ethnic-groups/
Date accessed 11 June 2010

[7] Amnesty International http://web.amnesty.org
a Bangladesh Annual Report 2010 (events of 2009) ,26 May 2010
http://thereport.amnesty.org/sites/default/files/AIR2010_AZ_EN.pdf
Date accessed 11 June 2010
e Bangladesh: Accountability needed in 'Operation Clean Heart', AI Index: ASA 13/015/2002, 23 October 2002

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

k Bangladesh: The Ahmadiyya Community – their rights must be protected, AI Index: ASA 13/005/2004: 23 April 2004
m Chittagong Hill Tracts: A Call for Justice at Mahalchari. AI Index: ASA 13/003/2004: 1 March 2004
p Bangladesh: Fear of imminent execution. AI Index: ASA 13/009/2006: 28 September 2006
q Bangladesh: Death in custody and reports of torture: AI Index: ASA 13/005/2007: 10 May 2007
r Bangladesh Annual Report 2007 (events of 2006)
s Bangladesh Annual Report 2008 (events of 2007)
u Bangladesh Annual Report 2009 (events of 2008)
v Border guards die in custody in Bangladesh: 27 March 2009

[8] **United Nations**
a Office of the UN High Commissioner for Human Rights (website): Ratifications and Reservations. (Accessed 22 June 2009) http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm
b 'Human Security in Bangladesh, In Search of Justice and Dignity', a report on behalf of the United Nations Development Programme: September 2002 http://www.un-bd.org/undp/info/hsr/index.html
Date accessed 24 March 2006
c Economic and Social Council. Statement submitted by the Asian Legal Resource Centre: 'Integration of the Human Rights of Women and the Gender Perspective: Violence against Women'. E/CN.4/2003/NGO/96 dated 10 March 2003.
d Bangladesh Common Country Assessment 2004 (published January 2005) http://www.un-bd.org/docs/CCA_Jan_2005.pdf
e United Nations Development Programme: 'Largest ever development project in the CHT approved' (Media release): 15 December 2005
f Millennium Development Goals: Bangladesh Progress Report: February 2005 http://www.un-bd.org/docs/Bangladesh%20MDG%20Progress%20Report.pdf
Date accessed 19 August 2008
g UN Department of Economic and Social Affairs, Population Division: 'World Abortion Policies 2007' http://www.un.org/esa/population/publications/abortion/doc/bangladesh1.doc
Date accessed 23 August 2008
i The United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), "Note on the nationality status of the Urdu-speaking community in Bangladesh" published 17 December 2009 http://www.unhcr.org/refworld/country,,,,BGD,,4b2b90c32,0.html
Date accessed 20 December 2009

[9] **Federal Research Division, Library of Congress** http://www.loc.gov/rr/frd/
a A Country Study: Bangladesh http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/bdtoc.html
Date accessed 20 December 2009

[10] **Human Rights Watch (HRW)** http://www.hrw.org/
a Breach of Faith: Persecution of the Ahmadiyya Community in Bangladesh: June 2005. (Vol. 17, No. 6c.)
b HRW World Report 2006 (covering 2005): published 18 January 2006
c Judge, Jury and Executioner: Torture and Extrajudicial Killings by Bangladesh's Elite Security Force: December 2006. (Vol. 18, No. 16c.)

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

f The Torture of Tasneem Khalil: How the Bangladesh Military Abuses its Power under the State of Emergency: February 2008 (Vol. 20, No.1c.)
g Ravishing the Vulnerable: Abuses against Persons at High Risk of HIV Infection in Bangladesh: August 2003 (Vol. 15, No.6c.)
h Bangladesh: Abuses Grow in Crackdown on Protests: 25 August 2007
i HRW World Report 2008 (covering 2007): dated 31 January 2008
j Bangladesh: Repeal New Terror Law: 30 June 2008
l 'Ignoring Executions and Torture – Impunity for Bangladesh's Security Forces': 18 May 2009
http://www.hrw.org/en/reports/2009/05/18/ignoring-executions-and-torture-0
Date accessed 8 February 2010
m Bangladesh: Investigate torture allegations: 25 March 2009
n World Report 2010, Bangladesh (events of 2009): Published 20 January 2010, http://www.hrw.org/en/node/87391
Date accessed 8 February 2010
o Bangladesh: Don't Restrict Powers of Anti-Corruption Body, 31 March 2010.
http://www.hrw.org/en/news/2010/03/31/bangladesh-don-t-restrict-powers-anti-corruption-body?print
Date accessed 1 April 2010

[11] UK Foreign & Commonwealth Office or British High Commission, Dhaka
a Fax dated 13 April 1992 (Bangladesh: Asylum cases).
b Fax dated 9 February 1998 (List of Student organisations)
e Human Rights Annual Report 2007
http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-report-2007
f Letter dated 4 November 2003 (Medical facilities in Bangladesh)
g Letter dated 1 December 2003 (Authentication of documents in Bangladesh)
h Letter dated 1 October 2004 (Petitioning a magistrate)
k Suggestions/additions to Bangladesh COI Report: 6 November 2007
l 4 November 2007 (Separation of Judiciary)
n 8 June 2008 (the term 'joint task forces')

[12] Himal South Asian magazine http://himalmag.com/
a The Shadow Citizens, by Afsan Chowdhury: May 2004
http://www.south-asia.com/himal/July/shadow.htm

[13] War Resisters' International
Bangladesh entry; last updated 27 March 1998 http://www.wri-irg.org/programmes/world_survey/reports/Bangladesh
Date accessed 1 December 2009

[14] World Health Organization (WHO) http://www.who.int/en/
a Country Health System Profile, Bangladesh
http://www.searo.who.int/EN/Section313/Section1515_6038.htm
Date accessed 17 December 2009
b Department of Mental Health and Substance Dependence, WHO, Geneva. Mental Health Atlas 2005.
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/profiles_countries_a_b.pdf
Date accessed 3 September 2008
c WHO Statistical Information System
http://www.who.int/whosis/en/index.html
Date accessed 3 September 2008

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

e ‘Multi-country Study on Women’s Health and Domestic Violence against Women’: November 2005
http://www.who.int/gender/violence/who_multicountry_study/en/
Date accessed 19 August 2008

[15] Aids Data Hub http://www.aidsdatahub.org/en/home
a Bangladesh Country Profile **-** http://www.aidsdatahub.org/en/country-profiles/bangladesh (Updated when?)
Date accessed 7 June 2010

[16] Bangladesh Election Commission (website) http://www.ecs.gov.bd/English/
Date accessed 22 June 2009
a 2001 General Election: Share of Votes by Party
c Total seats won by political parties (unofficial)
http://123.49.39.5/result/report4.php?lang=en
d Representation of the People (Amendment) Ordinance 2008
http://www.ecs.gov.bd/MenuExternalFilesEng/236.pdf
e Chief Election Commissioner and Election Commissioners
http://www.ecs.gov.bd/English/MenuTemplate1.php?Parameter_MenuID=8&ByDate=0&Year
f Electoral roll with photograph
http://www.ecs.gov.bd/English/MenuTemplate1.php?Parameter_MenuID=48&ByDate=0&Year
g Constitution of Bangladesh: Part VII (Elections)
http://www.ecs.gov.bd/English/QLTemplate1.php?Parameter_QLSCat_ID=33&ByDate=0&Year

[17] USAID www.usaid.gov/bd
“Partnerships within the National Integrated Health and Population Program (NIPHP)” http://www.usaid.gov/bd/files/niphp.doc
Date accessed 14 July 2008

[18] Government of Bangladesh: Ministry of Law and Parliamentary Affairs
a ‘The Bangladesh Citizenship (Temporary Provisions) Order, 1972’, Notification published by the Government of the People’s Republic of Bangladesh, Ministry of Law and Parliamentary Affairs (Law Division)
http://www.bangladoot.org/CitizehshipOrder1972.pdf
Date accessed 6 September 2008
b “Bangladesh Citizenship (Temporary Provisions) Rules, 1978”, Notification published in the Bangladesh Gazette Extraordinary dated (27/7/1978)
http://www.bangladoot.org/Citizenshiplaw%20amendment.pdf
Date accessed 6 September 2008

[19] Ministry of Health and Family Welfare, Bangladesh
a National AIDS/STD Programme: 2010 UNGASS Country Progress Report, 30 March 2010 (Reporting period: January 2008-December 2009)
http://data.unaids.org/pub/Report/2010/bangladesh_2010_country_progress_report_en.pdf
Date accessed via UNAIDS website, 11 June 2010

[20] BBC News OnLine http://news.bbc.co.uk/
b Blurring the gender lines in Bangladesh: 30 November 2000
e Police probe Bangladesh bombing: 13 January 2004
f Migrants return to Bangladesh: 4 June 2009
g Four killed in Dhaka riot: 13 February 2001

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

h Bangladesh's feuding politicians: 26 September 2001
o Timeline: Bangladesh. Updated 11 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1160896.stm
Date accessed 11 June 2010
q Fighting for sexual tolerance: 21 June 2005
s Bangladesh names new president: 5 September 2002
y Bangladesh army deaths amnesty: 9 January 2003
z Bangladesh crime troops go home: 11 January 2003
ab Troops resume Dhaka crime fight: 18 February 2003
ae Bangladesh law boosts women MPs: 16 May 2004
af Bangladesh appeals for food aid: 3 August 2004
ag Bangladesh opposition comeback: 15 June 2004
ai Bangladesh's unsolved bombings: 21 August 2004
aj Blasts hit Bangladesh party rally: 22 August 2004
ak Clashes erupt across Bangladesh: 22 August 2004
al New strike over Bangladesh attack: 30 August 2004
am Country Profile: Bangladesh. Updated 11 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/1160598.stm
Date accessed 11 January 2010
ap Top Bangladeshi politician killed: 7 May 2004
ay Court suspends Ahmadiyya book ban: 21 December 2004
ba Bangladesh 15 on sedition charges: 28 February 2005
bc Bombs explode across Bangladesh: 17 August 2005
bd Bangladesh to appeal court ruling: 31 August 2005
be Ten charged with Bangladesh murder: 21 March 2005
bf Village governments ruled illegal: 2 August 2005
bg Death for 22 in Bangladesh murder: 16 April 2005
bj Bangladesh tops the most corrupt list: 18 October 2005
bl Judges killed in Bangladesh blast: 14 November 2005
bo Sentencing over Bangladesh bombs: 9 February 2006
bq Top Bangladesh militant captured: 2 March 2006
bt Bangladesh 'militants' sentenced: 20 February 2006
bv Violent Dhaka rally against sect: 23 December 2005
bz Huge Bangladesh opposition rally: 18 September 2006
cb Bangladesh poll delay emergency: 11 January 2007
cc Q & A: Bangladesh in political crisis: 12 January 2007
cd Troops enforce Bangladesh order: 12 January 2007
cf Bangladesh pledge on power shift: 27 October 2006
cg Bangladesh power shift postponed: 28 October 2006
ch No end to Bangladesh poll crisis: 30 October 2006
ci US deported Bangladeshi coup man: 18 June 2007
cm Nobel laureate to enter politics: 19 February 2007
cn Blasts rock Bangladesh stations: 1 May 2007
co Bangladesh concern over possible rise of new militant group: 3 May 2007
cs Top Bangladesh politician is held: 13 April 2007
cu Bangladesh reporter held in raid: 11 May 2007
cv What next for Bangladesh dynasties? 26 April 2007
cw Bangladesh issues ex-PM warrant: 22 April 2007
cx Bangladesh's ex-PM's return blocked: 22 April 2007
cy Sheikh Hasina warrant suspended: 23 April 2007
cz Son of Bangladesh ex-PM arrested: 16 April 2007
da Bangladesh ex-PM 'in exile deal': 17 April 2007
db Bangladesh exile plan 'delayed': 24 April 2007
de Bangladesh ex-PM in murder probe: 5 June 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

dh Police arrest Bangladeshi ex-PM: 16 July 2007
di Bangladesh ex-PM formally charged: 24 July 2007
dn Court to choose Bangladesh judges: 1 November 2007
dt Bangladesh bans most rice exports: 7 May 2008
du Citizenship for Bihari refugees: 19 May 2008
dv Bangladesh parties decline talks: 28 May 2008
dw Bangladesh former PM is arrested: 3 September 2007
dx Bangladesh ex-PM Hasina case sent to special court: 29 January 2008
dy Bangladesh: Hasina writ verdict to decide other cases: 1 February 2008
dz Bugs eat Bangladesh court papers: 30 May 2008
ea Ex-Bangladesh PM 'to be released': 9 June 2008
eb Bangladesh former PM flies to US: 12 June 2008
ec Ex-Bangladesh PM not to go abroad: 9 June 2008
ed Bangladesh to hold local election: 20 June 2008
ee Bangladesh lifts emergency rule: 17 December 2008
ef Bangladesh elects new president: 11 February 2009
eg Awami League wins B'desh election: 5 August 2008
eh Bangladesh lifts emergency rule: 17 December 2008
ei Hasina wins Bangladesh landslide: 30 December 2008
ej Democracy returns in Bangladesh: 6 January 2009
ek BNP to join parliament on first day: 12 January 2009
em Khaleda Zia rejects 'rigged' poll: 30 December 2008
en Bangladesh poll campaign begins: 12 December 2008
eo Bangladesh troops find mass grave: 27 February 2009
ep Bangladesh cuts mutiny death toll: 2 March 2009
eq UK team probes Bangladesh mutiny: 11 March 2009
er UK to probe arms haul: 25 March 2009
es Bangladesh elects new president: 11 February 2009
et Bangladesh hangs killers of independence leader Mujib: 27 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/8483988.stm
Date accessed 28 January 2010

[21] LexisNexis Database
b Financial Times Information: Immunity for actions during anti-terror drive: 27 February 2003
c -
d 28 August 2004 – Financial Times Information: Bangladesh police, civil groups thwart attempt to seize Ahmadiyya complex
f Bangladesh militants continue to get new recruits. 21 July 2005. Prothom Alo, Dhaka, via BBC Monitoring
g Bangladesh opposition holds 'grand rally' in Dhaka: 5 February 2006. ATN Bangladeshi Television, via BBC Monitoring
h Financial Times Information: Bangladesh interim government to sign UN anti-graft convention: 6 February 2007
i Bangladesh hit by student riots: 21 August 2007
j Bangladesh moves to quell unrest: 24 August 2007
k Curfew in Bangladesh cities ends : 27 August 2007

[22] xe.com Universal Currency Converter website
http://www.xe.com/ucc/full.shtml
Date accessed 31 December 2009

[23] Agence France-Presse
(via LexisNexis)

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

f Bangladesh bans publications of minority Islamic sect: 9 January 2004
i Bangladesh militants charged in connection with envoy attack: 9 June 2007
n Bangladesh passes law to tackle early marriages: 8 March 2005
o Tens of thousands rally against Bangladesh government: 5 February 2006
p Bangladesh sentences 21 Islamic militants to death for bombings. 28 February 2006
q Thousands protest 25 dollar minimum wage in Bangladesh : 10 October 2006
t Amnesty calls for Bangladesh 'truth commission': 10 January 2008
u Rohingya refugees in Bangladesh refuse repatriation, 30 December 2009 http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5gAUv3NW-WgdhhVGoQX3y7xbRroTw
Date accessed 30 December 2009)

[24] International Lesbian and Gay Association (ILGA) http://www.ilga.org/
a World Legal Survey – Bangladesh http://www.ilga.info/Information/Legal_survey/Asia_Pacific/bangladesh.htm
Date accessed 29 May 2007
b 'State-sponsored Homophobia: A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults', edited by Daniel Ottosson: May 2009 http://www.ilga.org/statehomophobia/State_sponsored_homophobia_ILGA_07.pdf
Date accessed 14 July 2009

[25] The Mappa Ltd: Bangladesh Guide Map 2003

[26] Bangla2000 website www.bangla2000.com
a Education in Bangladesh
Date accessed 25 June 2009

[27] TimelinesDB http://www.timelinesdb.com/
a Bangladesh, http://www.timelinesdb.com/listevents.php?subjid=&dayinhist=&date1=-99999999999&date2=99999999999&words=bangladesh&title=Events%20related%20to%20bangladesh&fromrec=420
Date accessed 11 June 2010

[28] Bangladesh Rural Advancement Committee (BRAC) http://www.brac.net/
a Annual Report 2008 http://www.brac.net/useruploads/files/SDP-Annual%20Report%202008.pdf
Date accessed 23 June 2009

[29] Médecins Sans Frontières (MSF) www.msf.org
b Bangladesh: Assisting people in neglected areas: 5 December 2005
c Bangladesh: Five hour hikes common when assisting remote populations in Chittagong Hills: 19 July 2004
http://www.msf.org/msfinternational/countries/asia/bangladesh/index.cfm

[30] The Child Rights Information Network (CRIN) www.crin.org
a Situation of Children in Bangladesh 1996 (Accessed 3 October 2006)
b Bangladesh High Court Verdict on Children in Conflict with the Law. 11 July 2006. (Source: Save the Children UK – Bangladesh Office)

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[31] **Refugee and Migratory Movements Research Unit (University of Dhaka)**
"A Forsaken Minority: The Camp Based Bihari Community in Bangladesh", by Chowdhury R Abrar (undated document)

[32] **International Labour Organisation (ILO)** www.ilo.org
a Bangladesh: Child labour situation
http://www.ilo.org/public/english/region/asro/newdelhi/ipec/responses/bangladesh/index.htm
Date accessed 22 June 2009
b Bangladesh: Child Labour Data Country Brief
http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=7790
Date accessed 19 August 2008

[33] **Bangladesh Ministry of Home Affairs (website)**
http://www.mha.gov.bd/sitemap.php
Date accessed 11 January 2010

[34] -

[35] **The Coalition to Stop the Use of Child Soldiers**
Global Report 2008 (covers the period April 2004-October 2007)
http://www.childsoldiersglobalreport.org/files/country_pdfs/FINAL_2008_GlobalReport.pdf
Date accessed 15 June 2009

[36] **Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)**
http://www.unaids.org (Bangladesh and epidemiology sections)
a Accessed 13 September 2004
b Accessed 2 October 2006
c 2008 Update (Accessed 22 June 2009)
d 'HIV and Men who have Sex with Men in Asia and the Pacific': September 2006 (pages 29-35) http://data.unaids.org/Publications/IRC-pub07/jc901-msm-asiapacific_en.pdf

[37] **US Committee for Refugees and Immigrants (USCRI)**
http://www.refugees.org
d Worldwide Refugee Information: 'Fifty Years in Exile: The Biharis Remain in India.' Source: World Refugee Survey 1998
e World Refugee Survey 2005: Published June 2005
g World Refugee Survey 2007: Published June 2007
h World Refugee Survey 2008: Published June 2008
i World Refugee Survey 2009: Published 17 June 2009
http://www.refugees.org/article.aspx?id=2324&subm=179&area=About%20Refugees&
Date accessed 17 June 2009

[38] **The Daily Star (of Bangladesh)** http://www.thedailystar.net/ and http://www.thedailystar.net/archive.htm
c Rice turns cheap: 24 March 2009
d Hasina vows to sacrifice her life for people: 4 October 2004
e Scotland Yard in city to probe shrine blast: 24 May 2004
g Massive arrests ahead of Hawa Bhaban siege plan: 20 April 2004
h Arrest frenzy continues in city: 23 April 2004
i Mass arrests stopped: 27 April 2004
m CHT land body to be activated: 1 June 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

n Mass arrest put on hold until Oct 3: 30 September 2004
o Kibria, 4 AL men killed in grenade attacks: 28 January 2005
q Storm of protests, non-stop hartal: 29 January 2005
t JMJB behind Jatra attack, nabbed terrorist says: 30 January 2005
x Top outlaw Mrinal slain in West Bengal: 22 September 2004
y 10 BNP men charged with killing Kibria: 21 March 2005
z Communist Party of Bangladesh: 21 March 2005
aa Killing spree in 'crossfire': 18 July 2005
ag The Judiciary and its importance: 16 July 2005
ah Emergency declared; Iajuddin quits as chief advisor: 12 January 2007
ai Fakhruddin new CA: 13 January 2007
aj Emergency ordinance promulgated: 14 January 2007
ak Call for adequate budget allocation for street children: 10 June 2007
al Hasina declares tougher actions: 11 January 2007
an Rules promulgated to curb political activity: 27 January 2007
ao EC reconstitution likely in a couple of days: 21 January 2007
ap CA vows to transfer power through polls at earliest: 22 January 2007
aq HC suspends all polls for 3 months: 30 January 2007
as Separation of judiciary in sight, at last: 17 January 2007
au Six JMB militants hanged: 31 March 2007
bc Caught political bigwigs detained, sent to jail: 6 February 2007
bd AAC bigwigs decide to step down: 7 February 2007
bh Anti-graft body seeks to bolster its muscles: 22 March 2007
bi Anti-graft drive lacks experience, co-ordination: 19 April 2007
bj No hearings on bail prayers in 10 days: 6 April 2007
bo Hasina, Nizami, their top leaders charged: 12 April 2007
bq National ID cards, voter list with photos on way: 22 March 2007
br HC declares void electoral role: 28 March 2007
bt Election by end of 2008: 13 April 2007
bu EC to push political parties into reforms: 8 May 2007
bv 12,000 teams to do voter listing at camps: 15 May 2007
by CA says his admin, not army, controls country: 10 May 2007
bz Govt further changes emergency rules: 10 April 2007
ca Hasina sued for extortion: 10 April 2007
cb Ban on Hasina's return lifted: no bar on Khaleda: 26 April 2007
cg Two bombs with Jadid al Qaeda message found: 25 May 2007
ck Ershad quits party post: 1 July 2007
cl Govt restricts Hasina's going abroad: 15 June 2007
cq National Human Rights Commission sees the light of day: 15 December 2007 (Law and Our Rights)
cr Rights bodies decry flaws in ordinance: 27 February 2008
cs Fighting for survival…: 26 September 2005
ct Separate gender identification for hermaphrodites demanded: 11 June 2007
cu Sardined into prisons: 26 July 2008
cw Worn out, they see no light at the end of tunnel: 20 June 2007
cx Editorial: Whither police reform? 26 August 2008
dc Anti-terror ordinance okayed: 19 May 2008
dd Stranded Urdu-speaking people divided over accepting Bangladeshi citizenship: 27 May 2008
de Court declares 300,000 'stranded Pakistanis' Bangladesh citizens: 19 May 2008
dg Koko freed for 2 months: 18 July 2008
dh Ban on indoor politics relaxed: 10 September 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

di Govt to reconstitute CHT Lang Commission soon: 1 April 2008
dk Hasina sworn in as PM: 7 January 2009
dl Moeen retires, new chief to take over army tomorrow: 14 June 2009
dm Ordinances chosen: 16 February 2009
dn Polls in 4 city corporations today under emergency: 4 August 2008
do Double blow: 1 January 2009
dr Hasina sworn in as PM: 7 January 2009
ds Sheikh Hasina's cabinet: Gutsy but risky: 12 January 2009
dt A Pakistani viewpoint: 18 December 2006
dw Observers find no irregularities: 1 January 2009
dz Parties unite to stop post-poll violence: 13 January 2009
eb EC declares polls fixture: 3 November 2008
ec 450 BDR men found involved so far: 10 March 2009
ed Govt to consult legal experts to decide mode of trial: 21 April 2009
ee Govt investigating 'crossfire' killings: 31 May 2009
ef 96 ordinances come to a full stop: 25 February 2009
eg HR Commission bill likely to be passed in this JS session: 8 June 2009
eh Third Khaleda notice stayed for 3 months: 28 May 2009
ei Biharis embark on new era: 30 December 2008
ej Biharis kept waiting for passport: 26 January 2009
ek Army investigation restricted, many finds inconclusive: 15 May 2009
el Zillur in, Iajuddin out: 12 February 2009
em Justice Amirul made chairman of National HR Commission: 20 November 2008
en Khaleda allowed to stay for 4 more months. 24 August 2009
eo Long road to justice. 29 January 2010
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=123947
Date accessed 1 February 2010
ep Health services in bad shape, 27 February 2010
http://www.thedailystar.net/newDesign/news-details.php?nid=128060
Date accessed 1 February 2010

[39] United News of Bangladesh/UNB News Agency
Accessed via LexisNexis:
d Death penalty: 29 August 2004
h Cases – Pending: 26 January 2004
q Bill – Early Marriage: 16 February 2005
x HC declares illegal Gram Sarkar: 2 August 2005
ab By-election: 11 October 2001
ac Two injured by bullet, splinter as the militants retaliate: 6 March 2006
af Powerful bomb recovered from RUET in Rajshahi: 14 June 2007
ag General election anytime between October and December next year, CEC says announcing electoral roadmap: 15 July 2007
ah Report – The case against Hasina: 20 July 2007
ak Caretaker government approves Ordinance to form National Human Rights Commission: 9 December 2007
Accessed via Thomson-Reuters DataStar:
an Hundred per cent registration within two years: Bhuiyan: 27 October 2005
ar Biharis eligible to become voters as citizens of Bangladesh: High Court: 18 May 2008
at SC grants govt plea for clearing way for resuming stalled trial of Hasina in extortion case: 24 January 2008
au An intransigent Khaleda: 20 June 2008
av All legal bars to detained ex-PM Hasina's trip abroad lifted.9 June 2008

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ay Export growth in apparel sector may slide by March/ April, BGMEA president seeks govt support: 18 February 2009
az Bangladesh Govt to Buy Boro Paddy, Rice from May 1: 27 April 2009
ba Tarique Rahman arrives in London for treatment: 12 September 2008
bb Detained ex-PM released: 11 September 2008
bc Private Homes Raided for 'Immorality', 28 March 2008
bd Two More Executions for Homosexual Conduct, 22 November 2005
be The issue is torture, 31 March 2008
bf Dec 29 election conducted with credibility: ANFREL: 31 December 2008
bg Commonwealth Observer Group finds no evidence to justify BNP's claim of election under a blueprint: 31 December 2009
bi Outlawing the malpractice of 'so-called fatwa': 20 March 2009
bj Govt puts official death toll from Aila devastation at 155: 29 May 2009

[40] Economist Intelligence Unit (EIU) (by subscription)
a Bangladesh Country Profile 2006
b Bangladesh Country Report, January 2005
c Bangladesh Country Report, December 2009
e Bangladesh Country Report, July 2006
g Bangladesh Country Report, May 1998
h Bangladesh Country Report, January 2007
i Bangladesh Country Report, April 2007
j Bangladesh Country Profile 2007
l Bangladesh Country Report, January 2008
n Bangladesh Country Profile 2008 (Editorial closing date 18 July 2008)
o Bangladesh Country Report, August 2008
p 'Bangladesh politics – Numerous local elections loom in 2008': 2 January 2008
q Bangladesh Country Report, January 2009
r Bangladesh Country Report, February 2009
s Bangladesh Country Report, May 2009
t Bangladesh Country Report, December 2008
u 'Bangladesh politics – Emergency rule lifted': 17 December 2008
v 'Bangladesh politics – Awami win': 30 December 2008
w Bangladesh Country Report, May 2010

[41] The Economist (On-line subscription)
a Bangladesh: The coup that dare not speak its name: 20 January 2007

[42] Transparency International
http://www.transparency.org/policy_and_research/surveys_indices/cpi#cpi2004
e Survey on Corruption in Bangladesh: Report of Phase 2 activities: Baseline survey. Conducted for Transparency International Bangladesh by The Survey and Research System, Dhaka: Fieldwork conducted in August 2005, results published 2006
f Press release: TI welcomes Bangladesh's decision to sign UN convention: 15 February 2007
g National Household Survey 2007 on Corruption in Bangladesh (covers the period July 2006 – June 2007) Published 18 June 2008 http://www.ti-bangladesh.org/research/HHSurvey07full180608.pdf
i Corruption Perceptions Index 2008 http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2008
Date accessed 13 July 2009

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

j *e-Waves* newsletter, April 2009: 'TIB hails govt for passing RTI bill' http://www.ti-bangladesh.org/news/e-news/0904/e-news_april2009.htm
k Corruption Perceptions Index 2008, 17 November 2009 http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table
Date accessed 17 November 2009

[43] **Bangladesh Bureau of Statistics, Ministry of Planning, Bangladesh** http://www.bbs.gov.bd/
a -
b 'Bangladesh Census Results at a Glance' http://www.bbs.gov.bd/dataindex/census/bang_atg.pdf
Date accessed 19 December 2009
c Statistical Pocketbook 2005. Published November 2006
d '2001 Census results by metropolitan area.' http://www.bbs.gov.bd/dataindex/census/metropot.pdf
Date accessed 14 December 2009
e 'Key Findings of HIES 2005.' http://www.bbs.gov.bd/dataindex/hies_2005.pdf
Date accessed 27 May 2009

[44] **GlobalGayz.com** http://www.globalgayz.com/g-bangladesh.html
a Gay Bangladesh by R. Ammon. June 2006
Date accessed 1 October 2006

[45] **Internal Displacement Monitoring Centre (iDMC) of the Norwegian Refugee Council (formerly Global IDP Project)** http://www.internal-displacement.org/
a Profile of Internal Displacement: Bangladesh (as of 25 February 2005) http://www.idpproject.org/
b 'Minorities increasingly at risk of displacement.' Special report dated 28 March 2006 http://www.internal-displacement.org/8025708F004CE90B/(httpCountries)/6E57E5E3F7F7952F802570A7004BB1F8?OpenDocument
Date accessed 29 June 2009
d Bangladesh: Indigenous people and religious minorities still affected by displacement, 16 July 2009 http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/5E9692B6E4E0A918C12575F5004F95C3/$file/Bangladesh_Overview_Jul09.pdf
Date accessed 29 June 2009

[46] **Odhikar, Bangladesh** http://www.odhikar.org/
Date accessed 1 January 2010
b 'Women and Children in Disadvantaged Situations': April 2001
d Press release: "79 killed by law enforcers, 37 killed by BSF from 1 January to 31 March 2007: 2 April 2007
e Press release: 409 reportedly killed by Rapid Action Battalion from 24 June 2004 to 24 March 2007
f Press release: 50 die, 95825 arrests in the first 60 days of emergency: 12 March 2007
g Fact sheet: Arrests in Dhaka Metropolitan Area: April 2007
h Home Office visit to Odhikar, Dhaka March 2007
i Report: '121 killed by law enforcement, 55 killed by Indian Border Security Force between 01 January and 30 June 2007': 1 July 2007
j Press release: '12 people killed by Law Enforcement Agencies, 8 people killed by BSF in July 2007: 1 August 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

k Press release: '180 days of the State of Emergency in Bangladesh: 11 July 2007
m Half-yearly human rights Report on Bangladesh: 1 July 2008
n Press release: Annual Human Rights Situation in Bangladesh, 2007
o Press release: Odhikar's statement on the approval of the Anti-Terrorism Ordinance 208: 19 May 2008
p Ending impunity to acid violence and rape: February 2008
q Report on 17 months of emergency in Bangladesh: 12 June 2008
r Human Rights Report 2008: published 15 January 2009 http://www.odhikar.org/report/pdf/hr_report_2008.pdf
s Three-month Human Rights Monitoring Report: 1 January – 31 March 2009: published 1 April 2009
t Human Rights Monitoring Report, May 2009
w Human Rights Report 2009: published 1 January 2010 http://www.odhikar.org/documents/2009/English_report/HRR_2009.pdf
Date accessed 1 January 2010

[47] United Nations Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)
a [CEDAW/C/BGD/5] Consideration of reports submitted by States parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women. Dated 3 January 2003.
b [CEDAW/C/2004/II/CRP.3/Add.2/Rev.1] Concluding comments: Bangladesh. Dated 26 July 2004.

[48] Global Information Society Watch
Global Information Society Watch: 2007 report
http://www.globaliswatch.org/files/ and
http://www.globaliswatch.org/files/pdf/GISW_Bangladesh.pdf
Date accessed 14 August 2007

[49] Encyclopedia of the Nations
Bangladesh: Media (undated) (Accessed 4 September 2008)
http://www.nationsencyclopedia.com/Asia-and-Oceania/Bangladesh-MEDIA.html

[50] Australian Department of Immigration and Multicultural Affairs: Country Information Service
a CX31417, dated February 1998: Bangladesh: Profile of Asylum Claims and Country Conditions.

[51] Committee to Protect Journalists (CPJ) http://www.cpj.org/
a Special report: 'Getting Away with Murder 2010': 20 April 2010
http://cpj.org/reports/2010/04/cpj-2010-impunity-index-getting-away-with-murder.php
Date accessed 21 April 2010

[52] United Nations Convention on the Rights of the Child (CRC)
a [CRC/C/65/Add.22] Consideration of reports submitted by States parties under Article 44 of the Convention: Bangladesh. Dated 14 March 2003
b [CRC/C/OPAC/BGD/1] Consideration of Reports submitted by States Parties under Article 8 (1) of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Involvement of Children in Armed Conflict: 14 July 2005

c [CRC/C/OPSC/BGD/1] Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 12 (1) of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography. Dated 23 December 2005.
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_opsc_bgd_1_2005.pdf

d [CRC/C/OPSC/BGD/CO1] Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 12 (1) of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography: Dated 5 July 2007
http://www.bayefsky.com/./pdf/bangladesh_t4_crc_opsc_45.pdf

e [CRC/C/BGD/4 (2007)] Third & Fourth Periodic Report of the Government of Bangladesh under the CRC: August 2007
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_bgd_4_2007_adv.pdf

f [CRC/C/OPSC/BGD/Q/1/Add.1] Written Replies By The Government Of Bangladesh to the List Of Issues… (Crc/C/Opsc/Bgd/Q/1): Dated16 May 2007
http://www.unhchr.ch/TBS/doc.nsf/e121f32fbc58faafc1256a2a0027ba24/a240ce82e9ebead2c12573010050386d/$FILE/G0742020.doc

g [CRC/C/BGD/4] Consideration of reports submitted by States parties under Article 44 of the Convention: Bangladesh. Dated 23 October 2008
http://www.bayefsky.com/reports/bangladesh_crc_c_bgd_4_2007.doc

[53] **Asian Centre for Human Rights (ACHR)** http://www.achrweb.org

a The Ravaged Hills of Bangladesh. ACHRF/35/2004: 25 August 2004
b Destruction of a people: Jummas of the CHTs. Review 74/05: 25 May 2005
d ‘Life is not ours’: Attacks on indigenous Jumma peoples..: 23 April 2008

[54] **Time Magazine (Asia edition)** http://www.time.com/time/asia

a “State of Disgrace”: Article dated 5 April 2004. Issue date 12 April 2004
b “Reining in the Radicals”. Webpage article dated 28 February 2005 (Subsequently published in Time Asia: 7 March 2005 Vol.165 No 9.)

[55] **The Guardian (UK)** www.guardian.co.uk

a Rape and torture empties the villages: 21 July 2003
b Bangladeshi poll postponed after interim leader resigns: 12 January 2007

[56] **The Press Trust of India (accessed via Lexis/Nexis)**

a Bangla-Attack: 2 January 2004
b Bangladesh to replace century-old Police Law: 10 May 2007

[57] **Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council (Bangladesh Hindu Bouddha Christian Oikya Parishad)**

a ‘Communal Attack and Repression on Minority’ Reports: January – December 2008 http://www.bhbcop.org/bulletin/atrocity.html
Date accessed 22 June 2009

[58] **UNICEF** http://www.unicef.org/index.php

a Bangladesh: ‘Background’
http://www.unicef.org/infobycountry/bangladesh_bangladesh_background.html
Date accessed 11 June 2010

b UNICEF Bangladesh: Overview - Economics
Date accessed 5 August 2008

c Bangladesh: Statistics
http://www.unicef.org/infobycountry/bangladesh_bangladesh_statistics.html
Date accessed 22 June 2009

d UNICEF Bangladesh: 'The Children': Early Years, Primary School Years; Adolescence http://www.unicef.org/bangladesh/children.html
Date accessed 5 August 2008

e 'In Focus: Protection of Children at Risk', UNICEF Bangladesh Newsletter, Issue 11, March 2009
http://www.unicef.org/bangladesh/Donor_Newsletter-11_March_09.pdf
Date accessed 22 June 2009

f UNICEF, undated background note, 'Child Sexual Abuse, Exploitation and Trafficking in Bangladesh'
http://www.unicef.org/bangladesh/Child_Abuse_Exploitation_and_Trafficking.pdf
Date accessed 22 June 2009

g Bangladesh Demographic and Health Survey 2007, published March 2009
http://www.unicef.org/bangladesh/BDHS2007_Final.pdf
Date accessed 11 June 2010

h Birth Registration in Bangladesh,
http://www.unicef.org/bangladesh/Birth_Registration.pdf
Date accessed 11 June 2010

[59] Institute for Conflict Management, New Delhi: South Asia Terrorism Portal
http://www.satp.org/
Date accessed 14 June 2009

d Islami Chhatra Shibir (ICS)

f Data Sheets: updated to 31 December 2009
http://satp.org/satporgtp/countries/bangladesh/database/index.html
Date accessed 31 December 2009

g Bangladesh Assessment 2010
http://www.satp.org/satporgtp/countries/bangladesh/index.htm
Date accessed 1 January 2010

[60] The Independent (Bangladesh) http://independent-bangladesh.com/news

a Crime and Punishment: 376 hanged in 32 years: 16 October 2004

b Govt frees EC secretariat: 31 January 2008

[61] Associated Press (via LexisNexis)

a Bangladesh court hands death sentences to three fugitives in killing of four Cabinet ministers: 20 October 2004

c Bangladesh police arrest ex-PM Khaleda Zia on corruption charges: 4 September 2007

f New Bangladesh leader takes control of security agencies as mass arrests continue: 14 January 2007

g Bangladesh Supreme Court rejects bail for ex-Premier Khaleda Zia in corruption case: 4 October 2007

h New evidence forces adjournment at opening of extortion trial against former Bangladesh PM: 3 December 2007

i Bangladesh court rejects defence pleas to scrap charges of extortion against ex-leader: 13 January 2008

[62] CIA World Factbook https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bg.html
Updated 27 November, 2009
Date accessed 14 December 2009

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[63] Organisation for Economic Co-operation and Development's Social Institutions and Gender Index (OECD SIGI) http://genderindex.org/

a Bangladesh Country profile (undated)
http://genderindex.org/country/bangladesh
Date accessed 11 June 2010

[64] Acid Survivors Foundation (ASF) http://www.acidsurvivors.org/

a Statistical Facts page
Date accessed 15 June 2009

b Information received by email from the Executive Director of the ASF on 14 June 2007

c Discussion with the ASF Executive Director in March 2007

d Voice newsletter: Extract from issue 12-13, October 2007 to January 2008

[65] Freedom House http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=1

a 'Freedom in the World' – Bangladesh (2009) (events of 2008) Published September 2009
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7563
Date accessed 17 December 2009

b 'Freedom in the World' – Bangladesh (2008) Published 2 July 2008
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2008&country=7349
Date accessed 3 September 2008

c 'Countries at the Crossroads 2007: A Survey of Democratic Governance': Bangladesh: Published 25 September 2007
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=140&edition=8&ccrpage=37&ccrcountry=149
Date accessed 25 August 2008

d 'Freedom in the World' – Bangladesh (2010) (events of 2009) Published May 2010
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2010&country=7778
Date accessed 1 June 2010

[66] Asian Human Rights Commission (AHRC) http://www.ahrchk.net
http://www.alrc.net/

a Special report: 'Lawless Law Enforcement & the Parody of Judiciary in Bangladesh': Published in article 2, Vol.5 No.4: August 2006
http://www.article2.org/pdf/v05n04.pdf

b The State of Human Rights in Bangladesh 2009", undated,
http://material.ahrchk.net/hrreport/2009/AHRC-SPR-001-2009-Bangladesh-HRReport2009.pdf
Date accessed 25 August 2008

c Bangladesh: IPs Massacred For Land Grab, 23 February 2010
http://www.achrweb.org/reports/bangla/CHT012010.pdf
Date accessed 25 February 2010

[67] United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR)
http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home

a Briefing notes: Bangladesh: Joint emergency mission to Teknaf sees plight of Rohingya Myanmarese: 19 July 2005

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

b UNHCR comments to the Advisory Panel on Country Information on the April 2005 Home Office Country Report for Bangladesh: 8 September 2005. Full comments appear on the APCI website - www.apci.org.uk
c Rohingya refugees living in tough conditions in Bangladesh camps: 21 September 2005
d Bangladesh: Registration starts in camps: 25 November 2005
e UNHCR urges Bangladesh to find new homes for riverbank refugees: 7 March 2007
f After 15 years of stagnation, improvements come to Bangladesh camps: 22 March 2007

[68] **International Federation for Human Rights/Féderation Internationale des ligues des Droits de l'Homme (FIDH)** http://www.fidh.org/_news.php3
a Report on fact-finding mission of December 2004: "Speaking out Makes of You a Target – Human Rights Defenders and Journalists at Risk." No 421/2: June 2005

[69] **Dhaka Courier**
a Neglecting the Bihari time bomb: 5 May 2000

[70] **Rapid Action Battalion (RAB)** http://www.rab.gov.bd/
Date accessed 11 January 2010

[71] **Bangladesh Military Forces Group** http://www.bdmilitary.com/
Date accessed 11 June 2010

[72] **Bangladesh Rifles (BDR)** http://www.bdr.gov.bd/index.php?node=node/about
Date accessed 11 January 2010

[73] **Hands Off Cain** http://www.handsoffcain.info/
a Bangladesh country report 2010 http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idstato=13000012&idcontinente=23
Date accessed 11 June 2010

[74] **Refugees International (RI)** http://www.refugeesinternational.org/
a Citizens of Nowhere: The Stateless Biharis of Bangladesh: January 2006 http://www.refugeesinternational.org/content/publication/detail/7828/
b Bihari: from statelessness to citizenship: 23 May 2008 http://www.refugeesinternational.org/blog/bihari-statelessness-citizenship

[75] **European Commission: Delegation to Bangladesh** http://www.eudelbangladesh.org/
Date accessed 22 July 2009
a Press Release: The European Commission supports UNDP Chittagong Hill Tracts Development Facility Programme with 7.5 million euros: 21 August 2005

[76] **Asian Legal Resource Centre** http://www.ahrchk.net/index.php
a 'Politics – Corruption Nexus in Bangladesh An Empirical Study Of The Impacts On Judicial Governance', February 2010. http://www.ahrchk.net/pub/pdf/ALRC-PUB-001-2010-BN-Politics-Corruption.pdf
Date accessed 11 June 2010

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[77] Ministry of Foreign Affairs, Bangladesh http://www.mofa.gov.bd/
a National Statistics
http://02efe1e.netsolhost.com/bangladeshgovbd/index.php?option=com_content&task=view&id=126&Itemid=197
Date accessed 14 December 2009
b Booklet entitled 'Bangladesh: The Pioneer of Microcredit'. Published December 2005

[78] King's College, London: International Centre for Prison Studies http://www.kcl.ac.uk/schools/law/research/icps
a Prison Brief for Bangladesh
Date accessed 7 May 2010

[79] High Commission of the People's Republic of Bangladesh, London
a "Implementation status of the Chittagong Hill Tracts Peace Accord 1997." Paper presented at a House of Lords seminar on the CHT: 28 March 2006

[80] Dr Nusrat Ameen: *Wife Abuse in Bangladesh: An Unrecognised Offence*
Book published in 2005 for the Bangladesh National Women Lawyers' Association. ISBN 984 05 1742 2

[81] National Kidney Foundation, Bangladesh http://www.kidneybangla.org/
Date accessed 1 October 2006

[82] Directorate General of Health Services
http://www.angelfire.com/ak/medinet/database.html
Date accessed 28 August 2008

[83] Jane's Information Group (by subscription) http://www.janes.com/
a Jane's Terrorism & Security Monitor: Bangladesh's Rapid Action Battalion:
Date accessed 28 April 2010
d Jane's Terrorism & Security Monitor: Captures fail to halt Bangladesh militants: 7 April 2006
e Jane's Sentinel Security Assessment: 25 June 2009
f Jane's Sentinel Security Assessment Non-state Armed Groups: 22 January 2007
g Jane's Sentinel Security Assessment: Armed Forces: 14 December 2009
h Jane's Sentinel Security Assessment: Internal Affairs: 8 April 2009
Date accessed 28 April 2010)

[84] Law Commission of Bangladesh (website)
http://www.lawcommissionbangladesh.org/about.htm
Date accessed 15 March 2010

[85] Bangladesh Embassy, Washington DC (website)
http://www.bangladoot.org/aboutbangladesh.asp
Date accessed 8 October 2006

[86] -

[87] Financial Times (FT.com) www.ft.com
a Bangladesh postpones elections: 12 January 2007
Date accessed 15 January 2007
b Bangladesh generals plan anti-corruption drive: 16 January 2007
Date accessed 31 May 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[88] **United States Department of Labor**
a 2008 Findings on the Worst Forms of Child Labor – Bangladesh, 10 September 2009. http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=publisher&docid=4aba3ef058&skip=0&publisher=USDOL&querysi=bangladesh&searchin=title&display=50&sort=date
Date accessed 1 June 2010

[89] **Asia Pulse** Accessed via LexisNexis:
a Profile – Bangladesh's Textile Industry: 25 October 2006
Date accessed 26 October 2007
Accessed via Thomson-Reuters DataStar:
b 'National Security Council', by Barrister Harun ur Rashid: 9 May 2008

[90] **The Nobel Foundation** http://nobelprize.org/
Date accessed 13 October 2007
The Nobel Peace Prize for 2006: 13 October 2006

[91] **Al Jazeera** http://english.aljazeera.net/English
a Bangladesh anti-graft chief chosen: 22 February 2007
c Hasina returns to Bangladesh: 7 May 2007
f Dhaka charges four for 2004 attack: 9 June 2007

[92] **BuddhaNet (Buddha Dharma Education Association)** http://www.buddhanet.net/
Date accessed 7 August 2007
a Buddhism in Bangladesh

[93] **Thomson Reuters** http://www.reuters.com/
a 'Factbox: Key facts about Bangladesh's Mujib case', 27 January 2010 http://www.reuters.com/article/idUSTRE60Q67A20100127
Date accessed 28 January 2010
b 'Killers of Bangladesh independence leader executed', 27 January 2010 http://www.reuters.com/article/idUSTRE60Q67320100127
Date accessed 28 January 2010

[94] **-**

[95] **Hudson Institute** http://www.hudson.org/
Maneeza Hossain: 'Bangladesh 2007: The New Order and Islamism': June 2007 (White Paper)

[96] **New Age (daily newspaper)** http://www.newagebd.com/arch.html
d New police law drafted…: 10 June 2007
f 20,600 arrested so far in crackdown: 9 June 2008

[97] **Bangladesh Ministry of Home Affairs: Police Reform Programme** (Partners: United Nations Development Programme (UNDP); UK Department for International Development (DfID)) http://www.prp.org.bd/AboutUs.htm
a Final Report on Public Attitude Baseline Survey for the Police Reform Programme (BGD/04/001), commissioned by UNDP: Submitted 10 January 2007 http://www.prp.org.bd/Reports/PublicAttitudeBaselineSurveyPRP.pdf
b Press release: Bangladesh police to provide victim support services to enhance police-community relations: 9 August 2007

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

c Website pages: 'About Us'; 'Programme'; 'Major Achievements'; News/Press Release'.
Date accessed 11 June 2009
d Press release: Bangladesh Police launches new investigation to combat human trafficking: 17 June 2008

[98] **Bangladesh Police (Accessed 28 May 2009)** http://www.police.gov.bd/
b 'About police'

[99] **Loving-Bengal.net / SOS-Arsenic.net** http://sos-arsenic.net/lovingbengal/
a The Bengalees and Indigenous Groups
Date accessed 6 February 2008

[100] **Bayefsky.com**
The United Nations Human Rights Treaties: Bangladesh
http://www.bayefsky.com/bycategory.php/state/14
Date accessed 14 May 2009

[101] **The Lesbian and Gay Studies Reader (book)** Edited by Abelove, Barale and Halperin. Published by Routledge, 1993. ISBN 978-0-415-90519-0
a Chapter 35: Hijras as Neither Man Nor Women, by Dr Serena Nanda

[102] **Save the Children**
b State of the World's Mothers 2010, May 2010.
http://www.savethechildren.org/publications/state-of-the-worlds-mothers-report/SOWM-2010-Women-on-the-Front-Lines-of-Health-Care.pdf
Date accessed 11 June 2010

[103] **IRIN News (UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs)**
http://www.irinnews.org/irin-asia.aspx
b Bangladesh: Report blasts primary school education: 11 February 2009
http://www.unhcr.org/refworld/country,,,,BGD,,4993ea3b14,0.html (via Refworld)
d. Bangladesh: Women move forward but challenges remain, 27 January 2009, http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=82575
Date accessed 1 June 2009

[104] **DHL: YES Awards 2007**
Bangladesh: *Badhan Hijra Sangha*, by Pinky Sikder (Dated 2007)
http://www.dhl.com/publish/etc/medialib/g0/downloads/integration.Par.0053.File.tmp/case_study_brochure.pdf

[105] **Banglapedia: National Encyclopedia of Bangladesh**
http://banglapedia.org/english/index.htm
a *Hijra*, by Mohammad Solaiman (undated)
http://banglapedia.search.com.bd/HT/H_0117.htm

[106] **Hossain S. and Turner S.**
'Abduction for Forced Marriage - Rights and Remedies in Bangladesh and Pakistan' (undated) Accessed on the website of the School for Oriental and African Studies (SOAS), London University
http://www.soas.ac.uk/honourcrimes/FMarticleHossain.pdf
Date accessed 18 August 2008

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[107] Akter N.
'Child Domestic Workers in Bangladesh: An Exploratory Study of Health Consequences of Child Domestic Workers in Dhaka': March 2006 (Abstract)
http://www.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/0/9/9/7/5/p99757_index.html
Date accessed 24 August 2008

[108] United Nations Development Programme (UNDP)
b Bangladesh electronic photo voter list gets excellent rating from international audit team: 25 December 2008
c Professionalism, transparency and credibility: UNDP supports Bangladesh's return to democracy: 11 January 2009

[109] Ain o Salish Kendra (ASK) http://www.askbd.org/web/
a Human Rights in Bangladesh 2008: Chapter 4, Right to life
http://www.askbd.org/web/?page_id=430
Date accessed 14 June 2009
b Human Rights in Bangladesh 2008: Chapter 22, Rights of Sexual Minorities
http://www.askbd.org/hr_report2008/22_Sexual.pdf
Date accessed 14 December 2009

[110] Hampshire County Council: Minority Achievement Service
'Sylheti Bengali – Bangladeshi children in Hampshire schools'
http://www3.hants.gov.uk/education/ema/ema-advice/ema-advice-lcr/ema-advice-lcr-bengali.htm
Date accessed 21 April 2009

[111] Office of the Law Commission http://www.lawcommissionbangladesh.org
a Opinion on the Study Report for Marriage, Inheritance and Family Laws in Bangladesh Towards a Common Family Code, 18 July 2005
http://www.lawcommissionbangladesh.org/reports/69.pdf
Date accessed 21 April 2009

[112] Bangladesh Prisons Directorate
http://www.prison.gov.bd/index5.php?category=1
a Population in prisons: 31 December 2008
http://www.prison.gov.bd/index5.php?category=15
Date accessed 7 May 2009

[113] -

[114] Oxford University: Refugee Studies Centre
a Forced Migration Review: Issue 32, April 2009 'The end of Bihari statelessness', by Khalid Hussain
http://www.fmreview.org/FMRpdfs/FMR32/FMR32.pdf (page 30)

[115] US Committee on International Religious Freedom http://www.uscirf.gov/
a Annual Report 2009
http://www.uscirf.gov/index.php?option=com_content&task=view&id=2260&Itemid=35
Date accessed 13 June 2009
b Annual Report 2010
http://www.uscirf.gov/images/annual%20report%202010.pdf
Date accessed 13 June 2009

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

[116] **International Institute for Strategic Studies: Armed Conflict Database (by subscription)**
a Bangladesh (JMB): 'Political trends' (Accessed 14 June 2009)
b Bangladesh (JMB): 'Historical Background' (Accessed 17 December 2009)

[117] **The Institute of Peace and Conflict Studies (IPCS)** http://www.ipcs.org/
a 'Madrasas In Bangladesh', August 2007
http://www.ipcs.org/pdf_file/issue/656053960IPCS-SpecialReport47-Tiffany.pdf
Date accessed 17 December 2009

[118] **iExplore - First Choice Holidays.**
http://www.iexplore.com/dmap/Bangladesh/The+Essentials
Date accessed 17 December 2009

[119] **NEWKERALA.COM** http://www.newkerala.com/
a Move to bring six fugitive Mujib killers to Bangladesh, 29 January 2010
http://www.newkerala.com/news/fullnews-40540.html
Date accessed 1 February 2010

Return to contents
Go to list of sources

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。